

目 次

(令 和 5 年)

○第4回臨時会

第1日目(7月11日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第33号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第2号)	3
議案第34号 中城村老人福祉センター解体工事請負契約	7

○第5回定例会

第1日目(9月8日)

会議録署名議員の指名	16
会期の決定	16
諸般の報告	16
行政報告	17
陳情第6号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)	17
陳情第7号 県産品の優先使用について(要請)	18
議案第35号 中城村印鑑条例の一部を改正する条例	18
議案第36号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	20
議案第37号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例	22
議案第38号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第3号)	27
議案第39号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	43
議案第40号 令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	45
議案第41号 令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	46
議案第42号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算(第2号)	48
議案第43号 令和5年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)	49
議案第44号 令和4年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について	50
認定第1号 令和4年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	51
認定第2号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	57
認定第3号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	60
認定第4号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	63

認定第5号	令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	65
認定第6号	令和4年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	67
認定第7号	令和4年度中城村水道事業会計決算認定について	69
同意第4号	農業委員会委員の任命について	77
報告第5号	専決処分報告について（「子ども第三の居場所」新築工事第2回改定契約）	87
報告第6号	令和4年度決算に係る健全化判断比率について	88
報告第7号	令和4年度決算に係る資金不足比率について（中城村公共下水道事業特別会計）	89
報告第8号	令和4年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計）	90
報告第9号	令和4年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計）	90
報告第10号	令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	91

第2日目（9月9日） 休 会（土）

第3日目（9月10日） 休 会（日）

第4日目（9月11日）

一般質問

6番	安里清市 議員	95
10番	比嘉麻乃 議員	100
15番	石原昌雄 議員	110
8番	屋良照枝 議員	117

第5日目（9月12日）

一般質問

9番	大城常良 議員	127
13番	新垣博正 議員	138
7番	新垣修 議員	149
3番	比嘉護 議員	158

第6日目（9月13日）

一般質問

2番	玉那覇登 議員	169
1番	小橋川恵美 議員	175

12番 金城 章 議員	181
5番 新垣 貞 則 議員	189

第7日目（9月14日）

一般質問

4番 桃原 清 議員	203
認定第1号 令和4年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	209
認定第2号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	222
認定第3号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	223
認定第4号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	223
認定第5号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	223
認定第6号 令和4年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	224
認定第7号 令和4年度中城村水道事業会計決算認定について	224

第8日目（9月15日） 委員会（金） 委員会審議

第9日目（9月16日） 休 会（土）

第10日目（9月17日） 休 会（日）

第11日目（9月18日） 休 会（月） 敬老の日

第12日目（9月19日） 委員会（火） 委員会審議

第13日目（9月20日） 委員会（水） 委員会審議

第14日目（9月21日） 委員会（木） 委員会審議（陳情等審査及び委員長取りまとめ）

第15日目（9月22日） 委員会（金） 委員会審議（連合審査）

第16日目（9月23日） 休 会（土） 秋分の日

第17日目（9月24日） 休 会（日）

第18日目（9月25日） 委員会（月） 委員会審議（連合審査）

第19日目（9月26日） 委員会（火） 委員会審議（連合審査）

第20日目（9月27日）

議案第45号	令和5年度中城村一般会計補正予算（第4号）	227
認定第1号	令和4年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について	229
認定第2号	令和4年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	230
認定第3号	令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	232
認定第4号	令和4年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	233
認定第5号	令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について	235
認定第6号	令和4年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について	236
認定第7号	令和4年度中城村水道事業会計決算認定について	237
議案第44号	令和4年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について	239
陳情第9号	学童クラブが抱える課題と解決を求める要望書	240
陳情第10号	健康保険証の存続を求める陳情	240
意見書第3号	健康保険証廃止の中止等を求める意見書	240
決議第1号	植物ごみの減量化・資源化に向けた取組みへの決議書	243

第4回 臨時会

令和5年第4回中城村議会臨時会会期日程表

開 会 令和5年7月11日

会 期 1 日間

閉 会 令和5年7月11日

日 次	月 日	曜日	開議時刻	会 議 名	事 項
第 1 日	7月11日	火	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 議案第33、34号における説明、質疑、討論、採決 閉会

令和5年第4回中城村議会臨時会（第1日目）

招集年月日	令和5年7月11日（火）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開会	令和5年7月11日（午前10時00分）		
	閉会	令和5年7月11日（午前10時32分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	小橋川 恵美	9番	大城 常良
	2番	玉那覇 登	10番	比嘉 麻乃
	3番	比嘉 護	11番	仲松 正敏
	4番	桃原 清	12番	金城 章
	5番	新垣 貞則	13番	新垣 博正
	6番	安里 清市	14番	新垣 善功
	7番	新垣 修	15番	石原 昌雄
	8番	屋良 照枝	16番	伊佐 則勝
欠席議員				
会議録署名議員	13番	新垣 博正	14番	新垣 善功
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比嘉 保	議事係長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜田 京介	こども課長	比嘉 昌子
	副村長	比嘉 忠典	企画課長	比嘉 健治
	教育長	比嘉 良治	まちづくり推進課長	金城 勉
	総務課長	大湾 朝也	都市建設課長	呉屋 克行
	住民生活課長	仲村 盛和	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	仲松 範三
	会計管理者	新垣 忍	上下水道課長	仲村 武宏
	税務課長	比嘉 聡	教育総務課長	我謝 慎太郎
	福祉課長	照屋 淳	生涯学習課長	渡久地 真
	健康保険課長	島袋 かおり	教育総務課主幹	森本 雅人

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	議案第33号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第2号）
第 4	議案第34号 中城村老人福祉センター解体工事請負契約

○議長 伊佐則勝 おはようございます。ただいまより令和5年第4回中城村議会臨時会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、13番 新垣博正議員、14番 新垣善功議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日7月11日のみにしたいと思います。御異議ありません

か。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、本臨時会の会期は本日7月11日の1日間に決定しました。

日程第3 議案第33号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、議案第33号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第2号)について御提案申し上げます。

議案第33号

令和5年度中城村一般会計補正予算(第2号)

令和5年度中城村一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17,604千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,290,021千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年7月11日 提出

中城村村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		1,975,104	14,651	1,989,755
	2 国庫補助金	558,517	14,651	573,168

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		165,086	53	165,139
	2 基金繰入金	165,086	53	165,139
22 村債		272,564	2,900	275,464
	1 村債	272,564	2,900	275,464
歳 入 合 計		9,272,417	17,604	9,290,021

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,136,310	2,843	1,139,153
	3 戸籍住民基本台帳費	78,170	2,843	81,013
10 教育費		1,213,959	14,761	1,228,720
	6 保健体育費	272,989	14,761	287,750
歳 出 合 計		9,272,417	17,604	9,290,021

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
社会教育施設整備 事業債	千円 55,300	証書借入 又は 証券発行	年5%以内 (ただし、利 率見直し方式 で借り入れる 資金等につい て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	特別の融資 条件のあるも のを除き、償 還期限は、据 置期間を含め 30年以内、償 還方法は、元 金均等又は元 利均等によ る。 ただし、財 政の都合によ り据置期間及 び償還期間を 短縮し、もし くは繰上げ償 還又は低利に 借換えするこ とができる。	千円 58,200	同じ	同じ	同じ

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これでは提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、補正予算について。

マイナンバーカード事務費補助金284万3,000円、この業務内容はどのような作業をされるのかお答えください。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは、お答えします。

マイナポイント申込み申請が9月末に終了することにより、8月、9月にそのポイント申請の殺到することが想定されますので、それに対応できるように8月、9月分を委託業務として、業務に対応するために委託を予定しております。期間としては2か月間で、その内容としましては、この委託業者からの人員の派遣と、あと、それに対応する機器のリース、それを2か月見込んでおります。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 これは、本村の職員が作業するのではなくて、委託業者と契約をして、委託業者がこの作業をされるということですか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

現在、3台の機器で対応しておりますが、それでも対応しきれないだろうということで、委託業者に人材の派遣とその機器の持込みをしてもらって、合計6台で対応していこうと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 今、国のほうでは、総点検ということで、このマイナンバーカード

についての総点検の指令が出ているという報道がされていますけれども、それらに関連するような作業もこれには入るんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

現在、国から29項目、その指示が出ているんですが、まだ具体的に市町村には下りてきておりません。

今回の委託業務には、その部分は含まれておりません。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、ちょっと質問させていただきます。

8ページの3目の公園施設費、その委託料のちょっと説明をひとつお願いします。

これ、まだまだ先の予定だったと思うんですけども、また、何があってなのか。

総合的に、また、設計料ではありますけれども、施設はどのぐらいの金額を考えた設計委託か。設計委託者は、村内設計事務所が多いのかどうか、検討しているかも。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

こちらに関しましては、沖縄振興特定事業推進費のほうに申請しておりまして、それが6月30日付で交付決定いたしました。それで急遽こちらのほうに組ませていただきました。

設計、今回は、基本設計と実施設計と解体設計のこの金額になっております。

今の段階でのおおよその概算としましては、全て含めると4億6,000万円ぐらいになるのを想定しております。

あと、設計業者に関しましては、今のところはまだまだそういう段階ではございませんので、特に決まってはおりません。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今の段階で、設計をぜひ村内業者にさせていただきたいと。

今、小学校なりいろんな物件は、全然業者が、村内業者を育成していませんので、ぜひその件は十分考えていただきたいと。お願いします。

以上です。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第33号について質疑をいたします。

まず1点目、これも、7ページの2款総務費の委託料になるんですけども、これは先ほども話があったんですけども、直近のマイナンバーカードの本村の取得率というのが大体どれぐらいになっているのか。

そして、2点目が、今、新聞報道でもあるように個人情報の誤登録等で自主返納が本村でも4件あったということで報道されているんですけども、これが7月に入っても返納の話があるのかどうか、あるいは、問合せ等、いろんなものがあるのか。この2点、伺います。

3点目に、金城議員のほうからありました建て替え設計業務について、これは総トータルで4億6,000万円の予算を計上すると、それぐらい見込んでいるということなんですけれども、今回1,400万円余りで設計業務、あとは解体まで含めるということなんですけれども、これが解体した後、建築しないといけないという状況になると思うんですけども、それも含めての4億6,000万円なのか。そのあたりの財源のめどはついていっているのかどうか。そのあたりを伺います。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

まず、マイナンバーの取得率としましては、中城村は6月末時点で62.48%であります。

それから、返納の件ですけれども、7月に入っては返納、現在のところはございません。

ただ、問合せは一、二件、そういった確認のためにあることは承知しております。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず、その4億6,000万円の中身についてなんですが、一応これに関しましては、先ほど言った設計関係とあと解体工事と新設工事、全てを含めての金額になっております。

財源に関しましては、企画課長のほうでちょっとお願いしたいと思うんですが。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

先ほど、生涯学習課長からもありました沖縄振興特定推進事業費、これについて3年間の事業の交付決定を受けておりますので、財源のめどはついております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 マイナンバーカードについては、今いろいろ国の不手際と言っても私は過言ではないというふうに思っているんですけども、やはりそれが村内を付随して、いろいろな問合せとかそういうものがあるのであれば、またしっかり担当課のほうで対応をさせていただいて、安心して安全なやり方でやってますよというものを村民に安心させないといけないということで、ぜひちょっと親身になって対応していただきたいと。

これから返納がまた出てくるかもしれないんですけども、そういう場面でもしっかり対応して、できるだけ全員が、今62.4%ということなんですけれども、多くの方がぜひ取れるような体制づくりをしっかりとやっていってほしいと、このように思っております。

あと、設計業務なんですけれども、トータルで4億6,000万円ということなので、これも3

年間の推進事業があるということなんですね。

その中で、しっかりと今までのも、この建て替えについては、前々からぜひ早くやってほしいという要望もあるものですから、それについてはしっかりと予算組み、そして、しっかりと計画を立てて、できるだけ早く推進をしていってほしいということですので、ぜひしっかりとやっていただきたいと、このように思っております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第33号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第33号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第33号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第2号)は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第34号 中城村老人福祉センター解体工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第34号 中城村老人福祉センター解体工事請負契約について御提案申し上げます。

議案第34号

中城村老人福祉センター解体工事請負契約について

中城村老人福祉センター解体工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|---------------------------------------|-----------------|
| 1. 契約の目的 | 中城村老人福祉センター解体工事 |
| 2. 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3. 契約金額 | 金 27,925,700円 |
| うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額、
産業廃棄物税相当額 | 金 2,575,700円 |

4. 契約の相手方

沖縄県宜野湾市真栄原二丁目5番1-201号
有限会社 昭和興業
取締役 結 城 和 昭

令和5年7月11日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

中城村老人福祉センター解体工事の工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を必要とする。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「休憩で」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩 (10時18分)

~~~~~

再 開 (10時20分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

(「休憩」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩 (10時20分)

~~~~~

再 開 (10時22分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、質問します。

入札の業者選定で、村内業者3社です。その理由を少し、15社の中で3社というのは少ないんじゃないかなと思います。

それと、今、休憩の中での質問でありましたが、これは追加はなしということで今答

弁ありましたけれども、本当に追加がないのかどうか。

それと、設計内容で残すべき箇所、擁壁は残すと、ちょっと前回お聞きしましたけれども、段差のところでは要するにどうなるのか。

土砂搬出も出てくるのか。東側の隣地の段差とか、そういうのを残したときに、またその、どんなふうに残すのか。隣地の、道路側の隣地の件ですね。土砂とか流れないのかどうか、こういう件も考えてあるのかな。

また、そういうのが追加として出たら、この金額で落札した意味がないんじゃないかなと思うんですけども、どうですか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

今の、擁壁の件ですけれども、基本的に周囲を囲っている擁壁の部分についてはそのまま残すということで、地主さん、また、添石自治会のほうとお話し合いをして、あちらからの要望もありましたので、擁壁は基本残すという考えをしています。

もう1つ残るのが社会福祉協議会が使っていたプレハブですね、きらりのプレハブ。そちらは、添石自治会のほうに譲渡されましたので、そのプレハブとその周囲のコンクリの地盤の

ところですね。その部分、添石自治会の敷地の範囲内においては、そこは残しておくという形で今合意しております。

あとは、撤去した後のこの、金城議員おっしゃるような段差の部分ですね。そちらについては、基本的にきちんと対応ができるようになだらかな形でやるということで、設計のほうをやった上で、その設計書を事業者の方々に見せております、出しておりますので、それに基づいた金額で出ているということで考えております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 今、設計書ではゆるやかな勾配で流出しないように考えているという答弁ですけれども、今、添石自治会が使うこのプレハブの件で、そこでの現状、2階との段差が大分ありますよね。その擁壁は、建物で止めてあるはずなんですけれども、そのほうの、要するに収めというか、そういうのはまたこの予算にちゃんと入っているんですよね。

そこから、今ある現状の取り壊した段階で、土砂とかまた村道に、この添石の自治会の土地に、そのほうも流れ出るおそれがあると思うんですけれども、その止めが見えないものだから。

これ、業者の最安値で落札した場合、そういう追加、追加が出て、どうなのかなと一瞬思うわけよ。

そういうのが出ないように、このちゃんと設計士は見積りしていると思うんですけども、ちゃんとした止めができなかったら、また追加出すのかどうか。

こういうのがあんまり分からないですね。

そこだけ、もう一度だけ。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 基本、設計の段階で、そちらのリスクも含めて、地主の方々からも意見お伺いして積算はしておりますので、基本的には工事、出した内容については、そのリスク

も踏まえて設計はされたものと理解しております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 先ほど、業者選定のほうもちょっと答弁お願いします。

中城村は3者しか指名していないということ、答弁漏れがあるわけだ。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えします。

指名業者選定につきましては、地元経済の活性化、村内事業者の育成を図ることは重要であると考えております。

発注の標準となります請負工事の設定額、業種別の等級に基づきまして、競争性を確保した上で、村内事業者への優先発注に努めているところであります。

発注部署からの工事の概要書を基に、経営状況であったり信用の状況、当該建設工事等についての技術的適性などを踏まえて、村内業者及びその他の業者の選定をしているところであります。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 議案第34号 中城村老人福祉センター解体工事請負契約についてお伺いします。

地下に埋設されているものというのは、もう全て確認されていますか。配管とか、あるいはまたパイル、くいとかですね。その本数とかそういうのも把握されていますか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

設計書、当初、設計のときの設計書が残ってましたので、それを基に確認、確認というか、積算の中には入れて、事業者の方々には提案出しております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 じゃ、取り残しがな
いようにということで、十分対応するようお願い
します。

以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第34号
について質疑をいたします。

これ、落札率が45.11%で、大分予定価格よ
り低いんですけども、今回、この建物につい
てのアスベストの検査は行われたのか、入っ
ていないということで進められているのか、その
あたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

アスベストの検査につきましては、令和4年
度の補正で計上させていただいて、12月、年末
までに実施をしました。飛散性のアスベストは
ないという報告を受けております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これも今まで提案で、
まあ1億円ぐらいかかるんじゃないかなとい
うふうな話もあったんですけども、2,500万円
ぐらいで済むのであれば、本村としては安くで
きるということです。ぜひ地権者、あるいは
地主の方々にも、何の問題もなくしっかり返
還できるような体制で、終わってから、またあ
っちも悪い、こっちも悪いと言われないよう
に、しっかりとした対応をお願いしたいとい
うふうに思っております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっており
ます議案第34号は、会議規則第39条第3項
の規定によって委員会付託を省略したいと思
います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第34号は委員会付託を省
略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、こ
れで討論を終わります。

これから議案第34号 中城村老人福祉セン
ター解体工事請負契約についてを採決しま
す。

お諮りします。本案は原案のとおり決定
することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第34号 中城村老人福祉
センター解体工事請負契約については、原
案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、本臨時会
において議決の結果生じた条項、字句、数
字、その他の整理を要するものについては、
その整理を議長に一任してよろしいでしょ
うか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、条項、字句、数字、その他の
整理を要するものについては、議長に一任
することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで、本臨時会を閉会いたします。御
苦労さまでした。

閉 会 (10時32分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 新 垣 博 正

中城村議会議員 新 垣 善 功

第5回 定例会

令和5年第5回中城村議会定例会会期日程表

開 会 令和5年9月8日

会 期 20 日間

閉 会 令和5年9月27日

日 次	月 日	曜日	開議時刻	会 議 名	事 項
第 1 日	9月8日	金	午前10時	本 会 議	会議録署名議員の指名、会期の決定 諸般の報告、行政報告、陳情第6、7号 議案第35、36、37、38、39、40、41、42、43号 に対する説明、質疑、討論、採決、及び 議案第44号に対する説明、質疑、委員会付託 認定第1、2、3、4、5、6、7号に対する 説明 同意第4号に対する説明、質疑、討論、採決 報告第5、6、7、8、9、10号に対する報告
第 2 日	9月9日	土	\	休 会	
第 3 日	9月10日	日	\	休 会	
第 4 日	9月11日	月	午前10時	本 会 議	一般質問（4人）
第 5 日	9月12日	火	午前10時	本 会 議	一般質問（4人）
第 6 日	9月13日	水	午前10時	本 会 議	一般質問（4人）
第 7 日	9月14日	木	午前10時	本 会 議	一般質問（1人） 認定第1、2、3、4、5、6、7号に対する 質疑、委員会付託
第 8 日	9月15日	金	午前10時	委 員 会	委員会審議
第 9 日	9月16日	土	\	休 会	
第10日	9月17日	日	\	休 会	
第11日	9月18日	月	\	休 会	敬老の日
第12日	9月19日	火	午前10時	委 員 会	委員会審議
第13日	9月20日	水	午前10時	委 員 会	委員会審議
第14日	9月21日	木	午前10時	委 員 会	委員会審議（陳情等審査及び委員長取りまとめ）
第15日	9月22日	金	午前10時	委 員 会	委員会審議（連合審査）
第16日	9月23日	土	\	休 会	秋分の日
第17日	9月24日	日	\	休 会	
第18日	9月25日	月	午前10時	委 員 会	委員会審議（連合審査）
第19日	9月26日	火	午前10時	委 員 会	委員会審議（連合審査）
第20日	9月27日	水	午前10時	本 会 議	委員長報告に対する質疑、討論、採決

閉会

令和5年第5回中城村議会定例会（第1日目）

招 集 年 月 日	令和5年9月8日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	令和5年9月8日（午前10時00分）		
	散 会	令和5年9月8日（午後4時47分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	比 嘉 麻 乃
	3 番	比 嘉 護	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝	
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	15 番	石 原 昌 雄	1 番	小橋川 恵 美
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	まちづくり推進課長	金 城 勉
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	都 市 建 設 課 長	呉 屋 克 行
	住 民 生 活 課 長	仲 村 盛 和	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 松 範 三
	会 計 管 理 者	新 垣 忍	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	税 務 課 長	比 嘉 聡	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	福 祉 課 長	照 屋 淳	生 涯 学 習 課 長	渡 久 地 真
	健 康 保 険 課 長	島 袋 かおり	教 育 総 務 課 主 幹	森 本 雅 人

議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	陳情第6号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）
第 6	陳情第7号 県産品の優先使用について（要請）
第 7	議案第35号 中城村印鑑条例の一部を改正する条例
第 8	議案第36号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
第 9	議案第37号 中城村こども医療費助成条例の一部を改正する条例
第 10	議案第38号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第3号）
第 11	議案第39号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
第 12	議案第40号 令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
第 13	議案第41号 令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
第 14	議案第42号 令和5年度中城村下水道事業会計補正予算（第2号）
第 15	議案第43号 令和5年度中城村水道事業会計補正予算（第1号）
第 16	議案第44号 令和4年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について
第 17	認定第1号 令和4年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について
第 18	認定第2号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第 19	認定第3号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第 20	認定第4号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 21	認定第5号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 22	認定第6号 令和4年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定につい て
第 23	認定第7号 令和4年度中城村水道事業会計決算認定について

- | | | |
|------|----------|---|
| 第 24 | 同意第 4 号 | 農業委員会委員の任命について |
| 第 25 | 報告第 5 号 | 専決処分の報告について（「子ども第三の居場所」新築工事第 2 回改定契約） |
| 第 26 | 報告第 6 号 | 令和 4 年度決算に係る健全化判断比率について |
| 第 27 | 報告第 7 号 | 令和 4 年度決算に係る資金不足比率について（中城村公共下水道事業特別会計） |
| 第 28 | 報告第 8 号 | 令和 4 年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計） |
| 第 29 | 報告第 9 号 | 令和 4 年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計） |
| 第 30 | 報告第 10 号 | 令和 4 年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。ただいまより令和5年第5回中城村議会定例会を開催します。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、15番 石原昌雄議員及び1番 小橋川恵美議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は本日9月8日から9月27日の20日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、本定例会の会期は本日9月8日から9月27日の20日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

令和5年6月9日より令和5年9月7日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、令和5年6月、7月、8月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照ください。

2 一部事務組合議会及び南部広域行政組合議会・介護保険広域連合議会、また後期高齢者医療広域連合議会、中部広域町村圏事務組合議会からの報告について

それぞれの議会議員により各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますので御参照ください。

3 各所管事務調査の報告について

○総務常任委員会

・7月31日(月)ふるさと納税の仕組みや増税への取組等について、企画課より調査しております。

○文教社会常任委員会

・7月4日(火)学童クラブ経営者からの意見聴取及びこども課より認定保育園に関する調査を行っております。

○建設常任委員会

・8月17日(木)都市建設課及び上下水道課より、令和4年度歳入歳出決算書の説明を受けております。

なお、提出された各報告書については事務局で閲覧してください。

4 陳情・要請・意見書等の処理について

期間中に受理した陳情、要請、意見書等については5件受理し、9月4日の議会運営委員会で協議した結果、陳情第9号『学童クラブが抱える課題と解決を求める要望書について』は文教社会常任委員会へ付託し、陳情第10号『健康保険証の存続を求める陳情書』については総務常任委員会へ付託いたします。陳情第8号『有事法制に基づき、早急に全国に地下シェルター建設を求める意見書の採択の陳情について』は資料配付とし、また陳情第6号及び7号の『地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)』、『県及び県産品の優先使用について(要請)』については、本日の審議日程に加えております。

5 沖縄県町村議会議長会並びに中部地区町村議会議長会関係について

○7月13日(木)から14日(金)まで中部地区町村議会での県内行政視察が与那国町にて、国民保護法における訓練状況について研修が執り行われ、議長及び事務局長が参加しております。

○8月16日(水)から18日(金)まで沖縄県中部広域及び山形県最上広域理事・議員合同研修が山形県にて開催され、議長が参加

しております。

○8月16日（水）沖縄県町村議会議長会の県内正副議長及び正副委員長の研修会が北谷町のニライセンターで開催され、副議長及び各正副委員長が参加しております。

6 その他

その他の日程等については別紙を御参照ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、行政報告を行います。

お手元の資料についての報告でございます。

令和5年5月から令和5年7月までの村長及び教育長の主要事項日程等につきましては、資料を御覧いただきたいと思っております。

今議会におきましては、2点を行政報告いたします。

まず最初に、中城村子ども医療費助成事業の助成対象年齢の拡大についてでございます。これまでの助成対象年齢につきましては中学校卒業までとなっておりますが、今回、18歳の年度末までと拡大し、子育て世帯の経済的負担軽減を通じ、少子化対策の推進に資するため、医療費助成事業の対象年齢を拡大しております。

申請受付開始日につきましては、令和5年9月中旬を予定しており、令和5年10月1日診療分より助成開始をいたします。申請には、対象となる子供の保険証の写しと受給者の振込口座確認書類の写しが必要となります。対象者につきましては約620人を想定しております。

2点目に、シニア世代生活支援事業についてでございます。新型コロナウイルス感染症等を起因とした原油価格、食料品価格等の物価高騰により、様々な影響を受けている本村在住の65歳以上の方に対し、商品券給付による支援を行い、経済的な負担軽減を図ります。対象者は、

昭和34年4月1日以前に出生した者で、令和5年6月1日時点で中城村の住民基本台帳に登録がある者で、対象者は4,827人を想定しております。

商品券につきましては、村内で登録された事業所において利用できるものとする。1人当たり1万5,000円分を支援いたします。

申請方法につきましては、対象者本人へ役場から通知文書を送付し、対象者は各字公民館及び役場で手続を行います。手続には通知文書と本人確認のための身分証が必要となります。給付予定日は令和5年11月1日から順次行う予定でございます。また、商品券の有効期限は令和6年2月29日までといたします。

その他の報告といたしまして、通学費の支援事業に関する報告も併せて御報告いたします。

去る6月議会におきまして、比嘉麻乃議員からの質問を受けておりました通学費支援について、非課税世帯などを対象とした沖縄県の支援事業、中高生バス通学費支援事業の対象として護佐丸バスが該当することになりました。

今回の質問を受け、県への事業拡大提案と本村における子供たちへの支援ができることとなり、比嘉麻乃議員並びに沖縄県教育支援課における早期の対応等に感謝を申し上げます。

以上2点とその他1件の行政報告といたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 休憩いたします。

休 憩（10時10分）

~~~~~

再 開（10時14分）

○議長 伊佐則勝 再開いたします。

日程第5 陳情第6号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について（要請）を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第6号は会議規則第95条の規定により、同規則第92条第2項の規定によって委員会付託

を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第6号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第6号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第6号 地元産品奨励及び地元企業優先使用について(要請)は原案のとおり採択されました。

続きまして、日程第6 陳情第7号 県産品の優先使用について(要請)を議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております陳情第7号は会議規則第95条の規定により、同規則第92条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第7号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第7号 県産品の優先使用について(要請)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第7号 県産品の優先使用について(要請)は原案のとおり採択されました。

日程第7 議案第35号 中城村印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第35号 中城村印鑑条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第35号

#### 中城村印鑑条例の一部を改正する条例

中城村印鑑条例(昭和51年中城村条例第7号)の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月8日 提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

個人番号カードに加え、スマートフォンに搭載された個人番号カード機能を使用し、コンビニ等

に設置されている多機能端末機から取得できることが可能となるよう中城村印鑑条例の一部を改正する必要がある。

中城村印鑑条例の一部を改正する条例

中城村印鑑条例（昭和51年中城村条例第7号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定に関わらず、印鑑の登録を受けている者であって個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）又は<u>移動端末設備（電子署名等に係る地方公共団体システム機構の認証業務に関する法律第16条の2に規定する移動端末設備をいう。）</u>を使用し、多機能端末機（本村の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に当該利用者証明用電子証明書に係る暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）、その他必要な事項を入力して印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> | <p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定に関わらず、印鑑の登録を受けている者であって個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）の<u>交付を受けている者が</u></p> <hr/> <p>__、多機能端末機（本村の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、当該端末機の操作により印鑑登録証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）に当該利用者証明用電子証明書に係る暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第42条第2項の規定により設定された暗証番号をいう。）、その他必要な事項を入力して印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております。

す議案第35号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第35号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第35号 中城村印鑑条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第35号 中城村印鑑条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第36号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第36号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

#### 議案第36号

#### 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成20年中城村条例第22号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

令和5年9月8日 提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

離島振興法（昭和28年法律第72号）等に基づき地方税（事業税、不動産取得税及び固定資産税）の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置が行われる場合等を定める6省令について改正が行われ、そのうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体を定める省令（平成19年総務省令第94号）の改正により、中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する必要がある。

#### 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例

中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例（平成20年中城村条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正例規

現行例規

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(促進区域における課税免除)</p> <p>第6条 村長は、促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が令和7年3月31日以前であるものに限る。以下この条において「同意日」という。）から令和7年3月31日までに促進区域対象施設を設置した青色申告者等である承認地域経済牽引事業者（地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者をいう。以下この条において「牽引事業者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（牽引事業者が同意日以後において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地として、この条における家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以降3年度分について、課税を免除する。</p> | <p>(促進区域における課税免除)</p> <p>第6条 村長は、促進区域内において、地域未来投資促進法第4条第6項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の同意の日（当該同意の日が令和5年3月31日以前であるものに限る。以下この条において「同意日」という。）から令和5年3月31日までに促進区域対象施設を設置した青色申告者等である承認地域経済牽引事業者（地域未来投資促進法第13条第4項又は第7項の規定による承認を受けた者をいう。以下この条において「牽引事業者」という。）について、当該対象施設の用に供する家屋若しくは構築物又はこれらの敷地である土地（牽引事業者が同意日以後において取得したものに限り、かつ、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地として、この条における家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、新たに課されることとなった年度以降3年度分について、課税を免除する。</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の中城村固定資産税の課税免除の特例に関する条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩。

休 憩（10時22分）

~~~~~

再 開（10時23分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第36号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第36号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第36号 中城村固定資産税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第37号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第37号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第37号

中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

中城村子ども医療費助成条例（平成6年中城村条例第8号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月8日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

子ども医療費助成対象年齢を現行の15歳に達した以後の最初の3月31日までにある者から18歳に達した以後の最初の3月31日までにある者に変更し、適正な医療費助成のための環境整備及び子育て世帯の経済的な負担の軽減により少子化対策に資するため、本村条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

中城村子ども医療費助成条例（平成6年中城村条例第8号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	(用語の意義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) こども 18歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者をいう。

(2)～(6) (略)

(助成対象者)

第3条 この条例の定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、かつ、本村に住所を有するこども(以下「対象こども」という。) 又はその保護者とする。

2 (略)

(助成金の返還)

第10条 (略)

2 村長は、前項の規定により助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を申請者に通知するものとする。

(1) 返還すべき助成金の額

(2) 納期日

3 村長は、前項の規定により助成対象者に返還を請求しても指定した納期日までに助成対象者が返還金を納付しない場合には第2項第1号、第2号及び次に掲げる事項を通知し、督促することができる。

(1) 延滞金及び手数料

4 村長は、助成対象者が、返還すべき助成金を第2項第2号に規定する納期日までに納付しなかった場合は、納期日の翌日から納付日までの日数に応じ、その未納額につき年3パーセントの割合で計算した延滞金及び督促の回数につき100円の手数料を徴収する。

(損害賠償との調整)

第14条 村長は、助成金の支給原因である疾病又は傷病が第三者の行為によって生じたものであ

(1) こども 15歳に達した日以後の最初の3月31日までにある者又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中等部(以下「中学校等」という。)を卒業する日又は終了する日の属する月の末日までの間にある者をいう。

(2)～(6) (略)

(助成対象者)

第3条 この条例の定める医療費の助成の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者で、かつ、本村に住所を有するこども(以下「対象こども」という。) _____の保護者とする。

2 (略)

(助成金の返還)

第10条 (略)

り、受給資格者が当該第三者から同一の事由につき損害賠償の支払を受けたときは、その支払を受けた限度において、助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(委任)

第15条 (略)

(委任)

第14条 (略)

附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第37号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

まず、提案理由にあります適正な医療費助成のための環境整備及び子育て世帯の経済的な負担の軽減により、少子化対策に資するためということで、私もこれは高く評価するものであります。

その上で、先ほど議員のほうから休憩中に話がありました重度心身障害医療費助成の受給者は対象外ということであったんですけども、やはりそれはしっかりと、休憩で話はあったものですから、中身までは言いませんけれども、しっかりと検討して、10月1日からの施行になっているものですから、それまでには心身障害者の方々も、この医療費助成が受けられるようにしっかりと精査して整えていただきたいというふうに思っています。担当課としてしっかりとやっていただくよう、もう一度、発言を求めます。

2点目が、改正後の第10条の2に、これは1ページなんですけれども、村長は前項の規定により、助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を申請者に通知するものとする

とあるんですけども、この前項の規定というのは、医療保険各法の規定が当てはまるのかどうか。その方の返還請求はどういう状況で発生するのか。この2点、お願いします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 返還に関しては、高額療養費等で後から本人に還付があった場合に、その分、こども医療費から既にもらった部分を村のほうに返還をしていただくという事務手続がありますので、それが返還となります。

あと、最初の質問が医療保険の部分でしょうか。1項に関しては、今現在、資料を持ち合わせておりませんので、ちょっと後で調べてからまた回答いたしたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩 (10時30分)

~~~~~

再 開 (10時30分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 先ほどの重度医療費助成の対象の年齢の方々につきましては、対象の人数を把握して速やかに通知をする運びとしますので、それは大丈夫です。実施いたします。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 重度心身障害者の医療費助成というのは、この方々が常時使う医療機関でありますので、それをしっかりと通常どおり

医療が受けられるようにしっかり整えていただきたいというふうに思っております。

2点目が、高額医療費を使った場合に返還を求めるということですが、やはり病院へ行ったらすぐ手続して、病院で治療を受けて、これが現物給付になるということで、これ例えば村のほうで高額医療費を使った場合は当てはまらないですよということで、先んじて通知するということはできないということになっているわけですか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 高額に該当するかどうかというのは前もって分かるものではなくて、実際、通院というよりは入院によるものですので、後からしか分からないので、前もって通知ということにはちょっと難しいかなというふうに思います。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは制度の問題でありまして、例えばこういうことをやられるところがあるかもしれないと。例えば現物給付をやる前に、もうこれは例えば高額医療で申請した場合は受け取れないですよというものをしっかり、これは利用する方々に伝えておいて、そうすれば返還とかそういうのがなくなるんじゃないかなというふうに思っているんで、ちょっとこれ制度のほうをしっかりと熟知して、こういう対策ができないのかどうか、それを取りあえず調べていただきたいというふうに思っています。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ございませんか。  
13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 ただいまの大城議員から質問なんですけれども、重度心身障害医療助成とは、このこども医療費助成事業とは、根拠法がもともと違うんじゃないですか、どうですかね。それに伴って、絡められて聞かれると、これは答えられないのは当然だと私も思ったり

するんですけれども。根拠法が違うものを統一して該当させようというのは多少混乱があるんじゃないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 重度医療費についてちょっとお答えします。

重度医療費助成事業に関しましては、沖縄県の単独事業ということで、沖縄県の2分の1の補助という扱いで市町村は実施しております。こども医療費のほうはちょっとまたこども課長のほうからだと思うんですけれども、両方の制度の県が2分の1補助をするということの流れがあったもんですから、両方の給付ではなく、片方の給付ということで整理をしていかないといけないというのがありましたので、今回、うちのほうの受給者を辞退してこども医療費のほうに移られる方々というのは既に前の議会のときに、こども課のほうから対象者には通知しますというお話があったかと思うんですけれども、その通知をされて、うちのほうを一旦、うちの受給者証の対象から外れて、こども医療費のほうに移って、こども医療費の受給者として認定をすることで給付が受けられるという形になります。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 もう一度確認します。そもそも論の話なんですけれども、何で2人の課長がこのように、どっちが所管しているのかよく分からなくなるような答弁をされるのかが非常に不思議なんですけれどもね。私は、こども課長に聞いたつもりなんですよ。

ですから、法律の根拠が違うものを今、質問されると、もちろん対象となる年齢層が一つということで、何となく該当するんじゃないかなみたいなので言われたのかもしれませんが、どちらが法律的には優先して給付する根拠があるのかをお伺いします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 こちらこども医療費助成に関しては、沖縄県のこども医療費助成のほうが根拠となっておりますので、そちらは当初は他法優先という表現があったものですから、他法優先と、重度の医療費助成の対象の方はそちらを優先するということがこれまであったものですから、重度医療費のほうを優先していただいていたんですが、ほかの医療費助成を受けていなければ、こちらの県のこども医療費助成を利用できるというふうに解釈も県のほうに確認できたので、15歳に達する年齢までは重度の方々もこちらこども医療のほうに切り替えていただくことを実施しております。

今回の県の条例は、高校までではなくて15歳の年齢に達するところですので、それ以上の高校生年齢の方々は村の単費ではありますけれども、実施するという方向でいきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 よく理解できないんですけどもね、重度心身障害の医療助成というのは、要するに障害者手帳を交付されて、1級、2級とかいろいろ障害の等級はあると思うんですけども、それに伴って、かかった医療費というのは給付されるというような手続になると思うんですけども、多少の違いは、こども医療費の場合は窓口負担がない、障害の場合は窓口の負担が出たり、あるいはまた薬局で薬を処方するときにも負担が出て、翌月か翌々月かだったと思うんですけども、また還付されるというような流れになって、窓口負担がかかるというような負担はあるかもしれませんが、いずれにしてもかからないように返ってくるというシステムにはなっているというふうには私も理解するんですけども、今、答弁をよく聞いていると、重度心身障害者のものはこども医療費で助成対象に切り替えるというような理解

に聞こえてくるんですけども、そうすると、これまでの重度心身障害医療に関わるような条例も全て改正していかないと、これ理解ができないんですけども、この辺はいかがなんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

条例上においては、本村の重度医療費助成においては、その対象になる方に対して、申請をもって受給資格を与えて給付を行うという扱いになっておりますので、どの法律が優先とか、どの制度が優先とかという書き方はしていなかったと思います。

あと、先ほどこども課長の答弁ありましたけれども、取扱いに関して、今までこども医療費助成のほうでは重度が優先だという取扱いがされてきたんですけども、この解釈について再度確認をして、今回、うちの受給資格がなければこども医療費のほうに切替えするという解釈が成り立つということで、県のほうとこども課のほうで確認をしたということを我々も確認した上で、じゃ対象者を調整しましょうということで、こども医療費のほうを、この利便性のために、議員がおっしゃるように結果的には医療費は還付されるんですが、窓口での負担が一時的に負担がかかるというのが重度医療費側では、どうしても償還払いになっていますので、その負担が生じるということで、じゃこども医療費のほうで、その年齢の間、受給したいという方においては、うちのほうを一旦取り下げていただいて、こども医療費のほうの受給者に切り替わっていただいて、給付が受けられると。利便性も向上するし、給付制度自体は変わらず受けられるという形になると思います。

○議長 伊佐則勝 休憩ですか。

13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 もう3回話していますから、休憩しましょうね。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時41分）

~~~~~

再 開（10時42分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第37号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第37号 中城村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第38号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第38号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第3号）について御提案申し上げます。

議案第38号

令和5年度中城村一般会計補正予算（第3号）

令和5年度中城村一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ704,572千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,994,593千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和5年9月8日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		18,731	2,105	20,836
	1 地方特例交付金	18,731	2,105	20,836
11 地方交付税		1,603,245	102,941	1,706,186
	1 地方交付税	1,603,245	102,941	1,706,186
14 使用料及び手数料		124,176	442	124,618
	2 手数料	47,537	442	47,979
15 国庫支出金		1,989,755	99,322	2,089,077
	2 国庫補助金	573,168	99,322	672,490
16 県支出金		1,370,534	10,369	1,380,903
	2 県補助金	702,343	10,369	712,712
18 寄附金		190,002	8,667	198,669
	1 寄附金	190,002	8,667	198,669
19 繰入金		165,139	419	165,558
	1 特別会計繰入金	0	233	233
	2 基金繰入金	165,139	186	165,325
20 繰越金		30,000	414,087	444,087
	1 繰越金	30,000	414,087	444,087
21 諸収入		142,615	12,867	155,482
	4 雑入	139,704	12,867	152,571
22 村債		275,464	53,353	328,817
	1 村債	275,464	53,353	328,817
歳入合計		9,290,021	704,572	9,994,593

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		103,432	6,372	109,804
	1 議会費	103,432	6,372	109,804
2 総務費		1,139,153	428,820	1,567,973
	1 総務管理費	916,844	436,859	1,353,703
	2 徴税費	136,075	△10,277	125,798
	3 戸籍住民基本台帳費	81,013	2,238	83,251
3 民生費		4,095,277	34,752	4,130,029
	1 社会福祉費	1,884,562	19,096	1,903,658
	2 児童福祉費	2,210,715	15,656	2,226,371

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		1,053,728	43,456	1,097,184
	1 保健衛生費	653,071	42,929	696,000
	2 清掃費	400,657	527	401,184
6 農林水産業費		255,391	16,704	272,095
	1 農業費	227,028	11,182	238,210
	2 林業費	914	2,360	3,274
	3 水産業費	27,449	3,162	30,611
7 商工費		67,134	20,855	87,989
	1 商工費	67,134	20,855	87,989
8 土木費		528,903	25,111	554,014
	1 土木管理費	53,716	76	53,792
	2 道路橋梁費	281,430	24,553	305,983
	4 都市計画費	19,400	482	19,882
10 教育費		1,228,720	128,502	1,357,222
	1 教育総務費	213,597	253	213,850
	2 小学校費	227,003	△692	226,311
	3 中学校費	70,406	△267	70,139
	4 幼稚園費	133,757	117,626	251,383
	5 社会教育費	296,207	4,989	301,196
	6 保健体育費	287,750	6,593	294,343
歳 出 合 計		9,290,021	704,572	9,994,593

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	千円 97,164	証書借入 又は 証券発行	年5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しは、当該見直し	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は、据置期間を含め30年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等によ	千円 44,717	同じ	同じ	同じ

公共施設除却債	0	し後の利率)	る。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。	105,800		
---------	---	--------	---	---------	--	--

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、予算の中で5点ほど、内容等を確認したいと思います。

まず14ページ、雑入です。中城城跡観光促進事業チケット販売収入192万円についてです。収入の内容がどのような事業内容なのかお聞きしたいと思います。

続きまして、同じように29ページ、商工費の中の観光費2,307万6,000円、同様に歳出のほうですけれども、中城城跡観光誘客促進事業委託料ということで、この事業の委託内容についてお聞きします。先ほどの収入と関連づけのものなのか、確認いたします。

続きまして、31ページ、土木費の1目、2目の使用料、重機使用料（通常分）300万、工事請負費（交通安全対策費）331万1,000円、これの内容と施工場所等、あるいは実施場所等、請負のですね、場所等が決まっていたら確認いたします。

そして、道路新設改良費の橋梁修繕設計業務委託料602万8,000円、この設計場所の確認をいたします。

最後に、39ページ、10款教育費の中の公園施

設費、委託料、吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟建て替え設計業務74万3,000円、これは2号補正で設計料1,476万1,000円ほどを計上していたと思うんですけども、この中に含まれる予算ではないのか、それとも、新たな予算になって今回計上されていますけれども、この内容について確認いたします。以上、よろしくお願ひします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 お答えします。

29ページの中城城跡観光誘致促進事業2,307万6,000円については、先ほど収入でも質問がありました雑入のチケット販売収入192万と関連します。事業の内容としましては、8ページの国庫補助金、官公庁の補助金なんですけれども、1,248万9,000円、10ページの指定寄附の企業版ふるさと納税866万7,000円、合計しまして2,307万6,000円ということで、村の持ち出しはありません。

事業内容としましては、中城城跡の夜のナイトコンテンツを発信しようということで、官公庁から補助金を頂きまして、11月23日から11月26日の4日間、1日当たり160名、合計640名、そのうちの75%は外国人を誘致しようということとあります。

事業内容としましては、まず、首里城に15時に集合いたしまして、30分、首里城を見学、その後東太陽橋に到着しまして、その辺を見学して、また歴史の道を散策して、中城城跡に17時に到着いたしまして、18時から城跡に映像を映しまして、MRレンズですか、それを20分間見ながら観光するという事業であります。1日160名、40名ずつ30分ごとに観光いたします。

以上です。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 8款土木費の1、道路維持費の重機使用料の300万についてお答えいたします。

台風6号の影響で維持管理費として復旧作業として300万円を計上いたしております。

続いて、14、工事請負費の交通安全対策に対しての331万1,000円、こちらが石油備蓄立地対策補助事業ということで、南西石油、石油基地に災害が発生した場合の東側から西側へ向けての避難経路としての重要な道路と位置づけての交通安全施設の対策工事として、検地線のカラー舗装工事を予定しております。和宇慶の検地線の路側帯のカラー舗装の整備を行う予定です。

続きまして、道路新設改良費、橋梁修繕設計業務委託料602万8,000円、こちらは令和4年度に行われた橋梁点検調査において、泊浜原線1号ボックスと津覇前原線2号ボックスの橋梁点検結果が判定区分3と診断されておりますので、令和6年度から事業実施するに当たって、今年度でこの2橋の概略設計業務を行う必要があります。それで602万8,000円の概略設計業務の費用として上げております。以上です。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 39ページ、10款3目の委託料、吉の浦公園ごさまる陸上競技場管理棟建て替え設計業務の74万3,000円について説明いたします。

こちらに関しましては、以前、議員がおっしゃっていたように設計業務のほうを計上しておりますが、その際に入れるべきだったんですが、アスベストとPCB調査のほうが抜けておりました。なので、申し訳ありません、こちらのほうで追加させていただいております。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休憩（11時02分）

~~~~~

再開（11時02分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、まず産業振興課長に確認いたします。

内容的には、このチケット販売収入が、これはもうここに計上しているということは、販売完了というか、売れたというふうに理解してよろしいわけですね、192万、今これは見込みですか。見込みなのか、それとも収入としても見込まれて入ってきているのか。

もう一つは、先ほど11月23日から26日の間、首里城から歴史の道を伝わってライトアップ的な事業を行うと。1日160名、40分見る4パターンでやりながらみたいない感じなんだけれども、この160名の入場者というのかな、に関してのチケットを販売するという形で理解していいわけですね。これは、村内の対象なのか、それとも村外なのか。これからそのチケットを、今回、これが可決されたら、これからチラシとか広報とか何かをやって、その160名を募るかどうかというのを確認したいと思います。

都建課長のほうには、今回、台風6号対策の維持管理というふうに伺っていますけれども、以前に、その台風の際に、私のほうでそちらの担当職員を一応、ちょっと見回りながら、和宇慶河川の、ちょうど和宇慶、オーキガワラというのかな、から北浜まで抜けての河川の中に雑草というのかな、いろんなものが入っていて、

これ今回は水位が橋桁の2センチのところまでしか水位が上がっていなかったからよかったけれども、この分の浚渫もそろそろ考えたほうがいいんじゃないかというふうにちょっと口頭で提案もしていたんですけども、これも含まれているのか確認したいと思います。

生涯学習課長のほうは、できればこういうことのないように、やはり前回1,470万で、お話の中では機能強化、この解体とかいろんなもので4億6,000万円だったのかな、ちょっと、4億6,000万、総工費かかって、設計から工事からやるというふうに計画をちゃんと立てられているのに、また新たにあれが抜けていた、これが抜けていたというのは、積算的にもどうなのかなというふうな捉え方しますので、できましたら、執行部の皆さんのほうでは、そういう予算を計上するときは、2回も3回も計上することのないように、ちゃんと精査していただいて提案していただきたいなど、その辺は意見として申し上げたいと思いますので。

あと、都建課長と産業振興課長のほうは答弁をお願いいたします。

**○議長 伊佐則勝** 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

**○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三** チケット販売については、準備中ということで、準備中でこれからであります。640名の3,000円で192万円、そのうち1日当たり160名のうちの75%、120人に関しては外国人観光客を予定しております。

**○議長 伊佐則勝** 都市建設課長 呉屋克行。

**○都市建設課長 呉屋克行** 今回の台風6号の復旧の中で、議員のおっしゃる高潮被害による浚渫工事もちろん入っております。それと、大きかったのが新川線の陥没の復旧、あと村内道路の倒木などの撤去費用、その他もろもろ入っております。

**○議長 伊佐則勝** 7番 新垣 修議員。

**○7番 新垣 修議員** 産業振興課長のところには再度ちょっと出向いて、その資料等ありましたら頂きに行きたいと思います。

呉屋課長の、都建課長のほうでは、今回台風災害ね、甚大な災害もあったし、先ほどのように新川線の道の陥没なんかも、これから舗装になるのかな。大変だと思うんですけども、できるだけ迅速に、いろんな多分、支障が、災害等が起きていますので、その対策と維持管理のほうを努めて頑張ってもらいたいと思います。以上です。

**○議長 伊佐則勝** ほかに質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

**○9番 大城常良議員** それでは、議案第38号の補正予算（第3号）について質疑をします。

まず、18ページ、これの一番上のほうです、19節の扶助費、これはシニア世代生活支援事業給付金7,240万5,000円のところで、質問としては、これは生活支援事業としては私とてもいいことだというふうに思っています。その上で、これは財源は全てコロナ対応交付金の活用なのか。これは補助の割合はどの程度なのか。それから、対象者の所得制限は考慮しなかったのかどうか、協議したのかどうか。そして、これは有効期限が令和6年2月29日になっているんですけども、これはちょっと短過ぎるんじゃないかなということで、この設定したちょっといきさつを、理由を伺いたいと思います。

そして2点目が、これが21ページ、これは2目になるんですけども、3款老人福祉費、これの13節の使用料及び賃借料ということで、老人福祉センターの敷地賃借料が125万1,000円入っているんですけども、これは例年3月定例会、予算審議の中で予算が計上されると思うんですけども、これが上がった経緯をちょっと伺いたいと思います。

3点目が、22ページです。これは児童福祉費総務費で1目のほうなんですけれども、これは

需用費ということで、10節修繕費、建物で105万8,000円出ているんですけれども、この場所及び修繕箇所、それを聞きたいと思います。

4点目、次が36ページ、これは幼稚園費になるんですけれども、10款です。これの14節工事請負費、これが中城村立幼稚園園舎解体工事ということで1億1,439万円計上されているんですけれども、この解体工事の概要、そしてこの1億1,439万円が出された算出の根拠を伺いたいというふうに思います。

最後、5点目に38ページ、これは10款3目で文化振興費、18節負担金補助及び交付金のところで、中城村・福智町交流事業実行委員会補助金ということで240万円計上されているんですけれども、これは交流事業の内容、そして参加人数、それから自己負担の割合はどの程度になるのか、以上5点、お願いしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、19ページ、シニア世代の生活支援の件ですが、財源についてはコロナ交付金を活用して実施したいということで計上してあります。

ただし、中城村への令和5年度の配分額が1億2,969万9,000円で、6月補正においても住民税非課税世帯の3万円への対応もしております、残額の5,414万5,000円を活用して実施したいということで、一部、村の単費もつけて実施していきたいと考えています。

所得制限については、この財源の部分も含めて話があり、所得制限を設けて、例えば非課税世帯などということでのお話もしたりしたんですが、やはり全体的に65歳以上が、これまでコロナ交付金も令和2年度から多数の支援をしていますが、65歳以上が少ないということで、今回は所得制限なしで実施していきたいというふうに考えています。

そして、使用期限の2月29日なんですけど、コロナ交付金を活用しますので、補助金事業とい

うこともあり、実績報告なども含めると2月末までが、やはり最終的な期限を決めておかないと、事業者への支給とかそういった部分も含めると、2月29日が期限ではないかということで担当課としては考えております。以上です。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは、21ページ、老人福祉費の使用料、老人福祉センター敷地賃借料125万1,000円についてお答えします。

こちらのほう、老人福祉センターの解体工事のスケジュールのほうを確定した上で、月割計算ということもあり得ましたので、その部分で当初で全額計上するよりも、スケジュールが固まった段階で補正ということを考えて、令和5年度の当初予算には計上しておりませんでした。

今回、入札も終わりました、もう実際、工事も始まっております。年度内に、基本的な解体のほうはほぼ終わるという見込みが立てられまして、工期が来年1月31日までという形、また、何かあったときのために年度いっぱい、土地のほうは借り上げしていくということの判断に至りましたので、今回、年度分ということで全額、通常どおりの金額を補正させていただいております。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 22ページ、児童福祉総務費の需用費、修繕費（建物）105万8,000円の内訳ですが、児童館の体育館のランプの取り換えが77万円、吉の浦こども園職員の通路デッキ工事が28万7,485円の計上しております。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、36ページの10款4項1目の14節中城村立幼稚園園舎解体工事につきまして説明いたします。

こちらのほうにつきましては、さった令和4年度末に廃園となりました中城幼稚園と津覇幼稚園の解体工事の費用として計上しております。今回の工事の内容といたしましては、主に建物

の取壊し工事や解体に係る運搬、あとアスベストの解体撤去工事等も含まれております。及び外構の取壊しが撤去費用となっております。また、樹木の撤去もあります。あと、機械設備の撤去の費用も含まれており、総額1億1,762万6,000円となっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 38ページの10款3目の福智町派遣実行委員会の補助金について説明いたします。

まず、この事業の中身なんですけど、今年11月3日から11月5日にかけて福智町のほうで文化祭が行われます。そちらのほうに村の伝統芸能である津覇の獅子舞と、あと伊集の打花鼓の2団体を派遣する予定となっております。

参加人数に関しましては、今のところは40名ほどを想定しております、合計で40名ほどです。

あと、自己負担はあるのかということに関しましては、自己負担というわけではなくて、字、もしくは保存会に1割ほど負担をお願いしたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、1点目のほうから、これはほとんどが、村費が一部入っているということなんですけれども、冒頭言いますとおり、これ大変、生活支援事業としてはいいことだというふうに言いましたので、村費が少し出てもいいのかなというふうに思っているんで、しっかりやっていただきたいと思えます。

所得割制限というのは、私も例えば65歳以上で年収が大体600、700万円以上の人はそれほど要らないというよりは、要るのは、みんな要るのはそれは当然でありまして、それにしても高額で所得をいただいている方々はちょっと遠慮してもいいのかなというふうなことが話にもちょっとありましたので、それで、今回質疑しているんですけれども。

これはもうそれで決定と、これは議案書にも出ているし、補正にも出ているもんですから、これを今さら変更するというはなかなか厳しいかと思うんですけども。それと次、次回からしっかり対応して、年収のいろいろな壁が、ぜひこれやはり困窮している方々が非常に本村で多いもんですから、そういうところを踏まえれば、ちょっとゆとりがある方々にはいろいろと、ちょっと厳しいんではあるんですけども、御遠慮いただけないですかというふうなところもちょっと協議して、もう1回、次回からはやっていただきたいなというふうに思っています。

有効期限についても、これからいろいろ精査して、いろいろと商品券の受け取りとかそういうものも含めれば、実際に4か月の期間で、それを全部使わないといけないということになると、使う側も、村内でしか使えないということですので、そういうところも含めれば、2月29日まではちょっと厳しいのかなというふうに思っていたもんですから、できるだけ3月の10日前後まででもできるのであれば、もうこれは広報していただいて、これでもうどうしてもやるというんでありましたら、しっかり広報して、期限はそこですよというのをしっかり村民の方々に、対象者には伝えていただきたいと、こういうふうに思っているんで、しっかり伝えてください。

2点目です。これは老人福祉センターの賃借料なんですけれども、やはりこれは年度初めの委員会の中でも、令和5年度いっぱいには借りるというような話もあったもんですから、当初予算でしっかり出しておいて、月別に、余ったものは返してもいいんじゃないかなと。わざわざ補正予算に上げるまでもなく、どうせ年度をまたいでやるのであれば、年間を通して利用する可能性があるのであれば、しっかり出しておいたほうが良いかと。

補正というのは、やはりしっかりと、どうし

ても緊急を帯びた場合に出すべきものであって、当初から大体決まっているようなものは、しっかり当初予算で出していただいて、そしてそれを審議させると。全額をこうして、125万を出してきたとしても、我々はちょっとこれいかなもんかなというふうに思っているんで、そのあたりは各担当、しっかり、どうせこの年度で使用するというものがあれば、全て出していきたいというふうに思っています。

次、3点目です。これは児童館とこども園の修繕ということですので、漏れのないように、子供たちがけがしないようにしっかり修繕していただきたいと思います。

次、4点目です。解体工事の概要として、建物、それからいろんな運搬、外構、樹木等も全部入っているということなんですけれども、これ算出の根拠ですね、これ中幼、津覇幼両方になると思うんですけれども、例えば何か所からの見積りをいただいて、その金額を算出したのかどうか、そのあたりを伺いたいと思います。

5点目です。交流事業、これは長年のこれは福智町と交流があるものですから、こういった本村の文化芸能、そういうのもしっかり向こうでやっていくということなんで、交流ですから、向こうからも来たり、こっちからも行ったりということで、やはり沖縄の中城のいい面を全て見せてもらって、交流を続けていただきたいというふうに思っているんで。

本人負担がないということを私、理解したつもりでありますので、そういうところは、やはり本村の芸能を見せに行くんだというところで、しっかり予算を確保して、本人負担がないようにやっていただきたいというふうに思います。

じゃ残りのをお願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、御質問にお答えいたします。

令和4年度において、幼稚園園舎の解体の設

計委託料のほうを認めていただき、設計業務を終えています。その設計の中の際で、三者の事業者からの見積りを精査した結果、この金額が妥当ということで、今回この金額を計上し、解体工事の費用の積算をしております。以上です。

答弁漏れがありました、すみません。

中城幼稚園と津覇幼稚園におきましては、施設の規模であったり設備等が若干差がありますので、同様な金額としては算出しておりません。両方、両園おのおの工事費用と電気設備、機械設備につきましては、面積だったり、備品等の品目に応じて積算をされていることを確認しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 解体工事については、私一般質問を出しているものですから、そのときに両方の敷地面積とかそういうのも細かいところまで聞いていきますので、ひとつよろしくお願いします。

あとは、今回、今定例会前にちょっと議案説明等がなかったものですから、いろいろと議案の中でも聞きたいところがいっぱいあったんですけれども、これどういうわけか、今回やらなくてもいいという判断に至ったのかどうか知らないんですけれども、やはり3月、9月定例会は、我々も聞きたいところがいっぱいありますし、そして補正予算、あるいは議案にもぜひ説明をしていただいて、やっていただきたいなど。少ないからいいやとか、補正もいろいろみんな分かっているだろうというようなところではなくて、やるべきはしっかり説明していただいて、そうすれば本会議もスムーズに段取りよくいくと思いますので、そのあたりは協議してやっていただきたいと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ございますか。

3番 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 37ページの歳出の10款、1、社会教育総務費の中で18、負担金、中城村

の青年連合会の育成補助金がマイナス120というふうに書いていますけれども、一般質問でも今回出しますけれども、子ども会、青年会、婦人会という活動がちょっと、老人会と比べると、老人クラブと比較すると少し動きがちょっと見えないところがありますけれども、一般質問でやりますけれども、今回この120万の補足説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 社会教育総務費の補助金の中城村青年連合会育成補助金120万の減について説明いたします。

こちらに関しましては、令和5年度、今年度の青年会の連合会の総会をもちまして、連合会が活動休止というふうになってしまいました。残念ながらそういうふうになってしまいました。また、答弁の中でもお話ししたいと思うんですが、役員の成り手がおりませんで、ここ数年間ずっと連合会の役員の皆さんともお話ししてきましたんですが、今回残念ながらそういう状況になりました。

ということで、今年度の予算120万、補助金を組んでいたんですが、残念ながらそういう事情でもう使えないという状況ですので、今回、減にいたします。

○議長 伊佐則勝 3番 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 ありがとうございます。

状況は分かりましたんで、また一般質問で少し突っ込んだ話をすると思いますけれども、そのときもよろしくお願いします。以上です。

○議長 伊佐則勝 12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、ちょっと何点か説明と質問をします。

23ページの19節扶助費のちょっと説明をお願いします、出産・子育て給付金の説明を少し。

それと25ページの委託料の説明と、12節の委託料です、14節の工事請負費のちょっと説明。場所とかぜひお願いします。

それから31ページの地すべり調査委託料の場所です。

それと今、3番の比嘉 護議員からありました37ページの18節青年連合会の件で、もう一度。総会にて活動中止という話、今聞きましたけれども、今年度予算をつけている、急にまた今年度いっぱいではどうか始動とかそういうのができなかったのか、再開とかね、そういう話はしたのかどうか。

もう一つ、39ページの12節の委託料、吉の浦強化、この磁気探査とか資材調査の、何で今頃出てくるのか分からん。そこの説明だけお願いします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 23ページ、母子衛生費の19節扶助費の1,590万、出産・子育て応援給付金につきましては、こちら令和5年2月スタートの出産・子育て応援給付金、妊娠届出時5万円と、出生のときに5万円の給付金でございますが、国の補助金等の交付とか申請に関係して、これは上期分、いわゆる10月から3月分の給付金となっております、見込みでは318件掛ける5万円で計上しております……、すみません、下期分です。10月から3月までの下期分の給付の計上です。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 お答えします。

25ページの委託料と工事請負についてです。事業名については、農山漁村振興交付金対策事業であります。収入に関しましては9ページの農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）事業補助金420万余りを活用します。100%補助でありまして、内容としましては、地域の話合いにより営農を続けて守るべき農地、粗放的利用を行う農地を区分して実証的な取組を行い、土地利用構想図を策定する。

委託料の160万2,000円については、土地利用構想図の作成であります。

工事請負費の200万につきましては、実証補助、北上原805番地1,550坪の土地を今、荒廃していますので、重機で伐開工事を行い、委託料の圃場耕運機委託料8万3,000円で耕うんし、再生利用していく事業であります。以上です。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 31ページの8款土木費、2目道路新設改良費の委託料、地すべり調査委託1,215万5,000円について、該当箇所の説明を行います。

この該当箇所が村道新川線の区画整理地内、山内原の区画道80号と新川線の急斜面値が一部崩落しておりまして、来年度以降の災害防除事業を活用して復旧していく工事をするための概略設計の費用となっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 まず、青年連合会との話し合いは持ったのかということの質問に関してのお答えですが、先ほどの比嘉議員のときにも触れましたが、昨年も含め今年度の総会前までも含め、役員の皆さんとは、次、継いでくれる人材を紹介していただけないかということ、私たちのほうでも探したりとかいろいろして、継続に向けてお話をしてきたところなんですけど、ちょっと残念ながら、そういうつないでいただける人材も見つけることができず、さらに今までの役員さんももう数年間続けておりまして、辞めたいということでありまして、残念ながら今回そういう結果に至っております。

2点目、39ページの公園施設費の中の吉の浦公園等機能強化整備事業資材価格調査委託料に関してなんですけど、こちらに関しましては、前回、予算計上させていただいたテニスコートのすぐそばの広場のほうに子供遊具を設置することになっておりまして、そちらの設計を行った際に、遊具に関しましては単価基準などがございませ

るので、その設計が、積算も含めて適正化というのを判断するために、そういった専門の業者といますか、協会などに適正価格を算出してもらって、それと比較して設計のほうを適正なものという判断をするための委託になっております。

○議長 伊佐則勝 12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、ちょっと再質問します。

23ページの出産の補助金です、扶助費ですけども、これが国の政策で、出産費の支給が上がったということで、産婦人科ですか、その費用も大分上がったことを聞きますけれども、そういう方も医療費だけで、この子育て支援に使うということで出す、この予算だと聞いていますが、ただ、医療費だけにかかってしまって、子育てに真に、本当にどうなのかなと私も思うんですけども、医療費は、国の予算が上がったらそこだけ、その予算はそっくりそのまま病院に行くということ、そういうこと、ちょっと違うんじゃないかなと思って今、質問してはすけれども。そのことについてもう一度だけ。

それと、青年連合会の件でありますけれども、話し合いを行って、役員の成り手がいないということで。婦人会もそうでしたかね。もうこういう団体が、先ほど比嘉 護議員からもありましたけれども、こういう団体がなくなっていくということを皆さんどう考えているかで、そこで対応的に、本村は若い職員もいっぱいいらっしゃるはずなんですよ。できたら若い職員にもちょっと声をかけて、そこを取りまとめる、継続していく方向とかは考えられないものなのか。婦人会と一緒に、なくなってしまったらそのまま、予算もすぐ切って。まだ3月補正でもまた別に減はできたと思うんですけど、そこでも、そこまでは検討すべきじゃなかったかなと私も思うんですよ。ぜひこれはまた復活を考えて、皆さん考えていただきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 こちら23ページの出産・子育て応援給付金に関しましては、妊娠届出時に5万円、出生届のときに5万円を給付する事業なんですけど、こちら医療費とは全く異なっておりまして、妊娠して、マタニティーに関するものであるとか、ベビーカーを買ったりとか、そういうものを使うために自由にできるもので、医療費とは全く別のものでございます。

○議長 伊佐則勝 6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 6番 安里でございます。

1点だけ確認お願いしたいんですが、21ページの老人福祉の中で18節単位老人クラブ補助金が10万円補正が出ております。これ今回、今年度、泊の老人クラブが立ち上がっていること、それから登又も出てくるというふうなことで、この2つのクラブへの助成金、補助金だというふうに思われるんですが、年度当初、3月の当初予算で組んでいた予算、その執行について、まだ村老連のほうへの補助金の支出が全くされていないというふうなことがあって、老連のほうとしては、運営に四苦八苦をしているという状況でございます。そこら辺について、年度当初で決定をしている予算があるわけですから、その分についての支出について早急にすべきではなかったのかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

通常、老連のほうから、総会が終わった後に単位クラブのほうも取りまとめていただいた上で申請のほうが上がってきます。その申請が上がってきて、予算を執行していくという流れがありますが、今回、登又と泊の分につきましては、昨年度の予算計上時には入っておりませんでしたので、その分の補正をした上で、速やかに今後執行していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 今お話をしているのは、この2つのクラブを待って、そして2つのクラブが設立総会をして、単位クラブとして村老連のほうへ加入をしてからというふうなお話だとお伺いしているんですが、そうではなくて、予算は年度当初は3月の議会で可決をされているわけですので、前期、後期に分けるか、あるいは何か適切な方法で、もう9月になっても村からの補助金が全く入らないというような状況では、村老連の運営について非常に苦労しているというふうなお話がございますので、そこら辺のお話でございます。

単位クラブ全体を待っていらっしゃるということはよく理解はできるんですが、遑っているということではなくて、登録されているクラブ老連について、もっと速やかな支給の方法がなかったのかということをお伺いしております。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

今のお話は補助金要綱とも絡みますので、基本的に老人クラブの補助金に関しまして、運営補助金の実施要綱がございます。その中では、老連から申請のあった後という形でやっておりまして、それが通常、例年総会が終わった後ということやってきておりました。この辺について、また今、議員のおっしゃるようなやり方については、実施要綱の見直しもありますので、老連の役員の方皆さんとも意見交換をしながら、今後、適正な執行時期というのは検討していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。  
比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 それでは、議案第38号 令和5年度中城村一般会計補正予算について、5点ほど質疑をさせていただきます。

まず、10ページの18款2目1節の企業版のふるさと納税、先ほどほかの議員からも質疑があ

りましたけれども、これが何社の企業からの寄附なのか。

続きまして、歳出の18ページ、これもさっきありましたがシニア世代生活支援事業給付費ということで、1万5,000円分の商品券というふうに先ほどあったんですが、その商品券、中身がどのようなものなのかというのを教えてください。あと、対象の店舗、大体でいいのをお願いいたします。

続きまして、24ページの1目17節です、備品購入費39万1,000円あるんですが、これ令和4年度は産廃対策の補助金を充てて、たしか監視カメラを購入したと思いますけれども、今回もそうなのか。そうでありましたら、場所を教えてください。

次に、28ページ、6款3項2目の14節工事請負費の漁港施設修繕工事の330万5,000円の減の理由についてお願いいたします。

続きまして、33ページの18節の中城村第3子以降学校給食費補助事業の50万の補正が出ておりますけれども、その理由についてお願いいたします。

最後、39ページの3目の12節委託料に磁気探査の委託料があるんですが、その場所を教えてください。よろしく申し上げます。

**○議長 伊佐則勝** 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

**○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三** お答えします。

10ページの企業版ふるさと納税寄附金につきましては、歳出の先ほど説明した中城城跡観光誘致促進事業のほうに充てる寄附金であります。協力会社の株式会社JTB沖縄さんに協力をしてもらっております。ほぼめどはついていてというお話は聞いていますけれども、何社という詳しいお話までは今聞いておりません。

歳出の28ページ、330万5,000円の減額につきましては、先ほど都市建設課長からありました

石油備蓄交付金で行う検地線のカラー舗装に、安全対策に振り替えております。理由としましては、この検地線のカラー舗装につきましては地域の要望があったということと、漁港に関しましては、また冷凍庫の設置もありますので、重なることがあるということもあわせて、優先的に、減額してカラー舗装への増額補正を行っております。

**○議長 伊佐則勝** 企画課長 比嘉健治。

**○企画課長 比嘉健治** それでは、18ページ、シニア世代の支援の1万5,000円の内容というんですか、商品券なんですけど、1枚1,000円を15枚つづりで予定しております。事業者については村内を予定しております、以前にプレミアム商品券ですか、したときのような方法で、商工会などを通して、産業振興課と協力しながら事業者募集をしていきたいというふうに考えています。以上です。

**○議長 伊佐則勝** 住民生活課長 仲村盛和。

**○住民生活課長 仲村盛和** それでは、24ページの備品購入費についてお答えいたします。

そちらにつきましては、市町村産廃対策事業費補助金を活用しまして、監視カメラ2台と、その土台、それから不法投棄の防止看板20枚を予定しております。このカメラの設置場所としては、現在、泊の農道と久場の農道を予定しております。以上です。

**○議長 伊佐則勝** 教育総務課長 我謝慎太郎。

**○教育総務課長 我謝慎太郎** 33ページの10款1項2目18節の第3子以降給食費助成事業補助金の50万円について答弁いたします。

今回の50万の増額につきましては、申請者の増に伴う助成金額の増が見込まれるため、その分を計上しております。当初予算では140名を見込んでおりました。現在151名を想定しておりますので、その方、11名分の不足分を今回計上しております。以上です。

**○議長 伊佐則勝** 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 39ページの10款3項公園施設費の中の委託に関してですが、吉の浦公園施設機能強化整備事業磁気探査委託料となっておりますが、場所としましては、遊具の設置場所の磁気探査を行う予定となっております。

○議長 伊佐則勝 10番 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 では、再質問を行います。

企業版のふるさと納税の寄附金ということなんですけれども、JTBさんからの予定ということで、企業版のこのふるさと納税というのは返礼品も発生しませんし、また、企業にとりましても最大9割でしたでしょうかね、税額の控除もあるということで、非常にメリットもあるということなので、今後もさらにこの企業版のふるさと納税はどんどん増やしていけたらいいなというふうに思っています。

また今回は観光関連に使うということで、非常にいいと思います。これは大丈夫です。

続きまして、1万5,000円の商品券なんですけれども、今後も村内の企業を支援するという形で非常にいいと思います。また、できるだけこの店舗を増やせるように、今後も増やせて、このシニアの人たちが使いやすいような場所でするようにお願いいたします。

続きまして、監視カメラ2台の設置ということなんですけれども、泊と久場、やはり前、所管事務で行ったときにもそこが多いなと思ったので、その場所にぜひ設置をしていただきたいなと思います。

前も話しましたがけれども、以前、監視カメラのすぐ近くに物が捨てられているのに全然見つけられなかった、映っていなかったということがあったので、また性能のいい、高性能のカメラをしっかりと設置をしていただければなというふうに思っております。

続きまして、漁港なんですけれども、さっき

カラー舗装ということに、それに使うということですか。冷凍庫の話もあつたんですけれども、冷凍庫はもう既に終わって、減がでているわけではなくて、すみません、これもう一度ちょっと説明をお願いしたいと思います。

磁気探査のことに関しましても、遊具の設置場所ということで、安心安全な遊具をつくってください。

1点だけ、先ほどの課長お願いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 石油備蓄交付金を活用した事業でありまして、当初予算の中では、漁港の広場の一部を整備するというものでありましたが、先ほど都市建設課長から答弁がありました、検地線の安全対策、カラー舗装に組み替えると。

その理由としましては、やはり地域からの要望ということで、それが一番だと思います。また今年度、漁港内ではこれから冷凍庫の設置もありますし、工事車両とか重機がまた狭い場所で行き交うこともありまして、カラー舗装に組み替えてあります。

○議長 伊佐則勝 ほかに。

14番 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 17ページの委託料ね、12節の。訴訟弁護士委託料として66万円計上されているのが、これは何か訴訟事案があつたのかどうかね。

それと、先ほどからあるように青年連合会がもう今、休止ということで、総会で決めたというんだけど、教育委員会としてどのような対応をしてきたのか。ただ青年会任せできたのか、どの程度介入をしてきたのか。始動できなくても、指導はできると思うんですよ。婦人会や子ども会や、あるいは青年会も衰退していくということは、村の衰退につながってくると思うんですよ。これは前も一般質問で言った。役

員の成り手がいない、いなければどうすればいい。それはもっと皆さん方が積極的に汗を流してやらんと駄目だと思うんですね。

それで、青年会活動の、今までも青年会連合会の会員が各字別にやっていますよね。それももう今の時代、見直すべきじゃないかと。例えばサークルみたいにね、同じ趣味のある方々がつくっていくとかね。そういうのを、時代は変わってきているから、青年会の組織形成も時代に沿ったように変えていくべきじゃないかと。これはまさしく今、今度の、あしたからか、沖縄市で開催される青年エイサー祭りには、中城村からは津覇青年連合会が出ますよね。その中身を見たら、津覇の青年会じゃなくても、村中の青年会が集まってやっているんでしょう。そういう方法も一つの方法だと思うんですよ。どのような関与をしてきたかね、それを説明してください。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、ただいま御質問がありました2款総務費、1項総務管理費の委託料につきまして御説明をいたします。

令和3年12月、本村を被告とする訴状が那覇地方裁判所に提出をされております。その経過に基づきまして、本年4月に判決の言渡しがございました。訴えを棄却するというものでありますので、委託契約にあります成功報酬として、今回の補正予算が必要となっておりますので、計上をしているところであります。

内容につきましては、上告等ありますので、控えておきたいと思いますが、本村の道路整備事業に関する訴えでございました。

○議長 伊佐則勝 休憩でよろしいですか……

○総務課長 大湾朝也 それでは、追加の答弁としてお答えをいたします。

内容につきましては、村内在住の60代の方で、村道の整備事業に関して、工事の工程の内容であったり、工事の期間についての申立てでござ

いました。

その後において、その道路の修繕等がございましたので、本工事と修繕の内容についての訴えがございました。

(「場所は」と言う声あり)

○総務課長 大湾朝也 場所につきましては、村の上地区でございます。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。  
○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

先ほどからの繰り返しになるんですが、青年連合会の役員の皆さんと何度かお話しをしたという状況です。

○議長 伊佐則勝 14番 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 ただ話し合いしただけなの。もうちょっと踏み込んで汗を流せんのか。教育長の前も一般質問であったようにね、役員の成り手がいないと。なぜ役員の成り手がいないかですよ。これ皆さん方はなぜかは追及していくべきじゃないですか、今後、婦人連合会もそうですけれども。なぜ成り手がいないのかどうか。私は、皆さん方がもうちょっと努力すれば、成り手はたくさんいると思いますけれどもね。皆さん方が努力が足りないんじゃないかと。

今後、じゃこれもう休止か、それとも解散なのか、どっちなの。休止であれば、いつかまた復活するということだけれども、休止になったらもうこれを早めに復活するように、皆さん方どのような考えで対応していこうと考えているか、それを聞きたい。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 まず、青年連合会は解散ではなくて休止というふうに私どもは考えております。

今後に関しましても、できるだけ早めに復活できるように何らかの手だてを取っていきたいと思います。そちらに関しては、今後またいろいろ考えていきたいと思います。

先月開かれた教育委員定例会議の中でも、こちらに関しましては非常に憂慮されることということで、教育委員会のほうとしましても、今後いろいろとできる限りのことをして、できるだけ復活に向けて動いていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 14番 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 これはもう、教育委員会の中だけで考える問題じゃないと思うんですよ。村長も副村長もいるんだから、十何名の課長もいるんだから、どうしていくかは庁議の中でやるべきじゃない、もう。教育委員会、あなた方のもう限界を超えているはず。婦人連合会も休止ですよ。でも、休止してもう何年になりますか。ずるずるといって、もういつの間にか自然解散してしまうんです。早めにこの手を打ってやらんとね、十何名いる課長の考え方も聞きながら、庁議を設けてやるべきじゃないかと思えますけれども、村長、この件についてどう思いますか。私は庁議でみんなで考えていかんとね、教育委員会だけではどうしようもないと思うんです。村長の考え。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

婦人会もそうですし、青年会もそうでしたけれども、今、議員がおっしゃったことにも少し出てきますけれども、時代の流れだと、これはもう肅々と受け止めるところもございまして、また、努力すべきところは、もう行政だけでは、議員が言うとおりに、これはもう無理かもしれません。やはり全ての方々、この価値観をどう捉えるか。これ議員もそうですし、地域の自治会もそうですし。いろんな方々が、それは連合会としてふさわしいのか、時代としてそれに合っているのか、単体を育てるべきじゃないのかと、いろんな意見を、我々行政だけじゃなくて全ての村民の方々と一緒に共有すべきじゃないかと思えますよ。それを主導していくのは我々行政

だとは思ってはおります。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ございますか。

15番 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 それでは、1点だけ、ページ22で、児童福祉総務費の中の備品購入80万8,000円、子ども第三の居場所の備品ですけれども、備品の内容はどのようなものか。今後この第三の居場所については、どのような形で進めていく計画なのかも教えてください。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 こちら備品購入費80万8,000円の内訳ですが、冷蔵庫、炊飯器、電子レンジ、洗濯機、テーブル等、様々な備品を購入する予定となっております。現在建築中の新しい建物のほうに引っ越しした際に、こちらを整備したいと思っております。

現在、建築は順調に進んでおりますので、11月、完全引っ越しに向けて、今準備をしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 先ほどから青年連合会の補助金がもう減額されるということで議論になっていきますけれども、私からも一言だけ申し上げたいと思います。

私もOBの一人でありますので、非常に寂しい思いと、憂慮しているというのがあります。未来に向けて、やはり育てていかないといけない若い人材が、このようにして活動を休止するというのは、非常に中城村にとっても、将来をちょっと危ぶむような私の印象を持っておりまして、実際に気持ちは分かります、この時代というふうになっているというのは分かるんですよ。現実的にいえば、沖青協も今、休眠になっているというように聞いておりますので、ただ、これを何とか打開しないといけないというのは、課長も多分、気持ち的には同じだと思いますが、やはり手法を少し、知恵を出して考え

ていかないと、この危機感は乗り切れないんじゃないかなと思いますね。現状は少子化ということで、子供が少なくなって、それが青年層にも影響を与えてきているというのと、社会全体が今、非正規で若い人たちが結婚できないような環境に追い込まれて、一生懸命子育て支援の政策も出してはいるんですけども、なかなか効果が表立って現れていないという状況がありますが、一方では、アメリカではストライキが頻繁に起こっているというニュースが飛び交っておりました。別にストライキがあるから経済が大変なのかなというところではなくて、非常に賃上げを要求するような形で、若者が労働組合をたくさん結成していて、政府も、バイデン大統領は民主党ですので、応援していて、逆に奨励しているというぐらいで。しかも労働組合が結成された企業は経済効果が上がっているということで、企業側も認めてきているというような現状があるそうです。

そういったところもある意味では参考にしながら、若者層が元気を出すようなヒント、この辺にはあるんじゃないかなと私は思っています。

一般質問の中でこういった議論はやるべき話かもしれませんが、一言だけ、青年会に元気を出してもらおうということで、役員だけで話合いをするのではなくて、一人一人の中城村に住む若い世代と膝を交えるような機会をぜひつくりながら、私もOBとして、一汗でも二汗でもかいていきたいと思っておりますので、ぜひ頑張ってくださいというふうに要望いたします。答弁は要りませんので、よろしく申し上げます。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第38号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第38号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第3号)は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

休憩(12時14分)

~~~~~

再開(13時40分)

○議長 伊佐則勝 再開いたします。

日程第11 議案第39号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第39号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御提案申し上げます。

議案第39号

令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を2,653,044千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月8日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1	160	161
	1 国庫補助金	1	160	161
6 繰入金		363,638	8,547	372,185
	1 他会計繰入金	363,637	8,547	372,184
7 繰越金		1	4,693	4,694
	1 繰越金	1	4,693	4,694
歳入合計		2,639,644	13,400	2,653,044

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		49,716	937	50,653
	1 総務管理費	37,734	937	38,671
2 保険給付費		1,750,000	160	1,750,160
	4 出産育児諸費	12,303	160	12,463
5 保健事業費		47,615	799	48,414
	2 保健事業費	25,859	799	26,658
8 諸支出金		3,326	11,504	14,830
	1 償還金及び還付加算金	3,325	11,504	14,829
歳出合計		2,639,644	13,400	2,653,044

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終

わかります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休 憩（13時43分）

~~~~~

再 開（13時44分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第39号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第39号 令和5年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第40号 令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第40号 令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

#### 議案第40号

##### 令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,677千円を追加し、歳入歳出予算の総額を163,572千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月8日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款     | 項     | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|-------|-------|---------|-------|---------|
| 4 繰越金 |       | 1       | 1,677 | 1,678   |
|       | 1 繰越金 | 1       | 1,677 | 1,678   |
| 歳入合計  |       | 161,895 | 1,677 | 163,572 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款                | 項                | 補正前の額   | 補正額   | 計       |
|------------------|------------------|---------|-------|---------|
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 |                  | 157,400 | 1,444 | 158,844 |
|                  | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 157,400 | 1,444 | 158,844 |
| 3 諸支出金           |                  | 1,078   | 233   | 1,311   |
|                  | 2 繰出金            | 0       | 233   | 233     |
| 歳出合計             |                  | 161,895 | 1,677 | 163,572 |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。休憩します。

休憩（13時47分）

~~~~~

再開（13時49分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第40号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号 令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第40号 令和5年度中城村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第41号 令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第41号 令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）について御提案申し上げます。

議案第41号

令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,913千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ222,975千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月8日 提出

中城村長 浜田 京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰越金		1	3,913	3,914
	1 繰越金	1	3,913	3,914
歳入合計		219,062	3,913	222,975

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		219,061	3,913	222,974
	1 南上原土地区画整理事業費	219,061	3,913	222,974
歳出合計		219,062	3,913	222,975

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第41号は委員会付託を省略し

ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号 令和5年度中城村土地
区画整理事業特別会計補正予算(第1号)を採
決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第41号 令和5年度中城村土
地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)は
原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第42号 令和5年度中城村下
水道事業会計補正予算(第2号)を議題としま
す。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第42号 令和5年度中
城村下水道事業会計補正予算(第2号)につい
て御提案申し上げます。

議案第42号

令和5年度中城村下水道事業会計補正予算(第2号)

第1条 令和5年度中城村下水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(特例的収入及び支出)

第2条 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務とし
て整理する未収金及び未払金の金額はそれぞれ10,629千円及び7,551千円である。

令和5年9月8日 提出

中城村長 浜田京介

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで提案理由の説明を終
わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑
を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっておりま
す議案第42号は会議規則第39条第3項の規定に
よって委員会付託を省略したいと思います。御
異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第42号は委員会付託を省略し
ます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ
で討論を終わります。

これから議案第42号 令和5年度中城村下
水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。
したがって、議案第42号 令和5年度中城村下
水道事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり
可決されました。

日程第15 議案第43号 令和5年度中城村水

道事業会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第43号 令和5年度中
城村水道事業会計補正予算(第1号)について
御提案申し上げます。

議案第43号

令和5年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和5年度中城村水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 令和5年度中城村水道事業会計予算(以下、「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	水道事業費用	533,150 千円	1,597 千円	534,747 千円
第1項	営業費用	525,204 千円	1,597 千円	526,801 千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文中「資本的収入額が資本的支出額に不足する額240,770千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,967千円、建設改良積立金の取崩194,800千円、減債積立金の取崩9,123千円及び損益勘定留保資金16,880千円」を「資本的収入額が資本的支出額に不足する額241,026千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額19,967千円、建設改良積立金の取崩194,800千円、減債積立金の取崩9,123千円及び損益勘定留保資金17,136千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

	(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款	資本的支出	301,619 千円	256 千円	301,875 千円
第1項	建設改良費	287,496 千円	256 千円	287,752 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第8条(1)職員給与費49,426千円を50,477千円に改める。

令和5年9月8日 提出

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第43号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから議案第43号 令和5年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第43号 令和5年度中城村水道事業会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第44号 令和4年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第44号 令和4年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について御提案申し上げます。

議案第44号

令和4年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について

令和4年度中城村水道事業未処分利益剰余金について、別紙のとおり処分したいので、地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第32条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月8日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

令和4年度中城村水道事業未処分利益剰余金の一部を建設改良積立金に積み立て、及び組入資本金に組み入れたいので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を必要とするため、提出するものである。

令和4年度 中城村水道事業剰余金処分計算書

(単位：円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	1,117,848,344	156,338,807	244,261,004
議会の議決による処分額	167,921,680	0	△243,921,680
減債積立金の積立	0	0	0
建設改良積立金の積立	0	0	△76,000,000
組入資本金の組入	167,921,680	0	△167,921,680
処分後残高	1,285,770,024	156,338,807	(繰越利益剰余金) 339,324

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号は建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第44号 令和4年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分については建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第17 認定第1号 令和4年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第1号 令和4年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第1号

令和4年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和4年度中城村一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和5年9月8日 提出

中城村長 浜田京介

令和4年度

中城村一般会計歳入歳出決算書

歳入額 10,775,283,442 円

歳出額 10,212,248,340 円

差引残額 563,035,102 円

令和4年度 一般会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
01 村税		2,669,538,000	2,875,116,517	2,745,185,682	3,459,948	128,763,059	75,647,682	還付未済額 2,292,172
	01 村民税	1,053,898,000	1,113,543,789	1,070,941,160	594,898	44,144,903	17,043,160	還付未済額 2,137,172
	02 固定資産税	1,455,125,000	1,583,174,197	1,500,535,377	2,710,489	80,031,731	45,410,377	還付未済額 103,400
	03 軽自動車税	87,057,000	93,106,740	88,417,354	154,561	4,586,425	1,360,354	還付未済額 51,600
	04 村たばこ税	73,457,000	85,291,791	85,291,791	0	0	11,834,791	
	05 特別土地保有税	1,000	0	0	0	0	△1,000	
02 地方譲与税		47,563,000	55,307,413	55,307,413	0	0	7,744,413	
	01 地方揮発油譲与税	11,040,000	12,448,000	12,448,000	0	0	1,408,000	
	02 自動車重量譲与税	32,123,000	37,263,000	37,263,000	0	0	5,140,000	
	03 特別とん譲与税	2,811,000	3,236,413	3,236,413	0	0	425,413	
	04 地方道路譲与税	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	05 森林環境譲与税	1,588,000	2,360,000	2,360,000	0	0	772,000	
03 利子割交付金		559,000	503,000	503,000	0	0	△56,000	
	01 利子割交付金	559,000	503,000	503,000	0	0	△56,000	
04 配当割		5,610,000	4,456,000	4,456,000	0	0	△1,154,000	

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
交付金	01 配当割交付金	5,610,000	4,456,000	4,456,000	0	0	△1,154,000	
05 株式等譲渡所得割交付金		6,035,000	4,302,000	4,302,000	0	0	△1,733,000	
	01 株式等譲渡所得割交付金	6,035,000	4,302,000	4,302,000	0	0	△1,733,000	
06 法人事業税交付金		27,078,000	25,766,000	25,766,000	0	0	△1,312,000	
	01 法人事業税交付金	27,078,000	25,766,000	25,766,000	0	0	△1,312,000	
07 地方消費税交付金		497,404,000	483,879,000	483,879,000	0	0	△13,525,000	
	01 地方消費税交付金	497,404,000	483,879,000	483,879,000	0	0	△13,525,000	
08 ゴルフ場利用税交付金		28,439,000	27,220,692	27,220,692	0	0	△1,218,308	
	01 ゴルフ場利用税交付金	28,439,000	27,220,692	27,220,692	0	0	△1,218,308	
09 環境性能割交付金		4,720,000	4,875,034	4,875,034	0	0	155,034	
	01 環境性能割交付金	4,720,000	4,875,034	4,875,034	0	0	155,034	
10 地方特例交付金		21,424,000	21,424,000	21,424,000	0	0	0	
	01 地方特例交付金	21,424,000	21,424,000	21,424,000	0	0	0	
11 地方交付税		1,682,364,000	1,775,036,000	1,775,036,000	0	0	92,672,000	
	01 地方交付税	1,682,364,000	1,775,036,000	1,775,036,000	0	0	92,672,000	
12 交通安全対策特別交付金		1,664,000	1,533,000	1,533,000	0	0	△131,000	
	01 交通安全対策特別交付金	1,664,000	1,533,000	1,533,000	0	0	△131,000	
13 分担金及び負担金		2,063,000	2,843,314	2,843,314	0	0	780,314	
	02 負担金	2,063,000	2,843,314	2,843,314	0	0	780,314	
14 使用料及び手数料		121,901,000	125,999,943	125,101,953	0	897,990	3,200,953	
	01 使用料	78,300,000	84,084,283	83,186,293	0	897,990	4,886,293	
	02 手数料	43,601,000	41,915,660	41,915,660	0	0	△1,685,340	
15 国庫支出金		3,069,831,174	2,942,814,744	2,942,814,744	0	0	△127,016,430	
	01 国庫負担金	1,403,437,000	1,393,642,359	1,393,642,359	0	0	△9,794,641	
	02 国庫補助金	1,658,184,174	1,540,063,395	1,540,063,395	0	0	△118,120,779	
	03 委託金	8,210,000	9,108,990	9,108,990	0	0	898,990	

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
16 県支出金		1,766,850,600	1,226,051,719	1,225,724,719	0	327,000	△541,125,881	
	01 県負担金	629,394,000	616,438,011	616,438,011	0	0	△12,955,989	
	02 県補助金	1,089,205,600	561,751,504	561,424,504	0	327,000	△527,781,096	
	03 委託金	48,251,000	47,862,204	47,862,204	0	0	△388,796	
17 財産収入		12,208,000	12,981,233	12,981,233	0	0	773,233	
	01 財産運用収入	12,207,000	12,175,346	12,175,346	0	0	△31,654	
	02 財産売却収入	1,000	805,887	805,887	0	0	804,887	
18 寄附金		233,824,000	233,186,508	233,186,508	0	0	△637,492	
	01 寄附金	233,824,000	233,186,508	233,186,508	0	0	△637,492	
19 繰入金		277,997,000	258,159,156	258,159,156	0	0	△19,837,844	
	01 特別会計繰入金	5,580,000	5,580,756	5,580,756	0	0	756	
	02 基金繰入金	272,417,000	252,578,400	252,578,400	0	0	△19,838,600	
20 繰越金		419,237,840	419,238,812	419,238,812	0	0	972	
	01 繰越金	419,237,840	419,238,812	419,238,812	0	0	972	
21 諸収入		199,349,000	222,381,182	222,381,182	0	0	23,032,182	
	01 延滞金、加算金及び過料	4,066,000	2,800,060	2,800,060	0	0	△1,265,940	
	02 村預金利子	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	03 貸付金元利収入	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	04 雑入	195,281,000	219,581,122	219,581,122	0	0	24,300,122	
22 村債		654,464,000	183,364,000	183,364,000	0	0	△471,100,000	
	01 村債	654,464,000	183,364,000	183,364,000	0	0	△471,100,000	
97 一時立替金		0	0	0	0	0	0	
	01 一時立替金	0	0	0	0	0	0	
98 一時借入		0	0	0	0	0	0	
	01 一時借入	0	0	0	0	0	0	
歳入合計		11,750,123,614	10,906,439,267	10,775,283,442	3,459,948	129,988,049	△974,840,172	還付未済 2,292,172

令和4年度 一般会計 歳出決算書

(歳出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
01	議会費	100,432,000	99,532,238	0	899,762	899,762	
	01 議会費	100,432,000	99,532,238	0	899,762	899,762	
02	総務費	1,881,014,000	1,663,866,595	0	217,147,405	217,147,405	
	01 総務管理費	1,603,000,000	1,393,789,782	0	209,210,218	209,210,218	
	02 徴税费	141,206,000	136,656,322	0	4,549,678	4,549,678	
	03 戸籍住民基本台帳費	111,917,000	109,250,261	0	2,666,739	2,666,739	
	04 選挙費	22,559,000	21,887,439	0	671,561	671,561	
	05 統計調査費	666,000	646,883	0	19,117	19,117	
	06 監査委員費	1,666,000	1,635,908	0	30,092	30,092	
03	民生費	4,964,900,614	4,684,104,512	61,666,000	219,130,102	280,796,102	
	01 社会福祉費	2,027,635,614	1,898,988,657	16,454,000	112,192,957	128,646,957	
	02 児童福祉費	2,937,265,000	2,785,115,855	45,212,000	106,937,145	152,149,145	
04	衛生費	1,098,605,050	1,067,685,294	0	30,919,756	30,919,756	
	01 保健衛生費	691,953,000	673,280,385	0	18,672,615	18,672,615	
	02 清掃費	406,652,050	394,404,909	0	12,247,141	12,247,141	
05	労働費	3,496,000	3,495,735	0	265	265	
	01 労働諸費	3,496,000	3,495,735	0	265	265	
06	農林水産業費	219,432,000	183,640,536	25,420,000	10,371,464	35,791,464	
	01 農業費	204,107,000	168,417,734	25,420,000	10,269,266	35,689,266	
	02 林業費	2,491,000	2,465,529	0	25,471	25,471	
	03 水産業費	12,834,000	12,757,273	0	76,727	76,727	
07	商工費	91,435,000	84,413,063	0	7,021,937	7,021,937	
	01 商工費	91,435,000	84,413,063	0	7,021,937	7,021,937	
08	土木費	555,732,950	471,328,655	66,635,000	17,769,295	84,404,295	
	01 土木管理費	49,146,000	49,099,980	0	46,020	46,020	
	02 道路橋梁費	319,484,950	239,349,001	66,635,000	13,500,949	80,135,949	
	03 河川費	4,264,000	4,246,893	0	17,107	17,107	
	04 都市計画費	18,799,000	14,593,781	0	4,205,219	4,205,219	
	05 下水道費	164,039,000	164,039,000	0	0	0	
09	消防費	309,441,000	305,683,527	0	3,757,473	3,757,473	
	01 消防費	309,441,000	305,683,527	0	3,757,473	3,757,473	
10	教育費	2,022,851,000	1,160,963,423	807,917,000	53,970,577	861,887,577	
	01 教育総務費	270,362,000	252,065,762	0	18,296,238	18,296,238	

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
	02 小学校費	214,495,000	202,871,293	4,400,000	7,223,707	11,623,707	
	03 中学校費	901,572,000	104,918,317	792,773,000	3,880,683	796,653,683	
	04 幼稚園費	159,682,000	146,335,007	0	13,346,993	13,346,993	
	05 社会教育費	256,748,000	240,892,162	10,744,000	5,111,838	15,855,838	
	06 保健体育費	219,992,000	213,880,882	0	6,111,118	6,111,118	
11 災害復旧費		4,000	0	0	4,000	4,000	
	02 土木施設災害復旧費	4,000	0	0	4,000	4,000	
12 公債費		489,882,000	487,534,762	0	2,347,238	2,347,238	
	01 公債費	489,882,000	487,534,762	0	2,347,238	2,347,238	
13 諸支出金		4,391,000	0	4,390,000	1,000	4,391,000	
	01 普通財産取得費	4,391,000	0	4,390,000	1,000	4,391,000	
14 予備費		8,507,000	0	0	8,507,000	8,507,000	
	01 予備費	8,507,000	0	0	8,507,000	8,507,000	
歳出合計		11,750,123,614	10,212,248,340	966,028,000	571,847,274	1,537,875,274	

歳入歳出差引残額 563,035,102 円

令和5年9月8日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(一般会計)

令和4年度

区 分		金 額
1.	歳 入 総 額	10,775,283 千円
2.	歳 出 総 額	10,212,248 千円
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	563,035 千円
4.	(1) 継続費逓次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	118,948 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	118,948 千円
5.	実 質 収 支 額	444,087 千円
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額	0 千円
備 考	※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第18 認定第2号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第2号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第2号

令和4年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和4年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和5年9月8日 提出

中城村長 浜田京介

令和4年度

中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

歳入額	2,464,490,505 円
歳出額	2,459,795,810 円
差引残額	4,694,695 円

令和4年度 国民健康保険特別会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
01 国民健康保険税		411,363,000	457,642,205	411,062,306	1,930,583	45,789,291	△300,694	還付未済額 1,139,975
	01 国民健康保険税	411,363,000	457,642,205	411,062,306	1,930,583	45,789,291	△300,694	還付未済額 1,139,975
02 使用料及び手数料		380,000	350,800	348,900	0	1,900	△31,100	
	01 手数料	380,000	350,800	348,900	0	1,900	△31,100	

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額と収入済額との比較	備考
03	国庫支出金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	01 国庫補助金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
04	県支出金	1,770,005,000	1,750,090,105	1,750,090,105	0	0	△19,914,895	
	01 県補助金	1,770,004,000	1,750,090,105	1,750,090,105	0	0	△19,913,895	
	02 財政安定化基金支出金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
05	財産収入	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	01 財産運用収入	1,000	0	0	0	0	△1,000	
06	繰入金	307,042,000	277,038,384	277,038,384	0	0	△30,003,616	
	01 他会計繰入金	307,041,000	277,038,384	277,038,384	0	0	△30,002,616	
	02 基金繰入金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
07	繰越金	20,896,000	20,896,853	20,896,853	0	0	853	
	01 繰越金	20,896,000	20,896,853	20,896,853	0	0	853	
08	諸収入	4,713,000	8,480,987	5,053,957	0	3,427,030	340,957	
	01 延滞金・加算金及び過料	1,910,000	1,950,056	1,947,856	0	2,200	37,856	
	02 雑入	2,803,000	6,530,931	3,106,101	0	3,424,830	303,101	
09	村債	1,000	0	0	0	0	△1,000	
	01 財政安定化基金貸付金	1,000	0	0	0	0	△1,000	
97	一時立替金	0	0	0	0	0	0	
	01 一時立替金	0	0	0	0	0	0	
98	一時借入金	0	0	0	0	0	0	
	01 一時借入金	0	0	0	0	0	0	
歳入合計		2,514,402,000	2,514,499,334	2,464,490,505	1,930,583	49,218,221	△49,911,495	還付未済 1,139,975

令和4年度 国民健康保険特別会計 歳出決算書

(歳出)

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
01	総務費	46,114,000	45,463,560	0	650,440	650,440	

款	項	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	予算現額と支出済額との比較	備考
	01 総務管理費	34,257,000	34,138,137	0	118,863	118,863	
	02 徴税費	11,809,000	11,301,423	0	507,577	507,577	
	03 運営協議会費	48,000	24,000	0	24,000	24,000	
02 保険給付費		1,671,831,000	1,628,614,028	0	43,216,972	43,216,972	
	01 療養諸費	1,407,218,000	1,374,974,892	0	32,243,108	32,243,108	
	02 高額療養費	246,883,000	239,118,796	0	7,764,204	7,764,204	
	03 移送費	1,000	0	0	1,000	1,000	
	04 出産育児諸費	15,909,000	13,000,797	0	2,908,203	2,908,203	
	05 葬祭諸費	620,000	460,000	0	160,000	160,000	
	06 傷病手当金	1,200,000	1,059,543	0	140,457	140,457	
03 国民健康保険事業費納付金		720,619,000	720,618,111	0	889	889	
	01 医療給付費分	526,317,000	526,316,773	0	227	227	
	02 後期高齢者支援金等分	139,447,000	139,446,571	0	429	429	
	03 介護納付金分	54,855,000	54,854,767	0	233	233	
04 財政安定化基金拠出金		1,000	0	0	1,000	1,000	
	01 財政安定化基金拠出金	1,000	0	0	1,000	1,000	
05 保健事業費		41,101,000	39,402,737	0	1,698,263	1,698,263	
	01 特定健康診査等事業費	21,055,000	19,773,137	0	1,281,863	1,281,863	
	02 保健事業費	20,046,000	19,629,600	0	416,400	416,400	
06 基金積立金		1,000	0	0	1,000	1,000	
	01 基金積立金	1,000	0	0	1,000	1,000	
07 公債費		51,000	0	0	51,000	51,000	
	01 公債費	51,000	0	0	51,000	51,000	
08 諸支出金		25,746,000	25,697,374	0	48,626	48,626	
	01 償還金及び還付加算金	22,582,000	22,534,374	0	47,626	47,626	
	02 延滞金	1,000	0	0	1,000	1,000	
	03 繰出金	3,163,000	3,163,000	0	0	0	
09 予備費		8,938,000	0	0	8,938,000	8,938,000	
	01 予備費	8,938,000	0	0	8,938,000	8,938,000	
歳出合計		2,514,402,000	2,459,795,810	0	54,606,190	54,606,190	

歳入歳出差引残額 4,694,695 円

令和5年9月8日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(国民健康保険特別会計)

令和4年度

区 分		金 額
1. 歳 入	総 額	2,464,491 千円
2. 歳 出	総 額	2,459,796 千円
3. 歳 入 歳 出	差 引 額	4,695 千円
4. 翌年度へ繰り 越すべき財源	(1) 継続費逓次繰越額	0 千円
	(2) 繰越明許費繰越額	0 千円
	(3) 事故繰越し繰越額	0 千円
	計	0 千円
5. 実 質	収 支 額	4,695 千円
6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金 繰入額		0 千円
備 考	※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。	

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

○議長 伊佐則勝 休憩します。
休 憩 (14時31分)

~~~~~

再 開 (14時45分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第19 認定第3号 令和4年度中城村後  
後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につ  
いてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。  
村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第3号 令和4年度中  
城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定  
について御提案申し上げます。

認定第3号

令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定に基づき、令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和5年9月8日 提出

中城村長 浜 田 京 介

令和4年度

中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

|      |               |
|------|---------------|
| 歳入額  | 167,031,480 円 |
| 歳出額  | 165,353,197 円 |
| 差引残額 | 1,678,283 円   |

令和4年度 後期高齢者医療特別会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款             | 項              | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額 | 収入未済額     | 予算現額と収入済額との比較 | 備考               |
|---------------|----------------|-------------|-------------|-------------|-------|-----------|---------------|------------------|
| 01 後期高齢者医療保険料 |                | 120,370,000 | 122,713,584 | 121,323,749 | 0     | 1,721,744 | 953,749       | 還付未済額<br>331,909 |
|               | 01 後期高齢者医療保険料  | 120,370,000 | 122,713,584 | 121,323,749 | 0     | 1,721,744 | 953,749       | 還付未済額<br>331,909 |
| 02 使用料及び手数料   |                | 45,000      | 38,900      | 38,900      | 0     | 0         | △6,100        |                  |
|               | 01 手数料         | 45,000      | 38,900      | 38,900      | 0     | 0         | △6,100        |                  |
| 03 繰入金        |                | 43,326,000  | 43,628,745  | 43,325,745  | 0     | 303,000   | △255          |                  |
|               | 01 一般会計繰入金     | 43,326,000  | 43,628,745  | 43,325,745  | 0     | 303,000   | △255          |                  |
| 04 繰越金        |                | 733,000     | 733,738     | 733,738     | 0     | 0         | 738           |                  |
|               | 01 繰越金         | 733,000     | 733,738     | 733,738     | 0     | 0         | 738           |                  |
| 05 諸収入        |                | 2,037,000   | 1,609,348   | 1,609,348   | 0     | 0         | △427,652      |                  |
|               | 01 延滞金、加算金及び過料 | 151,000     | 243,717     | 243,717     | 0     | 0         | 92,717        |                  |
|               | 02 償還金及び還付加算金  | 1,247,000   | 725,956     | 725,956     | 0     | 0         | △521,044      |                  |
|               | 03 預金利息        | 1,000       | 0           | 0           | 0     | 0         | △1,000        |                  |
|               | 04 雑入          | 638,000     | 639,675     | 639,675     | 0     | 0         | 1,675         |                  |
| 歳入合計          |                | 166,511,000 | 168,724,315 | 167,031,480 | 0     | 2,024,744 | 520,480       | 還付未済<br>331,909  |

令和4年度 後期高齢者医療特別会計 歳出決算書

(歳出)

(単位：円)

| 款                 | 項                 | 予算現額        | 支出済額        | 翌年度繰越額 | 不用額       | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|-------------------|-------------------|-------------|-------------|--------|-----------|---------------|----|
| 01 総務費            |                   | 3,701,000   | 3,474,232   | 0      | 226,768   | 226,768       |    |
|                   | 01 総務管理費          | 1,513,000   | 1,443,763   | 0      | 69,237    | 69,237        |    |
|                   | 02 徴収費            | 2,188,000   | 2,030,469   | 0      | 157,531   | 157,531       |    |
| 02 後期高齢者医療広域連合納付金 |                   | 160,673,000 | 160,562,909 | 0      | 110,091   | 110,091       |    |
|                   | 01 後期高齢者医療広域連合納付金 | 160,673,000 | 160,562,909 | 0      | 110,091   | 110,091       |    |
| 03 諸支出金           |                   | 1,982,000   | 1,316,056   | 0      | 665,944   | 665,944       |    |
|                   | 01 償還金及び還付加算金     | 1,392,000   | 726,056     | 0      | 665,944   | 665,944       |    |
|                   | 02 繰出金            | 590,000     | 590,000     | 0      | 0         | 0             |    |
| 04 予備費            |                   | 155,000     | 0           | 0      | 155,000   | 155,000       |    |
|                   | 01 予備費            | 155,000     | 0           | 0      | 155,000   | 155,000       |    |
| 歳出合計              |                   | 166,511,000 | 165,353,197 | 0      | 1,157,803 | 1,157,803     |    |

歳入歳出差引残額 1,678,283 円

令和5年9月8日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(後期高齢者医療特別会計)

令和4年度

| 区 分                                | 金 額                                           |      |
|------------------------------------|-----------------------------------------------|------|
| 1. 歳 入 総 額                         | 167,031 千円                                    |      |
| 2. 歳 出 総 額                         | 165,353 千円                                    |      |
| 3. 歳 入 歳 出 差 引 額                   | 1,678 千円                                      |      |
| 4. 翌年度へ繰り越すべき財源                    | (1) 継続費逡次繰越額                                  | 0 千円 |
|                                    | (2) 繰越明許費繰越額                                  | 0 千円 |
|                                    | (3) 事故繰越し繰越額                                  | 0 千円 |
|                                    | 計                                             | 0 千円 |
| 5. 実 質 収 支 額                       | 1,678 千円                                      |      |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額 | 0 千円                                          |      |
| 備 考                                | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |      |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第20 認定第4号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第4号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第4号

令和4年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和4年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和5年9月8日 提出

中城村長 浜田京介

令和4年度

中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書

|      |               |
|------|---------------|
| 歳入額  | 495,019,822 円 |
| 歳出額  | 488,844,038 円 |
| 差引残額 | 6,175,784 円   |

令和4年度 公共下水道事業特別会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款             | 項           | 予算現額       | 調定額        | 収入済額       | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|---------------|-------------|------------|------------|------------|-------|-------|---------------|----|
| 01 使用料<br>手数料 |             | 55,860,000 | 56,323,426 | 56,323,426 | 0     | 0     | 463,426       |    |
|               | 01 使用料      | 55,660,000 | 55,871,426 | 55,871,426 | 0     | 0     | 211,426       |    |
|               | 02 手数料      | 200,000    | 452,000    | 452,000    | 0     | 0     | 252,000       |    |
| 02 県支出<br>金   |             | 53,829,000 | 53,829,000 | 53,829,000 | 0     | 0     | 0             |    |
|               | 01 県補助<br>金 | 53,829,000 | 53,829,000 | 53,829,000 | 0     | 0     | 0             |    |

| 款        | 項          | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|----------|------------|-------------|-------------|-------------|-------|-------|---------------|----|
| 03 国庫支出金 |            | 92,000,000  | 92,000,000  | 92,000,000  | 0     | 0     | 0             |    |
|          | 01 国庫補助金   | 92,000,000  | 92,000,000  | 92,000,000  | 0     | 0     | 0             |    |
| 04 繰入金   |            | 164,039,000 | 164,039,000 | 164,039,000 | 0     | 0     | 0             |    |
|          | 01 一般会計繰入金 | 164,039,000 | 164,039,000 | 164,039,000 | 0     | 0     | 0             |    |
| 05 繰越金   |            | 1,828,000   | 1,827,756   | 1,827,756   | 0     | 0     | △244          |    |
|          | 01 繰越金     | 1,828,000   | 1,827,756   | 1,827,756   | 0     | 0     | △244          |    |
| 06 諸収入   |            | 3,000       | 640         | 640         | 0     | 0     | △2,360        |    |
|          | 01 預金利子    | 1,000       | 640         | 640         | 0     | 0     | △360          |    |
|          | 02 雑入      | 2,000       | 0           | 0           | 0     | 0     | △2,000        |    |
| 07 村債    |            | 127,000,000 | 127,000,000 | 127,000,000 | 0     | 0     | 0             |    |
|          | 01 村債      | 127,000,000 | 127,000,000 | 127,000,000 | 0     | 0     | 0             |    |
| 98 一時借入金 |            | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
|          | 01 一時借入金   | 0           | 0           | 0           | 0     | 0     | 0             |    |
| 歳入合計     |            | 494,559,000 | 495,019,822 | 495,019,822 | 0     | 0     | 460,822       |    |

令和4年度 公共下水道事業特別会計 歳出決算書

(歳出)

(単位：円)

| 款         | 項         | 予算現額        | 支出済額        | 翌年度繰越額 | 不用額       | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|-----------|-----------|-------------|-------------|--------|-----------|---------------|----|
| 01 公共下水道費 |           | 356,251,000 | 350,537,862 | 0      | 5,713,138 | 5,713,138     |    |
|           | 01 公共下水道費 | 356,251,000 | 350,537,862 | 0      | 5,713,138 | 5,713,138     |    |
| 02 公債費    |           | 138,308,000 | 138,306,176 | 0      | 1,824     | 1,824         |    |
|           | 01 公債費    | 138,308,000 | 138,306,176 | 0      | 1,824     | 1,824         |    |
| 03 予備費    |           | 0           | 0           |        | 0         | 0             |    |
|           | 01 予備費    | 0           | 0           |        | 0         | 0             |    |
| 歳出合計      |           | 494,559,000 | 488,844,038 | 0      | 5,714,962 | 5,714,962     |    |

歳入歳出差引残額 6,175,784 円

令和5年9月8日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(公共下水道事業特別会計)

令和4年度

| 区     | 分  | 金額         |
|-------|----|------------|
| 1. 歳入 | 総額 | 495,020 千円 |

|    |                                               |     |   |   |         |       |    |       |    |   |   |    |
|----|-----------------------------------------------|-----|---|---|---------|-------|----|-------|----|---|---|----|
| 2. | 歳                                             | 出   | 総 | 額 | 488,844 | 千円    |    |       |    |   |   |    |
| 3. | 歳                                             | 入   | 歳 | 出 | 差       | 引     | 額  | 6,176 | 千円 |   |   |    |
| 4. | 翌年度へ繰り<br>越すべき財源                              | (1) | 継 | 続 | 費       | 通     | 次  | 繰     | 越  | 額 | 0 | 千円 |
|    |                                               | (2) | 繰 | 越 | 明       | 許     | 費  | 繰     | 越  | 額 | 0 | 千円 |
|    |                                               | (3) | 事 | 故 | 繰       | 越     | し  | 繰     | 越  | 額 | 0 | 千円 |
|    |                                               | 計   |   |   |         |       |    |       |    |   | 0 | 千円 |
| 5. | 実                                             | 質   | 収 | 支 | 額       | 6,176 | 千円 |       |    |   |   |    |
| 6. | 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額               |     |   |   |         |       | 0  | 千円    |    |   |   |    |
| 備考 | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |     |   |   |         |       |    |       |    |   |   |    |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第21 認定第5号 令和4年度中城村土地  
地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定につ  
いてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第5号 令和4年度中  
城村土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認  
定について御提案申し上げます。

認定第5号

令和4年度中城村土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和4年度中城村土地地区画  
整理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和5年9月8日 提出

中城村長 浜田京介

令和4年度

中城村土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算書

歳入額 141,602,073 円

歳 出 額 78,949,059 円  
 差 引 残 額 62,653,014 円

令和4年度 土地区画整理事業特別会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款           | 項                  | 予算現額        | 調定額         | 収入済額        | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|-------------|--------------------|-------------|-------------|-------------|-------|-------|---------------|----|
| 01 使用料及び手数料 |                    | 1,611,000   | 1,633,942   | 1,633,942   | 0     | 0     | 22,942        |    |
|             | 02 使用料             | 1,611,000   | 1,633,942   | 1,633,942   | 0     | 0     | 22,942        |    |
| 02 繰入金      |                    | 86,071,000  | 86,071,000  | 86,071,000  | 0     | 0     | 0             |    |
|             | 01 基金繰入金           | 86,071,000  | 86,071,000  | 86,071,000  | 0     | 0     | 0             |    |
| 03 繰越金      |                    | 50,582,000  | 50,581,232  | 50,581,232  | 0     | 0     | △768          |    |
|             | 01 繰越金             | 50,582,000  | 50,581,232  | 50,581,232  | 0     | 0     | △768          |    |
| 04 諸収入      |                    | 50,000      | 8,719       | 8,719       | 0     | 0     | △41,281       |    |
|             | 01 雑入              | 50,000      | 8,719       | 8,719       | 0     | 0     | △41,281       |    |
| 05 保留地処分金   |                    | 1,000       | 3,307,180   | 3,307,180   | 0     | 0     | 3,306,180     |    |
|             | 01 南上原区画整理事業保留地処分金 | 1,000       | 3,307,180   | 3,307,180   | 0     | 0     | 3,306,180     |    |
| 歳入合計        |                    | 138,315,000 | 141,602,073 | 141,602,073 | 0     | 0     | 3,287,073     |    |

令和4年度 土地区画整理事業特別会計 歳出決算書

(歳出)

(単位：円)

| 款            | 項               | 予算現額        | 支出済額       | 翌年度繰越額     | 不用額     | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|--------------|-----------------|-------------|------------|------------|---------|---------------|----|
| 01 土地区画整理事業費 |                 | 138,314,000 | 78,949,059 | 58,740,000 | 624,941 | 59,364,941    |    |
|              | 01 南上原土地区画整理事業費 | 138,314,000 | 78,949,059 | 58,740,000 | 624,941 | 59,364,941    |    |
| 03 予備費       |                 | 1,000       | 0          | 0          | 1,000   | 1,000         |    |
|              | 01 予備費          | 1,000       | 0          | 0          | 1,000   | 1,000         |    |
| 歳出合計         |                 | 138,315,000 | 78,949,059 | 58,740,000 | 625,941 | 59,365,941    |    |

歳入歳出差引残額 62,653,014 円

令和5年9月8日

中城村 村長 浜田 京介

実質収支に関する調書

(土地区画整理事業特別会計)

令和4年度

| 区 分    |                                               | 金 額          |           |
|--------|-----------------------------------------------|--------------|-----------|
| 1.     | 歳 入 総 額                                       | 141,602 千円   |           |
| 2.     | 歳 出 総 額                                       | 78,949 千円    |           |
| 3.     | 歳 入 歳 出 差 引 額                                 | 62,653 千円    |           |
| 4.     | 翌年度へ繰り<br>越すべき財源                              | (1) 継続費逓次繰越額 | 0 千円      |
|        |                                               | (2) 繰越明許費繰越額 | 58,740 千円 |
|        |                                               | (3) 事故繰越し繰越額 | 千円        |
|        |                                               | 計            | 58,740 千円 |
| 5.     | 実 質 収 支 額                                     | 3,913 千円     |           |
| 6.     | 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金<br>繰入額           | 0 千円         |           |
| 備<br>考 | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |              |           |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第22 認定第6号 令和4年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第6号 令和4年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について御提案申し上げます。

認定第6号

令和4年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、令和4年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和5年9月8日 提出

中城村長 浜 田 京 介

令和4年度

中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算書

|      |             |
|------|-------------|
| 歳入額  | 3,663,288 円 |
| 歳出額  | 3,241,810 円 |
| 差引残額 | 421,478 円   |

令和4年度 汚水処理施設管理事業特別会計 歳入決算書

(歳入)

(単位：円)

| 款           | 項        | 予算現額      | 調定額       | 収入済額      | 不納欠損額 | 収入未済額 | 予算現額と収入済額との比較 | 備考 |
|-------------|----------|-----------|-----------|-----------|-------|-------|---------------|----|
| 01 使用料及び手数料 |          | 2,903,000 | 2,814,980 | 2,814,980 | 0     | 0     | △88,020       |    |
|             | 01 使用料   | 2,902,000 | 2,814,980 | 2,814,980 | 0     | 0     | △87,020       |    |
|             | 02 手数料   | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △1,000        |    |
| 02 寄附金      |          | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △1,000        |    |
|             | 01 寄附金   | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △1,000        |    |
| 03 繰入金      |          | 251,000   | 250,000   | 250,000   | 0     | 0     | △1,000        |    |
|             | 01 基金繰入金 | 251,000   | 250,000   | 250,000   | 0     | 0     | △1,000        |    |
| 04 繰越金      |          | 599,000   | 598,308   | 598,308   | 0     | 0     | △692          |    |
|             | 01 繰越金   | 599,000   | 598,308   | 598,308   | 0     | 0     | △692          |    |
| 05 諸収入      |          | 2,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △2,000        |    |
|             | 01 預金利子  | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △1,000        |    |
|             | 02 雑収入   | 1,000     | 0         | 0         | 0     | 0     | △1,000        |    |
| 97 一時立替金    |          | 0         | 0         | 0         | 0     | 0     | 0             |    |
|             | 01 一時立替金 | 0         | 0         | 0         | 0     | 0     | 0             |    |
| 歳入合計        |          | 3,756,000 | 3,663,288 | 3,663,288 | 0     | 0     | △92,712       |    |

令和4年度 汚水処理施設管理事業特別会計 歳出決算書

(歳出)

(単位：円)

| 款            | 項            | 予算現額      | 支出済額      | 翌年度繰越額 | 不用額     | 予算現額と支出済額との比較 | 備考 |
|--------------|--------------|-----------|-----------|--------|---------|---------------|----|
| 01 汚水処理施設管理費 |              | 3,663,000 | 3,241,810 | 0      | 421,190 | 421,190       |    |
|              | 01 汚水処理施設管理費 | 3,663,000 | 3,241,810 | 0      | 421,190 | 421,190       |    |
| 02 予備費       |              | 93,000    | 0         | 0      | 93,000  | 93,000        |    |
|              | 01 予備費       | 93,000    | 0         | 0      | 93,000  | 93,000        |    |
| 歳出合計         |              | 3,756,000 | 3,241,810 | 0      | 514,190 | 514,190       |    |

歳入歳出差引残額 421,478 円

令和5年9月8日

実質収支に関する調書

(汚水処理施設管理事業特別会計)

令和4年度

| 区 分                                    |                                               | 金 額      |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------|----------|
| 1. 歳 入                                 | 総 額                                           | 3,663 千円 |
| 2. 歳 出                                 | 総 額                                           | 3,242 千円 |
| 3. 歳 入 歳 出                             | 差 引 額                                         | 421 千円   |
| 4. 翌年度へ繰り<br>越すべき財源                    | (1) 継続費通次繰越額                                  | 0 千円     |
|                                        | (2) 繰越明許費繰越額                                  | 0 千円     |
|                                        | (3) 事故繰越し繰越額                                  | 0 千円     |
|                                        | 計                                             | 0 千円     |
| 5. 実 質                                 | 収 支 額                                         | 421 千円   |
| 6. 実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金<br>繰入額 |                                               | 0 千円     |
| 備 考                                    | ※各欄の金額が決算書その他計算書の額と整合しない場合は、端数処理によって生じたものである。 |          |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第23 認定第7号 令和4年度中城村水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 認定第7号 令和4年度中城村水道事業会計決算認定について御提案申し上げます。

認定第7号

令和4年度中城村水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定に基づき、令和4年度中城村水道事業会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付します。

令和5年9月8日 提出

中城村村長 浜 田 京 介

# 令和4年度 中城村水道事業決算報告書

## (1) 収益的収入及び支出

| 区 分        | 予 算 額       |                                         |                                     | 予算額に比べ<br>決算額の増減 | 備 考                             |
|------------|-------------|-----------------------------------------|-------------------------------------|------------------|---------------------------------|
|            | 予 算 現 額     | 合 計                                     |                                     |                  |                                 |
|            |             | 地方公営企業法第24条<br>第3項の規定による<br>支出額に係る財源充当額 | 地方公営企業法<br>第26条第2項の<br>規定による<br>繰越額 |                  |                                 |
| 第1 款水道事業収益 | 565,203,000 | 0                                       | 565,203,000                         | 1,306,560        | (うち仮受消費税及び地方消費税<br>45,808,919円) |
| 第1項 営業収益   | 521,458,000 | 0                                       | 521,458,000                         | △ 10,154,181     |                                 |
| 第2項 営業外収益  | 43,743,000  | 0                                       | 43,743,000                          | 11,462,741       |                                 |
| 第3項 特別利益   | 2,000       | 0                                       | 2,000                               | △ 2,000          |                                 |

(単位：円)

| 区 分        | 予 算 額       |                                     |                                     |     | 決算額         | 不用額        | 地方公営企業法<br>第26条第2項の<br>規定による<br>繰越額 | 備 考                             |
|------------|-------------|-------------------------------------|-------------------------------------|-----|-------------|------------|-------------------------------------|---------------------------------|
|            | 予 算 現 額     | 小 計                                 |                                     | 合 計 |             |            |                                     |                                 |
|            |             | 地方公営企業法<br>第26条第3項の<br>規定による<br>繰越額 | 地方公営企業法<br>第26条第2項の<br>規定による<br>繰越額 |     |             |            |                                     |                                 |
| 第1 款水道事業費用 | 519,908,000 | 0                                   | 519,908,000                         | 0   | 469,543,806 | 50,364,194 | 0                                   | (うち仮払消費税及び地方消費税<br>30,919,787円) |
| 第1項 営業費用   | 511,792,000 | 0                                   | 511,792,000                         | 0   | 467,820,956 | 43,971,044 | 0                                   |                                 |
| 第2項 営業外費用  | 7,015,000   | 0                                   | 7,015,000                           | 0   | 1,712,920   | 5,302,080  | 0                                   |                                 |
| 第3項 特別損失   | 101,000     | 0                                   | 101,000                             | 0   | 9,930       | 91,070     | 0                                   |                                 |
| 第4項 予備費    | 1,000,000   | 0                                   | 1,000,000                           | 0   | 0           | 1,000,000  | 0                                   | (うち仮払消費税及び地方消費税<br>902円)        |

(単位：円)

(2) 資本的収入及び支出

収入 (単位：円)

| 区分          | 予算額        |                                      | 合計          | 決算額         | 予算額に比べ<br>決算額の増減 | 備考 |
|-------------|------------|--------------------------------------|-------------|-------------|------------------|----|
|             | 予算現額       | 地方公営企業法第26条<br>の規定による繰越額に<br>係る財源充当額 |             |             |                  |    |
| 第1款資本的収入    | 35,401,000 | 124,969,000                          | 160,370,000 | 160,369,000 | △1,000           |    |
| 第1項補助金      | 34,000,000 | 124,969,000                          | 158,969,000 | 158,969,000 | 0                |    |
| 第2項出資金      | 1,400,000  | 0                                    | 1,400,000   | 1,400,000   | 0                |    |
| 第3項固定資産売却代金 | 1,000      | 0                                    | 1,000       | 0           | △1,000           |    |

支出 (単位：円)

| 区分          | 予算額         |                      | 合計          | 決算額         | 翌年度繰越額               |              | 不用額         | 備考                              |
|-------------|-------------|----------------------|-------------|-------------|----------------------|--------------|-------------|---------------------------------|
|             | 予算現額        | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額 |             |             | 地方公営企業法第26条の規定による繰越額 | 継続費<br>通次繰越額 |             |                                 |
| 第1款資本的支出    | 180,661,000 | 344,560,000          | 525,221,000 | 400,232,222 | 0                    | 0            | 124,988,778 |                                 |
| 第1項建設改良費    | 166,707,000 | 344,560,000          | 511,267,000 | 391,279,542 | 0                    | 0            | 119,987,458 | (うち仮払消費税及び地方消費税<br>34,934,924円) |
| 第2項企業債償還金   | 8,954,000   | 0                    | 8,954,000   | 8,952,680   | 0                    | 0            | 1,320       |                                 |
| 第3項その他資本的支出 | 2,000,000   | 0                    | 2,000,000   | 0           | 0                    | 0            | 2,000,000   |                                 |
| 第4項予備費      | 3,000,000   | 0                    | 3,000,000   | 0           | 0                    | 0            | 3,000,000   |                                 |

資本的収入額が資本的支出額に不足する額239,863,222円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額20,355,924円、減債基金8,952,680円、建設改良積立金158,969,000円、及び過年度分損益勘定留保資金51,585,618円で補填した。

令和4年度中城村水道事業損益計算書  
(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位：円)

|   |              |                  |                    |
|---|--------------|------------------|--------------------|
| 1 | 営業収益         |                  |                    |
|   | (1) 給水収益     | 458,833,172      |                    |
|   | (2) その他の営業収益 | <u>6,664,728</u> | 465,497,900        |
| 2 | 営業費用         |                  |                    |
|   | (1) 原水及び浄水費  | 246,870,443      |                    |
|   | (2) 配水及び給水費  | 52,080,507       |                    |
|   | (3) 総係費      | 48,595,850       |                    |
|   | (4) 減価償却費    | 88,438,488       |                    |
|   | (5) 資産減耗費    | <u>915,881</u>   | <u>436,901,169</u> |
|   | 営業利益         |                  | 28,596,731         |
| 3 | 営業外収益        |                  |                    |
|   | (1) 受取利息     | 3,200            |                    |
|   | (2) 他会計補助金   | 0                |                    |
|   | (3) 雑収益      | 148,333          |                    |
|   | (4) 長期前受金戻入  | 43,013,939       |                    |
|   | (5) 引当金戻入    | <u>1,384,204</u> | 44,549,676         |
| 4 | 営業外費用        |                  |                    |
|   | (1) 支払利息     | 1,712,920        |                    |
|   | (2) 雑支出      | <u>596,459</u>   | <u>2,309,379</u>   |
|   | 経常利益         |                  | <u>42,240,297</u>  |
| 5 | 特別利益         |                  |                    |
|   | (1) 固定資産売却益  | <u>0</u>         |                    |
|   | (2) 過年度損益修正益 | <u>0</u>         | <u>0</u>           |
| 6 | 特別損失         |                  |                    |
|   | (1) 固定資産売却損  | <u>0</u>         |                    |
|   | (2) 過年度損益修正損 | <u>9,028</u>     | <u>9,028</u>       |
|   |              |                  | <u>△9,028</u>      |

|                 |                           |
|-----------------|---------------------------|
| 当年度純利益          | 70,828,000                |
| 前年度繰越利益剰余金      | <u>5,511,324</u>          |
| その他の未処分利益剰余金変動額 | <u>167,921,680</u>        |
| 当年度未処分利益剰余金     | <u><u>244,261,004</u></u> |

# 令和4年度 中城村水道事業剰余金計算書

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

(単位:円)

|             | 剰余金        |             |           |             |             |               |                              |             |       |  |               | 資本合計 |  |
|-------------|------------|-------------|-----------|-------------|-------------|---------------|------------------------------|-------------|-------|--|---------------|------|--|
|             | 資本金        |             |           |             | 資本剰余金       |               |                              |             | 利益剰余金 |  |               |      |  |
|             | 受贈財産評価額    | 補助金         | その他資本剰余金  | 資本剰余金合計     | 減価償立金       | 建設改良積立金       | 未処分利益剰余金                     | 利益剰余金合計     |       |  |               |      |  |
| 前年度末残高      | 23,011,901 | 124,073,537 | 9,253,369 | 156,338,807 | 92,370,751  | 457,188,343   | 81,221,685                   | 630,780,779 |       |  | 1,899,257,569 |      |  |
| 前年度処分額      | 0          | 0           | 0         | 0           | 0           | 70,000,000    | △ 75,710,361                 | △ 5,710,361 |       |  | 0             |      |  |
| 議会の議決による処分額 | 0          | 0           | 0         | 0           | 0           | 70,000,000    | △ 75,710,361                 | △ 5,710,361 |       |  | 0             |      |  |
| 前年度純利益      | 0          | 0           | 0         | 0           | 0           | 70,000,000    | △ 75,710,361                 | △ 5,710,361 |       |  | 0             |      |  |
| 法令による処分額    | 0          | 0           | 0         | 0           | 0           | 0             | 0                            | 0           |       |  | 0             |      |  |
| 前年度純利益      | 0          | 0           | 0         | 0           | 0           | 0             | 0                            | 0           |       |  | 0             |      |  |
| 処分後残高       | 23,011,901 | 124,073,537 | 9,253,369 | 156,338,807 | 92,370,751  | 527,188,343   | 5,511,324<br>(繰越利益剰余金)       | 625,070,418 |       |  | 1,899,257,569 |      |  |
| 当年度変動額      | 0          | 0           | 0         | 0           | △ 8,952,680 | △ 158,969,000 | 238,749,680                  | 70,828,000  |       |  | 70,828,000    |      |  |
| 資本金組入       | 0          | 0           | 0         | 0           | 0           | 0             | 0                            | 0           |       |  | 0             |      |  |
| 資本剰余金受入     | 0          | 0           | 0         | 0           | 0           | 0             | 0                            | 0           |       |  | 0             |      |  |
| 基金積立金取崩し    | 0          | 0           | 0         | 0           | △ 8,952,680 | △ 158,969,000 | 167,921,680                  | 0           |       |  | 0             |      |  |
| 当年度純利益      | 0          | 0           | 0         | 0           | 0           | 0             | 70,828,000                   | 70,828,000  |       |  | 70,828,000    |      |  |
| 当年度末残高      | 23,011,901 | 124,073,537 | 9,253,369 | 156,338,807 | 83,418,071  | 368,219,343   | 244,261,004<br>(当年度末処分利益剰余金) | 695,898,418 |       |  | 1,970,085,569 |      |  |

令和4年度 中城村水道事業剰余金処分計算書(案)

(単位:円)

|             | 資本金           | 資本剰余金       | 未処分利益剰余金             |
|-------------|---------------|-------------|----------------------|
| 当年度末残高      | 1,117,848,344 | 156,338,807 | 244,261,004          |
| 議会の議決による処分額 | 167,921,680   | 0           | △243,921,680         |
| 減債積立金の積立    | 0             | 0           | 0                    |
| 建設改良積立金の積立  | 0             | 0           | △76,000,000          |
| 組入資本金の組入    | 167,921,680   | 0           | △167,921,680         |
| 処分後残高       | 1,285,770,024 | 156,338,807 | (繰越利益剰余金)<br>339,324 |

令和4年度中城村水道事業貸借対照表

(令和5年3月31日)

資 産 の 部

(単位:円)

1 固 定 資 産

(1) 有 形 固 定 資 産

|                     |                |               |
|---------------------|----------------|---------------|
| イ 土 地               | 47,769,530     |               |
| ロ 構 築 物             | 3,678,122,088  |               |
| 減価償却累計額             | △1,828,004,334 | 1,850,117,754 |
| ハ 機 械 装 置           | 236,696,163    |               |
| 減価償却累計額             | △204,461,294   | 32,234,869    |
| ニ 車 輜 運 搬 具         | 2,201,704      |               |
| 減価償却累計額             | △2,091,618     | 110,086       |
| ホ 器 具 備 品           | 46,703,272     |               |
| 減価償却累計額             | △42,094,493    | 4,608,779     |
| ヘ 建 物               | 66,149,719     |               |
| 減価償却累計額             | △27,594,395    | 38,555,324    |
| ト リース資産             | 0              |               |
| 減価償却累計額             | 0              | 0             |
| チ 建 設 仮 勘 定         |                | 469,576,098   |
| 有形固定資産合計            |                | 2,442,972,440 |
| (2) 無 形 固 定 資 産     |                |               |
| イ 電 話 加 入 権         | 123,100        |               |
| ロ ソフトウェア            | 4,560,000      |               |
| 無形固定資産合計            |                | 4,683,100     |
| (3) 投 資 そ の 他 の 資 産 |                | 0             |

|             |                    |                      |
|-------------|--------------------|----------------------|
| 固定資産合計      |                    | 2,447,655,540        |
| 2 流動資産      |                    |                      |
| (1) 現金預金    | <u>721,355,441</u> |                      |
| (2) 未収金     | <u>52,856,233</u>  |                      |
| (3) 貸倒引当金   | <u>△67,000</u>     |                      |
| (4) 貯蔵品     | <u>618,100</u>     |                      |
| (5) 前払金     | <u>0</u>           |                      |
| (6) その他流動資産 | <u>90,397</u>      |                      |
| 流動資産合計      |                    | <u>774,853,171</u>   |
| 資産合計        |                    | <u>3,222,508,711</u> |

負債の部

(単位：円)

|                 |                       |                      |
|-----------------|-----------------------|----------------------|
| 3 固定負債          |                       |                      |
| (1) 企業債         | <u>74,295,194</u>     |                      |
| (2) リース債務       | <u>0</u>              |                      |
| (3) 引当金         | <u>9,371,731</u>      |                      |
| 固定負債合計          |                       | <u>83,666,925</u>    |
| 4 流動負債          |                       |                      |
| (1) 未払金         | <u>45,266,384</u>     |                      |
| (2) 前受金         | <u>0</u>              |                      |
| (3) 預り金         | <u>5,695,220</u>      |                      |
| (4) その他流動負債     | <u>0</u>              |                      |
| (5) 企業債         | <u>9,122,877</u>      |                      |
| (6) リース債務       | <u>0</u>              |                      |
| (7) 引当金         | <u>3,492,238</u>      |                      |
| 流動負債合計          |                       | <u>63,576,719</u>    |
| 5 繰延収益          |                       |                      |
| (1) 長期前受金       | <u>2,124,810,254</u>  |                      |
| (2) 長期前受金収益化累計額 | <u>△1,019,630,756</u> |                      |
| 繰延収益合計          |                       | <u>1,105,179,498</u> |
| 負債合計            |                       | <u>1,252,423,142</u> |

資 本 の 部

(単位：円)

|   |                         |                    |                      |
|---|-------------------------|--------------------|----------------------|
| 6 | 資 本 金                   |                    |                      |
|   | (1) 資 本 金               |                    |                      |
|   | イ 固 有 資 本 金             |                    | 40,841,872           |
|   | ロ 繰 入 資 本 金             |                    | 121,331,192          |
|   | ハ 組 入 資 本 金             |                    | 955,675,280          |
|   | 資 本 金 合 計               |                    | <u>1,117,848,344</u> |
| 7 | 剰 余 金                   |                    |                      |
|   | (1) 資 本 剰 余 金           |                    |                      |
|   | イ 国 庫 補 助 金             | 124,073,537        |                      |
|   | ロ 受 贈 財 産 評 価 額         | 23,011,901         |                      |
|   | ハ 保 険 差 益               | 93,318             |                      |
|   | ニ 工 事 負 担 金             | <u>9,160,051</u>   |                      |
|   | 資 本 剰 余 金 合 計           |                    | <u>156,338,807</u>   |
|   | (2) 利 益 剰 余 金           |                    |                      |
|   | イ 減 債 積 立 金             | 83,418,071         |                      |
|   | ロ 建 設 改 良 積 立 金         | 368,219,343        |                      |
|   | ハ 当 年 度 未 処 分 利 益 剰 余 金 | <u>244,261,004</u> |                      |
|   | 利 益 剰 余 金 合 計           |                    | <u>695,898,418</u>   |
|   | 剰 余 金 合 計               |                    | <u>852,237,225</u>   |
|   | 資 本 合 計                 |                    | <u>1,970,085,569</u> |
|   | 負 債 資 本 合 計             |                    | <u>3,222,508,711</u> |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これにて提案理由の説明を終わります。

日程第24 同意第4号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

本件については、会議規則第39条第3項の規

定により提出者の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、同意第4号は提出者の説明を省略します。

同意第4号

農業委員会委員の任命について

別紙の者を中城村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

令和5年9月8日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

中城村農業委員会委員の任期満了により、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を得る必要がある。

| NO | 住 所     | 氏 名     | 生年月日   |
|----|---------|---------|--------|
| 1  | 中城村字北上原 | 花 城 康 樹 | 昭和46年生 |
| 2  | 中城村字泊   | 小橋川 達 則 | 昭和56年生 |
| 3  | 中城村字津覇  | 比 嘉 盛 安 | 昭和27年生 |
| 4  | 中城村字奥間  | 川 田 哲 也 | 昭和62年生 |
| 5  | 中城村字奥間  | 屋 良 照 枝 | 昭和32年生 |
| 6  | 中城村字泊   | 比 嘉 康 雄 | 昭和27年生 |

これから同意第4号 農業委員会委員の任命についての花城康樹氏、小橋川達則氏、比嘉盛安氏、川田哲也氏、比嘉康雄氏の5名に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、農業委員会5名のものについて、質疑いたします。

まず、農業委員会を求める際に団体推薦、一般募集、それから一般推薦という3つの方法があるというふうに思いますけれども、この中で、この5名がどのような募集というか、どのような位置になっているのか教えてください。

そして、その中で最終的には評価委員会の中で応募者の評価というのがあるんですけれども、この評価の方法というか、採点方法というのがありましたら教えてください。

ホームページで見た際に、そのときは5名が決まっていたのかな。全部で10名、何かいたような記憶をしていますけれども、その中から4名は、もちろん評価委員会か何かの中で振るい落とされているという形で捉えていますけれども、その落ちた、選考に欠けた4名の中にも一般募集というのかな、募集方法3つありますよね。どのような形態で募集に至っていたかお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 5名のうちの1番の花城康樹さん、2番の小橋川達則さんは団体推薦があります。3番の比嘉盛安さん、4番の川田哲也さん、6番の比嘉康雄さんは応募であります。

中城村農業委員候補者評価委員会の規定の中で、評価委員は7名以内で組織する、村内の農業に関する識見を有する者、村の職員、その他村長が認める者で構成されております。

○7番 新垣 修議員 10名の今回、言わば自治会推薦、団体推薦、一般応募なのかな。10名いたというふうに認識していますけれども、そのうち4名落ちますよね。それは評価委員会のほうで、この何らか評価して4名が振り落ちるわけですよね。その評価委員会での評価の点数とかそういうのがあってのあれなのか。評価委員会での落ちた4名、それから選考される6名の評価点の具合というの、それを教えてください。どのようにして評価して振り落ちるのか。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 中城村農業委員候補評価基準がありまして、評価項目1から8まであります。それぞれ10名の方々の1から8までを評価しまして、点数の高い順から6名を選定しております。

○議長 伊佐則勝 7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 その1から8という評価基準の項目、いろいろとあると思うんですけども、これは例規集とかそういうのなんかはありません。じゃそれを私たちが見ることというのは可能なかどうかということと、先ほど団体推薦が1番と2番ですよね、花城さんと小橋川さんですね。それから比嘉さんと川田さんと康雄さんが一般応募ですよね。一般推薦というのはなかったのかどうかを確認したいと思います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 この花城康樹さん、小橋川達則さんに関しましては自治会推薦であります。評価基準に関しましては、8項目の内容は説明はできますけれども、点数に関してはちょっと内規ということで、控えさせていただきたいと思います。

一般推薦もございません。

○議長 伊佐則勝 7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 これは、このメンバーに対してどうのこうのじゃないんですけども、これまで農業委員会、3年に一度ずつね、任期があるんですけども、今回、こういうふうに一括で同意を求めていますけれども、これはちゃんと法律的にも認められているし、一人一人、今、議長のほうから1番から何名という枠を設けていますので、その一人一人にも確認も取れていますのでいいですと。

この農業委員会の中で一般推薦に関しては3名の何か連名で、農業者の連名で推薦をしないと応募できないというのが、一般推薦ですよ。多分、農業者が3名連名で何かやらないと一般推薦のほうに入れない、できないのかなというふうに解釈するんですけども、それで、今言うように一般推薦はなくて、一般応募でっていうのがありますよね。その辺も、この昔の法律だったら、もう少し柔軟な方法も考えていくべきではないのかなというふうにちょっと思いまして、その辺をちょっと確認したんですけども。

今後、その3名もわざわざ自治会推薦でしたら、団体推薦、要するに自治会推薦でしたら、それで、自治会でいいわけですよね。だけれども、一般推薦には農業者の3名が必要。ただでさえ農業従事者が少なくなっていく上で、3名も連名で推薦してくれというのは、どうも今のご時世には少し考えられたほうがいいんじゃないのかなというふうに思っていますので、その辺、今後協議したらどうかと。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 評価基準に関しましては、平成29年、令和2年、今度の令和5年度、同じ評価基準をつくっていますので、議員さんおっしゃるとおり、

時代に合ったような感じで中身を少し精査して、令和8年度にはもうちょっとできるように引継ぎはしておきたいと思っております。検討したいと思います。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

14番 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 現在5名が提案されていますけれども、議案には6名になっていますよね、6名だよな。それでね、農業委員の任命要件として、原則として認定農業者等が農業委員の過半数を占めることとなっているでしょう。これは3名いる、認定農業者が。私が調べた範囲では、今2人だよな。

それと、認定農業者を3名任命せんといかんと。今回2名になっているけれども、それでいいのかどうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 特例要件の基準緩和がありまして、管内の認定農業者が委員定数の30倍、中城村は委員定数が6名でありますので、30倍、180人を下回る場合には特例要件を適用することになっています。

中城村の認定農業者が現在11名ですので、180人を下回っており、特例要件に該当します。特例要件については、過半数を4分の1に緩和、6人のうちの4分の1は1.5人ですので、2人で十分満たしていることとなります。

○議長 伊佐則勝 14番 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 4分の1の認定農業者等があればいいという解釈ですよ。全部同じね、4分の1以上でしょう。2名だったら4分の1以上あるよね。あんたの今言うこれは、農林水産大臣の承認を得たときでしょう。認定農業者が少ない場合は、これできるけれども、しかし、それは前提として、農林水産大臣の承認を得たときになっているけれども、承認を得

ているの。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 4分の1以上、2人も探せない場合、4分の1以下になった場合は農林水産大臣の許可を得て、それでいいですよということになっておりますので、4分の1以上、2人を満たしていますので、農林水産大臣の許可は必要ありません。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ございませんか。

13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 ただいまの議員から質疑がありましたけれども、認定農業者というのが、この添付された資料ではよく分からないんですよ、資格が。お一人だけは、履歴書の中で認定農業者取得というふうに書いてあるんですけどもね。ちゃんと別紙のほうの名簿一覧の中で明記すべきだと思うんですけども、明記しなかった理由というのはなぜでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 履歴書の最後の比嘉康雄さんについては認定農業者取得ということで書いてあります。あと1人の方は、小橋川達則さん、農業生産法人結農産で認定農業を取っていますので、そこで社員として働いている方も認定農業者とみなされますので、お二人ということになっております。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩 (15時25分)

~~~~~

再 開 (15時25分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範

三 すみません、別紙のほうに記入ということでございますでしょうか。

○13番 新垣博正議員 そうです。私たちも同意をするために皆さんここに上程していますよね。同意するためには、誰が認定農業者なのか明確に分かるような一覧表を作らないと分からないからです。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 すみません、備考を設けて分かりやすくやるべきだったとは思いますが。次回からは気をつけていきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 やはりその場合は、本会議で一発で上程してから議員の理解を得るということではなくて、説明をちゃんと事前にね、全協等を要求してやるべきだというふうに私思いますので、丁寧な説明をもって、こういったのは議会の本会議には臨むように、今後やることを約束できますか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 今回は農業会議とも調整しながら、また全国農業会議所が発行しているQ&Aでも一発でも大丈夫ということになっておりますが、やはり分かりやすくしたほうがいいと思えますので、また一人一人の案件を次回は検討したいと思います。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休憩（15時27分）

~~~~~

再開（15時36分）

○議長 伊佐則勝 進行させていただきます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております本件については会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議あり」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 異議の申立てがありますので、起立によって採決します。委員会付託の省略に異議がありましたので、起立採決で委員会付託をするのかしないかを決したいというふうなところです。

同意第4号 農業委員会の任命については建設常任委員会に付託することに賛成の方は起立願います。

休憩します。

休憩（15時39分）

~~~~~

再開（15時40分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

委員会付託省略をしたいと思えますというふうなことを申し上げました。それについて、新垣 修議員は異議なしの御意見、新垣善功議員は異議あり、委員会に付託すべきであるという御意見がありますので、起立採決でそこを決定したいと思います。

まず最初に、同意第4号 農業委員会委員の任命については建設常任委員会に付託することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

○議長 伊佐則勝 起立少数です。したがって、同意第4号 農業委員会委員の任命について、建設常任委員会に付託することは否決されましたので、引き続き本会議で審議します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから同意第4号 農業委員会委員の任命についての5名への採決をします。

お諮りします。本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、同意第4号 農業委員会委員の任命についての5名は同意することに決定しました。

これから屋良照枝氏の選任における質疑を行います。関係者屋良照枝議員の退席を求めます。

(8番 屋良照枝議員退席)

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休憩 (15時43分)

~~~~~

再開 (15時43分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

これから同意第4号 農業委員会委員の任命についての屋良照枝議員選任に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 それでは、質問いたします。

農業委員会の委員の選任の件ですけれども、農業委員会等に関する法律というのがございます。これも産業振興課あたりでも条文を御覧になったかと思うんですが、その法律の第8条の第6項のほうに、利害関係を有しない者が含まれるようにというふうなところがあるんですが、今回、候補になっていらっしゃる議員の方については、どういうふうなお考えなのか、本人が建設常任委員会の副委員長というお立場でもありますので、所管する農業委員会等について十分な利害関係を持っているというふうに解釈されるのですが、こちら辺はどのように解釈をなさったのかお聞きします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 農業委員の定数6名の中で利害関係がない方、中立委員ということが1人以上いないといけないというのがあります。6名の中で、この中立的な立場は履歴書では川田哲也さん、農業に従事しない会社員ということで、その方が利

害関係を持っていない中立的な農業委員ということで、川田哲也さんが中立の立場で、6名の中の1人以上に入っております。

屋良議員に関しましては、市町村の村議員でもありますし、また、議員としての立場では村民の声を聞いて村政に届ける、地域福祉の向上に努めるという役割があります。また、農業委員になった場合には、農業に関してまたいろいろと情報を聞きながら村政に発展させていけたらいいなというふうに感じてはおります。

○議長 伊佐則勝 6番 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 お一人はそういうような方がいらっしゃるというふうなことの御答弁ですが、やはりそういう項目をわざわざ設けているということについては、例えば議会とその所管をしている、各常任委員会で所管をしている各課の業務について、産業振興課のほうで所管、また農業委員会含んでやっていらっしゃるんですが、そこら辺と密接な関係があるところについては、やはりこれは重要な要素として、選任の対象から外すべきだったのではないかと思うんですが、そこら辺は考えなかったのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 議員がおっしゃっているところもありますけれども、その立場立場で判断していただいて、農業委員としてのお仕事、市町村議員としての役割を果たしていただければ村政発展につながると思っております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ございますか。  
3番 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 過去に議員が農業委員になったという実績はあるんですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範

三 法改正の前には議会推薦で農業委員をした方がおられます。

県内では、那覇市、北大東、南大東、座間味村が現在、兼職している方がいらっしゃいます。北中城では前回いらっしゃいました。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ございますか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、質疑をいたします。

まず、農業委員というのは、これは農業に関する識見を有し、それから、農地などの利用最適化の推進などに関し、その職務を適切に行える者にできるものというふうにあるんですけれども、その中で、今、本人、議員もですね、これ自分で応募してやられたのか、それとも推薦なのか。推薦であった場合は、推薦理由は何なのか、そこをちょっとお聞かせください。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三

応募期間中、沖縄農業会議のほうから村長を訪ねて、ぜひとも女性委員を1人以上入れてほしいということがありました。その中で募集期間中、女性の方が応募がなかったもので、いろいろと相談しながら、また、沖縄農業会議とも相談しながら、JAで女性部長を務めている屋良さんというお話が出て、応募するようお願いはしたところであります。それでまた自治会のほうも、地域で頑張っている屋良さんなら推薦するというので、自治会からの推薦もありました。地域で頑張っているということで、自治会からは推薦がありました。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 議員からということで、農業委員になればいいなというふうに思っているかもしれないですけれども、我々議員も、さすがに村民から選ばれて、その議員の職をやっているわけで、その中でいろいろと毎日毎日

地域を回らないといけないと。皆さんも御存じのとおり、農業委員としても制度が変わってから、やはり遊休地や耕作放棄地、その解消をしないといけないという中で、割り当てられた地域を任されて、それをどう解消していくのかということで、私は片手間では絶対にできないような業務だと思っているんですよ。

それを議員もしながら、前ね、たしかに法改正前は議選ということで議員の中から1人入れて、そのときは毎月25日に定例会をもって、3条、4条、5条の判断をして1日で終わったというようなことはあるんですけども、今は全くその業務の内容が違っていると私は思うんですよ。さっき言った遊休地はどう解消するんだと、自分の割り当てられた地域をどういうふうにしつかりした農業ができるようにするのかと。農家とも会わんといけない、農業地域も見ないといけないという中では、さすがにこれだけの仕事はできないと私は思っています。

その中で、万が一、同意を得たとして、農業委員会の中で委員長を決めるわけですよ、6名の中から。その中でもし議員が委員長になった場合、我々一般質問の中で、向こう側に座るんですか、それをお答えください。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 まだ任期は10月1日からですので、委員長になるかならないか、それはまだ分かりませんので、その辺はまだ答えが出ません。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩 (15時53分)

~~~~~

再 開 (15時55分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

本日の日程、まだ上程議案が残っておりますので、本議会、本日延長したいと思います、よろしゅうございますか。

(「はい」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 10分ほど休憩します。

休憩 (15時56分)

~~~~~

再開 (16時11分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三

沖縄県農業会議のほうから今アドバイスをもらいましたが、農業委員会としては、委員長が出席しても問題はないと。あと、議会運営上、議会が欠席になるかどうかの判断だと思います。議事を欠席して農業委員の会長として出席するかどうかの判断だと言っております。議事を欠席して、農業委員の会長として出席するのはできると、できます。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 3回目ですよ。

今、課長の話聞いて、これは行政側の判断では、議事を欠席して農業委員長として出席できると。さっき私言ったんですけども、議会議員としての村民の負託を受けている以上は、我々としては議会が最優先であって、そういう場合に、やはり農業委員長としてこっちに出てきた場合には、これは甚だいかなものかというような感じもするものですから、そこはしっかり各議員が熟知して、そしてしっかりその対応をお願いしたいというふうに思っております。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

休憩します。

休憩 (16時13分)

~~~~~

再開 (16時16分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

ほかに質疑ございませんか。

15番 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 質疑します。

今、屋良議員が農業委員にということであるんですけども、これまでも議論されているんですけども、やはりそれぞれの立場での仕事ができるということであれば、そういうのもっとしっかり明確にやったほうが今回は分かりやすいと思います。ですから、今、課長が話している、もし農業委員の会長であれば、向こうに行っちゃんと答弁する役割になるというのであれば、それは当然のことだと思います。ですから、そういうところも含めて今回のこの6名の提案は、事務局がしっかりやったものだと思うんですけども、これ6名提案されていますけれども、先ほど5名だけの決を採りましたけれども、この提案というのは、6名のうち1人でも否決になったら、この議案、同意第4号は無効になるのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 無効になります。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 執行部のほうに、今回、こういう6名ユニットで上程されたものに対して、私のほうはこれを3週間前か4週間前にホームページで見て、名前が上がってきたものですから、それを少しいろいろと沖縄県の町村議長会の方にも資料とか頂いて、今言うように、我々市町村議会議員が禁止されている、要するに兼務できないものに関しては、法律的には1から8つあるんですけども、中身は伏せませんが、農業委員会は、今言うように法律的にもちゃんと、あくまで任命ですからね、任命はできるというふうにならうたわっていました。あとは同意するしないは我々議会側の、要は議決権とか同意権のほうになるんですけども。

先ほど課長が言われるように、議事を休んで

着席もできるというふうなお話もありましたけれども、やはりまず我々議員というのは村民から負託を受けた立場の議員で、議会に臨んでいると。議会というのは議事をここで議決する立場にあって、執行部側から上がってきたものに対して、やはり同意を得る、承認をする、予算を認めると、いろんな執行機関を要は監視する、そういった役目があるんですけれども、その中で今回、同じように議員から農業委員会の推薦が上がって同意を求められた。

やはり今回初めての件に対して、ユニット型でこの同意を求めたことに対して、これは少しやり方が強引過ぎたんじゃないのかなって僕は思うんですよ。我々議員は一つ一つ丁寧に、執行部側とも向き合って、一つ一つ同意を得る、承認をするということをやっているわけで、じゃ先ほど今、石原議員が述べられるように6名ユニットで同意を求めるときに、1人でも否決されたら、また6名を探せますかという、いろんな不具合も出てくるし、今後いろんなことを加味しても、こういった同意とか任命そのもの自体は、一人一人を上げていただくように今後はやっていただきたいなど。

教育委員会の中でも、やはり同意を求めて2人、3名というのが出たけれども、一人一人、人事、監査、いろんなものがありますよね。それを、じゃ今回同意が連名でできたから、本来であれば議案第4号から6名だから、10号までとなりますよね。そういうことはできるだけ避けていただいて、やはり丁寧に、我々も執行部側と向き合って一人一人ちゃんとそこで審議をしながら同意を得られたほうが今後は、この議会と執行部側の何ていいますかな、あれにも、できると思いますので。

今回、こういうやり方なんですけれども、通ったから次もやろうという考えじゃなくて、できれば村長、この辺は本当に審議をできるだけちゃんと向かい合ってやるような、丁寧なやり

方を望みますので、ぜひとも次回はこういうことがないように御検討をお願いします。

以上です。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（16時22分）

~~~~~

再 開（16時25分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

ほかにも質疑はなしでよろしいですか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております本件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、本件は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

14番 新垣善功議員。

○14番 新垣善功議員 今、同意4号についていろいろ議論してきましたけれども、議員が農業委員になるということは、前の法律ではちゃんと推薦というのができるようになっていて、この間は選挙で選ばれるものですから、農業委員会のいないところに割り当てて農業委員を推薦してこなかったけれども、今回はそれができないも法律には書かれていないけれども、これが皆さん方はできると解釈したと。これはできるできないは、それは皆さん方の解釈でもいいんだけど、私は議員が農業委員を兼ねることはある意味では好ましくないという立場から、私は反対します。

○議長 伊佐則勝 次に本件に賛成者の発言を許します。

15番 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 私は賛成の立場から討論します。

今回は6名ということで、以前は12名出ていたのが改正で16名と、その中で中城村は女性の農業委員がないということはずっと指摘されてきていると思うんですよ。そういう状況も含めながら、女性の出番、やはりこういうところでやれる人がいるときに女性を推薦していかなければいけないと思います。

今言っているようにできないという、はっきりできないという条件の方だったら、それはできないですよ。できないって書いていないんですよ。できるとも書いていないけれども、できるわけです。できないと書いていなければできなわけです。

ですから、本人が、いろいろな方たちの推薦を受けながら頑張ろうということなんで、それこそ中城の変わるチャンスです。ですから、私は屋良さんの推薦に同意します。

**○議長 伊佐則勝** 次に、本件に反対討論がある発言を許します。

6番 安里清市議員。

**○6番 安里清市議員** それでは、同意第4号についての反対の立場での討論をいたします。

別紙一覧表の6名の候補者について、先ほども質疑でお話をいたしました、農業委員会に関する法律の第8条に第6項の規定に利害関係を有しない者との規定に反しているのではないかという疑問を呈しました。この件は現在問題、議題になっている本議会議員のことでございますが、別紙一覧表の候補者の中で村議会建設常任委員会の副委員長をしている立場の方であります。議会建設常任委員会、その所管事務として農業委員会を含んでおります。村議会建設常任委員会の副委員長として指導監督的な立場が求められる立場でございます。

自らを指導助言する立場と、それから指導される立場、両方にスタンスを置くということになり、重要案件において利益相反の立場になることも十分予想されます。これでは十分役割を

期待することはできないものと思います。

農業委員会は、その使命として、農地などの利用の最適化、担い手への農地利用の集積、集約化、遊休農地の発生防止、解消、さらに新規参入の促進、その推進を中心に農地法に基づく農地の売買、賃借の許可、農地転用案件への意見具申など、農地に関する事務を執行する行政機関として設置されているものでございます。

本村では耕作放棄地の解消や後継者不足の解消、何より農家収入の増大など、農業委員会に求められる、そして期待される役割は、農振地域として本村の大部分が含まれている中城村においては大変な重要な委員であると思います。本村の農業振興の面からも本案件には反対をいたします。以上です。

**○議長 伊佐則勝** 次に、討論ございましたら。

12番 金城 章議員。

**○12番 金城 章議員** 同意に賛成の立場で意見します。

これまでいろんな話が出ました。新農業委員の検討には、新しい考えの農業委員を推薦なさいということで、農業委員の法律が変わったと思います。やはりいろんな意見を取り入れないと、前向きにできないと。いろいろな意見がありますけれども、議員の立場であって、お互いまた別の立場の役職も持っていらっしゃる方いっぱいいらっしゃいます。お互いの役職で、その役職をこなせるものだと思っております。それで、同意に賛成します。

**○議長 伊佐則勝** ほかに討論ありますか。

13番 新垣博正議員。

**○13番 新垣博正議員** 同意第4号 農業委員の任命について反対の立場で討論いたします。

これまでの議論の行方を私も見守る形で、いろいろの意見を聞いてまいりましたが、今回の同意案件は、5名が先行して同意して、1名はまた後発的な同意という、資料上は分けられていないのに、そのような議事の進行の仕方とい

うのにも疑問があります。

そして、先ほど来議論している議員が農業委員の立場に立つというのは、利益相反というのは紛れもない事実だと思います。やはり議会は執行機関に対して常に緊張関係を持って臨むというのが基本的な私は姿勢だと思いますし、どちらの立場でもよろしいというような曖昧な立場をとるべきではないということが私の信念でありますので、同意4号には反対いたします。

○議長 伊佐則勝 ほかに討論ございますか。

11番 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 今回の同意4号に関してですが、私は賛成の立場で討論します。

確かに屋良照枝議員は建設常任委員会に副委員長として頑張っております。屋良照枝議員は、これまでもいろいろたくさん頑張っております。産業振興課を所管する建設常任委員会の委員として、農業委員で頑張れば、本人の農業に関する関心も深くなり、大変勉強して、またそれが村の農業の発展にもつながると思います。私は必ずや屋良照枝議員はしっかりと務めていくと思いますので、賛成であります。

○議長 伊佐則勝 ほかに討論ありますか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、同意4号について、私は反対の立場で討論します。

まず屋良議員は農業について恐らく知らないだろうと、農地もないですし、農業従事者でもないしということで、ただ女性だから、あるいはこれから頑張っていくだろうというような判断でもって農業委員の中に入れてしまえば、私はまた彼女の負担になるのではないかと、かえってですね。頑張れば頑張るほど議会と農業委員のはざまに立って、いろいろな場面で彼女が心労をするのではないかなということも含め、そして、やはり我々議員としては行政の監視、

そしてチェックが主な仕事だと私は思っております。

そういう面からも、しっかり区別をして、普通、兼業はできるんですよ。これ個人的なものだと私は思っていますからね。議員をやりながら普通の仕事ができると。でも、議員と農業委員会というのは相反している、みんな先ほどから言っているとおり。そういうものに関してはいささか疑問を持って、いかがなものかなというふうに思っているもので、私は反対であります。

○議長 伊佐則勝 ほかに討論ありますか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 それでは、この採決は起立によって行います。本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 伊佐則勝 起立多数です。したがって、同意第4号 農業委員会委員の任命についての屋良照枝議員選任へは同意することに決定しました。

休憩します。

休憩(16時39分)

~~~~~

(8番 屋良照枝議員着席)

再開(16時40分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

ただいま議題となっております同意第4号 農業委員会委員の任命については、すべて同意されましたので、報告しておきます。

日程第25 報告第5号 専決処分の報告についてを議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第5号 専決処分について御報告いたします。

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

令和5年9月8日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定による議会の議決により指定された事案について専決処分したので、議会に報告する必要がある。

以上でございます。

村長 浜田京介。

○議長 伊佐則勝 これで報告を終わります。
日程第26 報告第6号 令和4年度決算に係る健全化判断比率についてを議題とします。
本件について報告を求めます。

○村長 浜田京介 報告第6号 令和4年度決算に係る健全化判断比率について御報告いたします。

報告第6号

令和4年度決算に係る健全化判断比率について

中城村一般会計の令和4年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、次のとおり報告する。

（単位：％）

	令和3年度決算に係る健全化判断比率	令和4年度決算に係る健全化判断比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条の規定に基づき算定した早期健全化基準
実質赤字比率	—	—	15.00
連結実質赤字比率	—	—	20.00
実質公債費比率	6.1	5.7	25.0

将来負担比率	7.9	143.6	350.0
--------	-----	-------	-------

備考 実質赤字比率又は連結赤字比率がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」と記載する。

令和5年9月8日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により議会に報告する必要がある。

以上でございます。

本件について報告を求めます。

○議長 伊佐則勝 これで報告を終わります。

村長 浜田京介。

日程第27 報告第7号 令和4年度決算に係る資金不足比率について（中城村公共下水道事業特別会計）を議題とします。

○村長 浜田京介 報告第7号 令和4年度決算に係る資金不足比率について御報告いたします。

報告第7号

令和4年度決算に係る資金不足比率について

中城村公共下水道事業特別会計の令和4年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

（単位：％）

会計区分	令和3年度	令和4年度	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準
中城村公共下水道事業特別会計	—	—	20.00

備考 資金不足が発生してない場合は、「—」と記載する。

令和5年9月8日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により

議会に報告する必要がある。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで報告を終わります。

日程第28 報告第8号 令和4年度決算に係る資金不足比率について（中城村土地区画整理事業特別会計）を議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第8号 令和4年度決算に係る資金不足比率について御報告いたします。

報告第8号

令和4年度決算に係る資金不足比率について

中城村土地区画整理事業特別会計の令和4年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

（単位：％）

会計区分	令和3年度	令和4年度	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準
中城村土地区画整理事業特別会計	—	—	20.00

備考 資金不足が発生していない場合は、「—」と記載する。

令和5年9月8日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により議会に報告する必要がある。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで報告を終わります。

日程第29 報告第9号 令和4年度決算に係る資金不足比率について（中城村水道事業会計）を議題とします。

本件について報告を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 報告第9号 令和4年度決算に係る資金不足比率について御報告申し上げます。

報告第9号

令和4年度決算に係る資金不足比率について

中城村水道事業会計の令和4年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、次のとおり報告する。

（単位：％）

会計区分	令和3年度	令和4年度	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第19条に定める経営健全化基準
中城村水道事業会計	—	—	20.00

備考 資金不足が発生していない場合は、「—」と記載する。

令和5年9月8日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により議会に報告する必要がある。

以上でございます。

本件について報告を求めます。

○議長 伊佐則勝 これで報告を終わります。

村長 浜田京介。

日程第30 報告第10号 令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

○村長 浜田京介 報告第10号 令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について御報告いたします。

報告第10号

令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業及び決算を別冊のとおり報告する。

令和5年9月8日 提出

中城村長 浜田京介

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 これで報告を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（16時47分）

令和5年第5回中城村議会定例会（第4日目）

招 集 年 月 日	令和5年9月8日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和5年9月11日（午前10時00分）		
	散 会	令和5年9月11日（午後3時03分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	比 嘉 麻 乃
	3 番	比 嘉 護	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝	
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	15 番	石 原 昌 雄	1 番	小橋川 恵 美
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	まちづくり推進課長	金 城 勉
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	都市建設課長	呉 屋 克 行
	住民生活課長	仲 村 盛 和	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	仲 松 範 三
	会 計 管 理 者	新 垣 忍	上下水道課長	仲 村 武 宏
	税 務 課 長	比 嘉 聡	教育総務課長	我 謝 慎 太 郎
	福 祉 課 長	照 屋 淳	生涯学習課長	渡 久 地 真
	健康保険課長	島 袋 かおり	教育総務課主幹	森 本 雅 人

議 事 日 程 第 2 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 伊佐則勝 おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は答弁を含めず30分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、安里清市議員の一般質問を許します。

安里清市議員。

○6番 安里清市議員 グスーヨー、チューウガナビラ。おはようございます。議席番号6番、安里清市でございます。議長の許可を得て、通告書に従いまして質問をいたします。

大枠の1番です。村道新垣中央線の改修に向けて。

本事業については平成30年9月、令和元年9月、そして令和2年6月と令和3年12月の合計4度にわたる一般質問で取り上げさせていただきました。また、村道新垣中央線早期整備着工についての要望書を、平成30年12月4日付で、新垣自治会会長及びサンヒルズタウン自治会会長との連名で提出をさせていただきました。このような経緯から、このたびの事業採択に向けて動き始めることにつきましては大変高く評価しているところでございます。

令和5年度から実施予定の舗装構成改良事業について。

①対象路線について。

②村道新垣中央線改良事業の取組予定。

③村道の取付け部分に近いサンヒルズタウン集落の排水路側溝整備工事を設計に盛り込み、舗装構成改良事業の附帯工事として事業が進められませんか。

同側溝については、大雨の都度に堆積した土砂の除去作業に苦慮しているところであるとのことで、提出されたさきの要望書にも盛り込んでいるところでございます。

大枠の2、新垣と当間の間の通学路の整備に

ついて。

8月初旬の台風6号被害により土砂が堆積し、通行できない状況になりました。その後、8月13日日曜日に子ども会の父兄と自治会役員による土砂の撤去作業が行われ、現在は通行可能となっております。本道は通学路としての利用が現在は主な形ではありますが、災害時には上下地区を結ぶ数少ない道としての利用ができると思われれます。

①通学路の年間の保全作業の計画と実体はどうなっているのでしょうか。

②応急的に土留めの構築による道幅の確保と保安灯の増設を要望します。

③本腰を入れた整備計画の策定を求めます。本通学路を基線としながら、傾斜を考慮した車道として整備をします。

以前、県道35号線の奥間から新垣の間の地滑りにより、上下の地区を結ぶラインが途絶え、大変不自由な思いをいたしました。今回は防災避難道として位置づけることにより、県との協議を進め、整備に取り組んでいただきたい。

大枠3、改訂中城村地域防災計画について。

令和5年度改定予定の中城村地域防災計画について。

①改定に向けた進捗状況を伺います。

②発電所での事故対応の記載予定、特に住民避難計画について伺います。

以上、よろしく申し上げます。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、安里清市議員の御質問にお答えをいたします。

まず、大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番は同じく都市建設課と教育委員会、大枠3番につきましては総務課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは御質問の村道新垣中央線の改修に向けての御質問でございますが、安里議員初当選以来、ずっとこの問題については取り上げ

ていただき、また、御提言もいただき、大変感謝を申し上げます。何とかその思いに応えることができたのではないかなど、担当課も非常に努力をしてもらいました。そういう意味では私としてもほっとしているところがございますので、油断なくその工事が今年から来年に向けてしっかりとまた完成するようにきちんと見守っていききたいなと思っておりますので、また御協力のほどよろしくお願いいたします。

詳細につきましては、また担当課のほうでお答えいたします。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。

大枠2についてですけれども、この道路は子供たちの通学路としては適してなく、危険な道路であるため、教育委員会としては子供たちが安全に登下校できるように、通学バスを運行しているところです。

詳細については教育総務課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 皆様、おはようございます。

安里清市議員の大枠1番の①から③、大枠2番の③についてお答えいたします。

大枠1番、村道新垣中央線の改修に向けてでございますが、まず、村長からもありましたとおり、新垣中央線におきましては、安里清市議員から以前より要望書などをいただき、事業採択を受けることができました。ありがとうございます。

①令和5年度から事業採択された対象路線は村道新垣中央線と村道三田線でございます。

②村道新垣中央線は、令和6年度実施設計を行い、令和7年度以降に工事を施工する予定でございます。

③舗装構成改良事業は、舗装構成の基準を満たしていない道路の改良工事となるため、新垣

中央線の区域外であるサンヒルズタウン集落内の排水路整備は附帯工事として行うことはこの事業ではできません。

大枠2の③について、当間新垣線は地滑り防止区域にも指定されており、区域内では地滑りを助長するような工事等は規制があることから、車道の整備は困難であると考えております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠2の①から③について一括してお答えいたします。

子ども会の父母や自治会役員による土砂撤去におきましては、大変ありがとうございました。

議員が述べられている道路につきましては、村道として認定されておりますが、先ほど教育長が答弁したとおり、教育委員会としては、通学路としての利用には適さないと考えておりますので、スクールバスの利用を推奨し、通学路としての整備については、教育委員会としては現在考えておりません。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、大枠3、中城村地域防災計画の改定に向けた進捗状況についてお答えをいたします。

令和5年7月に入札を行っております。7月中で契約を締結しておりますので、現在、既存の地域防災計画の修正が必要な箇所について割り出しを行っている状況でございます。村としても新たに追加する項目であったり、現状の地域状況等の調整をこれから進めていくところがございます。

②発電所に関する避難計画を新たに反映することに関しましては、必要な事項と捉えております。改定計画の契約書、仕様書にも掲載しておりますので、事項について調整を今後行っていく予定でございます。

担当課としましては、他自治体の同様な地域状況における地域防災計画、避難計画を参考に

し、見直しを検討していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 いろいろ前向きな御答弁ありがとうございます。

大柵の1番の中央線の改修に向けてということで、先ほど課長のほうから御説明ありましたが、令和5年度においては要望の取りまとめをしまして、令和6年実施設計の予定、それから、令和7年度には着工予定というふうなことでよかったでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 今年度のヒアリングにおいて事業採択が決定しており、令和6年度に実施設計を行って、それを基に令和7年度以降の工事の施工予定であります。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 了解しました。大柵の1の中での③のサンヒルズタウンの側溝について触れているんですが、おっしゃるように、サンヒルズタウンの集落内のことではなくて、サンヒルズタウンと、この新垣の間を結んでいる中央線の取付け部分のことを想定してのお話であるんですが、課長はその認識で御答弁いただいたのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 今、安里清市議員がおっしゃられる終点のほうの取付けに関してでしたら実施設計を基に今後検討はできるかもしれません。私が答弁したのはサンヒルズタウンの中の側溝と認識しておりましたので、こういう回答になりました。

以上です。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 そうですね、長さにしては20メートルほどかと思うんですが、その部分だけがU字溝もないような形で、のり面もそのまま雑草が繁茂しているというような状況が

あって、ごみがたまりやすいということがございます。それで、サンヒルズタウンの自治会の会長のほうから、以前そういう要望書に盛り込んでくれということがありましたので、入れさせていただきました。今回検討いただくというふうなことで大変ありがたく思います。ぜひ前向きに取り組んでいただいて、立派な事業ができるよう期待したいと思います。

続きまして、大柵の2のほうについて質問させていただきます。

教育総務課の御答弁で整備については考えておりませんということでしたが、これまでは数回にわたり保全作業を行ってきた経緯があると思います。この通学路を利用すると、新垣から中城中学校まで歩いた場合と、バスで同経路をこの経路で乗車した場合は、ほぼ同タイムとなります。子供たちが全員バスを利用するわけではなく、何らかの理由でバスに乗り遅れるとか、いろんな理由でこの道を利用している子供がいるわけでありまして。それで子供たちの父母らが、さきの台風後の整備工事を行ったという次第でございます。保全作業については行われていないのでしょうか、この数年。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

教育総務課としては保全作業については行ったことがないので分かりませんが、以前もしかすると、台風災害の後とくに草刈りの伐採作業等は行った可能性はあります。こちらのほうでは把握しておりません。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 都市建設課で行ったのか、あるいはシルバー人材の方々が行ったのかですが、何年前には行われていたと思うんですが、そこら辺はどんなでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 都市建設課におい

て、村道の維持管理など環境美化会計年度任用職員がおりますので、そちらのほうで対応して、木が倒れているとか、通行を妨げている場合はうちのほうでやっております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 都市建設課のほうでそういうお答えいただきましたが、現在の状況で、台風の後、教育総務課のほうも現場を御覧になったと思うんですが、大きく土砂が流れているところが2か所あって、1か所は先ほどの父兄の作業で除去されておりますが、あと1か所、お墓に近いところが大分大きな量があって、そこら辺について土留めの作業工事というか、そういうものがどうにかできないのかと思うんですが、そこら辺どんなでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 先ほどの答弁にもありましたとおり、この地区が当間地区の地滑り防止区域に指定されておりますので、大々的な土留め工事とかのり切り、切土とか、そういう行為が制限されておりますので、維持管理の範囲内での土のうを設置して止めるとか、そういうものだったらできると思うのですが、大々的な工事はちょっとできないと考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 地滑り地域指定がされているというようなことで、大々的な工事が難しいというお答えであります。階段部部分が見える範囲で原状回復をして、そこに土のうを高く積むとか、土のうといっても多分1メートルほどの高さまで積み上げないといけなくなると思うんですが、そういうことを考えると、ちゃんとしたコンクリート製の土留めにしたほうがいいのかとも思うんですが、現場を御覧になってどんな感想でしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 この道路に関しては階段の形状になっておりますので、重機が入っていくということは、伐開とか少しのり切りとかをしないといけないと思われるので、人的なもので対応できるものを今後検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 何らかの対応をよろしくお願ひしたい。おっしゃるように通学に適していないというふうなことは重々思います。付近に民家もなくて、何かの場合には困るねということで、誰に助けを求めたらいいのか分からないようなところがありますので、そう思いますが、昔から利用されてきている通学路であるということでお話をしております。

この大枠の2の中で、③で本腰を入れた整備計画ということで出していただきました。浜田村長に御答弁をお願いしたいんですが、いわゆる上地区と下地区を結ぶ縦の線が非常に少ないということについてどのような認識をお持ちなのかお願ひします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

まさに議員がおっしゃるとおり、上下というんですかね、上と下の部分というのは足りないというのは認識をしておりますし、ただ、今御質問されている箇所が適しているかどうかというのはまた別の問題で、もし可能であれば、ほかの接統的なことを考えたほうが良いような気もしますし、また、実際に地滑りとの関連があちこち出てくるはずですので、それを避けた形でいい案がないかどうか、これからの課題ではないかなと思っております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 やはり冒頭申し上げましたように、上地区、下地区を結ぶ道路がないということで、大変難渋した経験が過去にござ

います。この道路、縦の線の設置に向けて、率先して村のほうでどうにか構想を立てると。そして、その構想をもって沖縄県のほうに働きかけていくというふうなことができるのかどうかお伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

安里議員のおっしゃられるとおり、中城村におきましては東西を結ぶ道路が少ないというのは確かに課題となっております。現在、県とも協議している中では、宜野湾横断道路であったり、そういうものをやっぱり今後検討して、要請していきながら、この東西を結ぶ道路を検討していかないといけないとは考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 課長、ありがとうございます。都市建設課あるいは企画課においてもですね、日頃の業務に追われて大変忙しい状況で、新しい企画、新しい発想が出てきにくい状況にあるのではないかと考えております。そういうようなことで、この議会での一般質問とか、あるいは住民の声の中に本当に取り上げるべきことがあるのかというように、それが形として本当にできるのではないかとというように、ぜひまた今回の件も含めて、真摯に考えて取り組んでいただきたいと思います。

村がそういうような提案をしない限り、県としても限られた予算の中で積極的に中城村のためにどうにかしようじゃないかというふうな動きが出てくるということは考えられませんので、先ほどから言っていますが、今回のこの提案の通学路は現在、途中に大きなお墓があるんですが、そこまでは車が上がっていける状態でありまして。そこから例えばメモリアルパークの方向にラインを斜めにとるか、あるいは逆に新垣の農村運動場の方向にラインをとるかというふうなことで、発想を持って構想に変えて、そして、今後の県の要請に備えることが必要にな

るのではないかと思うんですが、やはり県を待っているというふうなことではなくて、村から働きかけるということについてはどんなでしょう。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

この東西を結ぶ道路につきましては、やはり村の財政ではちょっと厳しいものがありますので、やはり県の補助メニューをいろいろ探りながら、県の事業としても要請していきながら進めていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 中城村の財政としてそれは非常に無理があるというふうなことだと思います。やはりやるんだったら、今、のり面、いろんなところで土木事務所が地滑り対策を行っているんですが、その方々の話を聞いても、もしやるんだったら、やっぱりこれは県の事業としてやらないといけないねというようなことはおっしゃっていただきました。非常に道路の傾斜をどうするのかとか、あるいは採算が取れるのかとか、いろんなことが考えられると思うんですが、いつまでも今のような状態で縦の線がない。防災、避難についても、この当間地区の方々の安全をどう確保するのかというふうなことも含めてですけれども、このままずっと未来永劫に残していいものではないと思います。どこかでそういう構想をつくって、県と共同で縦のラインの設置に向けて頑張っていただきたいと思います。

道路の整備で、やっぱり中城村全体が上地区、下地区が気持ち的にも一体となること、それから、1つの経済圏として成り立っていくということが可能になるかと思っておりますので、ぜひどうか、すぐにとは申し上げませんので、御検討をお願いしたいと思っております。

大枠の3についてお伺いしました。改定中城村地域防災計画について進行状況を伺いました。

改定に向けた契約は済んだということですがけれども、相手の会社名とか、それから、その中で例えば住民の意見聴取、この計画策定へ向けた意見聴取はいつ頃なされるのかお聞きいたします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、御質問にお答えをいたします。

住民との意見交換会につきましては、その工程スケジュールにつきましても調整をしているところで、年度末、3月までにいろいろなことを取り決め、それで実施する改定契約ということで策定をしなければなりませんので、その工程について現在調整をしているところです。大変申し訳ありませんが、業者につきましては今資料を持ってませんので、後ほど提供したいと思います。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 これは今年度、来年の令和6年の3月までには完成する予定ですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 お答えします。

令和6年3月までの策定ということになっております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 であるならば、やっぱりちょっと住民のヒアリング等が必要だというふうなことでありましたら、早め早めに対応していただきたいと思います。この避難計画については、以前から何度か御質問させていただいているんですが、今回本編としてつくられているこれまでの地域防災計画の改定、それから、それに別冊として付け加えるような形での避難計画ということで考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 お答えします。

これまでの地域防災計画、ページ数について

は200ページぐらいのページ数をしておりますので、その分についてもどこかでまとめることができないか、集約して分かりやすいような計画、その策定が必要になっておりますので、現在の本編の部分、資料編の部分であったり、それを取りまとめて、改定のほうを現在考えております。

○議長 伊佐則勝 安里清市議員。

○6番 安里清市議員 今回の改定によって、これまで要望してきたことが少し前進するのかなというふうに思いますが、またその計画ができた段階で、全村的なというんですか、部分的なものでも結構なんですけど、それに基づくような避難訓練等がまた実施できればいいのかなとも思います。そこら辺に向けても役場の総務課として頑張って取り組んでいただきたいと思っております。この問題も村民の、特に近くに住んでいる方々にとっては切実な問題だと思っておりますので、頑張って取り組んでいただきたいと思っております。

以上、質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で安里清市議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時33分）

~~~~~

再開（10時45分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

○10番 比嘉麻乃議員 それでは、改めましておはようございます。議席番号10番、比嘉麻乃です。

それでは、早速通告に基づきまして一般質問を行います。

大枠1、高齢者支援について。

本村は高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、様々な支援事業を実施していま

す。本村の高齢者は年々増加しており、村長が高齢者を激励する際に発する「長生きは義務ですよ」の言葉どおり、全ての高齢者が元気で長生きしたくなるような、豊かで活力ある中城村を実現するためには、高齢者支援をさらに充実させる必要があると考え、以下伺います。

①高齢者見守り事業について伺います。

②台風や地震、豪雨の災害時の高齢者支援について伺います。

③敬老の日が定められている9月をシニア月間とし、護佐丸バスの無料パスポート配布や、吉の浦会館でお芝居等を企画し、高齢者を楽しませる考えはあるか伺います。

④一昔前までは、エアコンがなくても自然の風や扇風機で過ごせましたが、地球温暖化による気温の上昇で、今やエアコンは欠かせません。そこで、熱中症予防と快適な睡眠が取れるよう、御自宅にエアコンが1台もない高齢者等へのエアコン購入・設置費用を助成する考えはあるか伺います。

大枠2、水難事故防止について。

夏休みが終わり、2学期が始まりました。しかし、楽しいはずの夏休み中に全国で水難事故が相次ぎました。児童生徒が水難事故に遭わないための安全指導について伺います。

大枠3、「しまくとうば」について。

「生まれ島ぬくとうば忘りーねー、国ん忘ゆん」、ふるさとの言葉を忘れてしまうと、ふるさとのことまで忘れてしまうよという意味である。9月18日はしまくとうばの日です。県は2006年、しまくとうばの普及、継承を目的に、毎年9月18日をしまくとうばの日と制定しました。しかし、2009年にユネスコにより、しまくとうばは消滅危機言語に認定され、今後はしまくとうばの保存等が大きな課題です。そこで伺います。

①消滅が懸念されているしまくとうばの復興に向けた本村の取組について伺います。

②継承に向けた本村のしまくとうばの教育について伺います。

では、答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、比嘉麻乃議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては福祉課、大枠2番、大枠3番につきましては教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、御質問の高齢者支援、福祉等についてでございますが、村長就任以来、子育て支援という意味では重きを置いて優先的にやってきたつもりではございますが、議員おっしゃるとおり、高齢者支援、高齢者福祉については、老人クラブの元気さに少し甘えてきたところは多少あったかなと反省をしているところもございます。そういう意味では、今回福祉課のほうともいろいろ相談をしながら、もうちょっと踏み込んだ形での支援等はできないのかも含めて、いろいろ検討していきたいと思っております。

また詳細につきましては福祉課のほうでお答えいたします。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2についてですけれども、教育委員会としては、何よりも子供たちの安全が第一だという考え方で、事件事故の未然防止に徹するように、校長会、教頭会で毎回危機管理について話をしているところです。特に夏休みに入る前は、水難事故、交通事故の未然防止について周知するように話をしています。

詳細については主幹が答えます。また、大枠3については生涯学習課長と主幹のほうで答えます。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 おはようございます。

比嘉麻乃議員の大枠1についてお答えします。

まず①です。本村福祉課のほうで実施している高齢者の見守り事業は、緊急通報システム、高齢者等配食サービス事業、一人暮らし高齢者等保健飲料給付事業、ヤクルトの配布の3つが中心となります。また、村社協のほうでは、水曜日の夕方に民生委員が単身高齢者への給食サービスを実施しています。

②です。現状の台風や地震、豪雨等の災害時の高齢者支援についてお答えします。

福祉課における地域包括支援センターや障害児者相談支援の担当職員による個別事案への対応及び災害時要援護者の管理システムによる対象者情報の集約を行っております。

③です。今回議員の提案されている内容につきましては、現在、福祉課のほうで実施する考えはございません。

④になります。高齢者等へのエアコン購入・設置費用については、熱中症予防のための必要性は十分理解しております。今後は、実施市町村の情報を収集し、次年度の事業化に向けて調査研究を今進めているところでございます。

以上です。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 大枠2についてお答えします。

水難事故を含め、学校の危機管理意識につきましては、教育長の最悪を想定して、最善の方策を取るという方針の下、各学校に安全管理の徹底に努めるよう通知しております。

水難事故防止につきましては、事故発生が夏休み中に多くあることから、7月の校長会において、「長期休業中における安全指導」と題して、夏休みに入る前に、水難事故防止に係る安全指導を必ず行うよう確認しました。

また、教育委員会、学校、住民生活課、都市建設課、警察等の関係機関と連携した通学路安全点検を行い、水路等の危険箇所の確認、改善方法の検討などを行っております。

学校におきましては、川や海に不意に転落した際の対応、浮いて待ての講習を計画している学校があります。また、ハブクラゲなど海の危険生物のポスター掲示や資料を保護者へメール配信するなどの水難事故防止に努めております。

大枠3、②についてお答えします。

しまくとぅばの継承に向けた学校教育については、各学校において、日々の授業や学校行事の中で児童生徒の発達の段階に応じて、しまくとぅばに触れる機会を設けております。小学校では5年生、中学校では1年生の国語科で「方言と共通語」の学習があります。その他、給食時の挨拶、学習発表会といった学校行事を通してしまくとぅばに慣れ親しむようにしております。

昨年度、中城南小学校におきましては、キリスト教短期大学の先生を講師に、しまくとぅばの特設授業を行っております。また、中城中学校では、令和2年に中城うちな一ぐちの方を講師に方言の学習を実施したり、本年度も講師を招いての「ていんさぐの花」を題材に手話と方言のワークショップを計画しております。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 大枠3の①についてお答えいたします。

中城村文化協会には、しまくとぅば部会があり、中城うちな一ぐち会という名称で活動しております。現在は5名在籍しているようです。同部会はこれまでに、コロナ禍前までは毎年村内の小中学校でのしまくとぅばによる読み聞かせを行ったり、また独自に紙芝居や絵本を作成し、令和3年に村内小中学校や護佐丸歴史資料図書館への寄贈を行っております。村としては、今後も同部会の活動を支援していきたいと思っております。

また、護佐丸歴史資料図書館では、しまくとぅばの日に合わせた関連本の特設展示貸出しコーナーの設置を行い、さらに沖縄県の実施する

しまくとうばの調査や広報活動などにも協力していきたいと思います。

ただし、護佐丸歴史資料図書館での特設コーナーの設置につきましては、あさって13日から27日までの間、蔵書点検のため3週間ほど休館いたしますので、申し訳ありませんが、次年度からこちらのほうは実施していきたいと思えます。

以上です。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 それでは、順を追って再質問をいたします。

まず、高齢者見守り事業についてなんですけれども、通信システムですとか、配食でヤクルトのお届けもされているということなんですけれども、教えていただきたいのが、よく車両に高齢者見守り護佐丸ステッカーというのもよく見るんですけれども、そのステッカーの取組について伺います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

こちらのほうは、商工会、また県内企業、また清掃業の方々と協定を結びまして、高齢者の安全対策ということで、何かふだんと違う状況だったり、その企業の方々が訪問した際とか、そういったときに、何か異変を感じたときに連絡をしてもらおうと、そういう対応で協力企業の方々にステッカーをお配りして、見守り活動の一環としてやっていたという形になります。すみません、ちょっと漏れておりました。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 そのほか、また本村は見守りを郵便局ですとか、あと宜野湾署、そして今年の3月には日本生命と協定を締結しておりましたけれども、どのような見守りをしているのか。そして、これまで郵便局ですとか、あと宜野湾署からの事例報告というのはどのよ

うなものが、覚えてましたらあったのか。そして、今このステッカーの説明がありましたけれども、この見守り事業の関係機関、事業者ですとか、そのほか消防とか社協、あと民生委員とか自治会などとの連絡会というのは開催されているのかというのを伺います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

すみません、詳細な資料をちょっとこの事業を失念しておりましたので、手元にないので、覚えている範囲でお答えしたいと思います。

まず宜野湾署との提携につきましては、基本的に認知症高齢者の方々の見守り事業として、家族からの届出により、本人の証明写真、全身写真、ふだん身につけているものとか、そういった情報を宜野湾署のほうに登録をして、認知症を患った高齢者の方々が行方不明になったときに早期に対応できるような対策として活動しております。こちらにつきましては、実際に行方不明の方が生じた場合には、地域の自治会のほうに協力依頼をして、防災無線をやっていたり、また宜野湾署のほうから警らのパトカーのほうに情報が行ったりとか、そういった形で対応していることとなります。

過去にこの登録されている方々で、御家族の動きもかなり大きかったんですけれども、見つかって、ちゃんと無事に保護されたという事案はあります。

今後、今年度の事業で今準備しているところなんですけれども、ステッカーを本人さんたちの衣服に貼りつけて、それをスマホ等で読み取りすることで連絡先の情報がすぐ分かるという形のステッカーを今協定している会社のほうと調整しているところです。

関係機関との連絡会につきましては、これまで十分な対応ができておりませんでしたので、今どういうふうにやっていくのかというところを担当のほうで少し検討しているところでござ

います。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 手元に資料がなくてもしっかりと答弁していただきありがとうございます。

宜野湾署のほうでも認知症とかの登録をしての協力というか、いい事例報告もあったということで、また、お話の中にもステッカー、認知症シールで、これも徘徊したときに持っているものとか、あと洋服にアイロンで貼れるものですか。これもQRコードで読み取って、すぐ見つけた人が家族へメールで送るとするのは、これはすごくいいなと思っているので、しっかり、今計画されているということなので、また早く実行できるようにお願いいたします。

あと、連絡会は、これは必要ではないかなというふうに思います。異変のある高齢者や、また支援が必要な方を見つけた場合のやはり早期解決のためにも連絡会は開催するのが必要だと思いますので、よろしくをお願いいたします。

次に、見守りが特に必要と思われる方が独居高齢者だと考えられるんですけれども、単身世帯に特化した見守りというのがあるのかどうかというのをお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

現在の事業において独り暮らしの単身の方に対しては、緊急通報システム事業がずっと行っているものになります。また、高齢者への保健飲料、ヤクルトの配布につきましても、ほかのサービスを何も受けてない方々で単身または高齢世帯を対象としておりますので、その方々においては、この2つの事業が中心になっております。

昨年、災害時要援護者の台帳システムの登録の更新のために、75歳以上の単身高齢者ということで、住基で把握されている世帯に対して、民生委員の協力を得て実態調査のほうは進めて

おります。

以上となります。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 はい、分かりました。今のお話の中に、高齢者支援の中に緊急通報支援システムというのがあるんですけども、体制整備事業ということで、そのちょっと事業内容について伺います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

要綱上、在宅の独り暮らし老人及び身体障害者等の急病または事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応ができるシステムを整備し、これらの方々の日常生活上の安全の確保と不安を解消することを目的とするという事業となっております。8月1日現在では登録者11名の方が登録されて利用しております。基本的に電話のほうにその緊急装置をつけて、また携帯型のものも本人さんに使い方をレクチャーして対応していると。定期的に安否確認の連絡がコールセンターからあるという形になります。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 このシステムは携帯みたいなものもあるということなんですけれども、じゃ、停電の際にもこの緊急通報システムは作動はされているのか。定期的に連絡が来るようになってるんですけれども、定期的に点検とかもしっかりされているのかというのを伺います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

すみません、定期点検のちょっと詳細については、今資料を持ち合わせてないのでお答えできないんですが、今回の台風の時、長期停電でしたので、それも気になって、ちょっと再確認したんですが、現在のシステムでは、停電後、最大5時間は内蔵の蓄電池で対応ができるということが委託業者のほうから回答がありました

が、替えの電池が使用できるタイプではないので、今後今回みたいな長期的な状況のときに、どういう対策が取れるのかというのを今事業者のほうとちょっと検討しているところでございます。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 長期的に使えるということも大切だと思いますので、よろしく願いいたします。やっぱりいざというときに使えなければ意味がないと思いますので、しっかりと定期点検などもお願いしたいと思います。

台風時に土砂災害の警告レベル3から高齢者等避難が発令されると思うんですけれども、この高齢者の避難場所と移動手段について伺います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

高齢者に特化した避難場所というのがございません。総務課のほうで設置をする避難場所に御案内するという形になります。基本的に御自身で来ていただくという対応を今しておりますので、緊急時における移動支援というのは実際行われていない。今後何らかの形、事前対応として検討が必要かと思っておりますけれども、今現在移動支援については行われておりません。

(「避難場所は、総務課の」と言う声あり)

○福祉課長 照屋 淳 すみません、付け加えます。避難場所は総務課のほうで指定する村の設置する避難所となります。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 ぜひやはり高齢者は移動するのに大変だと思いますので、できればいろいろ把握して、連絡のあった希望する方だけでもいいと思いますので、送迎をまたできるように、今のうちで相談なども来ていただければなというふうに思っております。

あと、今回の台風6号の際に、中城村の公式サイトで、避難場所には食料持参というふうに

あったんですけれども、村には非常食として、人口の20分の1の3日分、9,900食があると思うんですけれども、このような災害のときに提供すべきではないかなと思うんですけれども、そのときにはその非常食を出すのも可能なんですか、伺います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 ただいまの質問にお答えをいたします。

ホームページで避難の御案内をしたときには、想定で約1日分ということで、まず御持参をしてくださいということをお願いをしているところです。その後、避難生活が長期間になりますと、備蓄食品であったり、飲み水の提供をしているところでございます。十分対応は可能と考えております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 そうですね、災害に困っている方のために、ぜひ活用していただければなというふうに思っております。

あと、台風時に配布された非常用飲料水、今回配布されましたけれども、本当に助かったという声もありました。せめて役場に取りに行けない高齢者へ届けることはできなかったのか。

そして、給水袋なんですけれども、高齢者にとってはとても不便な容器だったように思えます。私も台風6号のときに民生委員と断水をしている独居の高齢者のいる家庭に届けましたけれども、そのときもやっぱり重たくて持てないという人もいて、やっぱり私がやかんに入れているときも、私でもこぼしたぐらいだったので、もう容器はこういうものしかないのかなと思ったんですけれども、たまたま嘉手納町の給水袋を見たときに、ちゃんと給水袋の真ん中のほうにペットボトルみたいな感じで、蓋つきであって、あれだともう高齢者でも入れやすいのかなと思いましたが、今後、今回の袋ではなくて、ペットボトルのような蓋つきのものに改善でき

るのかどうかというのをちょっとお聞きします。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 貴重な御意見ありがとうございます。この嘉手納町の災害用の給水袋をいま一度また見て、それがよろしければ、またそちらのほうを購入して、検討したいと思います。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 ぜひ誰でも使いやすいものに少しずつ変えていくということはもう必要ではないかなと思いますので、よろしくお願いいいたします。

続きまして、③ですね。敬老の日が定められている9月はシニア月間ということで、この護佐丸バスの無料パスポートの配布はできないかということなんですが、本来でしたらシニア月間だけじゃなくて、年中高齢者には無料にしてほしいなということはやまやまではあるんですけども、ぜひ、9月、もう来年からでもいいので、そういった楽しませるようなことをしていただければと思います。

吉の浦会館でのお芝居等の企画ということで、高齢者を楽しませることはできないかなとちょっと考えたんですが、高齢者全体で取り組むんですしたら、予算の関係ですとか、あと、そもそも吉の浦会館のほうには収容人数で問題があるのではないかなと思いますので、高齢者単身世帯対象だけというのはいかがでしょうか、お願います。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

集中型の事業という形でこの質問をいただいたときに考えたんですけども、基本的に過去、村主催で敬老会を実施していた時期がございました。おっしゃるように、吉の浦会館でのキャパオーバーという状況もあり、また予算もどんどん増えてきたということもあり、いろいろと検討した結果、地域の敬老会に対してしっかり

と補助して、地域のほうで高齢者を祝っていただくという考え方にシフトをして、今現在につながっております。その中で単身という方を中心にというお話でしたけれども、こちらを村が主催するのか、社協のほうで行っていただくのか、その辺は老人クラブ連合会、または社協ともいろいろ意見交換しながら、今後何らかの形でできるのであれば、実施はしたいとは考えておりますけれども、現在お答えできるのはこの範囲となります。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 ありがとうございます。

独り暮らしのお方でしたら大体900人ぐらいですかね、1,000人ぐらいですかね。まだいますか。2回公演にすれば、それも可能かなと思うんですけども、やっぱり人数も私もちょっとまだ分からないので、ちょっと検討をいただければと思います。どうしても家族と一緒に暮らしている高齢者は、御家族とドライブに行ったりですとか、護佐丸バスに乗らなくても、運転手が家族にいたりとか、お芝居を見に行ったりできますけれども、やはり独り暮らしの方でしたら、それがすごく難しくなるのかなというふうに思います。独り暮らしの高齢者単身世帯の皆さんを激励する意味でもぜひ検討していただければと思いますので、よろしくお願いいいたします。

では、④ですね。高齢者へのエアコン購入の助成ということで提案をさせていただきましたけれども、全国でも自治体独自で高齢者へのエアコン購入補助を実施しているところがあったんですが、私が調査しただけでも13自治体が全国にあったんですけども、その中で、いろんな独自の支援なので、年齢が違ったりするんですが、大体65歳からとか75歳からとか、あと住民税非課税世帯ですとか、あと障害をお持ちの方だけの世帯、あと気になるのも18歳未満のお

子さんがいる世帯というのを対象に支援をしているというのがあります。やはり高齢者だけではなくて、子供たちもクーラーがなくて、特に沖縄は暑いですよね。クーラーなしで生活しているのかなと思うと、やっぱりちょっと心が痛くなったんですけれども、この補助金も上限額が2万円があったりとか、5万円があったりとか、高いところで8万円もあったんですけれども、8万円はちょっと大変かなと思いますが、2022年の内閣府の消費動向調査結果では、エアコン普及率が全体で大体91.8%がもうこれが普及率。でも、60歳以上の単身世帯は85%、これは全国なんですけれども、沖縄は暑いので、もっと普及率は高いかなとは思ってますけれどもね。本村もこの調査する必要があると思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（11時19分）

~~~~~

再 開（11時20分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

高齢者世帯に対してのエアコンの普及率の調査ということでございましたら、そうですね、今後何らかの機会で検討はできるかと思いますが、これのみに特化した調査というのは今のところは考えておりません。

以上です。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 確かに調査するのは大変だとは思いますが、しっかりできれば調査をしていただいて、人数を算出して、助成できる範囲内でもいいので、検討はしていただきたいなというふうに思っております。例えば200世帯あった場合でも、2万円の補助をしたときも400万円の予算になると思います。本来なら年齢とか、あと、そういう制限はかけず

にしていきたいなと思いますが、その場合、本村は9,000世帯、中城村は9,000世帯全体であるんですけれども、大体全国の普及率を見ると、大体90%ぐらいが普及されているということなので、中城村のこの世帯で割るとやっぱり900世帯かなと思います。それでもこの制限をなくすれば、9,000世帯掛ける2万円で1,800万円にはなりますけれども、こういったことをしっかり調査をしていただきたいなと思います。

先日の台風で停電をしまして、エアコンが使えないというのが私たちの家でも60時間続きました。でも、台風ときは太陽が出てませんでしたので、気温はそんなに上がらなかったんですけれども、やっぱり晴れの日ですとか、あと熱帯夜の日は寝苦しいと思います。

今この議場でもクーラーが利いて、涼しいところで私たちはこうやって質問あるいは答弁しておりますけれども、もしこの議場にもクーラーがないと思えば、村長、どうでしょうか。超暑がりな村長は本当に耐え切れないと思います。暑がりではない私もクーラーなしでは本当に耐えられないなというふうに思います。それをエアコンが買えない方々は、この夏中ずっと必死に暑さに耐えているのかなというふうに思うんですが、実は、熱中症の発生場所というのが住宅が最も高いと言われているんですね。ぜひもう村長、大切な村民の命を熱中症から守るためにも、先ほどいい答弁もありましたけれども、エアコン購入の助成をお願いしたいのですが、もう一度お願いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

おっしゃるとおり、近年はもうこれだけの異常気象だと言われているところでもございますし、形はどういう形のほうがいいのかこれから検討させてもらいますけれども、何らかの支援はさせていただきたい。ハード面というか、インシヤルでの支援なのか、ランニングコスト代

の支援なのか。あるお年寄りの話なんかを聞きますと、せっかくお子さんがクーラーを設置したのに、全然使わないから、もう奥さん怒って、何でかと言ったら、電気代がもったいないから使わないという、そういう話などもあるようですので、いろんな形で検討させていただきたいなと思います。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 やはり高齢者の見守り、そして災害時の支援、楽しいイベントと一人で暮らしていても、中城村なら安心して楽しく暮らせていけると思えるような支援を今後とも取り組むよう要望いたしまして、続いて、大枠2に移ります。

児童生徒が水難事故に遭わないための安全指導について質問をしましたが、福岡県で夏休みの初日に小学6年生の女の子児童3人が川で溺れて亡くなってしまいました。この事故は児童だけで遊んでいた際に起こってしまったんですけれども、先ほど答弁では安全指導を行っているということなんです、夏休みの前にどのような安全指導をしているのかちょっと具体的にお願いたします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

具体的には、夏休み前の校長講話において、校長がプレゼンテーションを使って安全に関する指導を行います。また、それ以外にも交通省の動画リバーアドベンチャーや河川水難事故防止ポスター、サイトがありますので、そちらを使って安全指導を行っております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 本村の小中学校でも水難事故防止のプリントが夏休み前に配布されていたと思いますけれども、実は今回亡くなった3人が通っていた小学校でも、夏休み前に注意喚起のプリントが配布されたそうなんですけれども、しかし、残念なことにその事故を防

ぐことはできなかったわけなんです、小学校の体育の授業に水泳が盛り込まれたのが1955年。これが瀬戸内海で修学旅行中の児童生徒が100人以上亡くなったという沈没事故がありまして、それがきっかけだというふうに聞いております。その頃は水難事故による死者ですとか、あと行方不明者が3,000人もいたそうなんですけれども、2022年は727人と年々減っていているということは、その水泳の授業のおかげとも考えていいのかなというふうに思っております。

現在、本村の中学校にはプールがありませんが、今後中学校の移転で新たにプールが建設されるのか、あるいは現在プールの授業とかを委託している学校ももう全国で増えてきているというの聞いております。本村はどの取組をするのかは分かりませんが、それができるまでは、しっかりと小学校で安全指導をしていただくと、やっぱり中学生になっても小学校で身につけた泳ぎで難を逃れることができるのではないかなというふうに思っております。

また、子供の水難事故は、海や川などの水遊び中で洋服を着たままのケースが多いというふうに聞いておりますけれども、県内でも夏休み前に服を着たまま学ぶ着衣水泳授業というのも行っている学校はあるようなんですけれども、本村でもこれをしっかり全小学校で取り組む考えはないか伺います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 御提案いただきましたように、浮いて待て、それから着衣水泳は不意の転落事故に大きく役立つと考えています。今後学校と計画を立てていきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 やっぱり各担任の先生が指導するのは大変なこともあると思いますけれども、教諭ではなくて、中に消防職員でつくるボランティアの団体ですとか、あとNPO

法人の水泳指導というのものもあるようなので、先生が大変であれば、そういったのも活用しているのかなというふうに思いました。

また、本村の小学校プールは昨年までは夏休みに一般開放されていたと思いますけれども、今年度は安全管理等の理由から、学童クラブのみの開放となっていたと思います。

そこでちょっと伺いたいんですけれども、小学校のプールを利用している学童クラブは事故防止のマニュアルとかというのを策定しているのかどうか伺います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

学童のほうでそういう対策案、指導マニュアルが作成されているのかについては、すみません、私のほうでは把握しておりません。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 実は7月に滋賀県で学童保育活動中に、児童がまたプールで溺れて亡くなったというのを受けまして、これで子ども家庭庁から各自治体に今後プール活動を実施する学童クラブにはマニュアル策定を求める通知というのが出されたと思うんですね。それでちょっと聞いたんですけれども、プールの開放する教育委員会側も、こういう事故を未然に防ぐための安全対策の徹底などを求める必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

今回地域に開放できなかった理由につきましては、この安全管理が徹底できないという理由からで今後はその辺の危機管理も含めて、こちらのほうも確認をしながら、学童のほうにも必要であれば整備させていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 そうですね、やっぱり全ての児童生徒が安全で楽しい夏休みを過ごしてもらうためにも水難事故防止、また交通安全などの安全指導を徹底していただくよう、よろしく願いいたします。

では、大枠3に移りますね。県は2022年に策定した新沖縄21世紀ビジョン基本計画の中にしまくとぅばの保全、普及、継承の3つの基本方針を上げましたけれども、県のほうからしまくとぅば保存等について何か協力のお願いだとか、そういったのがあったのかどうかというのを伺います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

私の把握している限りで、まだ調査の依頼は来ておりません。ただ、広報は毎年各施設に掲示してくださいということで来ております。そういうのは対応しております。

○議長 伊佐則勝 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 昨年の県の調査で、しまくとぅばを挨拶程度以上に使う人の割合が39%に対しまして、将来にわたって残してほしいと答えた人は85%もいたということで、私どうしてもしまくとぅばはもう残してほしいと思っている一人ではあるんですけれども、私も学生時代には、授業の中ではうちな一ぐちについて教えてもらったという記憶はなかったんですが、一番覚えているのが、やはりそのときの担任の先生が個人的にクラスで取り組むというのがありまして、小学5年生のときに初めて先生が、今、本村の小学校ですか、やっているように、くわっちーさびら、くわっちーさびたんというのを毎回言ってまして、やっぱり皆で楽しく方言を使いながら、そのときは挨拶などもしたなというのを覚えてますので、もう今も実際にされているということなので、年代に合わせて、年に合わせてのしまくとぅばの教育をされ

ているということなので、引き続き大切にしていきたいなというふうに思っております。

ぜひ沖縄にしかないこの沖縄の言葉話すためにも、簡単な言葉から取り組んでいただければいいなと思っております。

ゆたさるぐとう、うにげーさびら、それでは、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 伊佐則勝 以上で比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時34分）

~~~~~

再開（13時30分）

**○議長 伊佐則勝** 再開します。

続きまして、石原昌雄議員の一般質問を許します。

**○15番 石原昌雄議員** 議席番号15番、石原昌雄、一般質問をします。

一般質問する前に、昨日、当間の大綱引きがありまして、感銘を受けました。やっぱり伝統ある行事が地元でしっかり受け継がれているというのは本当にいいことだなと。中城村においてこういうふうな各地域の伝統行事が子供たちのためにも本当にいい教育にもなるし、地域を愛する活力源といいますか、またそういうのが感じられました。当間地区の関係者の皆さん、大変御苦労さまでした。

それでは、通告書に沿って質問をいたします。

大枠1番、台風6号の災害被害と支援は。

沖縄本島を直撃した台風6号は勢力が大きく、迷走の進路で村内、県内に多大な被害を残していきました。本村における被害状況や支援方法及び災害対策について伺います。

①農作物の被害状況はどうか。今後の支援策はあるか。

②道路などの公共施設の被害状況は。

③高齢者や独居家庭の支援は行ったか。今後

の課題はどうか。

④断水の原因と対策はどうだったか。緊急給水の実施はどのように行ったか。

⑤停電への村の対策、対応はどうだったか。

各字ごとに停電の発生、復旧は調べられるか。

村内、特に南上原地区で1,000戸以上の停電の復旧がとても遅れていたが、その原因を電力会社に確認することはできるか。今後の課題も確認できるか。

中城村区域の早めの復旧対応は要請できるか。

⑥対策本部はどのように機能していたか。広報、伝達方法などをお願いします。

大枠2番、交通安全対策。

南上原地区の信号機及びカーブミラー設置について伺う。

①県道29号線のドラッグモリ近くの交差点に信号機もしくは横断歩道表示はできないか。

②同交差点から西側に向かっての急カーブにカーブミラーの設置はできないか。

③南上原地区及び村内の信号機設置要請箇所は何か所か。進捗はどうか。

大枠3番、子ども第三の居場所の進捗と地域説明について。

①工事の進捗はどうか。

②事業説明は近隣住民にも行ったか。

③事業開始に当たり、事業主と近隣住民との話合いの実施はできるか。

④街区公園の今後の管理はどのように行うか。

以上、質問します。答弁をお願いします。

**○議長 伊佐則勝** 村長 浜田京介。

**○村長 浜田京介** それでは、石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、ちょっと多岐にわたりますので、産業振興課、都市建設課、福祉課、上下水道課、総務課のほうでお答えをさせていただきます。大枠2番につきましては住民生活課と都市建設課、大枠3番につきましてはこども課と都市建設課のほうでお答えをいたし

ます。

私のほうでは、お尋ねの子ども第三の居場所づくりの進捗はどうなっているかということで、御承知のとおり、今回初めて日本財団、B&G財団から御支援を受けて、こういう取組をしておりますけれども、実はこれは今後にもつながる非常に大事なことでして、第三の居場所づくりの第二、第三という部分につながっていく可能性があるということで、私も随分気にかけているところでございます。後ほど詳細については御説明いたしますが、どうにかいい方向に進んで、いい進捗状況であるように思われます。と申しますのも、11月にはまたB&G財団のほうで全国の我々のような自治体を招いて、そこで意見交換会あるいは講演会などをしながら、これの継続に向けての討議をしていくということですので、私もこれはしっかり学んで、またそこに伝えていこうかなと思っております。

また担当課のほうで答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 石原昌雄議員の御質問にお答えします。

大枠1番の①台風6号による農作物への被害状況につきましては、サトウキビ、野菜ではヘチマやオクラ、果樹ではバナナ等の被害が多くありました。支援につきましては、被害を受けた農業者に農林漁業セーフティネット資金や農林漁業施設資金などの融資の支援を必要とする方々への申請手続支援や、また融資の利息に対する補助事業を行ってまいりたいと思います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 石原昌雄議員の大枠1の②、大枠2の②、大枠3の④についてお答えいたします。

まず、大枠1の②村内道路などの主な被害状

況につきましては、カーブミラーの破損が11基、道路における冠水及び砂、海藻の打ち上げが中間地区、北浜地区、泊地区、津覇のグレイスタウンにおいてありました。道路における倒木による道路の封鎖が津覇の避難路において2か所、南上原地区、北上原地区においてそれぞれありました。それと道路陥没が北上原地区の新川線においてありました。その他もろもろとなっております。

大枠2番の②要望されている箇所は、設置について以前検討しましたが、設置箇所が住宅の出入り口前となっており、住人から出入りに支障を来すとのことで同意を得られませんでした。引き続きよい設置方法がないか検討したいと思っております。

大枠3の④第三の居場所の施設としての占用地内は占有者で管理し、それ以外の公園敷地内の管理は都市建設課にて行っていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは、大枠1の③についてお答えします。

高齢者や独居家庭の支援は行ったかということですが、8月4日金曜日に比嘉麻乃議員から御連絡を受け、南上原地区の単身高齢者に対して断水による影響があるということで、給水の支援ができないかという御相談がありました。それにつきまして、総務課と上下水道課と調整し、役場の職員で120袋の給水袋を公民館へ配達させてもらいました。その後、民生委員、地域住民の協力を得て、独居世帯55世帯、その他必要な世帯5世帯へ各2袋ずつ配布されております。

今後の課題としましては、午前中の比嘉麻乃議員のときにもお答えしてありますが、高齢者の見守りの事業において、特に緊急通報システム、配食サービス、ヤクルトの配布事業、この中で、この方々の半分近くは家族とか関係者のところ

に事前に避難されたということを確認しておりますが、半分ほどが自宅で過ごされたということでしたので、支援者自身の安全確保を基本とした上で、訪問時の目安の判断の検討、また支援の範囲内ですね、こういった3事業における台風時の安否確認、これをもう少し丁寧にやっていきたいと考えております。具体的には、緊急通報の場合は、台風の前後において連絡を入れて、安否確認とか状況とか、不安なこととか、そういったことを確認しながら、担当課のほうと連絡調整をしてもらおうと、そういう方向で今調整しております。

また、災害時要援護者の個別支援をする方々、こういった方々がやっぱりいらっしゃいますので、これは一般の避難所ではなかなか厳しい一面もあります。なので、福祉避難所の設置の在り方については総務課のほうとも今後協議していきたいと考えております。

支援物資の配布方法の検討、また、特に今回、村の避難所のほうに電源の確保を有する吸引機とかの部分で不安があるということで、避難されていた世帯があったと。また、バッテリーの充電に来られたという方々もお聞きしましたので、こういった方々を対象にした電源確保に関する支援、これは早急に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 石原議員の大枠1の④についてお答えいたします。

断水の原因は、県企業局施設新垣増圧ポンプ場で電気が止まり、企業局の非常用発電機が老朽化により不具合が発生し、南上原配水池及び新垣配水池への送水が停止したからです。企業局は対策といたしまして、新垣増圧ポンプ場の早期復電に向けて県防災危機管理課と調整し、沖縄電力災害対策本部に直接要請を行ったと連絡を受けております。

村においては、3日木曜日の12時半頃、企業局より断水する旨を伝えられたことから、15時から緊急断水することを上地区の住民の皆様へホームページや防災無線及びLINEにて周知しました。

村の対応としましては、本庁にて緊急の給水所を設置し、給水袋6リットル入りを配る体制を整え、配布しております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、石原昌雄議員の大枠1、5と6についてお答えをいたします。

まず⑤でございます。今回の台風第6号においては、中城村のみならず、県内全域において大規模な停電が発生している状況でありました。7割以上の世帯が停電した自治体が複数あったと沖縄電力より説明を受けております。

停電への対応としましては、災害対策本部と避難所となった村役場におきましては、非常用発電機を稼働させ、その機能維持を行っております。

村全体の対応といたしましては、村独自に各世帯に電力供給をすることは難しいことなので、村役場におきまして充電支援や停電により給湯機器、シャワーを使用できない世帯等に対し、入浴支援を行っております。

各字ごとの発生、復旧についてでございます。各字ごとの停電や復旧状況等につきましては、村独自で把握できるものではありません。停電時に沖縄電力ホームページを活用し、復旧状況などを確認しておりました。たしか最大で6,905ということで記憶をしているところでございます。

次に、停電の復旧が遅れたことにつきまして、村内の上地区は高台に加え、斜面地になっていることから、非常に風が強い地域であるため、強風による飛来物の影響が多く、断線等の被害

が多くあったと報告を受けております。また、これに加え、変圧器に不具合が生じている箇所が多くあったため、停電原因の特定に時間を要しているということで、関係者のほうから説明がありました。結果として復旧が遅くなった箇所が数か所、特定するのが難しかったということで報告を受けております。

次に、今回の台風の自然災害、県内全域が大規模な停電になっておりました。本村の区域のみを早く復旧する要請につきましては、致しかねることと考えております。ただし、中城村役場庁舎やインフラ施設などの重要施設につきましては、停電等災害について早期復旧を要請すべきと考え、今回対応を行っております。

次に、対策本部について。

暴風警報の発令に伴い、中城村災害警戒本部を設置しております。広報につきましても本部設置前より台風対策の呼びかけを防災無線、村のホームページ、村の公式LINE等によって行っております。暴風警報が発令されたときには、気象情報、台風状況の進路状況などを防災無線、村のホームページ、村の公式LINEを活用し、各機関のホームページ、気象庁であったり、沖縄気象台の情報も含め、周知を行っております。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは、御質問の大枠2の①と③についてお答えいたします。

①につきましては、令和5年5月11日に、同交差点における横断歩道設置要望書を宜野湾署のほうに提出しており、現在協議中であります。

③の要望箇所につきましては、南上原地区中城ファームみなみ交差点1か所、それから登又ローソン前、右折信号機への切替え1か所の2か所の要望をしておまして、こちらは令和5年1月25日に宜野湾署へ要望し、令和5年5月11日に引き続き要望書を提出しております。進捗としましては、宜野湾署より県警本部へ上申

していると報告を受けております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 石原昌雄議員の大枠3、子ども第三の居場所の進捗と地域説明についてお答えいたします。

①についてお答えいたします。

工事の進捗状況については、8月末現在80.59%の出来高となっております。ほぼ予定どおり、計画どおりの進捗状況となっております。

続きまして、②についてお答えいたします。

令和4年3月に子ども第三の居場所設置に関する南上原自治会へ審議会への説明会を実施し、令和5年2月に着工に関する説明会を南上原自治会へ説明しておりますが、近隣住民に対しての説明は行っておりません。今後必要に応じて説明会を実施していく予定です。

③についてお答えいたします。

今後必要に応じて実施してまいります。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 答弁いただきました。また再質問もさせていただきます。

最初に、大枠1番のほうですけれども、今回の台風で農作物に大分被害が出たと思うんですけれども、またもうちょっと詳しいデータがあれば、また後日提供を求めておきます。

また、支援についても、先ほど農林業セーフティネットなどということで、やっぱり積極的に農業者等々にも出向いて情報を提供してほしいと。向こうから来るというのはなかなか難しいんで、やっぱり役場から出向いて、情報を各自治会長さんあたりを通じて、こういう制度があるよというのをもうちょっと丁寧にやってほしいと思います。よろしくお願ひします。

あと、道路等については、カーブミラーはやっぱりあちこち倒れたりしていて、若干まだゆがんでいるところもあるように見受けられるん

で、ちょっとパトロールして、カーブミラーのチェックをお願いします。

道に倒れた木の除去については、担当課を含め、素早くやってもらって、村内は結構交通の感じではスムーズにいったかと思うんで、引き続きまたよろしくをお願いします。

あと、高齢者の支援についても、先ほどから課長からいっぱい説明ありましたけれども、今後の課題も今回見つかったと思うんで、台風はもう毎年必ず来ますので、それに備えて、今回の対応の仕方では何が足りなかったかなということはやっぱ課全体で議論しながら進めてほしいというように思います。特に独り暮らしについては、今回そういう給水の部分も頑張っているんですけども、今回の断水は南上原、北上原、新垣、登又なので、南上原はたまたまた給水についてそういうところがあったと聞いているけれども、残りの字はどうなったのかなということもちょっと気にはなるんですけども、そこら辺のところにもちょっとチェックを入れていってほしいと思います。これもよろしくをお願いします。

あと、先ほど断水で課長からあったんですけども、今回、県の企業局のほうの電気回りが台風と合わせてダブルパンチであるんですけども、この断水のときに聞いたら、ホームページとかLINEとかという形で、放送とかということでやるんですけども、今回は上地区だけですよね、断水は。上地区についてはやっぱり停電とかいろいろなものもあったりして、ホームページとかで給水やりますよとか、シャワーとかやってますよと言っても、なかなか見つけきれなくて、みんな右往左往している状況があったと思うんですけども、できる範囲内で広報課で広報車両で上地区だけでも回って、ああ、回っているんだなど。大体広報車両が回ってくると、気にはするんですけども、防災無線とかは風も多いし、なかなか聞き取れないとこ

ろもあって、何があるかなというのも分かりにくいところもありました。ですから、次からはまた広報車両なんかも検討してほしいんですけども、どうですか。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 議員のおっしゃるように、広報車両も出して広報していきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 台風の中というきはちょっと大変だと思うんですけども、ちょっと大丈夫な時間帯を見ながら、ぜひこの断水については、次はないかと期待してますけれども、またあるかもしれないんで、その節は広報車両でよろしくをお願いします。

あと、停電の状況ですけれども、台風のたびに停電はどこかで必ず発生しますね。だから、こういうのはどこの字が停電何戸ぐらいとかあったかと常に記録を取ってほしいと思うんですよ。というのは、もういつも断水するところはここです。決まっているんです。だから、そういうのも含めて、ただ停電だったよだけで済ますんじゃなくて、やっぱり中城においてはどの地区が停電が長いとか、そういうのもやっぱり担当課として、防災の視点からして記録を取ってほしいと思うんですよ。ですから、今回でも、電力にもうちょっと問合せすれば、中城のどの字でどれぐらい時間が停電があったとか、そういう何戸ぐらいがどれぐらい、何日間停電があったとか、そういう状況も教えてもらえると思うんですよ。ぜひそういう資料を取って、どの地区が停電の復旧が遅いのか、そういうのもぜひ担当課としてやってほしいんですけども、そこら辺に関してはどうですかね。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えします。

今回の停電、かなり長期間にわたって住民の

皆さんが大変に困っていたと存じます。その中で対策、警戒本部でも、沖縄電力に直接、中城についてはうるま支店の管轄になりますが、そこに情報提供ということで何度か電話をしたんですが、つながらない状況でありました。ほかの方法として、沖縄県の防災危機管理課に対策本部を今回県知事が設けておりますので、その中にリエゾン、聞いたことはないと思うんですが、リエゾンという各市町村、各機関をつなぎ渡す調整役として沖縄電力の職員が派遣されておりましたので、そこを調整を行いまして、情報を収集しておりました。

しかしながら、一般住宅についての要請はできなかった。重要な施設として避難所であったり公共施設、中城では新垣地区の配水池ですね、そこが重要ということで、要請もしております。併せてやはり世帯が多い南上原地区ですので、その復旧についても要請をしておりますが、かなりの期間がかかったということでございます。

この要因についても、先ほど説明しましたが、やはり電力の送電線については復旧はしているんですが、各アパート、共同住宅の引き込みについてはかなり時間がかかっているのではないかとということで説明を受けました。

**○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。**

**○15番 石原昌雄議員** そういう関係のところにもそういう情報提供とか、そういう対策についても担当課として頑張ったと思っております。それにしてもやっぱり南上原地区に停電がトータルで発生して、北部地区、中部地区のボリュームとか見ていたら、最初は北部地区内もだいぶあるのかなという、うるま市あたりもたくさんあったんですけども、どんどん1日1日解消されていくんですけども、なかなか中城は復旧につながらなくて、1週間以上今回停電しています、南上原地区は。だから、それもまとまって1,000戸以上がずっと最後の最後まで停電

だったので、やっぱりこういうところもなぜかなど。課長は、線が切れたとか、あるいは変圧器が具合悪くなったとか、いろいろあるかと思うんですけども、停電の原因はほとんどそれだと思うんですけども、ただ、復旧の作業がなぜ手配がなく、そこが遅れたのかなと非常に気になる場所ですね。今後そういうところもより具体的に聞くことによって、中城も大変だなと。行政が動かんことには実際電力側も無事終わったかなということ。それで済まされると思うんですよね。そういうことじゃなくて、やっぱり中城も常に復旧を急いでいるんだよということを行政からそういう電力会社に伝えてほしいと、そこら辺は要望しておきます。

あと、対策本部についても、村長さんはじめ、台風が来て、もうこれで一じなとんさーということで頑張ってきたと思います。その中でも今回みたいな断水も停電も起こったというときは、やっぱりもっとチームワークよくやらんといけないと思います。特に長かった台風ですから、対策本部としてもご苦労さんではありました。今後とも引き続きまたしっかりお願いします。

次、大梓2番についてですけども、信号機については、5月11日の要請ですか。あと、ファームと登又の辺りも、今年度も5月には再要請してあるということで、非常にいいことだと思います。毎年やっぱり要請書は1回出すと終わりじゃなくて、やっぱり毎年出さないと駄目なんですよね、実際は。まだ残っているんだなど。だから、毎年毎年要請書は出してもらって、進捗状況も毎年やってほしいと思います。やっぱり安全面のほうが気になります。そういうことで、今後ともこれはよろしくお願ひしたいと思います。

あと、カーブミラーについても、そういう状況もあるんですけども、でも、危ないところには間違いがないから、何らかの新しい方法でもいいから、そこにカーブミラーに代わる何か方

法はないのかとか、あるいは逆に言えば、もうカーブがありますから注意しなさいよみたいないろんな方法論を、このカーブの対策については職員みんなで相談して、新しいアイデアを導入してください。

あと、大枠3番の子どもの第三の居場所についてですけれども、進捗は順調にということで、11月ぐらいにもうオープンしていくのか。もう一回。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 工事の新栄組さんとの契約は10月13日に引き渡しの予定となっておりますので、その後に引っ越し作業をしまして、11月1日にオープンを予定しております。今後は開所式や内覧会などを予定しております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 順調にいつているということでほっとします。

ただ、ありましたように、近隣の住民から声が届いて、ここに来るけど、私たち近隣にいる人が分からんなど。確かに自治会のほうで説明をしたかと思うんですけれども、近隣にいる人はどういうふうにして、どう私たちが使っていけばいいかなとかということを懸念しているわけですから、実際に来る事業者のほうで近隣に対しての声かけとか、そういうのもやってもらえたらなと思います。やっぱり一般の人は第三の居場所って何をするとところだというのが捉え切れにくいと思うんですよ、実際は。だから、僕らだと行政の言葉で第三の居場所だねと言うけれど、普通の住民の方はなかなかどういうふうになるか、どういう規模なのかも見えないということで、実際にやる事業所については、近隣に対して何らかの形で説明をできるようにちょっと提案してほしいんですけど。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 今後、近隣の住民の方々への説明会等を実施してまいりたいと思

います。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 よろしくお願ひします。そういうことで近隣も地域の子供たちを受け入れる施設なので、一緒になって子供たちを守るというところとしては、事業の趣旨も十分に理解したほうがいいかなというふうに思っております。

あと、この公園の管理についてさっきあったんですけど、占用のいわゆるエリアと、全部が全部占有じゃないんですよね。この公園のうちのこれぐらいが、この第三の居場所の占有と。こころ辺のすみ分けみたいなのは何か分かりますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

都市公園法の改正によって、都市公園内にいろいろ福祉施設とか、そういう要件を満たすものの30%以内を占有条件として許可できるという法律ののっとして、その30%以内で占有許可を公園として出しております。その占有された部分に関しては、この占有者のほうで管理してもらう。その他の公園としての機能を有しているところに関しては都市建設課のほうで引き続き管理していくということになっております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 30%ですから、この街区公園の面積からして、これぐらいかなというところは分かるんですけれども、ただ、実際にはフェンスとかはないんですよね、恐らく。そこら辺のところフェンスとかも実際はないですよね。だから、そういうところの分の中でどこまでが子供たちが使えるところなのか、一般の人が使えるところなのかがなかなか分かりにくいと。そういうところも併せて、その近くに住んでる人たちがその場所に行っているのか、遊んでいいのか、使っているのか、いやいや、これはもうこの人たちが全部使うんですよみた

いなことになってしまうかもしれない。だから、地域にあるこの街区公園というのは地域のために本来つくられているので、その地域の人たちが排除されるようなことがないように、担当課で常に調整して、地域の人たちも常に使えますよというのをちょっと確認してほしいんですけども、そこらへんはできますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 現在、フェンスによる境界の区切りというのは計画としてはないんですけども、今後、やはりそういう議員のおっしゃるとおり、すみ分けが分かるようなものはちょっと検討していきたいなとは思っております。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 ちょっと確認ですけども、この第三の居場所がオープンしている時間帯というのはちょっと分かりますか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 学校が終わって、それから送迎をします。わらびいくらぶの終了時間は平日午後8時、土曜日午後7時となります。

○議長 伊佐則勝 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 大体学童クラブの時間帯かなというのは予想するんですけども、やっぱり地域の方々も、ああ、この時間帯は子供たちが来るんだなというところも周知するところがやっぱり大切だと思うので、そういうことにもぜひ事業者のほうには、そういうところも配慮をしてほしいと担当課から最初に要望を出して行ってほしいと思います。よろしくをお願いします。

以上で一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で石原昌雄議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時12分）

~~~~~

再 開（14時25分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、屋良照枝議員の一般質問を許します。

屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 こんにちは。よろしくをお願いします。議席番号8番、屋良照枝です。

それでは、通告書に基づいて質問いたします。

大枠1番、台風6号の被害状況について。

大型で強い台風6号の本村における被害状況を伺います。

①停電、断水、農作物、浸水、道路決壊など当局がまとめている被害状況を伺います。

②台風6号の被害後、一月余り、対応または完治したところがありましたら、どのように対処したか伺います。

③避難所について伺います。場所、利用状況はどのように対処しておりましたか伺います。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、屋良照枝議員の御質問にお答えをいたします。

台風6号の被害状況、これは総務課のほうでお答えをいたしますけれども、先ほども石原議員からも御質問ありましたし、また、今議会におきましても多数の議員の皆さんから御質問いただいておりますが、やはり台風6号の被害状況、これは正直なところ、我々行政としましても、私自身も想定されている以上のものが来たというのが実感で、なかなか大きな被害というか、例えば人命に関わるものとかでなかったのがまだ幸いでありますけれども、今後はこれを契機といえますか、災害は忘れた頃にやってくるじゃありませんけれども、少々油断をしていたところはあったかなというのが反省するところでございます。

また担当課のほうから詳細はお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、台風6号の被害状況について、①から③までお答えをいたします。

被害状況につきましては、先ほどの石原昌雄議員の質問に対して、各課から御答弁もありましたので、総務課からは概要についてお答えをいたします。

停電につきましては、沖縄電力のホームページの掲載数字として、最大で約6,900戸、断水につきましては、緊急断水を防災無線等で呼びかけを行った時期で、世帯にして6,151世帯、1万2,188人に影響がございました。

農作物につきましては、サトウキビ、野菜作物、ヘチマやオクラ、果樹ではマンゴー等の被害が多くあり、特に露地栽培の農作物被害が多くありました。

ほかに冠水や浸水の被害や道路崩壊等10件、家屋や建物の損壊15件、その他倒木や車両の破損等が数十件、人的被害、強風による転倒など2件、海岸、護岸の崩落については1件、砂や軽石の漂着について村内各所で被害が確認されております。

次に、台風第6号の被害により、道路の冠水や一部道路の崩落、倒木による通行困難な場所などが発生してございましたが、都市建設課などを中心に撤去作業や応急処置を行い、村民生活への影響を最小限にとどめるなどの復旧対策を行っております。

③でございます。村役場を避難所として開設しております。避難者人数は、延べ17世帯、37人となっております。その他として、正確な人数を把握することができませんでしたが、停電に伴う充電支援機器を村役場内へ設置しております。村民体育館では、入浴支援、シャワーです、をそれぞれ数十名の方が利用しております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 被害状況の数字ありがとうございました。

それでは、先ほどの石原議員の災害について、台風については答えておりますので、私のほうはその中で二、三掘り下げて質問したいと思いますので、停電や断水に関しては、もう本当にそういった電力の方々のお力で大変長い間ではありましたけれども、また本当に真摯に対応していただいて、住民生活皆さん大変でしたけれども、何とか3日から、本当に長い方は8日間そういった長い停電を乗り越えて、今少しずつ平常に戻ってきつつあるという、そういう状況がかいま見れますけれども、でも、まだまだ災害、そういった爪痕は残っております。そして、村内を見渡すところ、まだちょっと行き届いてないというか、目につくところがありますので、そちらのほうの復旧ですね、これからどのようにしていくのかをちょっと教えていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

まずは農作物の先ほどありました農林のセーフティネットの件を、農作物のところで農林のセーフティネットを活用していただきたいというお話を先ほどされておりましたけれども、そちらのほうの農家さんへのこういうものがある。それから、そういうのを活用して被害状況を申し送れば、そういったものが活用できる。それから、台風のときにはそれだけのふだんとは違う対策があるということは周知しておりますでしょうか、それともちゃんと行き渡っているという認識でしょうか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 広報等防災無線でのお知らせは行ってはおりませんが、担い手が集まったときの会議とか、また被害パトロールのときにはそういう情報は提供しております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 では、今回の台風の被害のときに申出があったのか、災害を被ったので使いたいとか、そういった当局への提案というか、連絡はありましたか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 電話等、またパトロール中に相談は一、二件担当のほうからあったと報告は聞いてますけれども、直接借入を申し込んだかどうか、公庫に直接申請しますので、その辺は情報はまだ届いておりません。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 私のほうのちょっと問合せのほうでも使ったという方はいないんですけども、ただ、これは聞き取りの中での情報ですけども、災害のときのその借入れというか、そういうものに対してと、ふだん農家をしているので借りるといふ、そういう災害のときにそんなに金額的に大差ないんじゃないかという、そういう認識を持っていらっしゃる方が多いんですね。だから、そちらのほうは台風のときには、もう半分以上畑に関して被害があったとか、そういう被害状況に関して全然率が違うし、本当にそのとき、そのときの状況によってなんですけれど、植えた時期なのか、それとも収穫間近だったのか、そういったものに関しての金額的な率とか、そういった補助の金額ですね、それがそのとき、そのときで全然違うということだけはお話、公庫のほうから、セーフティのほうから聞きましたので、とにかく一律に幾らですとは言えないけど、何をつくって、どの時期だったのか、そのタイミングの被害状況、そういったものに関して全然その金額が違うということは、それはもっと浸透、皆さんに伝えていただきたいというか、情報をやっていただきたいですね。

そこまで細かくはやってないですという、す

みません、私も電話での聞き取りだけなので、あまり根掘り葉掘りは聞けなかったんですけど、ぜひ相談をしてほしい。そして、役場の窓口にてぜひこれぐらいの被害があるんですけどという、そういう相談は本当に災害のときには十分にさせていただきたいという、そういうお話だけでしたけど、ありましたので、ぜひ担当課としても農家さんですね、そういったものに対しては、本当に台風対策は皆さん大変だとは思いますが、農家さんにとっては本当に施設だけではなくて、心が折れるんですね。そこにならないように、やめたくならないように、そういった手助けは本当に当局の声かけが、本当に地域の皆さんからもそうですけれども、とても大切ですので、ぜひ金銭的なものというか、そういったものではあるんですけども、それでもやっぱり少しでも助成ができるんだよという呼びかけはぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いします。すみません、農作物については今で終わらせます。

すみません、総務課長、先ほどの災害で世帯数を伺いました、避難場所に関してですね。そちらのほうを少しもう一度ちょっと詳しく教えていただきたいんですけど、この利用された方々、17世帯とおっしゃいましたけれども、滞在とかそういったのは時間的にどういった、24時間ずっとなのか、何か夜だけなのかと、ちょっとそこまで詳しくお願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 避難所の避難者についてお答えをいたします。

先ほど延べ世帯17世帯、延べというのは8月最初の2日から8月6日であったと思います。それぞれが17世帯いたわけではなくて、日数的に一番長期に及んだのが2日半ほど、これは南上原の停電、断水に伴って避難をしてきた方が長期でおりました。その世帯につきましては、夫婦、子供、おばあちゃんの3世代の世帯の

方々でした。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 今2日間半とおっしゃいましたけど、要するにそちらに24時間以上、2日間ずっとそちらで寝泊まりもして、飲食もなされたという、そういう認識でよろしいですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 お答えします。

今、屋良議員からございましたとおり、寝泊まりをしているんですが、風が弱くなった場合は着替えを取りに行ったり、または用事を済ませてきたり、そういう時間も取りながら、やはり夜は停電で電気がつきませんので、夜は泊まるようにしていたと思います。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 そちらの場所は村役場と避難所はありましたけど、その1か所だけですか、それとも17世帯が、こちらの2日半いた方は、要するに片隅というか、スペース的なものとか、そういったものはどうだったんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 今回の台風で避難所を設けたところは村役場庁舎1か所のみになっております。3階の大会議室に設けてあります。17世帯がそれぞれいたわけではないので、平均すると2世帯、3世帯の話ですので、そこに四方を隠せるようなテントを立てまして、その中で避難所生活が送れるように仕切って設置をしている中で避難をしておりました。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 3食の食事はどのようなものが提供されておりましたか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 ある程度は御自分で自宅のほうから持ってきて、カップラーメンであったり、レトルトのものを食べておりました。

子供たちもおりましたので、こちらの備蓄食品の中からクッキーであったり、缶の中に入っているパンであったりの提供をして、必要とするものがあればこちらのほうで提供しておりました。飲み水につきましても、こちらの飲料水、備蓄がありますので、そちらを活用しておりました。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 その中でじゃ、食べ物に関しての不満というか、あまり少ないとか、そういった声はなかったですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えします。

私が見ているところでは不満はなかったと思いますが、ただ、飲み物については水しかなかったもので、その辺については停電してないときには販売機で購入して飲んでいただけと。その辺の部分だけで、あとは特に不満等も要望等もございませんでした。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 そちらのほうでの利用する方に対して、当局の職員というか、どれぐらいの人数で対応なされたんでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 避難所に関しての人数につきましては、24時間2人体制で行っております。2人以外につきましては警戒本部に総務課の職員が常時おりますので、避難所に関しては常時2人を配置しておりました。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 課長、2人体制とおっしゃいましたけれども、できれば男性とか女性とか、そちらのところも教えてください。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 2人体制で、ほとんどが管理職あるいは係長職で対応しておりますが、夜間につきましては男性職員、昼間、朝という

ところでは女性の管理職の動員もお願いをしていました。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 その体制については課長が組まれるんですか、それとも皆さんが集まってできる日というか、そういった体制をするんでしょうか。その体制の担当というか、そういったものは協議の上でしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えします。

職員の動員につきましては、警戒本部が発令された時点で、総務課のほうで、前回からの動員の状況もありますので、それで前回やった方は後回しになるような仕組みでシフトを組みながら総務課のほうで行っております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 避難所のそこが台風が終わった時点で、その担当なさった方の何かこういったのが困ったとか、そういった何かまとめる機会とか、そういうものはありましたか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えします。

避難所の対応につきましては常に問題が発生した場合は、警戒本部、総務課のほうも共有することで対策を考えておりますので、何を対応したかというのを記録して、総務課のほうで、もし次に必要なものがあるのであれば、早急にそれを手配するという形で、住民からの要求、要望に対して、本部、取りまとめの総務課で対応しております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 じゃ、避難された方に備蓄のそちらのほうから、食料を配布したというふうにお答えありましたけど、そちらの避難所に来てなくても、要するに今回の台風でスーパーとか本当に物が一切なくて、本当に食べ物

が大変で、特に3日目ぐらいからでしたけど、大変な状況が私の周りでは見えたんですけども、そういったときにその備蓄を配るというか、そういう対応とかそういう声はなかったですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

議員おっしゃるように、やはり長期で台風、暴風域ですか、警報もありましたけれども、続いておりますので、4、5日たつと食料がないのでということでお電話がありました。取りに来てくれる方につきましては備蓄の食料から幾らか配布しております。あと、南上原地区の老健施設、停電と断水で3日間もう何もできない状況がありましたので、こちらから飲料水と備蓄食品、あとパンであったり、ちょっとしたお菓子であったりを2日間配布しているところでございます。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 ぜひ備蓄に関してはせっかくこういうときのために備蓄されているものですし、もっと村民のほうに備蓄されていますから、これは必要というか、くださいと言えどももらえるものですか、台風の災害のときに。ちょっとあれですか。台風のそちらの避難所には来てないですけど、一般家庭の中で、そういった申出があった場合には、備蓄は配れるものですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えします。

災害時、支援を必要とする住民の方からの声があるのであれば、それは適宜判断をして配布をするという形で考えております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 では、台風、これ1回ではないですので、次にも備える意味でも、そういった対応も備蓄というか、そういうものは

しますよという情報ですね、そういったものは自治会長を通してでもよろしいですので、皆さんに周知徹底していただけますように呼びかけのほうをお願いいたします。

もう1点だけ、自主防災をしている地区におきまして、避難対策というか、避難所に使ったとか、そういった情報はありますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 お答えします。

自主防災組織につきましては、今回の避難所の判断はしておりません。失礼しました。自主防災組織を持つ地区の公民館での避難所につきましては、避難所として設置の判断はしておりません。役場の大会議室の避難所のみを判断しております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 自主防災のあったところは避難所として活用はしてなかった。しなかった。それは役場のそこだけで対応が十分であったという、そういう認識でしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えします。

認識ということではなくて、今回の暴風警報の期間が長い。長期にわたりましたので、そこを開設するのは危険ではないかという判断で1か所の役場庁舎だけを避難所として設置しております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 すみません、私の認識の中では、役場は停電の非常のときに回りますよね。停電がないという役場が、そういった本当に停電に対しての村民のすごい被害が強かったんですね。だから、電気がついてる、明かりがついてるところは本当にみんながあそこは電気ついてるとか、本当にどうしてというか、そういう停電しているのが本当に当たり前じゃないけれども、それぐらいの台風の被害で、つい

ているところが本当に何であそこついてるのというその声がもうすごく聞こえるんですね。そして、ついていることが、何で向こうがつくのか。要するにどういった電力のあれがされているのか、そういった認識の音がすごく強かったので、今おっしゃっている役場が電気がついてる。そして避難所である。自主防災のあるところは、公民館とかそういったところは電気がもしついていて、電気がついているところであれば避難所として考えるとか、そういうお考えでないんですね。最初から避難所は役場1か所というその考えでしたか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 今回の台風第6号につきましては、役場の避難所1か所のみを判断しております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 自主防災のところに避難所として設けるといふか、必要性があるだろうという予測とか、そういうお考えはお持ちではないですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えします。

今回の台風第6号につきましては、避難所1か所、それはなぜかというのは先ほどから申し上げているとおり、暴風域警報が長期化したということで、1か所にまとめております。先ほどから屋良議員からもありますように、停電が一番大きな重要な部分になっていると思いますので、その他台風以外、土砂災害で活用できる避難所があるのであれば、今後検討できるものとして考えております。今回につきましては、避難所は役場本庁のみと考えております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 では、自主防災していらっしゃるの6か所はどういったときに備蓄とかそういうものを活用するというお考え

でしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えします。

自主防災組織がある地域につきましては、今回の台風と離れて答弁をいたしますけれども、自主防災、例えば災害による防災対策ですね。避難等必要になった場合は活用をしていきたいと考えております。今回のみの話であれば、先ほどから申し上げたとおり、暴風警報で危険、あとは停電がありましたので、その部分に関して判断しまして、1か所ということで考えております。

○議長 伊佐則勝 屋良照枝議員。

○8番 屋良照枝議員 じゃ、少し避難所的なというか、そういったところの何名かの方に電気が復旧したときに、自分のところもそうですけど、3日目につきました。でも、ほかのところも電気がついたという連絡をもらって、電気つきましたと。じゃ、洗濯機借りられるということで、3名様利用しました。どうせ来るんだからということで、お風呂も入れればということで、6名来ました。これは私の情報です。でも、それを基にして、知り合いのところには12名ですけど、声をかけました。比較的早い段階で電気がついた世帯のところ、2日から3日で電気がついた家のほうに、要するにコミュニケーションとか何か助けて、何か手伝ったとか、何かありましたということで、あくまでもすみません、12名だけなんですけど、そのうちの7件は洗濯機、洗濯、それから水をペットボトルに入れて、いいよと言うから持たしたとか、本当にそういった方が要するに半数以上いらしたということです。

だから、課長が今中城の役場の1か所だけで避難所は足りたという、その足りたという避難所は1か所だけしか設けてないという、そのほうにちょっと疑問を、やっぱりこれだけの

停電、それから広いですよ。本当に先ほどもありましたように、来たくても、ちょっと来れない、そういった方も車の利用、それから動けない時間帯がありますよね。風が強いとか、そういう期間にはできないということで、本当に2日から3日目のちょっとだけ収まったその期間内であっても、12名の中の7件ですね、その家に洗濯とかお水とか、そういった助け合いのそういうところがあったというのはぜひお伝えしたいと思うんですね。

そして、役場の避難所だけ、その1か所だけが避難所として設けられて、でも、その中でも17世帯、37名の方が利用したという、私はもっといらっしゃるんじゃないかと言って、今回の台風の時にはそういう数字を、そういう意識を持っていたものですから、私はこの利用者は少ないというふうに思いました。

ですから、本当にもっと皆さんが利用しやすい、そして、せっかく自主防災、これはちょっと余談なんですけど、泊の公民館のほうでは幸いなことに電気がついておりました。個人のお家は停電しているところが多かったんですけど、役場で担ってるように、携帯電話の充電ですとか、そして、中には炊飯器で御飯を炊き出しして、そこまで提供なさったんですよ。だから、今自主防災でやってませんとか、避難所として使ってませんというその言葉にも少し感じ方が違うんじゃないかということで、1か所はそういう事例というか、そういうことをなさった。台風が少し収まりかけて3日目ぐらいの話ですけど、でも、そういうことがそこであったことで、すごく皆さんの心ですか、助け合いするやら、すごい台風だったねとか、そういう話合いですね、そういうところがやっぱりそういった災害のときには、皆さんの本当に建物とか、そういったものもあるんですけど、ぜひ地域の力をあれして、本当にお互いが助け合っただけのような、そういった自主防災というか

らには防災の意識も協力体制も、本当に物自体は破壊されますけど、心まで折れないような災害対策ですね、そういった呼びかけ、そういうものをお願いしたいと思います。

1点だけですけども、先ほども災害とかそういう壊れたものに対するの救済措置ですね、そういうものがいろいろあると思うんですよ。私のほうでも今回お家が30年、40年たっているけれども、初めて火災のそれを使って、駐車場のトタンが飛んだとか、それから高窓から入って、屋根が吹き飛んで壊れたとかで、初めてこういうものに保険が使われるんだと言って、お家、駐車場のそれを直したとか、30万とか40万とか、それぐらいの補助というんですか、それを使ったということで、そういったことも、そこが今まで要するに使わなかったんじゃないかと、台風で壊れてもそこまでできるという、あまりそういった情報が入ってなくて、それで結局、近隣の近くなんですけど、お1人の方が直されたんですよ。そうしたら、そこからこれは火災保険でできたよということで、結局3件、近くの方は直されたんですね。直す箇所は違いますけれども、駐車場の屋根、台所の屋根、それから門扉のところの取替えですとか、そういったことがありましたけれど、だから、これも結局そういった保険関係とか情報なんですよね。災害、台風のときにこういう保険が使われるんだよ。先ほどの作物もそうですけど、そういった保険関係、そういった救済を求めているんだよという、そういう情報であり、声かけであり、本当に地域力だと思いますので、どうか避難所を設けているから来るだろう、すみません、そうではなくて、避難所を設けて、当局が一生懸命対応なさってますし、電力のそういった充電ですとか、本当に皆さんの役に立ってますし、本当にちょっと風が強いですけど、電気が役場にとっても、本当に皆さん、こっち開いてますから来てくださいよという、その電気がついて

るだけで本当にああ、役場開いているんだというその情報はとても心強く思いましたので、ぜひこれからも今回限りではないし、沖縄は台風がまた来ますので、そういった防災面に関して住民の方に広く窓を開けてますよという情報交換をぜひこれからもよろしくお願いします。

以上で一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で屋良照枝議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時03分）

令和5年第5回中城村議会定例会（第5日目）

招集年月日	令和5年9月8日（金）			
招集の場所	中城村議会議事堂			
開会・散会・閉会等日時	開議	令和5年9月12日（午前10時00分）		
	散会	令和5年9月12日（午後3時10分）		
応招議員 （出席議員）	議席番号	氏名	議席番号	氏名
	1番	小橋川 恵美	9番	大城 常良
	2番	玉那覇 登	10番	比嘉 麻乃
	3番	比嘉 護	11番	仲松 正敏
	4番	桃原 清	12番	金城 章
	5番	新垣 貞則	13番	新垣 博正
	6番	安里 清市	14番	新垣 善功
	7番	新垣 修	15番	石原 昌雄
	8番	屋良 照枝	16番	伊佐 則勝
欠席議員				
会議録署名議員	15番	石原 昌雄	1番	小橋川 恵美
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比嘉 保	議事係長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村長	浜田 京介	こども課長	比嘉 昌子
	副村長	比嘉 忠典	企画課長	比嘉 健治
	教育長	比嘉 良治	まちづくり推進課長	金城 勉
	総務課長	大湾 朝也	都市建設課長	呉屋 克行
	住民生活課長	仲村 盛和	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	仲松 範三
	会計管理者	新垣 忍	上下水道課長	仲村 武宏
	税務課長	比嘉 聡	教育総務課長	我謝 慎太郎
	福祉課長	照屋 淳	生涯学習課長	渡久地 真
	健康保険課長	島袋 かおり	教育総務課主幹	森本 雅人

議 事 日 程 第 3 号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。

それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、大城常良議員の一般質問を許します。

○9番 大城常良議員 おはようございます。9番、大城常良でございます。議長の許可が出ましたので、通告書に従いまして、一般質問を行いたいと思います。

大枠1番、小中学校建設について。

①建設計画の進捗状況は工程表に沿って進んでいるのか伺います。

②6月定例会で児童数の増加が見込まれるとの答弁がありましたが、増加による教室数の変更はあるのか。また、交付金及び予算措置に影響はあるのか伺います。

3点目、幼稚園閉園に伴う建物解体、借地返還の取組はどうか。

4点目に、令和3年、令和4年度に各学校で発生した事件・事故、苦情等の件数は何件なのか伺います。また、発生した場合の処理対応を伺います。

大枠2番、村民体育館のパネル落下について。

①天井のパネルの落下により、安全面を考慮して使用禁止になっているが、現在の状況及び今後の取組を伺います。

大枠3番目、災害対策について、これは昨日も2人の議員がありまして、これからも多数の議員が質問しますけれども、また答弁のほうはお願いします。

①台風6号が猛威を振るい、甚大な被害をもたらしましたが、本村の災害対応マニュアルを伺います。

2点目に、今回の被害状況はどうか、3点目に、避難状況及び課題はあったのか。

以上、答弁を求めます。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、大枠2番につきましては教育委員会、大枠3番につきましては総務課のほうでお答えいたします。

私のほうでは、お尋ねの小中学校建設についてでございますが、御承知のとおり、これは村内初のPFI事業ということでございますので、私自身も今、注視をしているところでございますし、今のところ順調にしているという報告は受けてはおりますけれども、今後もしっかり建築、完成まで注視をしていきたいと思っております。何分にも、中学校も控えておりますので、中学校も同じスタイルになるのかどうかも含めて、検討していきたいと思っております。注視していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。

大枠1の学校建設については、おおむね計画どおり進行しているところです。学校現場との情報交換、意見も取り入れて、子供たちが学習しやすい教育環境にしたいと思っております。

①から③までの詳細については教育総務課長、それから④については主幹、大枠2については生涯学習課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠1の①から③についてお答えいたします。

①について、毎月2回程度、打合せ会議を実施し、設計業務を進めております。現在、中城小学校の生徒数の増加が見込まれており、教室数の見直しなどを行ったため、若干進捗が遅れましたが、おおむね計画どおりに進んでおります。

②について、普通教室については、当初計画

の12教室から3教室増の15教室へ変更しており、教室増分の国庫補助金につきましては、単費になる可能性があります。建設事業費につきましては4億程度増額となる見込みであり、昨年、議会において議決していただいた債務負担行為額の範囲内ではありますが、できるだけ軽減できるように精査していきたいと考えております。

③について、今9月定例議会の補正予算において、幼稚園園舎解体に係る管理委託料及び工事費を議決いただいておりますので、今後、解体作業を進めていきます。また、解体作業終了後においては、借地地権者へ返還いたします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 大卒1の④についてお答えします。

各学校で発生した事件・事故等について、教育委員会は学校が作成する緊急第一報で把握しております。その緊急第一報では、令和3年度が9件、令和4年度が6件となっております。

苦情や相談につきましては、保護者から教育委員会に直接連絡を受けることがありました。正確な件数については把握しておりません。

処理や対応につきましては、児童生徒の問題行動、教育相談等の場合、学校と保護者相談や教育相談員との面談、また、村教育委員会や中頭教育事務所からの指導助言となっております。不審者の件であれば、警察への通報等、事案によっては外部機関と連携した対応を取っております。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 大卒2についてお答えいたします。

6月22日の地震により、体育館の天井パネルが1枚落下したほか、十数枚が枠からずれるという被害がございました。地震発生時、幸いにも利用者がいなかったため、人的被害はありませんでしたが、枠からずれたパネルが落下してくる可能性があることから、利用者の安全を考

えて、地震の発生した日から、安全性が確保できるまでの間は体育館アリーナは使用禁止としております。

それ以外のサブアリーナやトレーニング室などは利用可能としております。

使用再開までの今後の予定としましては、まず、9月6日、先週になるんですが、業者に委託して、天井裏のボードや、それを固定するフレームを含め、危険箇所を確認するための調査を委託で実施しております。その結果を基に、10月中旬に危険箇所の修理、落下したボードや枠から外れそうになっているボードなどの復旧を実施して、11月からの使用再開を目標に作業を進めていく予定となっております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、災害対策について、大卒3、①から③までお答えをいたします。

①でございます。風水害に対応するマニュアルとして、地域防災計画及び職員行動マニュアルに基づき対応を行っております。

今回の台風第6号による動員体制といたしまして、まず初動配備として災害対策準備態勢、暴風警報等の発令による警戒配備として災害警戒本部を設置して風水害への対応準備を行っております。

②でございます。停電につきましては、沖縄電力のホームページの掲載数字として、最大で約6,900戸、断水につきましては緊急断水を防災無線等で呼びかけを行った時期として、世帯にして6,151世帯、1万2,188人に影響がございました。

農作物につきましては、サトウキビ、野菜作物、ヘチマやオクラ、果樹ではマンゴー等の被害が多くあり、特に露地栽培の農作物被害が多くありました。

そのほかに冠水や浸水の被害や道路崩壊等10

件、家屋や建物の損壊15件、その他、倒木や車両の破損等が数十件、人的被害、強風による転倒など2件です。海岸、護岸の崩落が1件、砂や軽石の漂着について、村内各所で被害が確認されております。

③でございます。避難所は1か所、中城村役場庁舎の3階を避難所として指定をしております。避難所の延べ人数は17世帯37人の避難がありました。役場庁舎も約1日停電が発生していましたが、非常用発電が稼働し、避難所につきましてはクーラーなど、通常どおり作動していたため、支障なく過ごせていたと考えております。

今回、台風の影響が長期化したことで、待機職員の食料確保が困難な状況となっておりますが、備蓄食料等で対応し、避難者にも備蓄食料を提供しているところでございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、順を追って再質問を行います。大枠1番。

工程通り、進捗はおおむね進んでいるということで、工程表を見てもみますと、令和6年、来年の5月から中城小学校の新築工事が始まり、そして令和7年9月に開校予定と。その後、解体工事、校庭整備を終えて、令和8年5月に引渡し。津覇小学校は令和6年12月着工、それから令和8年4月に開校と。同年12月に引渡しの予定になっております。

今回、小中3校のこの建設費用、これが100億円以上になるということで、大変大きな予算規模になっております。それで、村長が言われた今回初めてPFIを活用した事業ということで、私も注視しているんですけども、今後の維持管理、それを含めると、今後20年以上の歳月がかかる予定になっております。

その中で、担当課において、職員の配置、今は何名でやっているか分からないんですけども、今後の小学校、これから中小、津覇小が同

時に、半年ぐらいをかけて重複してくると。それがまた中学校も入ってくるということになりますと、先ほど言った職員配置の対応は十分なのか、体制は整っているのかどうか、そのあたりを伺いたいと思います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

今後の計画に向けてということで、人事配置が必要かという部分につきましては、現在においても余裕があるという状況ではありません。現在、係長を中心に学校建設の事業及び計画を進めておりますが、私個人的にも、その補佐する意味でも、直接協力しているつもりであります。

今後、人事配置については総務課との調整もいろいろありますので、この辺につきましては要望をしていきたいと考えています。ですが、業務を進めるに当たっては、努力していきたいというふうに考えて、今進めております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 1人か2人で一生懸命努力しても、これだけの予算規模になると、やはりちょっと抜け落ちるところが少しはあるんじゃないかなというふうに思っているんですから、今回のPFI事業では絶対ミスは許されないというふうに私も思っているものですから、しっかりと職員体制を構築して、これがこれから長期にわたってかかってくるものですから、その間の職員の体制というのは非常に厳しいものがあるんじゃないかなと、これは私の独自の考えなんですけれども、非常に危惧しているんですから、教育長にちょっと伺いたいと思うんですけれども。

やはり万全を期するために、職員の補充というのかな、増員する考えはないのかどうか。これ次期4月からでも、工事が始まる前にしっか

りした人員を割り当てて、漏れのないような仕事をしっかりさせていくということも踏まえれば、私はちょっと検討に値するんじゃないかなというふうに思っているんですけども、教育長のお考えを伺いたしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 両小学校、そして中学校も同時に進めていかないといけない状況になっています。これはまた人事担当、総務課、村長、副村長とも相談して、これから対応していきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 すみません、答弁の補足をしたいと思います。

先ほど私も含めてということでしたが、現在、業者との打合せ等においては、都市建設課の技師の職員も同席して一緒に計画については検討していただいております。

また、中学校の移転につきましては、用地取得などについてはまちづくり推進課のほうもお手伝いいただいておりますし、それとは別に今後の中学校の移転に向けては、学校建設の会議を月1回持たせていただいております、各担当部署より多数の職員の協力を得て事業を進めております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 課長の今のおり、やはりこれはもう大きな事業でありますので、全庁的にみんなで協力しながらやっていかなきゃいけないと。その中でもやはり中枢というのはしっかり確保して、1人か2人、しっかりした方を置いて、その中で全員を集めてみんなで達成していくというのが私は、物の流れとしては普通じゃないかなと、それが理想的ではないかなというふうに思っているんですけども。

村長にお伺いします。今の流れとして、小学校2校、中学校1校でPFIを使っていくという中で、やはり職員というのは長期にわたる、

協力関係は分かります。その中でもやはり芯を持たせるためにもちょっと強化したほうがいいんじゃないかなと思うんですけども、そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

おっしゃるとおり、大変大事な事業でもありますので、ただ、今のところ人員配置も含めて、先ほど教育総務課長から答弁ありましたが、全庁的に垣根を取っ払って、協力できるところは協力していく。しっかりした配置でもって、人員的に問題があるのであれば補充をしていくというのは、当初からの決め事でもありますので、これをしっかりやっていけば、適度な緊張感を持ちながら、すばらしいものが出来上がるのではないかと期待をしております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 小学校・中学校建設については、村民の方々も非常に関心が高いものですから、やはり中小、津覇小、そして中学校という大事な学校ですので、ぜひ皆さんも協力していただいて、足りないところはしっかり補充していただくというところはやっていってください。

それから、現在、中学校の用地取得を進めているんですけども、現在のところ大体どれぐらいの取得に向けて、パーセンテージでいったら何%ぐらいの取得になっているのか伺いたしたいと思います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

用地取得につきましては、現在、開発行為の申請を準備しておりますので、所有者からは同意を得ておりますが、まだ所有権移転までは至っておりません。

用地補償につきましてはほぼ6割から7割程度は、補償の支払いも終わっております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これも前回の質問でもほぼ100%の方々から同意を得ているということでしたので、私も安心をしているんですけども、やはり進捗についてはしっかりと我々議会の中でもぜひ、現在80%、90%になりました、100%になりましたというところは随時、報告をしていただきたいなというふうに思っています。

そして、中学校の事業スケジュールの変更等があるのかどうか、今も中城小学校が3教室の増設を予定しているということなんですけれども、それに伴って中学校の建設予定も若干延びてくるのかなと感じているんですけども、その点はいかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

現在、中学校につきましては用地の確保が今年度中にできますので、令和6年度からはこの検討を進めていきたいと考えています。

事業開始につきましては、こちらの計画どおりうまくいけば令和7年からは設計に入っていけるのかなと思っています。それで、令和6年度中においては、アドバイザー業務を活用し、PFIの事業者を決定していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 しっかりとこれは、全庁的に村長を含め、村長を筆頭にぜひ達成していただきたいと思っておりますので、しっかりとやっていってください。

あと、ちょっと話は変わりますが、これから新築工事が来年度5月から始まるということも予定しているんですけども、やはり学校の授業が、これは今の運動場が利用できない状況が2年間ぐらい続くということも言ったんですけども、その学校との調整は進んでい

るのかどうか、津覇小、中小、そのあたりはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

令和6年度より中城小学校の建設事業が実施されていきますので、その段階におきましては、運動場が使用できなくなります。建設の前に磁気探査調査も入ってきますので、若干使用できない期間が長くなりました。

その旨につきましては、小学校の校長先生のほうにもその旨の事業概要を説明し、来年度の授業計画においては、この建設スケジュールに合わせた形で授業の計画を立ててほしいということで申し伝えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは学校だけで調整しているのか、それとも教育委員会も含めて調整しているのかどうかですね。やはりこれもまた津覇小学校と中城小学校が合同で、例えば前に聞いた話では吉の浦の運動場を使うとか、そういうのを含めてしっかり調整できるのかどうか、そのあたりお願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

この計画につきましては、学校だけではできませんので、教育委員会もできる限りバックアップしていきたいと考えています。

まず最初に、学校の中での授業の内容、スケジュールを確認し、それに見合うような、協力できるような形で、吉の浦会館だったり、その他別の施設、もしくは学校への移動に係るスクールバス等の移動手段においては、こちらでもできる限り協力してやっていきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 大事な、運動場の利用

というのは、やはり子供たちには欠かせない運動になりますのでね、ぜひ両小学校と十分相談しながらしっかりできるように、これは対処していただきたいと思います。

そして、移転する際、やはり現在ある同小学校の記念碑や、それから石碑、そういうものも移転の対象になるのかどうか。そのあたりは今、教育委員会でちょっと相談されているのか、それを伺います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

記念碑とか記念樹等につきましては、さった昨年の教育委員会議でも、教育委員との話でいろいろ検討しております。実際、教育委員にも現場に行ってもらっていただき、現物を見て判断していただいておりますが、この内容につきましては、移転可能なものについてはできるだけ移転させたいというようには考えております。現状的に厳しいものが結構ありまして、その部分については業者とも相談を行い、検討していきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 やはり移転しないといけない部分と、そしてこれはもういいのかなという部分と両方あると思いますので、教育委員会でしっかり相談、そして協議をしているんだろうと思うんですけども、そのあたりをぜひ、関係者も含めればいろいろ残して、全部が残してほしいということになるかと思うんですけども、しっかり対応をして、そのあたりも各団体や、そしてそれに携わった方々も話も聞いて、対応してってください。

一番私が危惧しているのが、現中城中学校の、これは中学校のシンボルでもありますくわでいーさーですね。これが何十年も前から中学校のシンボルとして運動場にしっかりと根づいているんですけども、その中学校が移転した際

の取扱いというのは協議されたことはありますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

中城中学校のくわでいーさーにつきましては、現物がかかなり大きくて移転のほうがか厳しいのかなというふうに考えております。現状としまして、まだ調査のほうは行っておりませんが、新しい学校への移設は厳しいのかなというように教育委員会では考えております。

今後その辺につきましては、専門の方の意見も聞きながら、移転が可能なのか、その辺も確認していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 そのくわでいーさーについては、まだ先のことになると思いますので、そのときはしっかり、やはり樹木の専門家もいらっしゃいますことですので、そういうのも含めてしっかり検討して、移設できるのか、あるいはどうしてもできないのか、そういうところは、できないというのであれば、やはり卒業生も今までくわでいーさーにお世話になってますし、日陰等もしっかりあったもんですから、そういうのも含めて、私としてはできるだけ移植してほしいなという立場ではあるんですけども、その辺はじっくり今から計画を立ててどうするのか、移設できるのか、あるいはまた、そこらへんも含めて検討はしてってください。

それでは、②のほうに移りたいと思います。

先ほど課長のほうは4億円、3教室の4億円ぐらいがかかるということなんですけれども、その中で、これは単費になるかもしれないという話、答弁されたんですけども、これは子供が増えれば、私はまた教室も増えても補助金が出るのではないかと思っていたんですけども、これが単費になるという、補助金が該当しないというのはどういう理由で該当しないのか伺い

ます。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

基本的には、現状必要な教室数において補助金が決定されます。今後の見込みの数値につきましては、今後、県との協議等になってきますが、そこら辺の伸び率と、また実際の児童数がどれぐらいになるのかによって、最終的な補助金の決定の有無になると考えておりますので、推計値における補助金決定というのは基本的には厳しいというように考えております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今の課長が言った推計値というのは、今から推計していくという段階だと思わすけれども、やはりゼロ歳から5歳の子供たちが、幼児たちが今何名いる、それを実績を積み重ねていけば、その子供たちが小学校に入る時代には何名増えますよというも示していけば、何かしらの補助金が該当するんじゃないかなと思わすけれども、やはりそれも推計値の中に入るというお考えですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

中城小学校につきましては、令和7年8月には学校が完成します。この段階での必要教室において補助金が決定されますので、来年一年間かけての伸びがどれぐらいかということで、急激な伸びがない限りについては、あと3教室の補助金については厳しいのではないかというふうに判断しております。

ここの旨につきましては、なるべく補助金は必要な財源と考えておりますので、県とのいろんなアドバイスもいただきながら、その辺については交付できるように依頼をしていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 補助金の範囲内で12教室は確保したんですけども、これからの増員を含めれば、3教室は今から造らないといけないという状況で、やはり同時に造れば約4億円かかるんですけども、前もって造っておいたほうがいいというのが、増築するよりはですね、いい考えだと思わすんですけども、補助金をあっちこっちから拾い集めてでも、何とか利用できる補助金はしっかり確保して、少しでもこれを使えるような段取りに持って行ってほしいなというふうに思っております。

次、③のほうです。解体工事の件なんですけれども、これは補正予算でも1億1,000万余りの補正予算が可決されたんですけども、これが解体を行うによって、大体いつぐらいをめどにやっていくのか、年度末を予定しているのか、そのあたりはいかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

幼稚園の解体につきましては、今年度中に完了したいと考えております。さった先週の補正予算について議決いただいておりますので、早めに入札のほうを行い、事業を進めていきます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 もう解体して更地にして返還ということになると思わすけれども、しっかり近隣にも迷惑かからないように、学校もやりながらということになるはずですから、事件・事故が発生しないよう十分対策を取って進めてください。

次、④のほうです。これ令和3年の事件が9件、令和4年が6件という話だったんですけども、大体この9件の中身というのは、令和3年、令和4年、大体同じような事案なのか、そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

令和3年、令和4年、緊急第一報の主な内容としましては、不審者や交通事故となっております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは学校のほうで処理対応マニュアルというのが存在しているのか、あるいは教育委員会であるのか、そのあたりはどうですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

事件・事故については学校の対応マニュアルがあります。それ以外に学校が対応が困難となった場合、また、関係機関と連絡調整が必要な場合は、教育委員会も学校と同じように対応しております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、苦情について、昨今、ニュースでも取り上げられているように、非常に厳しい保護者からの苦情等、学校ではどうしても対応し切れないというような事案も発生しているみたいなんですけれども、そのあたりは、クラス担任や学校に苦情は任せているのかどうか、そのあたりはどうですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

学校で対応できるものに関しては学校で対応します。ただ、学校でも対応が難しい場合は、教育委員会にも相談がありますので、その場合は教育委員会の指導主事等が出向いて、保護者と対応することもあります。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは私、ある教員から聞いたんですけれども、やはり近年、非常に保護者、あるいは近隣からもそうなんですけれども、苦情が厳しいと。1人の教員だけでは対処し切れない、校長、教頭入っても、なかなか解決には厳しいと。法律的な問題も絡んできて

しまったら、我々では対応できないということも含め、教育長、どうでしょう。非常に法律的にも厳しい、難しい、そういう問題が発生した場合、本村にも、これは顧問弁護士がいらっしゃいますので、そういう方々も学校にお招きして、その事案をちょっと考えていただいて、助言等をもらえないのかどうか、そのあたりは教育長としてどうでしょう。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 校長のときにも何度か弁護士のほうに相談に行ったことがあります、必要であれば、弁護士をお願いして対応していきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 本村にも顧問弁護士、いらっしゃるわけですから、そういうところもしっかり協力いただいて、ぜひ教職員の負担軽減も図りながら進めていってください。

それでは、大卒2番のほうに移りたいと思います。

これは村民体育館、先ほど課長からあったんですけれども、9月6日頃点検を行い、それから10月に工事を、天井裏いろいろやって、11月からは利用を開始したいということなんですけれども、これは建築年数及び耐震強度はどのあたりになっておりますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

まず、建築年数ですが、昭和61年に竣工しております、37年ほどたっております。

耐震強度に関しましては、建築当時の建築基準上のはクリアしておりますが、現在ののはちょっと、私のほうでは分かりかねるんですが、当時のものとしてはクリアしているということになります。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 じゃ課長答弁にあった

11月頃の供用開始というのは、あくまでも応急的な措置なのか、それとも本格的にしっかりと直していくのか、10年、15年利用できるような体制を整っていくのか、そこはどうですか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

外れたパネルを直していくということで、復旧していく、元に戻すという感じの修繕になります。

○9番 大城常良議員 休憩をお願いします。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時40分）

~~~~~

再 開（10時40分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

大城常良議員。

○9番 大城常良議員 もう一度伺います。

これは復旧、11月から早めに立ち上げるための工事をしてやるのか、今後、当分は使えるようなやり方でもっていくのか、そこを伺います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

一応、元通りに戻せば、今までどおり使っていけるとは思うんですが、強度的に関しましては、一応幾つか検討はしたんですが、まず本格的な改修を行うとなりますと、ちょっと概算、算出すると2億円余りかかる。もう一つのやり方としては天井パネルを全部外すということになりますと、パネルを外すだけでも700万ぐらい以上かかる、さらにこの天井パネルというのが天井の構造が金属になっておりまして、直射日光が当たってかなり天井裏の熱が高くなるということで、そのパネルの機能としましては、まず断熱、吸音というのがございまして、もう一つのやり方で考えたのがパネルを全部外した場合ということで一応考えたんですが、そうし

ますと、近年の気温の上昇などもありまして、かなり体育館が暑くなって使用できないということになりますので、今後建て替えも検討していくことになると思いますので、それまでもたせるということで、最善の策としては復旧をしていくということが一番だというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 これは村民からも、できるだけ早く復旧できないかと、そして利用できるような環境を整えてくださいという要望もあるもんですから、課長言われたとおり築37年もたっている、そして先ほど言ったパネルも落下して安全面も考慮しないといけない。台風時には窓から水もどンドン流れてしまうということで、やはり総合的な対策も含めて、取りあえず今回はその工事でいきますけれども、行く行くは、あと5年ぐらいをめどに建て替えないといけないなというふうに私も思うんですけども、そのあたりの計画性も持って、取りあえずは復旧をするんですけども、建て替えに向けての協議もそろそろ進めていくべきかなと思っているんで、そのあたりもじっくりと考えて、そして協議しながら、金のかかることですので、村長、それから副村長も含めてしっかり協議は欠かさないでやっていってください。また次落ちた場合は、大変また危険な状況になりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて大梓3番のほうです、災害対策についてなんですけれども、今回、屋宜地区のほうでも大変大きな事故がありまして、これはある家庭で屋根が吹き飛んで、壁も半分ぐらい、全部吹き飛んでしまったと。たまたま台風が来る前日に窓が壊れたもんですから、これ今から台風来たら大変だなということで、すかさず違う場所に移動して、家財一式を全部持ち出して難を逃れたんですけども。その中でも、やはり屋根が吹き飛ばされた原因で、この屋根が近隣の

フェンス、これ農地を囲ってあるフェンスなんです、これも全部壊してしまい、それから、歩道や道も全部ストップしてしまったということで、道については警察と、それから消防が来て片づけていただいたと。歩道についても住民生活課の方に電話して、これやらないとまた飛ぶおそれがあるよということで、早急な対応をしていただいて、今回の大きな台風については、本当に各課、それから村長を含め副村長、教育長もそうだと思うんですけども、全員で対応していただいて、本村の事故処理対応ですか、そういうものはよかったんじゃないかなと、私もこれは評価するところであります。電話一本ですぐ来てもらえるというところが、各担当、本当に庁舎にずっといる方々もいらっしまったと思うんですけども、大変本当にお疲れさまでした。

本当に今回の台風は、村長が最初に言った想定外の大きさがあったものですから、村民としてもびっくりしたというところではないと。こういうのがあったということはまれだということも話を聞いていますので、そのあたり、またこれから地球沸騰化という方もいらっしまします、そのフレームはどんどん強くなっていくのかなという思いもしますので、そういうところはぜひ対応はしっかりして、村民に被害が十分行き届かないように処理していただきたいと。事故が起こったときは、柔軟な対応でぜひまた対応して、今回のように迅速に対応していただきたいと思います。

そして、今回、中城村のほうで災害救助支援法というのを要請していました。これは新聞にも載っていたんですけども、20市町村が申請をして、本村では8件が交付件数と、申請中が3件あったんですけども、この災害救助支援法ですか、その中身というのはどういうものなのか伺いたいと思います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

災害救助法ということで、台風のちょうど前半の頃に県のほうから指定を受けまして、本村が該当するというので、今回の対応になっております。災害対策基本法を中心に、いろいろな救助法がありますので、その中の一つとして災害救助の初期の対応、災害が発生したときの応急救助に関する法の適用ということになっております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 例えばこれはお家だけの対象になるのかどうかですね。例えば先ほど言った飛んできてフェンスが壊れたと、そういうものは該当しないのか、その点はいかがですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 お答えします。

対応、該当するものにつきましては住家、住宅です。一般住宅になります。それ以外の営業用については該当はしないです。フェンスについてもそのようになります。

その中で細かい判断が必要となる部分があるんですけども、これから住み続けていく家である場合ということで限定をされております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 ちょっと読んでみたら、屋根や外壁の破損、それから一部損壊や床上浸水、床下浸水、雨漏りなど、被害の程度で判断されるということなんですけれども、この村で申請、交付された8件というのは大体どのあたりの被害になっていたのか、どういう被害だったのか伺います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 お答えをいたします。

今回適用されるということでありましたけれども、申請を幾つか受けておりまして、1件ごとに調査に伺っております。それに基づいて、

写真の判断、現場の目視による判断を行いました、我々の判断では難しい部分もありましたので、県や国へ調査依頼をして確認したところ、今回この救助法には該当しないということで、申請はございましたが、救助法に基づく該当被害ということにはなっておりません。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 該当しないということですが、じゃこの交付件数8件というのはどういう、これには交付件数と書かれているんですけども、新聞ですけれどもね、これには、申請が3件ということなんですけれども。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時51分）

~~~~~

再 開（10時52分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えします。

先ほどの答弁につきましては災害救助法、今回の答弁につきましては罹災証明書ということで説明をしたいと思います。

罹災証明については、一般的な、例えば家財であったり、建物の損壊であったり、その部分に対して罹災証明なのか罹災願なのかということで分かってきます。その部分で8件、当時、新聞には8件とありましたけれども、それ以降何件か申請がありますので、現在は24件の受付をしております。現在も調査中の部分もありますので、災害救助法に基づくものはゼロ件になっております。罹災証明については、各種保険等、家財保険とかありまして、それに対応するための証明になっております。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 今回の台風でも、やはり昨日も話がありました農業関係、そうなのが非常に被害を受けたということなんですけれ

ども、この罹災証明書というのは、農業には一切反映をしないと、該当しないということでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

農業の部分についても申請が何件かございました。罹災証明ではなく、罹災願ということで、こちらは証明を出しております。それを何に使うかというとセーフティネットとか、各種農業共済の保険に添付する書類ということで、こちらのほうからお出ししている状況でございます。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 例えば今、罹災証明書の中で、申請して通ったということで、100万かかったと、仮にですね、被害が100万発生したという中で、その罹災証明書とかを提出して返ってくる金額というのが大体何割程度というのは把握していますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

適用につきましては個々それぞれでございますので、金額についてはこちらのほうで把握するものではございません。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 分かりました。

最後に、あと6分あるんですけども、今回、やはりまだまだ皆さんも御存じのとおり、ガソリン価格の上昇や物価の高騰により、村民の暮らしは非常に厳しい。そして、生活自体が立ち行かなくなっているという話も時々聞いています。今回、シニア世代の支援事業、これは高く評価したいというふうに思っております。

さらにこの物価高、あるいはガソリンの高騰を念頭に置いて、村民の暮らしを十分に守っていくという中でも、やはり村民の立場に立って、ぜひ皆さん、行政としてどこが足りないのか、

あるいはどこが不足しているのか、そういうところも含めてしっかり仕事に励んでいただきたい。そして、汗をかいてしっかりやっていただきたいと思います。

これで終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時55分）

~~~~~

再開（11時05分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、新垣博正議員の一般質問を許します。

○13番 新垣博正議員 議席番号13番、新垣博正です。議長の許可を得ましたので、通告書の順番に従って一般質問を行います。

大枠の1番、災害対策について。

（1）村内の公共物の維持管理について。

1）集落内の排水溝に土砂が堆積し、水はけが悪く、雨天時には周辺へあふれ出す状況が見受けられます。悪臭を放つケースもあり、日頃より点検、維持管理する必要があると考えます。現在の維持管理状況についてお答えください。

2）同じく村道の維持管理状況についてお答えください。

3）村道の街路樹の維持管理状況についてお答えください。

4）消火栓の維持管理状況についてお答えください。

（2）8月上旬の台風6号について。

各議員からもかなり多くの質問が上がっておりますが、重複するところもあると思いますが、答弁のほうをお願いいたします。

それでは、1）沖縄県内各地に被害の爪痕を残しました。村内の被害状況について、まずお答えください。

2）停電、断水、電話線の破損、家屋の損壊、

農作物への被害等々、復旧にも時間を要し、日常生活、経済活動にも支障を来しているようです。被災者支援を目的とした相談窓口を今後、役場内に設置すべきと考えるが、当局の所見をお伺いいたします。

簡潔明瞭に答弁を求めます。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣博正議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番全体につきましては都市建設課、上下水道課、総務課のほうでお答えいたします。

私のほうでは、大枠1番の（2）の台風について、今議会でも多少述べさせていただきましたけれども、反省すべき点も多少ございました。一番大事なのは、やはり支援を要する方々へのアフター、これからですね、できる限りのことをやっていくということと、それと、内部的に少し、人材配置も含めて、また検討すべきところがあるのかなど。あまりにも負担を強いた職員もおりまして、それを想定以上なものが来たということが、そういうことでございましたので、その辺を少し反省しながら、次回に向けてきちっと対応できるような形を取っていきなと思います。

詳細につきましては、また担当のほうでお答えをいたします。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、新垣博正議員の御質問についてお答えいたします。

大枠1番、災害対策について。

（1）の1）から3）までについてお答えいたします。

1）排水路については詰まりがないかなど、道路パトロール時に確認を行っております。また、住民からの連絡等があった場合、現場確認を行って、場合によっては浚渫などを行っております。

2) 村道についても道路パトロール時に道路の状況などを確認し、破損箇所があった場合は修繕などを行っております。

3) 街路樹につきましても、道路パトロール時に車や歩行者の通行に支障がある街路樹があれば、剪定や伐採などを行っております。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 それでは、新垣博正議員の大枠1の(1)の4)についてお答えいたします。

消火栓の維持管理については、年に1回、各消火栓252基を点検を行っております。点検業務として、消火栓内マンホールの水抜き及び蓋の開閉状況、水圧、消火栓の作動状況等の確認を行い、不具合があった際は、中北消防警防課と調整の上、修繕を行っております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、(2)1)、2)についてお答えをいたします。

まず、村内の被害状況の概要についてお答えをいたします。

停電につきましては、沖縄電力のホームページの掲載数字として、最大で6,900戸、断水につきましては、世帯にして6,151世帯、1万2,188人に影響がございました。

農作物につきましては、サトウキビ、野菜作物、ヘチマやオクラ、果樹ではマンゴー等の被害が多くあり、特に露地栽培の農作物の被害が多くありました。

そのほかに冠水、または浸水の被害や道路の崩壊等10件、家屋や建物の損壊15件、その他倒木や車両の破損等数十件、人的被害、強風による転倒など2件、海岸・護岸の崩落1件、砂や軽石等の漂着について、村内各所で被害が確認されております。

2)でございます。被災した方への支援につきましては、国や県、村など様々な災害といわ

れる復旧に関する問合せがあると認識しております。災害発生後において複数の支援が必要となることが考えられることから、専用、特設の窓口ではございませんが、台風災害などの相談窓口として総務課総務係が、各種相談を一時的な相談窓口として対応を引き受けることとしております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 順を追って詳細の質問をまた行っていきたくと思います。

集落内の排水溝、これ日頃より管理していただかないと、いざ台風や大雨など、そういった災害に見舞われた場合に、一気にあふれ出して周辺に災害をまた拡大させていくという状況があります。そういったのをできるだけ防ぐには、日頃からの管理というのが大変重要になってくるんじゃないかなと思っています。

目視でできる部分が結構あると思うんですけども、例えば排水溝の蓋のグレーチングの下のほうは雑草とか、中には木の種が落ちて木々が生えてきて、水はけが悪くなっているというケースもあるようでありますので、そういったところは早急に取り除いていくということの日頃よりやっつけていかないといけないんじゃないかなと思いますが、年間でどれぐらいそういった作業をされているかお答えできますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えいたします。

中城村内、村道数381路線ある中で、中城村、主に下地区のほうは急傾斜地で、海岸沿いは低地で、高潮の被害とかで、下地区においては詰まりが、急傾斜地においては土砂が流出したり、大雨が降った場合、土砂が流出したりとか、そういう側溝の詰まり等、結構見受けられます。

その中で年間どれだけそういうのに対応したかというのは現在ちょっと調べないとお答えできないのですが、やはり今、都市建設課のほうでこの維持管理の職員が1人で対応している状

況なんです、都市建設課全体で対応を行って  
いくようにしてはいるのですが、そういうところ  
にまだ手が届かないところも多いとは思われ  
ます。

ただ、やはり住民からの通報とか要望とかあ  
るのには、早急に浚渫等を行いながら対応して  
いっているところではございます。

悪臭につきましても、やはりいろいろ苦情等  
もございますが、悪臭につきましても、浄化槽  
等の機能低下とかそういうのも考えられますの  
で、下水道の接続率を上げるとか、そういう対  
応も行っていきながら、側溝等の詰まりを浄化  
する作業も今後多くできるように頑張ってい  
きたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 これ管理については、  
記録簿でしっかり記録されておりますでしょ  
うか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 今、村道381路線  
全ての記録簿があるわけではございませんが、  
苦情等があった場合は記録簿をつけながら、よ  
く詰まる路線とか、そういうのを記録はつけて  
いる状況であります。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 記録をつけていくと  
いう習慣があれば、どこどこをいついつ水はけ  
をよくするような作業をした、浚渫をしたとい  
うのが分かってまいります。そしてまた次の点  
検のときにはどれぐらいの期間を要するかとか、  
そういったところも状況がもっと的確に把握で  
きるようになるんじゃないかなとも思いますし、  
あと、自治会との連携については、日頃よりそ  
のようなものがあつた場合は報告するようにと  
か、連絡するようというやり取りとかは  
今までやったことありますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 維持管理につつま

しては、やはり自治会長などから要望が来るこ  
とが多いので、自治会長とは日頃常にやり取り  
するようにはしております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 熱心な自治会長さん、  
目が行き届く自治会長さんはそういうふう  
に連絡されると思うんですけども、皆さんのほう  
からもぜひ自治会に、こういうケースがあつた  
場合は役場に連絡してくださいということも必  
要じゃないかなと思いますが、その点いかがで  
すか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 新垣博正議員のお  
っしゃいますとおり、相談に来ない自治会長は  
何もしないというわけではなく、こちらのほう  
からも常に目を配れるように今後検討してい  
きたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 あと、側溝の蓋が割  
れているというような、破損しているというよ  
うなケースも見受けられますけれども、それら  
についても把握されておりますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 U字溝の蓋が破損  
して危ないとかいうものの村内の村道の中では、  
日々のパトロールの中で気づいた箇所は直すよ  
うには心がけております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 何かこれマーキング  
したりとか、そういった方法を取られていま  
すか、ちゃんと。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 破損箇所を発見し  
た場合は、もちろんその箇所を、マーキングと  
まではいかないのですが、それを記録して、す  
ぐに復旧できるように対応はしております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 長期間、ぜひ放置し

ないように、早急に対応するように今後も求めてまいりますので、次の質問に移らせていただきます。

村道の維持管理についてですけれども、維持管理やっているとというような話をされているんですけれども、再度、詳細について確認しますが、これ起点から終点までしっかり維持管理されているという認識ですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 起点から終点までというのは村内の村道381路線及び法定外道路も含めると1,000を超える路線にはなるのですが、目の届く範囲というところとちょっと語弊があるかもしれませんが、パトロールにおいて気づいたところは、全て管理しているつもりではございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 課長、全て管理されているというふうに自信を持って答えられましたけれども、全然行き届いていないんじゃないかと私は思います。特に山のほうに向かっていく認定道路なんていうのは、草とか木々まで生い茂っていて、到底通れるような状況じゃない箇所も多々見受けられるんですね。そして、アスファルト舗装もされていないような村道もかなりありますので、そういったところも維持管理をしていくというのは常に考えていかなければならないんじゃないかなと思います。

なぜかといいますと、今、災害の話と連動させて私やっていますので、こういったところは、特に高い位置に向かう道路というのは、避難道として、いざというときには通れるようにしておかないといけないというのがあります。そういったことから考えれば、やはりちゃんと除草していくというのが基本的なところじゃないかなと思います。もちろん役場だけでやりなさいと僕は言いません。自治会長の連携というの必要でありますので、そういったところも含め

て、業者に任せないといけない部分、自治会と連携していく部分、いろいろ管理の方法はあると思いますが、その辺の維持管理をさらに徹底していくという気概はいかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 議員のおっしゃられますとおり、維持管理的な面でちょっと、全ての道路にまで対応するというのは、これは村の財政的なものもござります。南上原の区画整理地内、市街化区域以外はほぼ、もう何十年も前から同じような道路で、整備されていない状況であります。それを様々な補助メニューを活用しながら、舗装構成改良事業において陥没している道路を直していき、事業を採択できる限り、維持管理だけではなく、そういう事業も活用しながら村道をよりよいものにしていこうと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 もちろん維持管理だけではなくて、舗装整備されるのが最もいい方法だと思いますが、財政的な理由があって、全てに行き届かないというのを私も理解した上で質問しておりますので、やはりしっかりとできるところは前に進めていくという姿勢を見せていただきたいなと思います。

道路に沿って、やはり側溝がありますので、上流で詰まってしまうと、下流ではまたいろんな不具合が、下のほうで不具合が出てきたり、あふれ出して農地に水が行ったり、宅地に水が流れてきたりというような状況も災害時には起こります。だから、日頃の維持管理というのがいかに大切かということをごひび認識していただきたいというふうに思っております。

それでは、3)番のほうの道路の街路樹の維持管理についてですが、しっかり維持管理しているというふうに、これも答弁をいただきましたけれども、今、街路樹が何本あるかということところは細かく、これも台帳的に整備して記録さ

れていますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 すみません、街路樹につきましては、この381路線にそれぞれ延長も違う中で、植樹ますも幾つあるか、全部を把握しているわけではございません。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 樹種というんですかね、樹木の種類はどれどれというの、それも把握されていますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それについても全て把握しているかといえば、そうではございませんが、例えば南上原地区などの道路だと、その区画整理事業に入る前に、地主さんと調整しながら、この路線は昔から松があったとか、クロキがいいなとか、そういうのを調整しながら植樹を選定しているところではございます。

主に多いのはクロキだと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 これは国道とか県道とかも同じ悩みがあるかと思うんですけれども、報道では、やはり樹木の種類についても沖縄のこの災害に適したようなものとか、いろんな街路樹に適したようなものというの、今後選定して選ばなければならないだろうというのが新聞でも報道されておりましたし、また、大きな木、国道なんか特にアカギが植栽されていると思うんですけれども、強剪定といいますか、あれは強剪定と言うのかな、枝を全部落として棒が立っているような状況に見受けられる剪定の仕方というのがあって、どうも異様に感じるときがあるんですね。これはせっかく緑の葉っぱがあるのに全部落としてしまって、棒が立っているような形で、何ていいますか、街路樹が立っているという状況というのはあまりいい感じはしないんですね。

そういった剪定方法というのは、皆さんはど

のような形でやるという基準はちゃんと持っていらっしゃるんですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

議員のおっしゃられました国道とかですね、国道の場合は大きなアカギを植えて、現在大きくなって剪定しているというのは、もちろん災害時に電線とかを、停電とかを誘発するのを見越してああいう剪定の仕方になっているものと思われま

す。村道におきましては、アカギという木を選定してはおりませんので、ああいう大木は村道の中ではないと思われま

す。道路に出ていて通行の妨げになるとか、そういう葉の剪定を行っている状況であります。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 これは業者委託されると思うんですけれども、それなりに剪定の知識とか技能とか持っているような業者がその作業に携わっておりますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 大きな剪定になると、やはり造園屋さんに依頼して剪定を行うのですが、主に剪定というか、植樹ますの草刈りとか、そういう枝葉を取るものに関しては、うちの環境美化会計年度任用職員で対応しております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 この維持管理方法について、県とか研修とか、そういったものしつかりとやられていますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 すみません研修については、私の記憶ではございません。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 今後、恐らく県とかがこの街路樹の管理についても、研修とかを行って、しっかりと災害に強いとか、その景観に

即しているような樹木を選定するというような、選定って、選ぶということです。そういったことを研修等を通してやるというような報道もなされておりますので、景観をしっかりと保つという意味でも、やはりいい剪定を選択していただきたいと思います。

そして、欠損しているところかも把握はされていますか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（11時34分）

~~~~~

再 開（11時34分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 把握しているつもりではございますが、特に台風とかがあった場合、倒木とかがあって、その箇所をまた復旧するとか、そういうのはその都度確認してはおります。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 恐らく答えられないと思いますが、何本欠損しているかというのを答えられますか。

ぜひこの樹木についても、記録簿で、何本の樹木を植栽したと。そして、欠損箇所がどこにどのようになっているかというのはちゃんと記録簿で管理していけるようにしてね、やっていただきたいなと思いますし、県のほうも、観光立県として、この街路樹についてはしっかり真剣に、考え方を変えていくというまで報道されているようですので、それに倣って、村道のこの街路樹についても観光立県の一翼を担う中城村としても、管理をしっかりやっていただきたいということを要望いたします。

次に、消火栓の維持管理についてでございますが、消火栓の中の土砂とかが詰まったりするというケースも聞いたりするんですけれども、そういったのも定期的に管理されていますか。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 お答えします。

年に1回調査するんですが、そこに土砂がたまっている、また水がたまっているのであれば、撤去しております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それと、消火栓の標識です。標識がゆがんでいたり、あるいはまた標識の劣化、薄くなっていて、何の標識か、遠くからは分かりにくいようなものが見受けられるのですけれども、そういったものの定期的な補修というのはどのようにされているかお伺いします。

○議長 伊佐則勝 上下水道課長 仲村武宏。

○上下水道課長 仲村武宏 消火栓の標識については、消防のほうで管理していますので、直接、水道課ではやっていませんが、そういうのが見受けられるのであれば、消防と共有して情報は流しております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 消防との連携があるということですので、確認したら、そういったところを早めに、この劣化している標識を取り替えるようにとか、連携して直していただきたいなと思います。これも、薄くもう見えにくくなっているような表示というのは、これも景観上もあまりよくないと思いますので、何の標識なのかが遠目には分かりにくいというのがあったり、消火栓という重要な役割を果たしているわけですから、長年の劣化で見えにくくなっているという状況は好ましくない状況ですので、ぜひこの辺は消防との連携によって、維持管理に努めていただきたいというふうに要望いたします。

(2) 台風6号については、たくさんの議員さんから質問もありましたので、私もできるだけ重複しないように聞いていきたいとは思いますが、重複した場合はごめんなさいね、

そのまま答えていただければと思うんですけども。

新聞報道でも幾つか上がっていましたが、災害救助法の適用が県内は34市町村というふうに新聞では報道されていますが、それは正しい数でしょうか。その時点の数なのか、その以後にも増えたのか、確認したいんですけども。

そして、中城村もその中に入っているということで確認してよろしいでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えします。

当初、8月の台風早期に8市町村か9市町村、新聞報道がございました。その中に中城村のほうも適用ということになっております。

以降、34市町村ということで、適用がされるということですけども、これから増えたという情報については、こちらのほうでは確認しておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それで、この災害救助法が適用されると、国からの支援についてはどのような支援方法があるのか。あるいはまた、金額ベースで何かこの支援についてお答えできるのであれば、答えていただけますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

県知事のほうで指定をしまして、国の援助という形になっておりますけれども、建物、先ほども答弁しましたがけれども、住家、一般住宅についての適用でございますので、いろいろ細かい基準もございますけれども、一般的には最大で70万6,000円、これが準損壊とか、そういう場合につきましては30万4,000円ということで、補助、本村の申請等はございましたけれども、災害救助法に関する適用についてはございませんでした。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 できるだけ申請主義にはせずに、積極的に調査して、対象となり得る場合は申請を促していくということを考えたほうがいいんじゃないかなと思いますが、その対応については、皆さんの目視で、こういった適用が考えられるというようなものを村民に声かけしたことというのがありますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをします。

目視というところではないんですが、被害状況、台風時期による被害状況を確認しながら、1件1件、適用ができるかということを担当を含め災害の確認をし、情報を得まして判断をしているところでございます。

その中で、床上浸水については、避難を呼びかける段階から適用しないかということで、写真等の記録を残したりもしておりますので、被害があった部分については写真を確認して、今後の申請の部分で対応ができるかということを検討しております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 質問の順番がちょっと前後するかもしれませんが、家屋の被害判定の方法、段階があるようですけども、6段階ですかね。それについてちょっと詳細をお答えいただけますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

家屋の判定につきましては、段階的なものがございます。それにつきましては、専門的な知識を要するものではないので、この辺を県の担当であったり、国の担当であったり、いろいろ助言をいただきながら判断をしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 今、それらの自治体職員が被害の判定をする際に、経験した職員とか、そういったものを今後育成していかないといけないんじゃないかなと思いますが、今どうですか、状況的には。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

新聞報道でも、罹災証明関係であったり、災害救助法における災害の度合いの適用範囲の判断ということでいろいろと報道のほうでもありましたけれども、実際にこの事については私ども、専門的な知識を要する職員を配置しているわけではございませんので、それが起こった段階で、じゃどういうふうにするか。県、国とのウェブ会議を持ちまして、中身についての細かな情報を得てはいますが、その判断をするのに、やはり職員の判断だけでは足りない状況となっておりますので、ただいま議員がお話ございました今後のために、その対応する職員の研修であったり、実際に専門的な知識を要する職員を派遣しているところとの情報交換というのは必要かと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 そういう意味では、今後、自治体職員というのは、特に最近、全国的に風水害は多くなっているというのが報道で見受けられるというのは共通な認識だと思いますが、県外の被災地に定期的に派遣して経験を積ませるといった対策が必要というふうに指摘をされておりますが、そのことについてはどうお考えでしょうか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 県外の派遣につきましては、現在のところ考えてはおりませんが、過去に、3.11でありますとか、熊本震災であったかは分かりませんが、そのときに派遣をしたという記憶もございます。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 やはりこれはもう意識的にやっていかないといけない事項だと思います。行政能力の底上げというのは絶対的な課題だというふうに私は認識しておりますので、庁舎内で、村長も含めてぜひ検討していただきたいということを要望します。

そして、これもまたちょっと前後して申し訳ないんですけども、公的救済制度の中身について、どのような中身になっているかお答えいただけますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（11時46分）

~~~~~

再 開（11時48分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 福祉課のほうで今後予定している内容についてお答えします。

まず、本村の条例の中に災害弔慰金の支給等に関する条例というのがございます。これは、国の災害弔慰金等の支給に関する法律に基づいて、市町村が条例化をして3種類の公的支援についての制度を確立していくものになります。

本村は、最終改正が、これが昭和58年4月の時点での改正のままになっており、今現在、平成、令和の法改正が反映されておられませんので、今後の予定として、12月議会に上程をさせていただいて、遡って、適用される方々の救済措置になるように準備をしているところです。

こちらの3種類の前提条件なんですけれども、災害救助法が適用されるというのが条件になりますので、これは今、本村は災害救助法が適用されていますので、基本的にこの弔慰金の条例が使えるということになります。

災害弔慰金というものは、条例に規定された災害により死亡した場合に、その者の遺族に対して支給されるものと規定されており、これが

今、法律上、死亡者が生計中心者の場合、最大500万の支給ができることとなっております。

そのほか、災害障害見舞金というものがあリまして、今回であれば台風6号の災害で負傷し、または病気にかかり、治ったとき、その症状が固定したときを含むに、精神、または身体に法律で別表の障害の程度が規定されておりますので、それらの障害があるときには、その住民に対して給付されるものとなっております。

この障害区分というのは9種類の障害区分がありまして、主に身体障害の部分の身体障害者手帳の内容がほぼ適用される状況にもございます。それと類似する程度の障害という考え方になります。

見舞金の額としましては、障害を負った方が生計中心者の場合は250万、そのほか125万となっております。

最後に、災害援護資金の貸付けというものがあリまして、この被害を受けた世帯の住民である世帯主に対して、その生活の立て直しに資するための貸付制度ということがあります。限度額としまして、上限があるんですが、療養に要する期間が一月以上である世帯主が負傷し、住宅の状態に応じて4区分で最大350万、最低150万、世帯主の負傷がない場合には、住宅の状態に応じて4区分で最大350万、最低150万となっております。償還期間が10年で、据置期間はそのうち3年と法律で位置づけられています。

貸付けを受ける者は保証人を立てることが可能となっており、保証人を立てたことで減免等の措置も受けられることとなっております。

この条例のほかに、議員もおっしゃっていた北上、安里のほうですかね、土砂災害があつたときに、本村のほうでは災害見舞金支給要綱というのがつくられております。その当時、たしか記憶上では、避難する方々が結構いらつしたという状況もありまして、負傷した者というよりは、災害により避難生活を余儀なくされ

た世帯に対して支援ができるようになっている要綱となっております。

災害により、治療期間が例えば30日以上を負傷をした者には1人につき7万円、避難生活が30日以上に及んだ場合には1世帯3人以上で7万円、1世帯2人以下で5万円の見舞金となっております。

この見舞金に関しては、県内のほかの市町村のものとか、県のほうも見舞金のものがありますので、そういったものと比較した場合に、本村のほうでは、今、住宅の損壊とか半壊、また、床上浸水の場合の被害に対して支給ができるものになっておりません。ほかの市町村で、ちょっと数少ないんですけども、今後の検討課題なんですけど、一般住宅以外の方、例えば店舗、事業所です、そういったところが被害を受けたときに適用するものが嘉手納町のほうで一応今、つくられているのは確認しているんですけども、そのほかの市町村ではちょっとそれが今ない状態です。これをうちのほうでもやるのかどうか、今後の議論が必要だと思っております。

今現時点の見舞金の支給要綱に関しては、1世帯から申請が上がる予定で今相談を受けております。こちらのほうはほぼ適用できるだろうということで今見込んでおり、確認書類の準備をお願いしているところです。この部分で1世帯に関しては現状の今、見舞金支給要綱での支給を予定しているという状況です。

以上となります。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 詳細についてはまた後ほど、時間をつくっていろいろとその内容について教えていただきたいんですけども、次に進めさせていただきます。

2)の停電、断水、電話線の破損とか、そういった被害を被っているのに復旧に今回かなり時間を要したというのが、今回の台風の特徴といえますかね、結果的にそうなったというところ

ろがあると思うんですけども、今後、生活を再建していくとか、あるいはまた被害を被った者というのは金銭的に非常に家計に痛い思いをするというような状況もかなりあるんじゃないかなと思いますね。農家の被害なんかもすごいあったというふうに耳にしておりますが。

そういったのを広報紙等を通じて、相談窓口を設置していますということをぜひ呼びかけていただきたいと思うんですけどもね。今後こういった、特に沖縄の場合は台風が襲来するのが多くて、被害が起こる。細かい相談でも、短期でもいいですから、去った後の被害相談とか、少しでも負担軽減に向けて、復旧して生活を再開できるようなといいますかね、状態に持っていくというのが公共の務めだと私は思っておりますが、こういうふうに広報していくという考え方はいかがですかね、考えないですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

ただいま新垣博正議員から御提案がございました件に関しましては、大変、今後も災害を想定されるものでありますので、被害については今後も発生していくことであろうというふうに思っております。それについて、窓口、現在はホームページでもありますけれども、ちょっと分かりにくいという声がございますので、その辺に関しましては、広報紙なり、ホームページ、村のLINE等を通じまして、広報を今後していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 ぜひ役場の正面窓口にも臨時的に相談窓口がどこどこにありますよという案内板も設置していただいて、ちょっとした相談、この相談事例なんかもぜひまとめて、こういったケースには相談してくださいということが分かれば、なるほど、役場に行けばこの程度の相談でもいろいろ乗ってもらえるんだな

ということがあれば、村民はかなり安心しているんな相談をできて、問題が解決していくのではないかなと思います。

私の個人的な事例で、ケースで、大変申し訳ないんですけども、私も家屋の引かれている電話線が破損したんですよ。NTTに連絡がなかなか取れない、このフリーダイヤルが繋がらないんですよ。何日も何日も繋がらないし、やっとながって話を聞いてみたら、復旧にはいつになるか分からない、最低でも2週間後にしか分からないと言われてまして、2週間待っても電話が来ないぐらいだったんで、周りを見渡してみれば、県外からの応援の車両です、ナンバーを見たら大阪のナンバーであったり、愛知のナンバーであったりというのが見受けられたぐらい、県内の業者でも復旧には手間取ったというのが印象としてあるんですけども。

電話線は、固定電話はもうほとんど使わない状態ではあったんですけども、回線を通して私はWi-Fiをつないでいるもんですから、Wi-Fiも切れてしまったという状況が何日か続いて、これではいろんな通信手段が取れないという状況があって、もうやめざるを得なくなって、このNTTの固定電話がいつ復旧するか分からないし、また、このWi-Fiも繋がらない状態がずっと続くというのには耐えられないんで、解約しようとなったら、この回線サポートをする会社は、5年以内で解約した場合は解約金が3万円発生すると言われてたんですよ。えーと思って、被害に遭っているのに、また被害に遭わすのか、おまえたちはというふうに心の中で思いながら、口にはしなかったんですけども。

ただ、これね、災害によって電話線が破損して通信ができなくなっている状態なんですよということを申し上げまして、その状態でも皆さんは違約金を取るんですかというふうに言ったら、考えさせてくださいということで、数日後、

また回答が来まして、違約金は免除しますというふうに来たんですね。

こういったところもケースとしてはあるんですよ。これは私だけじゃないなというふうな印象を持ったんで、ぜひこういう相談で解決していったら負担が軽減できるなというのはあったんですね。

私の個人の事例で話しているんですけども、村民にはもっともっといろんな事例で、被害に遭ったのにさらに金額的な被害といいますかね、被害というかどうか、傷口がもっと広がっていったら、経済的な負担が増してくるとなると、これはちょっと問題ですよ。今後も、風水害というのは発生してくるのは予測できますから、特に沖縄は台風が多いというところは変わりないわけですから、年中行事みたいなものですから。

そういった意味合いにおいては、こういった相談ケースとか積み上げていって、相談窓口をしっかりと、短期でもいいですから立ち上げていって、村民の声を聞いて、問題解決に向けて一緒に取り組むという姿勢をぜひ見せてもらいたいと思うんですけども、最後に総務課長から一言でもお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをしていきます。

ただいまの新垣博正議員からありましたお話のような件、幾つかありました。電話線の断線によりまして電話が不通になっている、インターネットが使用できないというものも多々ありましたので、その相談窓口として総務課のほうでも対応しているところがございますので、こういった同じような被害の悩みであったり、相談事について、今後も役場総務課の窓口で対応していき、関係課に案件を引き継いでいきたいと思っております。

今後もいろいろな災害が想定されていきます

ので、それに対応できる、これまでいろいろ議員から御指摘、御提案がございましたので、それを踏まえて、今後も災害に対するより良い相談窓口対応をしていくよう考えていきますので。

○議長 伊佐則勝 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 前向きに答弁いただきました。

ほかにも、損保会社なんかもほとんどつながらないんですね、フリーダイヤルがつかないものですから、相談はウェブサイトをとおして申し込んでくださいというけれども、得意としている人は難なく手続取れるかもしれませんが、戸惑う人がいたり、特に住宅ローンで火災保険を申込している場合は、火災保険会社というのは幹事会社が何年かに何回かやったら替わるんですね。当初の証券番号が違って、ほかの幹事会社に替わったときには変わっているというケースがあって、入力しても、私のケースでもなかなか次に進めないという、ウェブサイトで手続しようとしてもできないということに悩まされたりするんですね。

そういったところも、やはり職員がそういった知識を有してサポートできるような体制を取ってもらえれば、村民はとても安心して、この辺は喜んでもらえるんじゃないかなと思いますので、ぜひ職員の行政能力の底上げというのを必要としておりますので、この点をしっかりと取り組んでもらうということを要望いたします。私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣博正議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（12時03分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、新垣 修議員の一般質問を許し

ます。

新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、議長より発言の許可を得ましたので、通告書に従って質問いたします。

大枠1番、共同のまちづくり・意見公募（パブリックコメント）を求めた方策の結果は。

1、共同のまちづくりの意見公募の成果について、意見総数はどれだけ投稿されていて、意見を求めた年代人口とそれに対するの総数比率を伺う。

2番、アンケートに記載されている年代別ごとの投稿数と、その年代別人口に対する比率は。

3番、総数の意見用紙紙面による投稿数とファクスによる数、ホームページによる各おのこの投函方法における占める割合を伺う。

4番、パブコメをホームページと紙面配布により意見を求めたが、ホームページ上での投稿フォームに関して、掲載後に不備な点などないか、投稿者に分かりやすく書き込みしやすいフォームになっているのかどうかの検証をしたか伺う。

7月5日に事務委託者会議において御意見募集の見出しで共同のまちづくり計画に関するパブコメを実施しておりますと紙面を配布していますが、このことが中部広域移行への足がかりになる大切な意見公募ということが理解される募集呼びかけになっていたと思うかどうか伺います。

6番、今後の取組スケジュールと審議会におけるの審議事項を伺う。

大枠2番、台風被害対応に向けた課題策、自治会との連携は。

今回の台風災害においては、上地区の一部において7日間停電の被害を受け、その影響で断水や食材放棄等をせざるを得ない状況下に見舞われ、下地区においても3日以上停電被害が発生し、食材や電源を求めて移動する住民は早期

の回復を願ったことでしょう。

その一方で、移動手段のない世帯、老人独居や高齢者世帯、言わば災害弱者への対応課題はどのようなになっているのか伺いたい。

1、台風災害（3日以上停電・断水時）におけるマニュアルや運用規則等はあるのか。

2、長引く停電により携帯の充電や炊飯器が使えないなど、発電機等があれば解消でき、自主防災組織のある地域においては機材を保有しておりますが、今回生かされておられません。各自治会に対してどのような連携を取り、助言、あるいは協力を求めたのか伺います。

3番、防災組織のある自治会に対して同様に機材等を利用したの助言を行ったのか伺う。

4番、地域の災害弱者世帯等は把握できているのか。

5番、緊急時における非常用発電機を何台所有して、自治会への貸出しは行えるのか伺う。

大枠3番、「島にんじんの日」に向けての取組。

「島にんじんの日」が制定されて6年目を迎えますが、前回、村民を挙げて制定を盛り上げる取組について提案、担当課の見解を取り上げました。12月の提案事項で、スケジュール的にも厳しさがあるとのことで、従来どおりのセレモニーや収穫体験、某企業との加工食品コラボによる取組を行っております。島ニンジンそのものを楽しめる村民参加型企画等を今年はどのような取組の考えをしているのか伺います。

以上、回答を求めます。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣 修議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課、大枠2番につきましては総務課と福祉課、大枠3番につきましては産業振興課のほうでお答えいたします。

私のほうでは、御質問の共同のまちづくり、

これパブリックコメント等の件でございますけれども、御承知のとおり、共同のまちづくり自体も中部広域都市計画への移行のための県から出された宿題でございます。それを今、粛々とこなしている段階ではございますが、光が見えてきたのは、終わりが見えてきたといえますか、令和9年スタートに向けての作業を今、両村ともにやっているところでございます。もちろん今後、このパブリックコメントを終えて幾つかまたハードルございますけれども、光が見えてきた、出口が見えてきたという点では、コロナによる多少の遅れはありましたけれども、ある意味、前進しているのではないかなというのが私の所見でございます。

詳細につきましては、また担当課のほうでお答えいたします。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、新垣修議員の大梓1の①から⑥についてお答えいたします。

①共同のまちづくりの意見公募の総数が、中城村で44名、北中城村で33名、意見の総数としましては156件となっております。年代人口は、10歳未満から70代以上という形で、全年齢で意見を求めています。

総数比率は、全年齢を対象としているため、中城村総人口2万2,563名に対し44名で、総数比率は0.19%となります。

北中城村に関しては1万7,934名に対し33名の意見となっており、総数比率は0.18%となっております。

②中城村は10歳未満から10代は回答がゼロ、20代が6名で総数としては13.5%、30代が5名で11.4%、40代が11名で25%、50代が8名、18.2%、60代9名、20.5%、70代以上5名、11.4%となっております。

北中城村に関しまして、10歳未満から20代は

回答がゼロ、30代が3名で9.1%、40代が13名で39.4%、50代が9名で27.3%、60代3名で9.1%、75代以上が5名で15.1%となっております。

③中城村は紙面による投稿が42件、ファクスはゼロ件、ホームページ2件、北中城村に関しては紙面による投稿が26件、ファクスゼロ件、ホームページによる投稿が7件となっております。

④パブリックコメント開始後、投稿場所が分かりづらい、意見用紙がPDFのみで、ワードを追加してほしいなどの意見がありましたので、トップページにバナーリンクの設置や新着情報への再掲載、ワード様式の追加などを行いました。

⑤チラシの内容では、中部広域都市計画区域への足がかりとは読みにくいと思われま。その点では理解される募集とは言えなかったかもしれま。

7月5日の事務委託者会議では説明が不足しておりましたが、8月の事務委託者会議において、再度内容について説明する際に、中部広域移行のためのパブリックコメントであるということをお説明しております。

⑥今後のスケジュールについては、9月5日に開催された第3回中城村・北中城村共同のまちづくり計画策定委員会において、中城村・北中城村共同のまちづくり計画（案）について、伺った意見を基に修正などの検討を行い、10月をめどに計画の策定予定です。

中城村都市計画審議会については、9月1日に中城村・北中城村共同まちづくり計画（案）の報告を行いました。

今回は報告のみで、審議事項はありませんでしたが、本計画を基に、これより中部広域移行に向けた沖縄県との協議を行っていく中で、中城村都市計画審議会へ審議を諮る案件が出てくる予定であります。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、大枠2、①、②、③、⑤についてお答えをいたします。

①でございます。台風災害に対応するマニュアル等につきましては、地域防災計画、職員行動マニュアル等がございます。しかし、3日以上以上の停電といった個別の対応としてのマニュアルの策定はございません。断水につきましては、上下水道課のほうで策定を行っております。

②、③について、今回の台風においては、停電が長期化する状況がありましたので、村役場内において充電機器の設置を行っております。また、停電に伴う断水、給湯器の使用不可といった状況がありましたので、入浴支援も併せて行っております。

各自主防災会に整備されている備品は、各自主防災会の所有資機材となっておりますので、備品について活用依頼を行ったり、助言するといったことについて、今回の台風災害の状況下では判断をしております。

⑤でございます。村が保有する非常用発電機の備えとして3台を所有しております。所有する目的として、対策本部及び各避難所運営における電力供給用として備えており、現在、貸出しについては考えておりません。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは、新垣 修議員の大枠2、④についてお答えします。

議員が提示された移動手段のない世帯、老人独居や高齢者世帯、いわゆる災害弱者については、福祉課において十分な把握はできておりません。福祉課においては、平成23年度より要介護・要支援者、介護保険の認定者です、それと3障害の手帳の保有者を対象にした実態調査を実施し、災害時要援護台帳システムを運用しております。

直近では、平時の個人情報開示同意の更新の課題がずっとありましたので、それについて、

令和4年度において、75歳以上の単身高齢者を対象にした民生委員による実態調査を実施しました。

令和5年度においては、障害手帳の重度の方を中心に対象とした調査を予定しております。

以上となります。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 新垣 修議員の御質問にお答えします。

大枠3、今年度の取組につきましては、12月12日の「島にんじんの日」のセレモニーを皮切りに、収穫体験や料理講習、また、企業とのコラボによる新商品の販売などを計画しております。

村民参加型企画としましては、商工会会員の飲食業者への島ニンジンの規格外の販売を周知し、村内の飲食店において、旬の時期に島ニンジンの商品として提供いただけるよう情報発信を行ってまいります。

また、月2回実施しているあたいぐあ〜朝市での島ニンジンのPRが可能か検討してまいりたいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、再質問させていただきます。

まず、共同のまちづくりのほうから、4番の質問項目における再質ですが、4番のほうでは投稿フォームの検証ということで質問しておりますが、実際にフォームに従って記入をしても、疑問に思う点とか、そういったことがなかったのか、再度伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

ホームページによる投稿が少なかった要因として、氏名、メールアドレス等の必須条件というのがあったものに対して、投稿を取りやめたという話も聞きました。その点につきましては、

氏名に関しては匿名と入れれば、実際はそのまま投稿できるという形ではあったんですけども、その辺でちょっと投稿されなかった方もいたという件に関しては、その辺も入れないように今後できるのか、企画課のほうとも調整しながらやっていきたいとは思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 私、以前から村長にも、電算システムに関して詳しい方を入れたほうがいいんじゃないかとか、いろいろと電算に関してホームページに関する書き方、捉え方というのを常に村長にもお話したことがあるんですけども、今回もそうなんですけど、今、課長が言われるように匿名でとか、メルアドもそうです。実際、その時点で投稿する方というのは、そこに必須と書かれていて、このパブリックコメントを求める住民に対して、何枚必要なの、メルアドは必要なの、じゃ書類やったときに、あなた方はそれにありがとうございます、受け取りましたって返信でもするんですかという一つの疑義が生じたんですよね。今何をこのフォームでは必要なのかと捉えたときに、パブリックコメントが最重要と思われるんだけど、それを書こうとしたときに氏名記載って、ちょっと控えようかなと。

先ほど匿名と書けばとかいうけれど、そのときには、ちゃんと真面目に書きたいというのかな、向かい合っている人というのは、なかなか匿名って、そこまで回らないというのかな、考え方が。まともに書きたいというものが生じて、でも、名前は伏せたい。アンケート用紙は名前を書く欄はない。ただ年代と、同様なやり方をすればよかったんじゃないのかなと。その辺はやはり今後、執行部の皆さんもそうですが、システム改修というのをよく予算の中に入れていきますけれども、そういう中で、そういう制度に合った投稿フォームというのに改善を図ってほしいというふうに思っていますので、よろしく

お願いします。

それでは、5番目に、ちょっと読み取りにくいとか理解しづらいという紙面内容になっていたと。それともう一つ、共同のまちづくりが中部広域移行への足がかりになるという、なるものというふうに僕らは理解していたんですけど。先ほど村長からも、パブリックコメントを求めたことで中部広域移行に前進の光が見えてきた。それは僕らも同様に感じました。ただ、僕らの中では、今回、多くの人に中部広域移行に行くための宿題として県から与えられたものだから、できるだけ多く書いてくださいというふうに、いろんなところで資料を持って行って、書いてくれ、書いてくれってお願いしたんですけども、なかなか投稿数が、今回44件というふうに上がらなかったのはちょっと残念なのかなと僕自身思っているんですけども、やはりそれは投稿フォームの問題だったり、あるいはPDFで書けない部分があったりとか、それと、ワードをダウンロードして、それをじゃどうやって投稿するのかとか、いろんな手順方法がちょっと複雑過ぎていたんじゃないのかなと。

中には、こういうお話がありました。我々、会合の中で、光栄県議が自らその資料をたくさん持ってきて、皆さん、お願いします、書いてくださいと、こういうふうに執行部のほうで頑張っていますので、多くの意見を出してくださいと。その中で、「中部広域ってもう編入が決まっているんじゃないの」と、そのときはちょうどパブリックコメントも求める前、新聞に出ていて、タイムスのほうに。その中で違えますよと。僕らも、これは宿題を今やっている状況ですので、できるだけ多くのコメントを載せてほしいと。やはり中部広域移行という言葉と共同のまちづくりというのがラップしてからに、それがまだまだうまく浸透していなかったんじゃないのかなというふうに思っていました。

先ほど事務委託者会議で再度説明を求めたと

いうところは、よかったと思うんですけども、その辺も今後、どういうふうに意見を求めるのか、質問させていただきます。

今後のスケジュールに関連してなんですが、10月にまず計画策定を決定して、県と中部広域移行に向けての区域区分を廃止した場合のより具体的な計画を示す必要があると考えますが、今後の策定取組計画や県との協議スケジュールはどのようになっているのか伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

現在、策定を10月に予定している中城村・北中城村共同まちづくり計画については、これで中部広域へ移行できるというものではございません。まず、中城村と北中城村が共同でどういったものをやりたいのかという、まず実現化方策を出して行って、それを基に今後、令和9年に沖縄県に、マスタープランの見直しが令和9年にございます。それに向けて、その見直しの中に中城村、北中城村共同で中部広域に移行するという形で示していく過程になるのですが、それまでに区域区分を外した場合の無秩序な市街化をどう抑制していくかというものも含めた用途の指定であるとか、市街化調整区域を外したときにどういうふうにかこのまちづくりをしていくかというのを示すために立地適正化計画というものを策定していかなければなりません。それが沖縄県のマスタープランを策定するに当たって、素案を策定するのが令和7年度から始まりますので、それまでに中城村、北中城村でこの市街化調整区域を外した場合のどういった計画をするのかというのを示していかなければなりません。令和9年の沖縄県によるマスタープランの見直しについて、今から動いていく予定であります。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 県のマスタープラン、素案が令和7年度から策定に入ると思うんです

が、それまでに、要は本村としても、その土地利用の方針とか、それから用途指定地域とか、あるいは今言うように立地適正化計画、防災と合わせての、より具体的な取組計画をこれから多分、令和6年の間で取組、策定して、それを令和7年度に上げるというふうになると思うんですけども、その土地利用とか、あるいは用途指定地域そのものに関して、今度は住民の意見が反映できるようにというプロセスがあると思うんですけども、その場合、住民への説明会とか、意見を求めるのがあるのかどうか伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

もちろんこれから中城村、北中城村で住んでいこうとする場合においては、土地利用の制限等も含まれて、そういうのが絡んできますので、住民説明会等は密に行っていかなければならないと思っております。

まず、地域の合意形成を取らなければ、土地利用に関する方針の策定とか、そういうものはできないと思っておりますので、今回、共同まちづくり計画においては、住民説明会が少なかったという意見がありました。それは、今この共同まちづくり計画で土地利用を制限するという、そういうものではなかったのですが、これからは密に、地域との合意形成を図るために住民説明会等を行っていこうと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 今後、住民説明会とかを密に行うという言葉ですので、できるだけそのように、住民と向かい合って、説明等を行って、ちゃんとその場を設けてほしいと願います。

この中部広域移行というのは、多分、皆さん新聞でも読まれていると思うんですけども、実際前例のない取組を今、我々はやっているわけですよね、中城村、北中城村が。南部のほうで

は市町村合併の上で、南城都市計画区域をつくったと思いますが、我々は合併するわけでもなく、共同でその移住をやるという、前例のないことをやっているわけですから。やはり住民説明会においても、密に、前例のない取組をやってほしいなど。一つ一つ丁寧にかなえてほしいと思います。

執行部の皆さんに共通して言えるのは、ホームページで上げたからとか、SNSで上げたからとかというふうに皆さんいろいろとやっていますが、やはりまだまだ、今回の件数に関しても40代、要するにこれから家を建てたいという世代。それから60代、70代、土地をあげたいという世代の意見が、先ほど課長の答弁で13%で、全体で17件ぐらいだと思うんですね、これまで地域懇談会の中で、村長も皆さん来ていた中で、土地利用で家を建てたいという意見が多かった割には、今回この投稿数がちょっと少ないのかなと。あるいはその情報量というのが少なかったんじゃないのかなというふうに私は見ているんだけど、それも踏まえて、今度、今言うように新しく、ちゃんと土地利用とか制限をかけるときに住民説明会があるのであれば、その時期ごとに応じて取り組んでほしいと思っていますので、ひとつよろしく願います。

共同のまちづくりに関しては以上で、休憩をお願いします。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休憩（13時57分）

~~~~~

再開（13時58分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、大枠2番につきまして再質問させていただきます。

まず最初に、連絡方法の確認ということなんですけれども、今回、多くの議員が今回の災害

対応に関して大きな関心を持ち取りそろって質問していますけれども、聞きながら、皆さんが安全安心な地域をつくろうとか、あるいは災害に強いまちづくりと一緒に、共につくっていきましょうという、何かそれで皆さん取り上げて、今回多くの質問が上がっているのかなということに対しては、自分も今回取り上げたんですけども、議員のそういった地域への取組というのがすごく熱量も感じられました。

そこで、質問がちょっとダブったりするのかなと思っていたんですけども、ちょっと抜粋しながら、自治会組織や、それから自主防災組織との連絡体制網というのは確立されていると思うんですけども、今回のような状況下の場合、どのような伝達、連絡手段、方法があるのか伺います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

連絡方法につきましては、各自治会、自治会長の連絡先を総務課のほうで取り扱っております。自主防災組織、自主防災会、こちらについても各自治会長が主になっておりますので、連絡体制につきましては同じ連絡網を使って対応できるということで考えております。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休憩（14時00分）

~~~~~

再開（14時01分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 再度答弁をいたします。

伝達方法につきましては、電話を伝達方法として考えています。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 今回、自治会長イコール基本的には全員が事務委託者を兼職しているというふうに認識していますが、今回の状況に

対処した行為とかね、自治会長、あるいは地域で対処した行為や今後に向けての課題、対応策など、地域でできる共助の行為といたしますか、行政と地域による連携、あるいは情報の共有、それから要望事項など、協議を図る場を設けることができたかどうか確認いたします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをします。

今回の台風第6号の災害につきましては、各自治会、自主防災組織との意見交換という、伝達方法というものにつきましては行っておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 今回、台風の影響で、本来、8月5日の自治会長会が8月10日に自治会長会が開かれているんですけども、その場に少し私、お邪魔させていただいて、そこで自主防災組織を結成している地区の方々と、それから自治会長会を交えて二、三、聞き取りをしてみたんですよ。今回、地域でできる充電の問題とか、あるいは炊き込みとか簡易的なことが、さらに共助の行いでできる事柄を、要は自主防災組織があるところは発電機持っている、あるいは早めに回復したところは公民館が利用できるという流れの中で、こういった機材とかを利用しましたかというふうなことを確認してみたら、まず発電機はあるんだけど、発想概念がなかったと、6自治会かな、そのときは、発想がなかったということで意見を聞いています。

じゃその中で、もしそういう場合は、要望として、総務課のほうに防災士っているんですかね、あるいは防災に関して勉強会とか行っている職員がいるのであれば、その活用方法や、あるいは状況対応等の情報提供、運用に関わる対処法など、防災に関する知識の場の提供をしてくれないかと。あるいは、そういう場を設けてほしいというふうな要望がありましたので、そ

の辺はまた総務課のほうでいろいろと考えて行ってほしいなというふうに思います。

そして、次は非常発電機の件です。まず非常発電機の貸出制度があれば、自治会として利用しますかというふうに聞いてみたんです。そうしたら、全ての自治会ではないですが、一部の自治会長から、ぜひとも利用できるように願いたいと。それは、さっき言ったように充電拠点としても活用したいし、それから地域で発電機があれば、炊き出しとかにも使えるし、いろいろと検討をして、行政と一緒になってそういった取組もしたいというような意見がありました。

そして、最も要望したいのは何ですかって聞いたときに、今、先ほど自治会長とかいろんな防災組織の連絡は電話のみとなっていますよね。それとあとLINEでもいろいろと何か入ってきています、一方通行で入っていますけれども、できればリアルタイムで情報を共有できるシステムを構築してくれないかというふうな要望が出ました。もちろんそれはいろいろと考えたときにどういうふうにやればいいのか、僕もLINEで応答できる、要は緊急災害アプリみたいなものがあれば、総務と自治会、あるいは我々議員、あるいは地域の支援者というのかな、それがこういう状況ありますとお互いに情報を共有できる、そういった連絡網を構築してほしいというような3つの一応、声が上がっていますけれども、その辺、どう取りますか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

まず、発電機の貸出しにつきましては、こちらで先ほど3台ということで所有を答弁しております。その3台につきましては、避難所であったり、救急の災害対応であったり、その部分について備えているものですので、今回要望として各自治会から発電機、停電時における活用をしたいということであれば、現在の3台以外

に予算的な部分も検討しなければなりません、対応ができるよう、今後の災害に備えることは必要ではないかと考えております。

あと、共有する情報はLINE等を使ってできないかということですが、今回の台風第6号では、職員の動員の中でLINEによって各災害の情報を共有しております、これは職場内のもので、写真を送ったり、文字で情報を伝えたり、そういうことを職場内でやっておりましたので、これが各自治会であり、その他の人との情報を発信できる、情報を受けるといふことのシステムについては、今後検討していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 この情報共有は、今後、今、皆さんが求める防災組織の強化とか推進とかに大きく関わってくると思いますので、ぜひともこれは前向きに捉えて構築をしてほしいと思います。

今回のように災害被害においては、地域の連携協力の下、解消できる対応事もあるのではないかと思います。もちろん我々も共助、公助上、それから地域での災害対応力、機能強化には必要な取組だと感じております。地域によっては停電しにくい地域と復旧の早い地域があるのは御存じですか。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをします。

地域によって停電の復旧の格差があるということは存じ上げておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 村長もよく中城村を眼下に見たときに、泊地区とか久場地区は目の前に大きな発電所があるのに停電して、公民館も目の前なのによって、僕本当にいつもいつも思っています。和宇慶地区を今回題材にしてなんですけれども、和宇慶公民館がありまして、その

和宇慶公民館から2、30メートル先の1区画、約8世帯は停電しない地区なんですよね。それから、ハートライフのエリアゾーンも幾らか停電に強い、要はこれ配管区画というのがありまして、そういう配管区画がなされているというふうに聞いておりました、その我々和宇慶のところは、公民館とその世帯で、距離、20メートルです。だから、延長コードを持ってくれば、充電なんかもできるんですけれども、そのことを8月10日頃より、その前に和宇慶をずっと回っていて、停電していないところを。

これはもう何年前からも僕疑問だったものだから、沖縄電力のほうとやり取りをしまして、8月10日ぐらいから何度か。公民館を活用した停電時における地域と行政、それから沖縄電力双方の協力機能強化ということで、勝手に自分で電話してできれば、目の先に停電しない住宅があるから、そこから回線を回していただいて、公民館に引込みができないかと。公民館で、地域の災害支援とかを行って、行政の負担を少しでも軽減したいと。我々地域でできるものは地域で対応できるように、電力さんが協力していただければ、電力さんも、その停電負荷にも貢献できるんじゃないですかと、いろいろ交渉しておりました。

そして、その中で何回かやり取りしまして、昨日電話来ていたんですけれども、うるま市支店長、地域停電部長、それから本社配電部部長、三者と面談をしましょうということで、実際は14日、明後日、決まっていますが、議会があるからと、日程のほうは私と、また行政も連れていきたいと。そして、行政も一緒になって中城村の地域をできれば網羅してできる所要望したいものがあるということで、一応、押さえてあるんですけれども、そのとき村長、一緒にどなたか連れていきただけなんですけれども、その辺はどうでしょうか。じゃそのときはまたこちらで日程調整して行きたいと。

実際は、電力とずっとやり取りしながら、動かなければ、村長連れて行ってからに、一緒にうるま市まで行こうかなと思っていたんですよ。そういうふうに行政を盾に、福祉面のいろんな充実とか図れば、幾らかでもって。取りあえず話は聞いてくれると。一応、要望としては、今、行政、市役所を中心に、できれば和宇慶公民館、それか泊公民館、上地区は南、新垣をもし拠点として、簡易拠点としてできれば、扇形で末広がりの災害に停電に強いむらづくりができるんじゃないかなという発想で、今回ちょっと交渉というのかな、少し席を交えて進めたいなど。そのときは総務課長なり、どなたか一緒に交えていきたいと思っていますので、ぜひともそのときは、一旦、席をつくりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、「島にんじんの日」に向けた取組なんですけれども、去年もこれは住民からの要望で僕は質問したんですよ。村内の飲食店の方から、店舗で何ていうのかな、加工品じゃなくてそのもの自体を出したいということで、今年も8月ぐらいに電話来まして、どうですか、今年はできますかというお話がありました。申し訳ありませんと、今年はずうと台風で、新聞で何か畑が冠水してからに、ちょっと植付けが遅くなるという情報を得ていたもんですから、今回はちょっと産業振興課と話し合いしましょうねと。今、保留にしてあるんですけれども。

できれば、先ほど言うように、セレモニーだけで盛り上げるんじゃなくて、やはりこれ村内のこういった飲食店からも、一緒になって島ニンジン料理を提供するような形で盛り上げたいというふうな意向がありますので、その辺も産業振興課のほうでは、一応その情報を頭に入れて、やはり供給できるのであれば供給できる、その情報提供をしていただいて、できなければ朝市と連携しながら、事務局長もこちらにいると思いますので、12月、あるいは1月において、

島ニンジンの試食会とかを大々的に行って、その島ニンジンのアピールに頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

一応、質問事項の中で、今回、都計課の課長には細々とパーセントを求めたんですけども、実際この数値計算は、不必要なのかなという考えの中であえて質問したんですよ。これは執行部の皆さんも御理解してほしいと思うんですけども、我々まだ本村の中では、先ほどフォームの問題とかいろいろあるんですが、ホームページとかSNSで電子文書に浸透するまでには、たけていないなど。ホームページで上げていますから、参加してくださいとかというの、これは方法かもしれないけれども、方策としてはまだまだなのかなと思っています。その辺をやはり丁寧に、対面して意見を求めるようなことをひとつ提案して意見します。

あと2分40秒なんですけれども、実際、村長、今回、2023年街の住みこちランキングで九州・沖縄地区で中城村が去年11位から3位になりました。親しみやすさで1位になっています、九州・沖縄地区です。今日このことを褒めようと思っていました、すばらしいですねと、今後も頑張っていきましょう。

そうしたら、11時58分だったかな、今日このSNSとかホームページとかの件で、できるだけ口頭でやってくださいねというふうに伝えたかったんですけども、お昼食べていたら、上下水道課のラインが入ってきました。説明は、下水道料金を上げますので、興味のある方は説明会に来てくださいという案内でした。そんな言葉の使い方であるのかねって僕はもう憤慨を受けて、褒めようと思っていただけでも、これで一瞬に飛んでしまってますね。

上下水道課長、ラインでただ載せたからといってさ、興味がある方って、これどういう条件で僕は載せたのかなと。「いいんよーんあれーちらんよーあんどろ」(言い方もあれば聞き取

り方もある)という言葉があるようにね、受けた人はショックですよ。僕これ聞いて、もう本当、今日はもう全部やめようか思うぐらい腹が立っていましたよ。

そういうことで、やはりラインというのは一度載せてしまうと引っ込められないかもしれないし、見た人は憤慨も起きるし、やる気もなくすし。水道料金を上げるから説明会を行います。興味のある方は来てくださって、何様かと僕言いたいわけ。もし今これ見ている職員、今すぐにもこれ直してほしいと思いますよね。やはりちゃんと住民には説明をいたしますので、時間の許す限り庁舎3階会議室までお越しくださいという言葉遣いをしないと、村長、この辺も強く指導してください。

以上、これで質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣 修議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩 (14時18分)

~~~~~

再開 (14時30分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、比嘉 護議員の一般質問を許します。

比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 こんにちは。議席番号3番、比嘉 護でございます。

許可を得ましたので、通告書に沿って一般質問を行いたいと思います。

今回、この台風については十何名かが同じようなことをずっと質問していて、皆さんも大変だと思いながら、質問も何とか調整できないのかなと思いつつ先輩方がこれはしょうがないと、発表は発表でやりなさいということなので、皆さんも大変だと思いますが、これだけ台風に関しては皆さん興味もあるし、災害のことですので、一番の肝だと思しますので、今回の反省は

反省で踏まえて、引き続きよろしくお願ひします。

それでは、通告書に沿っていきたいと思います。

大枠1番、台風6号について。

1、被害状況を伺いたと思います。道路、建物、人的被害、停電、各産業、海岸とか、その他いろいろあったと思いますけれども、それを伺いたと思います。

2番、災害で問題が生じた場合の対応について伺います。

①独り暮らしなどの高齢者が動けなくなった場合の対応はどうなっていますか。

②独り暮らしの方々のリストアップはされていますか。

③そのような方々との連絡方法、連絡網はどうなっていますか。

④このような災害対応のマニュアルはどうなっていますか。

大枠2番、補助金交付団体についてでございます。

①子ども会育成連絡協議会について伺います。

②青年連合会について、③婦人会について、

④老人会について、それぞれの活動状況、あるいは目的、各団体への予算、支援はどうなっているか伺います。

大枠3番、北中城村との共同まちづくりについて、現在の進捗状況を伺います。

大枠4番、県議とのコミュニケーション強化。

今後の政策、施策などの県への要請、要望などをより円滑に進めるためには、ぜひ県議との情報交換が不可欠であると思っていますので、これから共同まちづくりは、今現在やっていますけれども、その後、中部広域の移行について、あるいは県がやっている東海岸サンライズ構想についてもありますが、そういった中で、ぜひコミュニケーションを取ったほうがいいということで一般質問に上げさせてもらいました。

以上、答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、比嘉 議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては総務課と福祉課、大枠2番は教育委員会と福祉課、大枠3番につきましては都市建設課、大枠4番はまた後ほど、私のほうが所見を述べさせていただきたいと思っております。

まず最初に、大枠2番の補助金交付団体について、少しばかりお話をさせていただきたいんですが、昨日の一般質問、石原昌雄議員の冒頭でもありましたけれども、当間の綱引き、非常に私も同じく感銘、感激いたしまして、大変すばらしいお祭りだったと思っております。

その中で老若男女、もう本当にお年寄りから子供たちまで、もちろんその中には青年会も、青年会というか青年の皆さんも非常に活発にありましたので、本議会の冒頭で少し私が質疑の中で、時代の流れでしようがないところもあるのかなということをお話しさせていただきましたが、少しばかり反省をいたしまして、やはりできるだけ地域のこういう団体というのは、確かに時代の流れではありますけれども、何とかつなぎとめておくべきだなと。それがかなわなければ、この当間の綱引きのように、みんなが、単体でもいいからつながれるような、まさに綱引きじゃございませんが、つながれるような形が取れればいいなと改めて思いました。

この場におきまして、また気持ちを新たにしたいところをまた皆さんにお伝えしたいなと思っております。今、発言をさせていただきました。

それと、4番目の県議とのコミュニケーションについても所見を述べさせていただきますが、御質問の共同のまちづくりは、東海岸サンライズ構想といったところまで多岐にわたりますので、これは中部広域への移行もそうですが、当然、地元の新垣光栄県議を中心に、一緒になっ

て同じ温度で、温度差なく、全てのことを一緒にやっていきたいというのが1つと、また、例えば東海岸サンライズ構想だとか中部広域の移行というのは、今度はお隣の宜野湾市の県議さんとか、あるいは沖縄市の県議さんの方々との交流もどうしても必要になってきますので、これも新垣光栄県議に音頭を取っていただいて、お互い温度差なくそこに同じ方向に向けられるように、私も努力していきたいなと思っております。

詳細につきましては、また各項目、担当課のほうでお答えさせていただきます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2についてですが、前課長のときからこの件については課題となっており、いろいろ話をしてきましたが、解決に至らず、難しい問題となっています。

先月の教育委員会会議でも、この件についての話し合いを行いました。どうか活性化の方法、手だてがないか検討を行っているところです。

詳細については、生涯学習課長のほうが答えます。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、大枠1、台風6号についての被害状況についてお答えいたします。

まず、停電につきましては、沖縄電力のホームページの掲載数字として、最大で約6,900戸、断水につきましては、世帯にして6,151世帯、1万2,188人に影響が出ておりました。農作物につきましては、サトウキビ、野菜作物、ヘチマやオクラ、果樹ではマンゴー等の被害が多くあり、特に露地栽培の農作物について被害が多くありました。

ほかに冠水、または浸水の被害や道路崩落等10件、家屋や建物の損壊15件、その他倒木や車両の破損等十数件、人的被害、強風による転倒

など2件、海岸・護岸の崩落1件、砂や軽石等の漂着について、村内各所で被害が確認されております。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 それでは、比嘉 護議員の大枠1の2、①から④までと大枠2の④についてお答えさせていただきます。

まず、大枠1の2の①ですが、災害で問題が生じた場合、独り暮らしなど高齢者が動けなくなった場合の対応という御質問ですが、そのような連絡がない限り把握ができませんので、基本的には発見された方がまず救急車の対応などが必要になるかと思えます。

我々のほうで、今、事業で関わっている方々についてお答えさせていただきます。

先日の比嘉麻乃議員のときにもお話しした高齢者の見守りの事業における緊急通報システム、配食サービス、健康飲料配布事業におきましては、業者がその人たちのお家に訪問しております。なので、その訪問時において何かしらの異常を確認した場合については、すぐ包括のほうに連絡が入ることになっております。連絡を受けた内容に応じて、事業担当者や包括の職員が電話をしたり訪問したり、また、緊急連絡先になっている家族に連絡を取ったり、そういった対応をさせていただいております。

②です。独り暮らしの方々のリストアップについてです。

こちらは、毎年、沖縄県が10月1日現在の高齢者の状況についての調査がございます。これは住基上の単身高齢者、または高齢者のみの世帯、高齢者がいる世帯についての調査となります。その調査があるため、10月1日現在のリストについては毎年作成しているところです。

今回、このリストを基にして、令和4年度に災害時要援護者台帳システムのデータ更新のため、75歳以上の単身高齢者に対して、民生委員による実態調査を行っております。その中で見

守り等の希望や見守りの必要性が高いと思われる方について、平時の情報開示に関する同意を得ている方については、今後はまた地域の方々に開示をして、平時の見守りとかそういう体制づくりについて活用していただきたいと考えております。

③についてです。そのような方々との連絡網については、今回、民生委員が調査に入っておりますので、この75歳以上の今回調査をした方々については、民生委員の皆さんももう既に把握ができたものと捉えております。その中で、通常の何かの見守りにおいては、民生委員の皆さんが自分たちの足でこの調査をしておりますので、その後のフォローについてもお願いをしているところでございます。

④についてです。災害対応時のマニュアルにつきましては、先ほど総務課のほうからもありましたように、地域防災計画におけるマニュアル等がございますが、災害時要援護者に対しての支援マニュアルについて、村独自のマニュアルは今のところ策定はしておりません。内閣府のほうで策定されている平成19年7月分の災害時要援護者支援マニュアルというのが公表されておりますので、そちらのほうを参考に対応していく形になります。

大枠2、補助金団体、老人会についてになります。

先日、今年の第54回中城村老人クラブ大会が開催されました。大会のスローガンとして、「のぼそう！健康寿命、担おう地域づくり」をと、大きなスローガンを掲げられ、老人クラブ会員として三大活動の健康・友愛・奉仕の実践、介護予防事業や生涯スポーツを通し、健康的な日常生活を楽しむこと、村老連と単位クラブの活動を両立し、会員の維持・増進に努めることが実践目標として採択されております。

実際にこの活動のスローガンのとおり、本村の老連の皆様、単位クラブの皆様は、この目標

を既にもう達成してどんどん伸ばしていている優良クラブであると認識しております。

毎年、老人クラブの会員数は増えておりまして、現在18クラブ、1,165名ということで報告を受けております。

老人クラブ育成支援の補助金につきましては、村老連に対して132万円、9月補正で18クラブ分の予算を、2クラブの追加をしていただきましたので、トータル90万円、1クラブ5万円の予算を執行しております。

以上となります。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 大枠2の①、②、③についてお答えいたします。

それぞれ活動状況、目的、予算とあと支援、補助金についてお話ししたいと思います。

①中城村子ども会育成連絡協議会については、例年、福智町との交流事業を中心に、ジャガイモ植付け体験、ジャガイモ収穫カレーパーティー及び村子連活動報告会などを実施しております。会の設立目的としましては、会則からの引用ですが、中城村における子ども会を普及促進することにより、児童生徒の健全育成に寄与することとしております。令和5年度予算は205万6,282円、そのうち村からの補助金は140万5,000円となっております。

②中城村青年会連合会の活動についてですが、これまでに食フェス、海岸清掃、釣りダービーの開催やはたちの集いへの協力、中頭地区青年団協議会運動会への参加などの活動を行ってまいりました。会の目的としては、会員相互の親睦を図るとともに、村内会員の意義の向上に努め、組織を強化し、併せて青年の体育及び文化の向上を推進し、地域社会の発展に寄与することとなっております。予算に関してですが、令和4年度の当初予算は135万2,790円、村からの補助は120万でした。

先日もお話ししましたが、青年連合会に関し

ましては、役員の成り手がおらず、令和5年度総会後は休会となっております、令和5年度の予算はございません。

③婦人連合会は、平成30年度に休会となっております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 比嘉 議員の大枠3、中城村・北中城村共同まちづくりについて、現在の進捗をお答えいたします。

7月から8月にかけてパブリックコメントを実施し、パブリックコメントでいただいた意見などを基に中城村・北中城村共同まちづくり計画（案）の修正を行い、9月1日の中城村都市計画審議会での報告を経て、9月5日に開催された第3回中城村・北中城村共同まちづくり計画策定委員会で共同まちづくり計画（案）について意見を伺いました。その意見を基に、再度、修正などの検討を行い、10月をめどに計画を策定する予定であります。

○議長 伊佐則勝 比嘉 議員。

○3番 比嘉 議員 答弁ありがとうございます。

台風については、先ほど来、この後もあしたからも続きますけれども、ほぼほぼ状況が分かって、どんな対応をしたかということも理解しております。

今回、避難所を設置して防災無線での呼びかけとか、村のホームページで知らせたりとか、公式LINEでやったということですが、やはりまだまだそういうことを見れない人たちがいるということで、この間も、石原議員からもありましたけれども、広報カーみたいなものをどうかというのもありましたので、ぜひ中城村においてはそういう方々も多いので、その辺も検討してもらって、今回いろんな方々からいろんな意見が出て、それぞれ各課が対応したのも重々理解しておりますので、次に何かあった

ときに、それを教訓に生かしてやっていければいいなというふうに思います。

沖縄県でも今回の台風6号で、あと、企業との連携といいますか、地域は忘れましたが、ゴルフ場がお風呂場を提供したとかいうのもありましたし、私もちょうど台風のときには那覇のほうで仕事をしていまして、那覇のほうで4か所施設を持っていますけれども、1回も停電にならなかったんですよ。それで問題ないなと思って、風もそんなに強く感じなかったし、ところが、南上原へ来たときに相当の風が吹いていて、これやばいなと思って村役場前を通ったら電気がついている。そのときにはここで避難所というのも、私理解していなくて、今日何かあるのかなと思いつながり通ったんですけども。

そういったところで、避難所も設けているいろいろやったということは、すごく評価できますし、今回一番、人的被害が2件あったということだったんですが、大事に至らなかったということで、その辺はほっとしていますが、あと農産物、いろいろサトウキビだったりマンゴーだったりヘチマとか、いろいろ被害があったみたいなんですが、それに対する補助とかいろいろあるような話もされていましたので、その辺はぜひ積極的に、この件に関してもなかなか村民の方々が分からない人たちが多いいということですので、逆に執行部の皆さんのほうから、どういう形でお知らせするのかというのもそれぞれもう分かっていると思いますので、ぜひその辺は皆さんでまた協議してもらって、次につなげていければいいなと。

特に、こういうのがあっても分からないという、我々もそうですし、初めて聞いて、あそうなのかっていうのもありますので、逆にそういうふうに疑問を持っている方は窓口に行ってみますけれども、そこに来ない人たちのほうがほとんどだと思いますので、その辺は皆さ

んも重々御理解をいただいて、ぜひ村民のために一肌も脱いでもらいたいなと思います。

台風も僕もいろいろ経験していますけれども、私はたまたまサービス業をしているので、ホテルでは、もし停電になったときどうするかというと、まず浴槽に水をためてくれと。これはトイレに流す水もそうですし、最悪シャワーが出ないのでというのもありますし、ホテルの場合は非常電源がありますので、多少のことはできますけれども、本当に台風被害があったときというのは、翌日の朝食が出せない場合があるんですね。それを最低限、非常用電源でまず米を炊くのを確保します。それと、ホテルですので、チェックイン、チェックアウトがありますので、その端末機の非常電源を取ります。

これが大きなことで、もう一つは冷凍庫。冷凍庫も非常電源で確保するんですよ。それでやった場合に、朝も大体30品くらい出していますけれども、最悪15品ぐらいしか出せないとなったとき何をするかというと、今度は昼間のランチでカレーを出すんですよ、無償で。今回、備蓄品も出したということもありましたし、ただ、これがもしかしてカレーに変わったら少しいいかなと。これは料理長と話をしたときに一番コストが安くて時間がかからないのはカレーだということだったのでそういうのをやりましたけれども、例えば今回も延べ37名でしたっけ、避難されたということを伺っていますので、それぐらいだったら、カレーもいけるのかなと思いつつ、常に我々は、私はというか、職場ではお客さんのために考えているんです。ここに来ると、村民のために、住民のためにというのがありますので、もしかしたらそういうこともいいのかなと。

ただ泊めるんじゃないくて、よくやっていたのはビデオ放映、子供用と大人用の両方に分けて放映したとか、あるいはトランプで遊んでもらうとか。たまにしかやらないトランプなので、

意外と盛り上がりたりもするので。その辺の細かいところもできればいいのかな。これ人がかかるし、金がかかることなので、その辺はまた皆さんで、ほかのものがあるかもしれませんので、その辺を参考にしてもらって、次回もし何か避難した場合には、その人たちに対してもそういうことができれば、少しはいいのかなというふうに思いました。

そういったことで、今回の台風に関しては、皆さんの協力の下、いろんな方々が動いてやっていただけたということだったので、早めに皆さん、会議があると思いますけれども、台風対策会議が終わった後の反省を踏まえて、ちゃんとしたマニュアルまではいかなくても、行動表みたいなものをつくってやっていけばいいのかなというふうに思いました。

台風被害に関してはそういうところでございます。

あと、自家発電機の問題も出たんで、今日、新垣 修議員からあった電源の問題、発電機、停電の問題もあったので、早速動いて、ほかの企業の方々と会議を持つということなので、一歩ずつ進んでいけば、中城はこういう問題が出たというのであれば、また一歩進むのかなと思っていますので、ぜひ修議員等を中心に、先ほども一緒に行ってくれというような話があったので、それはぜひ期待したいと思いますので、よろしくをお願いします。

台風に関しては、もう何回も聞いているので、それぐらいにしたいと思います。

あと、補助金交付団体についてですけれども、私も社会人になって、企業に入ったおかげでなかなか活動もできなかったんですが、この間、村の陸上競技大会に久々に見に行きました。そこで思ったのが、この間、今、青年会があるところというのは、津覇と久場ぐらいですか、あるのは。それで、運動会はほかのチーム、村からも出ていたんですけれども、残念ながら自分

のところの当間とかは運動会に出ていなかったんです。ふと見たときに小学生のリレーだとか中学生のリレーがあったんですけれども、もしかしたらその中に当間とかは出ていないのかなと。大人が出ていないで、子供たちはもしかしたら出ていないのかなということを感じたので、すごく何か子供たちに対して申し訳ないなと思った次第です。

今、子ども会もほとんどがあるんですけれども、入っていないところが、これも当間と屋宜でしたっけ、子ども会は。

ということで、婦人会も今休会ということになっていまして、先ほど教育長からもありましたけど、協議をしたということで、その中でも一応、問題視しているということだったので、ぜひこれもこの間の予算の説明の時に私が質問したら、そこからいろんな意見が出ていましたけど、やはり当局としても、地域の問題、自治会の問題ではあると思いますけれども、ぜひこの問題に関しては、これはまた子ども会、青年会、婦人会というのはそこそこのキーマンですので、各地域の。そういう方々の、成り手がないといういろんな問題はあるはあるかもしれませんが、ぜひこれは自治会長も含めて、それについて、当然我々もそうですけども、何とかして残してあげたいと。

先ほどは村長の答弁がありましたけれども、当間の綱引きでいうと、確かに小さい子供たちから中学生、高校生、婦人会もそうだし、婦人のメンバーも、青年のメンバーも、老人のメンバーも参加しました。あれが一つの姿だと思いますので、それぞれそういう形でぜひ担当課のほうは声がけをして、1回集まってみると。それぞれ、我々もそうですけれども、皆さんの執行部の方もそれぞれの地域に住んでいますので、それを伝えて、そういう方々と接触して、何とかできないものかなと思いますので、その辺について、生涯学習課にお尋ねしますけれども、

でしょうか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

教育長からもお話、先ほどありましたように先月の教育委員会議でもいろいろお話出まして、教育委員の皆さんも非常に憂慮、私たちもそうですが、しております。

その中でもいろいろ意見が出まして、まず、元青年会とか婦人会のOB、OGの皆さんを集めて意見交換会しながら、情報を得ながら、何か手だてがないかということで、そういった機会を設けようということで今考えておまして、議会終わりました、早速それに取り組んでいきたいと考えているところです。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 ありがとうございます。

ぜひこれは下火になっているということを考えると、今後の交流の場がなくなると。あと、中城のもともと持っている良さがなくなりますので、ぜひこれはですね、今、私ずっと言っていますけれども、子供の問題、福祉の問題、教育に関してはもうマストだとずっと言っています。ぜひこれは、これからまたまちづくりの話もしますけれども、この各団体の組織というのも重要ですので、そういうところから支えていって、中城を盛り上げたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

あと、3番、北中との共同まちづくりについてでございます。

私も村議になって初めての質問がそうでしたけれども、中城の一番の問題は土地活用、利活用がなかなか難しいという話を何回もさせてもらいました。なかなか家が建てられない、あるいは企業が入ってこれない、いろいろ情報を聞くと、共同まちづくりという話が出まして、今年になって本格的にいろいろ村長が組織を改編して参与を入れたりとかいうことをしています

ので、動くんだらうなというふうに思っています、実際動いています。

先ほど申し上げましたけれども、この共同まちづくりの後に中部広域、そして県が掲げている東海岸サンライズ構想がありますので、これを1個ずつ詰めていかなきゃいけないと。今それぞれ都市計画課を中心にやっていると思いませんけれども、そこに関わる今の組織、課はどこどこが、会議やっていますよね、今。どこどこが入っていますか、役場内の課のほうは。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

中城村と北中城村の共同まちづくり計画ということなので、全課を通じるものではあるとは思いますが、この計画の中では主に土地利用の具体的な実現化方策として掲げる中では、都市建設課、まちづくり推進課で、自主防災組織とか防災の面で総務課、公共交通の面で企画課、農地法とかそういうものに関して産業振興課、歴史まちづくりに関して生涯学習課、主にこの6課で進めているところではあります。

○議長 伊佐則勝 比嘉 護議員。

○3番 比嘉 護議員 ありがとうございます。

今申し上げた、今取りあえず入っている課が幾つか今言われましたけれども、ぜひこういうやはり大きなプロジェクトですので、私は本当にこの共同まちづくりに関してはとても重要な案件だというふうに理解をしていますし、それに携わる方々のもっともっと熱意、熱意とかやる気というか、やっているとは思いますが、その辺をどんどん何ていうのかな、内外にもアピールしてもらって、ぜひ盛り上げていって、今度、共同まちづくりに関しては、今月に3回目が終わったと。その次に待っているのが、また北中といろいろ話合いあると思えますけれども、今度は県に対しての要望しなきゃいけないということでございます。村長は、もう村長の役割はほぼ終わっていますよね、も

う組織つくって予算つけてやっているの。あとは皆さん、今回、参与がここに入ってきましたので、参与はもともと県の職員でもありますし、彼の持っている情報、あるいは県の中の情報も大分持っていると思います。彼の持っている情報を今度は県と調整をしなければいけません。でも、県は県で、やはり人間ですから、担当者が早く進める人とゆっくり進める人、絶対いると思うんですよ、そういうのが。その中で、参与にはもう1回、また県との調整も含めてやっていただきたいというふうに思いますので、ぜひこれは参与も含めて、皆さんでこの共同まちづくりに関しては対応を引き続きやってもらいたいと。

その後、さっき言った中部広域とかいろいろありますので、その辺もリンクしながら今後の中城の方向性もある程度、決まってくると思いますので、それを北中と一緒に、北中も絶対にメリットがあると思います。そのメリットを生かして、お互いがウィン・ウィンになるという関係が一番大事ですので、その辺をぜひまた盛り上げるという意味で、機運を高めるということで続けてもらいたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

あとは、北中はどっちかという沖繩市に近い、中城は宜野湾に近いと、先ほど村長もおっしゃっていましたが、これからまたいろんな首長の人たちとも調整をしなければいけませんので、その辺はまた、村長は結構いろんな方々を知っていますので、その辺をまた調整してもらって、皆さんが思う存分動いてどんどん進めていって、このまちづくりに関しては、先ほどもありましたけれども、初めての試みでございますので、ぜひそれを対応してもらって、これから中城の開けたところ、当然、先ほどから言いましたけれども、子供たち、福祉、教育は当然やりながら、こういうまちづくりもやっていくということで、二刀流でいけれ

ばいいなと思いますので、ぜひその件に関してはよろしくお願ひしたいと思います。

あと、4番、最後に県議とのコミュニケーションですけれども、先ほど来、申し上げているとおり、共同まちづくり、そして中部広域に移行、それと東海岸の問題がありますね。

いろんな方とやはり、県議の方とも話をしますけれども、情報がすごいんですよ。僕のほうも勉強不足かもしれませんが、やはり皆さんの持っている情報と、例えば県議の情報、今、県議も中部には5名いますし、うちのほうには、和宇慶出身の県議がいますので、ぜひその方も含めて、どういう状況、今、県はどういう動きをしているかというのは、僕は月に1回というのは多すぎるので、二、三か月に1回でもいいから、情報交換というのは持ったほうがいいというふうに思っていますので。

これは情報がやはりある人となない人では、もう仕事量が全然違うんですよ。そういう意味で、情報を持っている人というのは動きが速い。こういう動き、こういうことがあるんだったらこうしようというまた発想も生まれてくるので、ぜひその辺の、特に道路関係だったり、そういう今、共同まちづくりやっている部分とかというのは大いに活用できると思うので、ぜひ中城の県議である人を中心に、ほかの地区の県議の方々も踏まえて取り組んでもらって、このコミュニケーションというのは、これは我々とのコミュニケーションもそうですけれども、皆さんの横のコミュニケーションも大事ですし、コミュニケーションって簡単に言っていますが、情報共有というのはとても大事ですので、その辺はぜひお願ひしたいなというふうに思います。

村長に伺いたいなと思ったけれども、先ほどまちづくりに関してはおおむね順調にしているということでしたので、せっかちな村長がそう言っているの、多分大丈夫だなというふう

に思っていますので、ぜひそれは成功させてもらって、先ほどの台風のを含めて、台風は台風でいろんな問題が出たので、これをまとめて、いろんな意見が出たのを精査して、一つの形にする。これが一つのマニュアルになります。

先ほどの補助金の団体がありましたね、子供、青年会、あと婦人会、老人会と。この今、休会しているところをぜひ復活させるということ、これもとても大事ですのでお願いしたいと。

北中との共同まちづくりはもう絶対にやるべきです。やるべきというか、もう進んでいますので、確実に取り組んでください。

あとは、コミュニケーションはぜひよろしくお願いします。

ということで、僕の一般質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長 伊佐則勝** 以上で比嘉 護議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時10分）

## 令和5年第5回中城村議会定例会（第6日目）

|                                |                 |                     |                      |           |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|----------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和5年9月8日（金）     |                     |                      |           |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                      |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和5年9月13日（午前10時00分） |                      |           |
|                                | 散 会             | 令和5年9月13日（午後3時25分）  |                      |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号              | 氏 名       |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美             | 9 番                  | 大 城 常 良   |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登               | 10 番                 | 比 嘉 麻 乃   |
|                                | 3 番             | 比 嘉 護               | 11 番                 | 仲 松 正 敏   |
|                                | 4 番             | 桃 原 清               | 12 番                 | 金 城 章     |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則             | 13 番                 | 新 垣 博 正   |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市             | 14 番                 | 新 垣 善 功   |
|                                | 7 番             | 新 垣 修               | 15 番                 | 石 原 昌 雄   |
| 8 番                            | 屋 良 照 枝         | 16 番                | 伊 佐 則 勝              |           |
| 欠 席 議 員                        |                 |                     |                      |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 15 番            | 石 原 昌 雄             | 1 番                  | 小橋川 恵 美   |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保               | 議 事 係 長              | 辰 さおり     |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こども課長                | 比 嘉 昌 子   |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長              | 比 嘉 健 治   |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | まちづくり推進課長            | 金 城 勉     |
|                                | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 都 市 建 設 課 長          | 呉 屋 克 行   |
|                                | 住民生活課長          | 仲 村 盛 和             | 産業振興課長兼<br>農業委員会事務局長 | 仲 松 範 三   |
|                                | 会 計 管 理 者       | 新 垣 忍               | 上 下 水 道 課 長          | 仲 村 武 宏   |
|                                | 税 務 課 長         | 比 嘉 聡               | 教 育 総 務 課 長          | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 生 涯 学 習 課 長          | 渡 久 地 真   |
|                                | 健康保険課長          | 島 袋 かおり             | 教 育 総 務 課 主 幹        | 森 本 雅 人   |

議 事 日 程 第 4 号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは、通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、玉那覇 登議員の一般質問を許します。

○2番 玉那覇 登議員 みなさん、おはようございます。議席番号2番、玉那覇 登でございます。

ただいま議長の許可を得ましたので、通告書を読み上げて一般質問したいと思います。よろしくをお願いします。

大枠1、災害対策について。

近年の豪雨や台風など自然災害などにより各地域で災害が発生し、死者や被災される方々が増えてきているように思います。去った台風6号では、大きな被害と大規模な停電をもたらしました。被災された方々にお悔やみとお見舞いを申し上げますとともに、早期の復興を願っています。

そこで、本村でも様々な被害があったと思います。被害の状況はどのようなものがありましたか伺います。また、土砂災害警戒区域指定の変更もあったと思いますが、これもあるか伺います。

次、区域指定場所の災害対策等について伺います。

大枠2、新型コロナ関連について。

新型コロナ感染症は、5月8日以降、第2類感染症相当から第5類感染症に引き下げられました。第5類移行後の医療の現状や医療費への影響について伺います。第5類移行後の村のコロナ対策業務の変更点などについてもお伺いします。

大枠3、マイナンバーカードについて。

マイナンバーカードを使って住民票を発行したら他人の住民票であった、マイナ保険証に別人の情報が登録されていたと、公金受取口座で本人でない口座が登録されているとか、別人の年金記録が閲覧できるとか、ポイントが別人に付与など、累計で8,000件余る様々なトラブルが続出して、マイナンバーカードを返納する動きも出てきている。

そんな中、岸田総理は8月4日の記者会見で、紙の健康保険証を来年の秋に廃止する予定と仰っています。しかし、要介護高齢者や高齢者が申請できずに取り残されないかなど、報道もあり心配されます。

そこで、何点か伺います。

本村の全体の取得率は何%か。65歳以上の取得は何%か。健康保険証をひもづけしている全体は何%か。65歳以上は何%か伺います。

以上で、答弁をよろしくをお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、玉那覇 登議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課と総務課、大枠2番につきましては健康保険課、大枠3番につきましては住民生活課のほうでお答えをいたします。

私のほうでは、お尋ねのマイナンバーカードについて、少々所見を述べさせていただきますが、取得率アップのためにいろいろ国からも指導などがあって、要請などもあって、一生懸命やらせていただいたつもりですけれども、少々、御指摘にもありますとおり、国からの指示云々、あるいはトラブル続きの問題などで多少振り回されている感というのは否めないのかなと思っております。

ただ、村民に御迷惑にならないように、不利益にならないように、また粛々と担当課のほうでも頑張ってもらおうと思っておりますので、御指摘の件はまた担当課のほうからお答えをさ

せていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 おはようございます。

それでは、大枠1、災害対策について、村内の被害状況についてお答えをいたします。

停電につきましては、沖縄電力のホームページの掲載数字として最大約6,900戸、断水につきましては6,151世帯、1万2,188人に影響が出ております。

農作物につきましては、サトウキビ、野菜作物、ヘチマやオクラ、果樹ではマンゴー等の被害が多くあり、特に露地栽培の農作物について被害が多くありました。

ほかに冠水または浸水の被害や道路崩壊10件、倒木や車両の破損等数十件、人的被害として強風による転倒などで2件、海岸、護岸の崩落1件、砂や軽石等の漂着について村内各所で被害が確認されております。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 おはようございます。玉那覇 登議員の大枠1番の土砂災害警戒区域指定についてお答えいたします。

土砂災害警戒区域や地すべり防止区域の指定については、沖縄県のほうで実施しております。地すべり防止区域に指定された場所は、順次、沖縄県のほうで地滑り対策工事を行っております。県からは現在、奥間地区の地すべり防止区域指定に向けての同意取得の作業を行っていると聞いております。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり 大枠2についてお答えいたします。

5類移行後の医療の現状は、沖縄県9月7日公表の入院患者数は210人、重症者数が4人、病床使用率が23.8%となっております。

医療費につきましては、他の疾病と同じように健康保険が適用され、一部自己負担となって

おります。ただし、高額なコロナの治療薬と入院費の一部が9月末まで公費負担となっております。

村のコロナ対策業務は、5類移行に伴い、食料支援も3月で終了し、現在は感染対策や感染状況などをホームページで掲載し、情報提供を行っております。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは、御質問の大枠3についてお答えいたします。

本村のマイナンバーカードの取得率は、8月末時点で63.6%となっております。全体の申請件数、交付件数は、J-LISから送信されてくる情報から確認できますが、年齢別の情報は確認することはできません。

総務省が公表している全国の65歳以上の取得率としては78.8%となっております。

それから、保険証のひもづけに関しても、各保険者の管理となりますので、こちらでは把握することはできておりません。

以上です。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 順を追って再質問をさせていただきます。

じゃ、上から、村内の被害の状況については大湾課長には昨日からもう何回も同じことを言わせて申し訳ないなと思うところでありました。

土砂災害区域の指定ということで……、あ、被害の状況についてですけれども、津覇の避難路が崩壊しているということは確認していますか。どなたかお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

津覇の避難路2か所が倒木により通行困難となっているのは承知しております。この倒木の撤去作業は現在行って、通れるような状態にはなっております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 ちょっともしかしたら確認していないのかなと思いますが、避難路、津覇小学校の後ろから上がっていく避難路がありますよね。避難路を上がっていったら、鉄塔の広場があります。さらに上に上がっていくと、津覇の拝所があるんですけど、その拝所の近くの道路が大体幅4メートルぐらいの避難路ですけど、長さ10メートルぐらい、半分ぐらい崩れているんですね。

そこは確認していますか。もう、すぐ拝所の近くです。鉄塔も過ぎて。下のほうの倒木は確認はやっていますけど、この避難路が崩れているところの確認はできていますか、お願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 今現在、この終点のほうの、今、玉那覇議員がおっしゃられたものに関してはまだ聞いておりませんでした。早急に確認して、対応を検討していきたいと思えます。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 この場所は上のほうから、南上原に上がる上のほうから入って、津覇の拝所の、上から車も入れますので、入って、拝所から避難路に降りていく、すぐ近くですので、ぜひ確認して、かなり大きな工事になるんじゃないかなと。工事車両については上から入れますけれども、下からはもう階段ですので入れませんから。

向こうに沖縄電力の鉄塔があって、沖縄電力の会社の方が管理して、草を刈ったりきれいにしているんですね。その大きな道が半分も車が通れないですので、下のほうに墓もあって、墓にもちょっと土砂が流れてきているような状況ですので。かなり、これ予算がかかるのじゃないかなと思って、ちょっと心配していますが、早めに確認をして早急な工事が着工できるように頑張ってください。よろしくをお願いします。

それから、もう一つ、土砂災害警戒区域が津覇に何か所かありますけれども、その中で今年、これは強靱化、村がつくっている強靱化、何とか冊子がありますけど、そこには載っていないんですけど、最近変更になったというふうなことを聞いているんですけど、この津覇の土砂災害警戒区域、すなわちイエローゾーンから、土砂災害特別警戒区域にレッドゾーンに指定されたというふうなことを聞きましたが、これはまだ確認は、都市建設課のほうでは確認はできていないでしょうか。

総務課のほう、大湾課長、お願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

ただいま玉那覇議員がおっしゃられておりました津覇の国道沿いの件だと思います。そこについては県のほうからイエローゾーンからレッドゾーンに移行する、変更するということでお話を聞いております。ただ、具体的なものについてはまだ確認は取れていない状況でございます。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 じゃ、具体的な通知とか、そういったものは正式には来ていない、まだということになるんですかね。

いずれにしてもレッドゾーンに変更されたということはありますので、もし変更された場合にはそれなりのまた住民への周知をしないといけないというふうなことがありますので、聞いたところまだ何もないというふうなことがありましたので、ぜひお願いしたいと思います。

今のレッドゾーンのところについては、私が議員になってから何度か一般質問でお願いをしているところであります。この地域は、平成19年度に8月に崩れて、26年度の2月にも崩れております。県もここは24年から27年にかけて大がかりな工事をしていて、県も重々承知してい

るということで、県も分かっていますので、これから要望をしていきますと、私が令和2年の9月の議会で初めて質問をしたときの答弁であります。これから取りかかっていきますというふうに答弁をされています。

その後、その年の12月にもまた同じようなことをしまして、土木事務所と現場を確認を行って、県のほうと土木事務所と次年度以降に調査業務を行いますというふうな確認をされています。

令和3年9月にも確認をしたら、排水管やコンクリート等のひび割れ箇所が見られていますので、測定、計測とかそういった県と連携して経過観察を行っていくというふうなことも言われています。

そのようなところを受けて、令和3年8月25日に、周辺地権者5名の連名で村長に要請したところでもあります。早めに工事着工するようにということで、土砂崩れの対策をするようにということでお願いしたところでもあります。

その後、9月に中部土木事務所から今年度も調査業務を発注するというふうに確認しているということでもあります。

進捗状況は進んでいるというふうに取り替えますけれども、令和3年、これは2年前の9月ですので、今5年の9月、あれから2か年たっていますけれども、現在の調査とかそういった対策等の進捗状況はどのようになっているかを伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

玉那覇議員のおっしゃられる箇所は、一度、その上のほうを平成24年から27年の間に地滑り対策工事を入れている箇所で、その下が少し崩れていて、コルゲート管とかが潰れていると、そういうことになっていて、今、県のほうでは経過を観察しながら、どう対策工事をしていくか調査するというところで受けております。

それから、県のほうからは、今、大きく動いているという報告はないので、まだ経過観察の状況だと思われま。

以上です。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 今回、指定区域が警戒区域から特別警戒区域に変更されたということになれば、やはり警戒の度合いが上がったというふうなことになりますので、そういった意味では危なくなっているというふうなことです。要請とかそういった対策も早めに進められるんじゃないかなというふうには感じますけれども、その辺の今後の特別警戒区域になったことで、この対策についての進める見解を伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

イエローからレッドゾーンに変わったということは、開発とか建築とかの制限がより厳しくなってくるというものになってくるとは思いますが、今現在、指摘されている箇所は大きな観点から見るとこの地滑りを助長する工事はできないという、イエローゾーンからレッドゾーンに変わったものを指定したものであって、対策工事自体は先ほども申したとおり、平成24年から27年の間に大きな地滑りを起こすものの対策工事としては、県としては終わっているものと考えられます。

ただし、その前面部分が今、やはりちょっと滑っていて、これを何かしら抑える工事をできないものか県としては考えているものと思われま。

全体としての大きな地滑りに対する対策工事は、平成24年からの工事で終わっているものと認識していると思われま。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 今ちょっと場所がちよっと食い違っているのかなと思いますけれど

も、24年から27年度に工事したというところは、大分上のほうなんですよね。国道沿いからすると、トーヨータイヤがあって、4件、5件ぐらいの上のほうの斜面なんですよね。今、私が言っているのは下のほう、本当もっと下のほう、全然やられていないところなんです。そこをずっとお願いしてやっているところでありまして。

ちなみに私、令和2年にこの住民からお願いされたときに、側溝がコンクリートの側溝じゃなくて金属の側溝がついていて、これはコルゲート管というふうに呼ぶようですけども、これは幅が、側溝の幅は50センチぐらいありますか。多分30センチですかね。とにかく幅があるのが。

平成20年度に測定したときの19センチまで縮まっているわけです。山からの土が、圧がかかって19センチまで縮んでいるわけですね、20年度には。

それで、21年度には、これが測定したら17センチ、もっと縮んでいます。19から17。

さらに、前回の台風6号の後、測定しに行ったら、もう完全に上は閉まっています。U字溝の側溝ではなくて、もうパイプになっています。中から水が流れている。ということは、それだけ山からの圧がかかってきているということは考えられるんですね。専門家じゃないけれども考えられるので、素人でも考えられますね。

だから、それがいつ崩れるか分からないということで、私はその場所を、再三お願いしているのはそこなんです。ずっと上の24年度から27年度のほうの、上のほうのそろばん塾とかあるところの上のほうではないです。下のほうを言っていますので、やはり先ほども言うように、レッドゾーンになったということは要請しやすくなっている環境になっているんじゃないかなと思いますので、ぜひ取り組んでほしいと思いますのでよろしくお願いします。

近年の気象用語とか情報として、記録的短時

間大雨情報とか線状降水帯とか、新しい用語が出てきていますけど、最近の雨の降りようは非常に考えられないぐらい降って、1日や2日で月平均の観測を上回る雨が降ったりとかするというふうなことでありますので、非常に地域周辺の住民にとっては、夜も眠れないというふうなぐらい心配されていますので、ぜひ対策を取って、安全安心に自宅で過ごせるようお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

じゃ、大枠2に移りたいと思います。

大枠2、5月8日以降、5類に移行後、検査費や治療費、治療薬が自己負担となっていて、医療を控える人が増えているんじゃないかな。少々の熱が出たって、病院に行かないとか、もしかしたらコロナじゃないかなと思ながら病院に行かないとか、そういった医療控えがよく聞かれます。

そういったことで医療費は増えるのか減るのかという増減が確実にあると思いますが、その辺は、医療費の増減とかはどうでしょうか。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。  
○健康保険課長 島袋かおり お答えいたします。

医療費につきましては2か月遅れでこちらに資料が来ますので、まだ正確な把握はできておりませんが、確かに軽症であったりすると医療控えというのはあるのかなというふうに感じております。それが医療費にちょっとどのように影響してくるかというのは、ちょっとまだ分からないところではあります。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 じゃ、これからということですね。

9月、今月いっぱいには国の補助というかあるということですね。10月からはもう本格的に自己払いというふうになると捉えていますけど。

村のコロナ対策業務の変更点などがあるかと伺ったのは、コロナに対するプロジェクトチー

ムとかというのとか、そういうのはもう解散をしているのか、まだあるのかということですけど。

ワクチン接種についてはそのまま継続して続けていると思いますが、引き続き続けていると思いますが、今、春開始追加接種というのが65歳以上と疾患のある人たちの、65歳以上がこれ8月で終わって、9月からは全ての人、秋開始追加接種というんですか、それになっていますけれども、この65歳以上の接種率とかそういったものは、今はホームページでは出していませんので知ることができませんけど、その春開始の接種率は65歳以上は何人ぐらい、何%ぐらいありますか。

○議長 伊佐則勝 ことも課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 お答えいたします。

令和5年春接種に関してですが、8月27日現在、今回公的関与、努力義務が課されているのは高齢者と基礎疾患がある方々なんですけど、高齢者の接種率は中城村33.65%となっております。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 はい、分かりました。

今は秋開始で、この高齢者の例えば春開始で8月いっぱいのが今、秋にやってもいいということになっていますよね。

33.6%というふうなことで、少ないか多いかとちょっと判断しづらいところもあるんですけども、周りを見ますともう4回目とか5回目とかというのはいいんじゃないかというような声もよく聞かれるものですから、それで聞いているんですけど、やっぱり私たちほとんどが2回から3回以上接種しているというふうに思いますので、なかなかあまりコロナに対する危機感も薄れてきて接種率も低くなっているんじゃないかなと感じてこういう質問をさせていただきましたが。

いずれにしても5類に引き下げられたといっ

ても、コロナの菌自体は変わりませんので、強さも変わらないので、我々は県からのLINEを見ますと、緩やかに患者が増えてきているというふうなこともありますので、私たちも十分気をつけて、移らない、移さないというふうに気をつけていきたいなと思っています。よろしくお願いします。

続きまして、マイナンバーカードについてお伺いします。

全体で63.6%ということで、65歳以上というようなことは個別には調べられないというふうなことで、全国的には78.8%というふうなことであります。

村内の返納者というのは何名ぐらいいるか、ちょっとよろしくお願いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

現時点で6件の返納がございました。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 今、私がちょっと心配しているのは、高齢者とかがマイナンバーカードの取得がなかなかできないのかなというふうなことで、特に介護している高齢者であるとか、ちょっと認知症を持った高齢者であるとか、そういった方々の取得は非常に難しいのかなと思いますので、難しい中、またそういったマイナンバーカードの恩恵を受けられなくて取り残されないかなというふうなこともありますので。

その取得には、家族とかそういった代理人とかでも取得はできますか。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 このマイナンバーは本人の意思を持って申請することになりますので、代理では不可だったと思います。

○議長 伊佐則勝 玉那覇 登議員。

○2番 玉那覇 登議員 そうですね、写真も撮らないといけないですしね。なかなか高齢者、そういった施設等に入所されている方々につい

ては、例えば座ったまま写真を撮らないと駄目であるとか、ベッドの上で寝ている状態での写真は駄目であるとか、いろんな条件をクリアしないといけないということで、そういった取得が非常に難しいということで。

取得してもまたいろんなパスワードの管理であるとかいろんな難しいところもあるんですけども、高齢者が私たち病院にも行けなくなるのかなというふうに心配する方々もいますので、そういった情報であるとか、そういった高齢者の取得の促進等についても、考えられるところがあれば考えてほしいなと思います。

以上で質問を終わります。

**○議長 伊佐則勝** 以上で玉那覇 登議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（10時35分）

~~~~~

再 開（10時50分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、小橋川恵美議員の一般質問を許します。

○1番 小橋川恵美議員 改めまして、おはようございます。議席番号1番、小橋川恵美、議長の許可をいただきましたので、これから通告書に従いまして一般質問いたします。

大枠1、中学校の制服について。

中城中学校の女子の制服は、夏服、冬服と色が変わり、通年使用ができず家計負担が大きいと、保護者からの声があります。あとジェンダー平等の観点から男女の制服のデザインも見直す時期ではないかとの声もありますが、今後、中学校の制服の見直しを検討できるか伺います。

大枠2、小中学校でのICT活用の取組について。

コロナ禍に小中学校の児童生徒へ配布されたタブレットは、現在、授業でどのように利用しているのか、伺います。

大枠3、不登校児の対応について。

3月議会においても小中学校の不登校生徒への対応について伺いましたが、新年度がスタートして半年経過した現在の各小学校、中学校の不登校児の人数をお伺いします。

大枠4、高校生へパソコン購入金の一部助成について。

近年、教育現場へのICT活用への取組で、高校入学時に進学した学校の規定の端末タブレットかパソコンの購入が必須ですが、進学時には制服代や教科書代、通学が始まれば交通費などの保護者の金銭的負担が大きくなります。

そこで、村の子育て支援としてパソコン購入費の一部助成が検討できないか伺います。

以上です。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、小橋川恵美議員の御質問にお答えをいたします。

御質問1から4まで全て教育委員会でございますので、教育委員会のほうで答弁をさせていただきますが、村長部局といたしましても、その教育委員会の判断を尊重いたしますので、いろいろ財政的な面もございますでしょうから、その辺はまた教育委員会のほうでお答えをさせていただきます。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠2についてですが、今度の学習指導要領の改訂で、児童生徒に情報活用能力を育成するように求められました。GIGAスクール構想の下、児童生徒一人一人に応じた個別最適な学び、仲間と協力して学ぶ協働的な学びの充実や授業の質の向上を図るためにICTを活用して授業を行っています。

大枠2の詳細については大枠1、大枠3については主幹から、大枠4については教育総務課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 大枠1についてお答えします。

中学校の制服の見直しについての検討は、現在のところありません。物価高騰の折、制服の費用の捻出は保護者にとって厳しい状況にあると思います。制服を変更することで新たな負担が増えるという見方も必要かと思われます。

ジェンダー平等の観点から、制服の在り方につきましては、生徒本人や保護者からの相談があれば、個別に制服の選択やジャージ登校を認めるなど、性の多様性を踏まえ、適切に対応できる体制が大切かと思えます。中城中学校におきましても、制服の選択について柔軟に対応しております。

大枠2についてです。

教育長の答弁にもありましたとおり、GIGAスクール構想の実現に向けた環境整備に配布されたタブレットは、現在、個別最適な学びと授業の質の向上を目指して活用されています。

具体的には、教科等の指導において教師による教材の提示や、児童生徒がインターネットを用いた情報収集、自己の学習の記録として写真や動画機能も使用しています。

大枠3についてお答えします。

令和5年7月末現在、不登校とされる30日以上欠席者は、小学校が11名、中学校が14名、合わせて25名となっています。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠4についてお答えいたします。

高校生へのタブレットの購入費用の助成については、現在、沖縄県において1人当たり1万5,000円の補助を行っております。購入費用としましては、4種類の端末から選ぶことができ、価格から1万5,000円を差し引いた3万4,000円から5万4,000円の範囲で購入することができます。

高校生のタブレットにつきましては、本人所

有の物でとなりますので、村としてはさらなる補助を行う計画は現在考えておりません。また、経済的に購入が厳しい世帯においては、各高校において、住民税非課税世帯の生徒を対象にした貸出し用端末を利用することができます。借用に当たっては、各学校への申請となります。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

では、再質問をさせていただきたいと思えます。

まず大枠1の制服についてなんですが、私のほうでは保護者から、この大枠1の質問にも示しているとおり、中城中学校の女子の制服に関しては冬服と夏服の色が違っているということで、金銭的負担も大きいというところがあります。スカートも夏用と冬用を購入しないといけないというところですか、保護者の声を一部紹介というかお伝えすると、やっぱり金銭的な負担が大きくなっているというところですか。

案としては色を統一していただいて、上着、中から着る上着は半袖にして、ジャケット、冬になるとその夏服のセーラーの上からジャケットなどを足して、なるべく枚数を増やさないようにしてはどうかということですか。

あと、男子に関してはワイシャツになるので、夏服ですね、ワイシャツになるので、アイロンを常時かけないといけないという状況であります。今現在、いろいろノーアイロンのワイシャツですとかポロシャツですとか、アイロンをかけなくてもいいものもシャツとして出てきているので、そういうちょっと細かいところを見直していただくと、今後お母さん方も働いていますので、ちょっと家事の負担が減るのかなというところもあります。

そういう観点から、先ほどこちょっと物価高騰なので、現在また変更する予定はないという

ことではあったんですけども、そういうところから、生徒から見直しの要望ですとかというのは出ていない状況でしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

今のところ、児童生徒から制服の見直しについての要望等の意見は、教育委員会としては把握しておりません。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 経済的にちょっと今から変更していくのは難しいという状況であっても、もう一つの質問の中にジェンダー平等ということで、結構県内の中学校というのは制服をみんな、高校はもちろんですけども中学校の制服に関しても、セーラーとか学ランからブレザーに変更しているのが多くなってきているんですね、ここ何年か。そういう観点からは、今後ブレザーに変更していったって、女子でもズボンが選択できるように考えていく必要があるのかなと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 教育委員会としては、この制服等を含めまして学校を取り巻く社会環境や、児童生徒の状況に応じて絶えず変化するものだと思っています。

見直しに当たりましては、生徒の意見を聞きながら、地域や保護者の意見を踏まえ、今後見直しも踏まえて検討していきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 やはり性の多様性というところもありますので、ぜひ、今声が上がっていないというところそのままにしておくのではなくて、今度、中学校も新建設して新しい場所に移りますので、制服に関してもすぐに来年から変更とかということはできないかと思いますが、今後そういう観点から踏まえても、

協議していく必要があるのかなとは思いますが、保護者からのニーズもアンケートですとか、そういう細かい要望等、困っている点なども把握するように、アンケートなどの調査で一度調査をしていただく考えはいかがでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 御提案ありがとうございます。そのように学校教育に関して児童生徒が積極的に話し合う機会を設けること、また意見を聞くためのアンケートというものは大切にしなければなりませんので、今後、自分たちの学校という主体的な態度を養える機会として、実施を検討していきたいと思っています。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 では、すみません。

1番に関してはぜひ生徒、保護者へアンケート調査を一度行っていただいて、要望の把握ですとか現在の困っている点などを、声を聞いていただくようお願いいたします。

大枠2、こちらに関しては授業で活用しているということ、私も保護者から子供たちからよく授業の中にタブレットを取り入れて使っているということを知りたりしていますし、あと読み聞かせに教室に伺った際などは、先生が読み聞かせの絵本に出てきた分からないところなどを、すぐインターネットで検索してその場で皆さん、子供たちに教材を見せて、お話をさせていただいたりということ、活用がなされているなどということは感じているんですけども。

こちらのタブレットですが、もしコロナ禍のときには自宅に持ち帰って自習をしたりですとか、オンラインでつないで自宅学習であったりとかという活用もしていたかと思うのですけれども、今現在もそういうオンライン授業などで活用はしていますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

タブレットを使った家庭学習を、家庭でタブレットを使った学習は主には取り組んでいません。病気等で長期休業した子に関しては、タブレットを家庭に持ち帰って、朝の健康観察、また本人の負担のない範囲で授業等の様子を見せるという取組を行っている学校もあります。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 では、自宅でのオンライン学習に関しては、中城では推奨して行っているということではないということでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 ICTの学校の教育の情報化についての大きな目的は、情報活用能力と教科の学習目標を達成するという目標があります。教師によるICT活用と児童生徒によるICT活用です。子供たちは学習の場で、授業の一環としてICTを使うということを目的にしていますので、まずはそこを中心に、家庭はその次、機会に応じて状況に応じて使用するというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 タブレットの活用方法、よく分かりました。ありがとうございます。

では、大卒3ですが、不登校児の対応についてなんですけれども、小学校が11名、中学生で14名、計24名が今年度は長期の不登校ということでありまして、あ、25名ですね、失礼しました。25名ですね、ごめんなさい。

これは、今現在、令和5年ですが、令和4年度、令和3年度の人数も分かればお伺いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

今、資料には令和4年7月末の数は把握しております。合計で23名となっております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 これは小学校と中学校の内訳も教えていただいてもいいですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

令和4年7月末現在、小学校が7名、中学校が16名となります。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 今、コロナ禍も開けて、大分生徒たちもマスクも外して自由な状況になっているかと思うのですが、登校がしやすい状況になっているかと思うのですが、若干ちょっと数字的には増えているなということを感じるのですが、その要因というか、もし分かれば教えていただけますか。考えられる要因。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 不登校の要因につきましては、複合的なものが多く含まれています。主なものとしては、生活の乱れ、友人関係、親子関係といったものが挙げられています。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 では、複合的な様々な要因があるということではありますけれども、その児童に対して、学校側、教育委員会側にはどのような対応をしていらっしゃるのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

不登校に関しては、組織的、計画的、継続的な取組が必要かと思われま。学校に関しては、チームで対応することが求められると思います。

教育相談や行政、それから医療と連携する、何より早期発見、早期対応が必要だと思います。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 先ほどこの不登校の定義には30日以上 of 長期間の欠席の日数ということであったのですが、この不登校となるとこの欠席している人数ということにはなるのですけれども、その子供たちは自宅で学習していたりですか、別の場所に通っていたりです

とかということがあると思うのですけれども、その詳細というか、詳しい、例えば自宅で個別学習をしているのですとか、別の施設で勉強をしているとか分かる範囲で情報があれば教えてください。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 不登校で登校が難しい子に関しては、学校から電話や担任が家庭訪問を行っております。それで、担任から学習のプリントが、状況によっては先ほどありましたようにタブレットを用いた学習、授業を見せるなどの取組も行っております。

何名の子が自宅での学習、また他の民間機関への教育を行っているかという人数は、正確なところは把握しておりません。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 先ほど他の施設に通っていらっしゃる子もいるということでしたが、その人数は把握はされていらっしゃるということでしょうか。

それで、そういうのはフリースクールということになるかと思うのですけれども、そういうフリースクールに通う子は学校を出席扱いということになりますか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

フリースクールに通う児童生徒の人数は把握しております。令和5年7月末現在、合計40名、小学校が32名、中学校が8名となっています。

フリースクールに通う児童生徒に関しては、登校にはカウントされません。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 フリースクールに通う子は出席扱いにはならないということでありましたけれども、今現在、中城村で40名の子がフリースクールに通っていらっしゃるということは、この不登校のカウントにも入っていないということになるのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 フリースクールに通う児童生徒に関しては、出席扱いには入りません。不登校数には入りません。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 不登校数には入らないのですけれども出席扱いにもならないという枠であるということですね。分かりました。

では、再質問のほうで、このフリースクールというのは別途に授業料が、親のほうでフリースクール側に月謝のようにお支払いしていると思うのですけれども、特に自治体、ほかの自治体によってはこのフリースクールに通う授業料を補助している自治体等もあるようですけれども、中城村ではどのようになっていますでしょうか。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 校長は基本的に義務教育は公立の学校に通うように保護者のほうに伝えてあります。ただ、保護者の教育に対する考え方で、宗教関係であったりとか、あるいは英語を学ばせたいという様な保護者の考え方でフリースクールに通うというのがあったり、いろんな考え方の下で公立の学校に通っていない児童生徒がいます。

しかしながら、学校のスタンスとしては公立の学校に、あるいは私立でもいいんですが、出席扱いになる学校に通うようにという話をしていますので、フリースクールに通うための支援はしていません。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。そうですね、フリースクールに通う子が結構親の選択でフリースクールに通っている子が結構な数いるということですが、今後、今もそうだと思うのですけれども、様々な学びのやり方というのがあると思ひまして、今回25名はフリースクールに通っているとかではなく

て、家で自主学習をしていたりとかということ
で不登校ということではあるんですけども。

先ほどの2番のICTの活用というところに
またちょっとお話は戻りますが、この生徒の情
報活用、学習の場でタブレットを利用している
ということではありましたけれども、この不登
校になるべくならないように、環境をもってい
くという観点から、自宅でも学べるように常に
オンライン授業ができるようなシステムを、中
城村独自で構築していくというか、お休みをし
ても家で学校の様子、教室の様子が分かるとい
うことで、ICTを活用して今後そういう準備
をしていくという方向性はないか伺います。

○議長 伊佐則勝 教育総務課主幹 森本雅人。

○教育総務課主幹 森本雅人 お答えします。

不登校児童生徒に対する多様な機会の確保と
いうのは必要だと思います。御提案ありました
ように、ICTを用いました学習支援というの
は今後必要になってくると思います。本人の状
況に応じて多様な学びを提供していきたいと考
えております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ぜひ、せっかくタブ
レット環境、子供たちもタブレットを使って授
業を楽しんだり、家でも大人よりも上達してい
る状況だと思いますので、もう少し自由な、せ
っかくこの機材等の準備が整っているの、あ
と教室等にカメラを配置して、ちょっと来れな
い状況のときには自宅から教室の様子がいつ
でも分かるということが通常に行えるようにし
ていただけたら、もう少し不登校ですとかが減
っていくのかなと思っておりますので、ぜひこれ
でとどまらず、もう少し中城村は先駆けてIC
Tの活用を深化していただけたらなと思
っております。

では、4番の高校生へのパソコン購入の一部
助成について伺います。

県のホームページ、この要望も今回、子供医

療助成を18歳まで拡充していただいて、子育て
中の親としては大変感謝しております、また
パソコン購入の一部も助成へということの願
いというのはちょっと厚かましいかなと思う部
分もあるのですけれども。

確かに現在、県の教育委員会のサイトからタ
ブレットを購入すると、先に1万5,000円の補
助が入っている状況です。安いもので3万
4,000円、高校によってはそういうサイトから
ではなくて、本格的なスペックが必要なパソ
コンを購入してくれということで、14万近くのパ
ソコンを購入する必要がある高校もあります。

今現在、入学時に義務教育の間は教科書代で
すとか全部無料ではあるんですけども、高校
進学となりますとこの教科書代、制服代、体操
着などの準備金で約15万ぐらい費用が必要とな
ってきます。それにタブレットの購入となると、
安いタブレットを購入しても18万から19万、準
備金が必要となってくるのですけれども、県の
補助はもちろん重々承知はしているのですけれ
ども、今後、子育て支援としてその3万4,000
円の半分の1万5,000円ぐらい、中城村独自
としてこの補助をもしできるのであれば、してい
ただけるようにということで検討はできないで
しょうか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたしま
す。

現在、小中学校で活用しているタブレットに
つきましては、村の備品、学校の備品として整
備していますので全員に無償として貸出しを行
っております。

教育委員会としては高校生の部分については
基本的な所管担当課ではありません。関連す
るのでこちらでお答えしておりますが、タブレ
ットの金額につきましては、多少金額の大きい、
小さいがあります。世帯の負担に関しては、先
ほど申したとおり、高校によっては非課税世帯

につきましては貸出し等もあります。

その旨をいろいろ考慮しまして、今後、子育て支援等、もしくはこの事業が実施することが必要と判断される場合においては、ほかの関係課、担当部署と確認しながら、対応可能かを検討したいと考えております。

○議長 伊佐則勝 小橋川恵美議員。

○1番 小橋川恵美議員 ありがとうございます。

せめて、この対象の子供たち、高校に上がる子供たちということでもなくて、非課税世帯に関しては自分たちで購入するということではなくて、各学校の機材を貸出しということにはなりませんので、もし可能であれば非課税世帯のお子さんのタブレット購入の補助から先駆けて、もし取り組んでいくことができましたら、強く要望したいと思います。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長 伊佐則勝 以上で小橋川恵美議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時25分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、金城 章議員の一般質問を許します。

○12番 金城 章議員 皆さん、こんにちは。これから一般質問を行います金城 章でございます。答弁によっては早めに終わりますので、ぜひいい答弁を期待しています。

それでは、大枠2番、少し、「宜野湾横断道路及び道路行政について」に変更をお願いします。あとの部分も読みながら変更していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

大枠1、里道拡張整備についてであります。

この件は、里道というのは山の中の里道とかそういうことは言うておりません。緩和区域内

の里道です。以前からよく言いますけれども、旧集落道路です。戦前では大きい、1,800の幅の道がある地域であります。

各地域の里道整備の状況はどうか。

②今後の里道整備計画は考えるか。

大枠2です。宜野湾横断道路及び道路行政について。

①宜野湾横断道路の進捗状況はどうか。これ、県との話し合いはあったかどうかです。毎回のごとく議会のたびに質問していますけれども、県との話し合いの中身が知りたくて質問しております。

②宜野湾横断道路の必要性を当局はどう考えているか。

③宜野湾横断道路の工事は中城村より沖縄県へ早期着工するよう要請すべきと考えるが、どうか。

④県道29号線、これは登又地区より高速道路東側へ、旧のサンヒルズ前のファミリーマートの近くから道路東側へ移動する案はどうか。また、沖縄県としてどうか。この質問を出したのは、29号線が司令部に突き当たって、いつも中城側で混雑が発生しています。その件で県道の変更はできるのかどうか。今、北中は県道の横断線が出来上がっております。そこへの付きつければ、交通解消ができるのではないかと思つての案です。

大枠3、旧役場跡地、中学校跡地の利用について。

①旧役場、中学校跡地、今後の跡地利用計画の考えはどうか。また、話し合いはあったか。進捗状況です。

大枠4、台風被害について。

これも皆さん、質問が多いですけれども、簡潔にでよろしいです。台風被害の状況。特に北浜、南浜地域の災害状況を教えてください。また、今後の対策をどう考えるか。

③農産物の被害状況。

それと、沖縄県は台風が多くて、台風時期、農産物の生産が行えません。そこで、台風時期での生産維持と農産物の増を図るためにどう考えているか。

⑤農家の支援についてであります。

これは6月議会で再質問をするのを忘れてまして、また出してあります。農家の支援対策です。農薬・肥料等の高騰で農家は逼迫していますので、ぜひその考えがあるかどうかです。6月にもやりましたけれども、他市町村より大分少ない補助金でありますので、ぜひそこを聞きたいと思えます。

大枠6、これも小学校校舎の建設についてであります。

①小学校校舎建設は、進捗状況はどうか。また工期内に仕上がる予定なのかどうか。さつき大城議員の質問にも答えたんですけども、またぜひよろしくをお願いします。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、大枠2番につきましては都市建設課、大枠3番についてはまちづくり推進課、大枠4番が総務課と産業振興課、大枠5番は産業振興課、大枠6番につきましては教育委員会のほうでお答えいたします。

私のほうでは、お尋ねの旧役場跡地利用、中学校跡地利用について所見を述べさせていただきますが、本議会でも以前の議会でも少し述べさせていただきましたが、おかげさまをもちまして随分と新しく移転する先の地主さんとの交渉もうまくいき、順調に跡地利用を今度どうするか、一本に絞って考えられる環境が整ったように思われます。

ということで、いろいろ二、三、問合せ等はあるようですが、議員も御承知のとおり、商業施設の誘致というのはもう欠かせませんの

で、それに向けてこれからどうやって進展させていくか、それだけ一本に絞って今、検討しているところでございます。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠6の小学校建設については今のところ、おおむね計画どおり進行している状況です。学校現場の先生方の意見も取り入れて、子供たちが学習しやすい教育環境にしたいと思っています。

詳細については教育総務課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 金城 章議員の大枠1、里道について、大枠2、宜野湾横断道路についてお答えします。

大枠1の①里道については舗装などの整備は基本的に行っておりません。利用者からの要望による整備については申請者負担により、整備の内容や里道に接する地権者の同意があるかなど確認し、許可を出し、整備を行っていただいております。

②里道の拡張などの整備計画は、現在のところございません。

大枠2番、①宜野湾横断道路（中城地区）については、事業計画の精査や事業効果などの分析など、事業化に向けた課題を整理している状況と聞いております。

②中城村宜野湾横断道路の必要性について、中城村は東西を結ぶ道路が少なく、現在事業化されている国道329号西原バイパスを含め、渋滞の緩和、物流の効率化、産業振興、地域振興にとっても宜野湾横断道路は必要な事業だと考えております。

また、宜野湾横断道路を軸とした周辺地区の市街地整備の検討のためにも、早期事業化が望まれるところであります。

③宜野湾横断道路の早期事業化につきまして

は、沖縄県土木建築部や中部土木事務所との意見交換会などで毎回要請している状況であります。

④県道29号線につきましては、拡幅について毎回要請してはおりますが、金城 章議員のおっしゃる東側への移動という要請はしておりません。

○議長 伊佐則勝 まちづくり推進課長 金城 勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 大枠3についてお答えいたします。

跡地利用の考え方につきましては、商業施設の誘致として地域住民の買物など生活の利便性向上はもとより、地域課題の解決や住民ニーズに即した今後の村の発展に寄与する商業施設として誘致したいと考えております。

進捗につきましては、令和3年度に策定しました中城村商業施設誘致促進基本構想に基づく商業施設の誘致に向け、現在中学校を含む役場周辺地域一帯に地区計画を策定するために取り組んでいるところです。地区計画により新たな拠点形成及びその周辺の住環境の整備に向け取り組んでまいります。

また、次年度以降におきましては、誘致する商業施設の公募要件の検討を進めてまいります。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、金城 章議員、大枠4、台風の被害についてお答えをいたします。

停電につきましては、沖縄電力のホームページの掲載数字として最大で6,900戸、断水につきましては、6,151世帯1万2,188人に影響が出ておりました。

農作物につきましては、サトウキビ、野菜作物、ヘチマやオクラ、果樹ではマンゴー等の被害が多くあり、特に露地栽培の農作物について被害が多くありました。

そのほかに冠水または浸水の被害や道路の崩

壊等10件、家屋や建物の損壊15件、倒木や車両の破損等が数十件、人的被害、強風による転倒など2件、海岸、護岸の崩落1件、砂や軽石等の漂着について村内各所で被害が確認されております。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 金城 章議員の御質問にお答えします。

大枠4の②北浜地域においては公民館付近に大量に漂着した海藻、軽石などが広範囲に広がりました。この軽石、海藻も撤去し、また付近の排水路の浚渫作業も終えております。

南浜については、海側の沈砂池のフェンスについて倒壊しました。応急的な措置を終えて、本復旧については台風の強度に耐えられるような構造にできないか検討中であります。

③台風6号による農作物への被害状況につきましては、サトウキビ、野菜ではヘチマやオクラ、果樹ではバナナ等への被害が多くありました。支援策としましては、被害を受けた農業者で、農林業セーフティネット資金の資金や農林漁業施設資金などの融資の支援を必要とする方々への申請の受付や、融資の利息に対する補助を行ってまいります。

⑤近年の物価高騰により農薬や化学肥料等の価格が上昇し、農業者の経営を逼迫している状況にあり、農薬や肥料等への支援は必要であると考えています。農薬の補助につきましては、毎年度購入額の10%を補助しております。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠6の①についてお答えいたします。

現在、毎月2回程度打合せ会議を実施し、設計業務を進めております。現在、中城小学校の生徒数の増加が見込まれるため、教室数の見直しなどを行ったため、若干進捗が遅れましたが、おおむね計画どおりに進めています。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、里道拡張の計画についてであります。

答弁ではないということですが、先ほど私が話した旧集落の里道、課長、住宅をつくる時に、どういうことが必要なのか、答えられますか。この旧集落は1,800ぐらいしか道路がないです。そこに住宅地がありまして、そこで建設するということが何足りないのかな。どうして建設ができないのかどうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

里道というものが本来、法定外道路ということで平成16年より国より管理の移管を受けております。本来、里道として扱う、整備を行うとする場合は、無地番の道路を行う場合、国よりの補助などのメニューなどもございません。

現在のところは、建築をする際にこの里道を接道要件として使える場合はその建築される方で整備を行って、うちで許可を下ろしている状況でございます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、村長、副村長、どちらでもよろしいです。またもう一度同じ質問をしますので、中城はこういう旧集落があります、村長、副村長もよく知っていらっしゃると思いますけれども。緩和区域等はそこに設定されていますよ。どうしてそこに家が建てられないか。今、都市建設課長が答弁したように、接道がないからなんですよ。

確かに里道の拡張は補助メニューはないかもしれませぬ。しかし、そこに旧部落の宅地なんですよ。そこへ接道しないとどうしても建物が増えていかないと。

緩和区域は増やしたのに、おうちがつかれないと、そこをどう思うか答えられますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

里道があつて、この里道が建築確認の条件を満たす接道を取れる場合はもちろんこの里道を整備して、建築ができないというわけではございません。

里道ばかりではございませんので、もちろん、その里道しか建築確認の接道を取れないという場合は、やはり御自身の負担でここを整備して建築をしてもらうという形になります。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 村長、副村長に。何で僕が村長、副村長を指名したかというのと、これ今は補助金がないと課長がおっしゃるから村長、副村長に答弁願っています。

昔は、これ、1,800という大きい道なんですよね、戦前は。馬車道があつて。そこを開発できないというのは、今、都市建設課長がおっしゃるのは重々分かっていますよ、僕も。そこに接道しないといけない、道もつくれ……

ただ、1区間、中でしたら、接する道路側の近隣の土地を買って、自分でそこに接道を作る、そういう条件になってしまうものだから、せめて旧部落の開発はこれから考えていかなきゃ、将来的にも考えていかなきゃいけないと思って、何度かこの里道の拡張は、僕は議会に出しているんです。

一般財源でも出しても、将来的には住宅が増えましたら、これ出した金額は戻ってくるんじゃないかなと思って。それも本村下地区がこの旧集落は多いですので、そこを将来的に考えていかないと、今、都市建設課長が答弁したように、里道拡張をすべてやりなさいということは言っていないよ、僕は。ぜひそういう開発的なもの、南上原みたいな感じの拡張じゃなくて、そういう地域的な拡張が旧部落はありますので、それを増やしていかないといけないなと思って、これ質問に出しているわけです。

ぜひ、今後の計画に考えていけるかどうかだけ、そしたら、村長。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 要は箇所がどこの箇所なのかは別にして、大局的な見地から答弁いたします。

基本的には受益者負担です。昔は我々は道路位置指定を取ってという言葉を使いましたけれども、自分たちの土地を生かすために、その道路がないのであれば自分で通す。で、自分で整備をする。これが基本でございます。議員がおっしゃるのもよく分かっているつもりですし、また今、南上原の比較もありましたけれども、南上原の区画整理も全部減歩されて自分たちでその分は負担をして利益を得ているという形になりますので、基本的には今のお話、どこの箇所か分かりませんよ。僕は大局的な今、話をしていますけれども、受益者負担である程度は地主も負担をして、そして、行政とどこで接点を見つけていくかということをやらないと、全てを行政、なぜ道路を通さんか、なぜ道を通さんかというのは、もう議論にはならないと思っております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 以前から、村長はこの受益者負担というのは答弁でもらっておりますが、これも分かっての質問です。

村長、やっぱり受益者負担で道路を開けるのがどのぐらい厳しいのか御存じと思います。村長もそういう関係の仕事を前はなさっているはずですから。

そこで、一筆入った土地に建物を造れない、そこで受益者負担で道路を造る。この地域の要するに、地域で旧部落を開発するために、その土地は皆さん提供する。この道路開発のための土地は提供するという事になったら、行政でこの道を開発を本当にしていただきたいと。

土地も提供して、買い取って、道路を造ってという、そこでおうちを造れないんですよ。それで、今そういう話をしていますけれども。

もし、現状、1メートル80ですから、隣地、その周辺の地主が土地を提供するんだったら、将来的に考えていかないといけないと思っております。

前のモデル事業整備もそういう関係ですよ。実際には土地はまだ私有地に道路整備をして、舗装もして、側溝も造りましたよね。それと同じ条件じゃないかなと私は思うんですよ。

僕は山の中の里道を開発しなさいとは言っていない。各地域で、下地区は特にもう今人口減ですので、増やしていくためには、そういう地域を探して、そこに一般財源でも入れて道路整備をしていかないと、どうしても増えていかないからそういうお願いをしているんです。今後考えていってほしいです。そこも条件は確かに村長が言うように受益者負担をまたあるよということと言わなきゃいけない。

もう一つだけ伺います。南上原地域の土地区画整理以外にこの下地区で新設道路は何年前が一番新しい新設道路を造った経験があるか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 一番直近であるのが平成24年あたりから着工した久場前浜原線になります。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 その久場前浜原線も開通しなくて、まだ使えない状況ですね。向こうも開通すれば住宅が増えて税金も入ってきて、いろんな利用価値もいっぱい出てくるんですよ。

向こうは電源交付金で造って、買上げでちゃんと造っていますよね。そういうことを言っていないですよ。受益者負担もやりながら、そういう新しい道をぜひ造ってくださいと言っている。

5年に一遍でも10年に一遍でも、それを一般財源でもいいからもう計画すべきだと思いますね。ぜひ考えてください。また質問しますので、ぜひ考えてください。

それでは、大枠1は次にまた回しますので、

次、大枠2です。宜野湾横断道路です。これは県との話し合いはまだ、最近は行っていないということですね。どうなんですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

今年5月の中部土木との意見交換会で宜野湾横断道路について検討協議を行いました。その際も同じ、先ほど答弁したとおり、同じ回答がありました。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでありましたら、またいろんな意見、早期着工とか、要するにそういうのをぜひ要請していただきたいと思いません。

あと、この大枠2の④です。これは北中の路線に今、県道ができましたけど、この地域から以前のファミリーマートからサンヒルズの近くです。そこから登又を通過して荻道ですか、それからまた今の北中の路線につなげば意外と交通量ははけると思うんですけど、その考えはどうなんですか。ちょっと要請とか、また皆さんの考えをお聞かせもらえますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 今、金城 章議員のおっしゃいますサンヒルズのほうから県道29号を新しくインターの裏のほうから通すという、この計画については正式なものを私は見た覚えがないので、この計画自体が案として上がった記憶はございません。

もちろん、今の渋滞の状況、インター付近の渋滞の状況を見ると、そういう案もあってもいいのかなとは思いますが。ただし、今、宜野湾横断道路とかそういうものが事業化できない中で、その案というのが現実性があるかどうかは不明でございます。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 私は一般質問ではほとんど先々のことだけ、ほとんど質問しますの

で、そういうことも考えて、ぜひまた中城村はこういう利便性、交通の渋滞を避けるためにはこういう案もあるということ、県との打合せにぜひ一言付け加えたら、県がどう考えるかまた聞けると思いますので、ぜひそういうことも要請してください。

次、大枠3です。先ほど答弁では、公募要件の整備とかいう話がありました。村民の利便性を考える、買物だけの感覚なのか、また村をアピールできるものなのか、どういった施設なのか。ただのスーパー的な商業施設のそういう施設なのか。この公募要件にはどういうことを訴えていくのか。

それと、この用地です。以前、教育総務課長からは売却もあり得るかもしれないという話がありました。そういう考えもあるのか、借地ににするのか、そこも答弁できますか。

○議長 伊佐則勝 まちづくり推進課長 金城 勉。

○まちづくり推進課長 金城 勉 お答えいたします。

現段階での具体的な計画はございません。これありきの考えではなく、多岐にわたる検討が必要であると考えております。現在も地域・まちづくりの企画・設計・プロデュースなどを専門に手掛けるコンサルと、事前の相談としてうるマルシェの立ち上げに関わった業者と、これからどう進めていくのか、どういった事業として進めていくのかなどを検討しており、来年度以降より具体的に公募要件の検討をするための事業展開していこうと考えております。

用地の売却等に関しては、まだ具体的な計画はございませんので、前回教育総務課長から売却の考えもあるという回答もございましたけれども、参入事業者の考えもございますので、公募要件を検討する際にサウンディングもやらせていただきます。また、今商業施設誘致をするために進めている事業の兼ね合いもございます

ので、今後、慎重に検討していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひいろんな検討を、いろんな目線でまた検討してほしいと思います。

大枠4ですが、ちょっとまたこれは次にまたしますので、台風被害です。北浜です。産業課長が今、答弁しましたけれども、北浜の砂が打ち上げたところですね。災害で片づけもしたはずなんです。毎回のごとくここは砂が打ち上げられて側溝が詰まって、水浸しになってくるんです。

それ、以前、護岸の整備とかいろんな話もありましたけれども、どうにかできないものなのかなと思って質問に出してあるんですが。

私は台風の後には常時、村中を見回ります。それで気がついて、毎回のごとく同じです。今回も別の議員からも毎回あるところはどうにか対策をしてほしいみたいな話がありましたけれども、ここはぜひ考えていただきたいと。

南浜の地区も護岸のところも台風被害のときはいつも同じところ、毎回海から吹き上げる。ぜひこういうのは対策して考えていただきたいと思います。

それでもう一つ、大枠3に書いてある台風時期の農産物の生産維持と農産物生産増ですね。台風時期だからこそ沖縄は農作物をあまり植えていない状況なんですね。休眠というか要するに農地をそのまま植えずに休ませている状況なんです。その時期いつも私は朝市やっけていても作物が少なくなると。どうにかその時期でも農産物を植えるような状況を整備しないといけない、中城は。沖縄全体かもしれないけれども、特にぜひそう考えてほしい。

今、見回ったらほとんどもう耕して、畑を耕運してそのままの状況、何も作物が植えられていない状況なんですね。どうにかそこでできる作物を考えていただいて、これもどうにか対処

していただきたいと。これもぜひ対応を考えておいてください。

大枠5です。これは6月にちょっと回答をもらうのを忘れて、近隣市町村よりずっと農薬の補助も安い、10%といたら。村長、農業をやったことはございますか。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 農業をやったことはないですね、お手伝いはありますけれども。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 副村長はどうですか。同じ質問、農業はどうですか。少しでも野菜作りとか何かやったことはございますか。

○議長 伊佐則勝 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 手伝ったことはあります。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 なぜこういった質問をするかというと、農業の大変さをぜひ分かっていただきたいと。農家はもう本当に10円、1円の利潤を求めているんなものを作っているんです。

そこで、結構広い農地のある我が中城村で、この補助が大したことないので、ずっと下回っていると。ぜひ少しでも援助してもらったら助かると思うんですね。汗水を流した分の価値が少しでも上がるんじゃないかなと思うんですけれども。

これ6月では、産業課長が答えられなくて、再度質問するのを忘れまして、ぜひ農薬補助の増額をお二人から、どなたから答弁いただきたいと思うんですけれども、どうですか。

産業課長ではこの増額の部分は、これはずっと言いたいんです。僕が議員に成りたての頃から、別の議員から質問があります。こういったことはトップで考えてあげると一言もらえればいいんですけれども。とにかく増を考えられますか。どちらでもいいです。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 金城議員からもありますとおり、中城は購入額の10%補助ということで、うるま市が30%、沖縄市が25%、両隣の西原町が20%、北中城村も20%でありますので、できれば20%、それ以上、元に戻すということで、また新年度予算、また12月の補正予算で協議して、農家のためになるように頑張りたいと思います。できれば、20%以上を目標に頑張りたいと思います。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ。6月には答弁が少なかったものですから、またぜひお願いします。

そうしたら、6番の小学校校舎です。これは大城議員には増額の話がありましたけれども、この増額を再度問います。この期間に終わって、この契約金額で終わるのかどうか。中小、津覇小、両方。そういえばまた物価上昇とか経済的なことで、この金額も変更になるかもしれませんから、早めの工事完了は求められるんじゃないかなと思うんですけど、どうですか。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

昨年、議会の議決で債務負担行為67億を議決していただきました。今年の3月末にPFI事業で契約した金額においては56億で契約を無事に済んでおります。

しかし、中城小学校の教室数がどうしても今の児童数の増加を推計すると、あと3教室は必要と考えており、計画変更しました。この教室の増に係る分としまして、今、4億程度増加すると見ております。当初の56億から現段階で今、60億程度になっているのかと考えております。

金城議員がおっしゃるように、今後の物価上昇につきましては、今後、工事の完了時期に向

けて積算していくこととなります。実際、中城小学校につきましては、令和7年の9月には学校の供用開始となりますので、その時点までにはその金額がおおむね数字として上がってくると考えておりますが、現段階ではまだ推測の段階で積算ができておりません。なるべく教育委員会としても、今、設計の中ではなるべく経費を抑えるようないい案づくりで事業者と詰めているところであります。

以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ早めに着工して金額が上がらないように。

あと一つ、確認です。教室増での増加は分かります。物価だけでも上がるというのは、そこはもう早めに施工すれば、この金額で契約した、年数も要するに完成が決められていますよね。そこでも要するに上げてくるのかどうなのか。そこはどんなですか。もう一度。聞き漏らしたので。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休憩（14時12分）

~~~~~

再開（14時13分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

契約金額につきましては、先ほど申しましたように現在確定しているのが教室数の分で4億程度の増で60億。中城小学校につきましては、8年度9月の供用を開始した段階に建設費の支払いとなりますので……、あ、ごめんなさい、7年の9月です。7年の9月の段階で工事費の額が確定しますので、それは物価上昇の率がどれぐらいになるかによって、建築費の支払いが確定してきます。

その後、また津覇小学校の建設も進んでいき

ますので、津覇小学校も供用開始の段階で、同じように見直しを行って、その段階で建設工事の契約金額が確定することとなっております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 あと一つ、また村長にちょっと伺いましょうね。今まで質問してきました。里道の件もあるし、村長の考える道路建設もあと一言もらいたいですけど。

久場前浜原線が一番新しい、まだ開通しなくておうちができないと。私の言っている中城村下地区には、ほとんど旧部落がまだ整備されていないところがありますので、ぜひそういう整備も計画に入れて、ぜひ開発を望んでいる、取り組んでほしいと、開発を。そういうことを計画等に入れて、下地区の人口増を図る計画が村長の考えにあるかどうか。もう一度御答弁お願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

お話を整理します。私が言っているのは、先ほどにはもう大まかな話と申しますか、どの箇所のことという話もない中では、であると申すことしか申し上げられません。受益者負担。

例えば私が言いたいのは、議員がここの箇所はこういう状態で、もし村道認定あるいは村の買上げ、村が工事してやると。もちろん地権者にとっても利益だけれども、村にとってこれだけの利益になっている、ほかの方々にも大きな利益になっていくとか、いろんな形があるはずなんですよ。

だから、ここでは通り一遍等の答弁しかできませんよ。しっかりここの箇所でどうですかという具合に提案していただければ、真剣にこの箇所箇所に合った形での答えができるわけですし、また図面等があれば、あるいはいろんな形の情報があれば、そういう話、いい話もたくさんできるはずなんです。

そこをぜひお察しいただいて、ここでは通り一遍等の答弁しかできないというのは分かっていたらいいなと思います。

○議長 伊佐則勝 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、何か所かの図面もまた準備して、また再度質問したいと思います。

この里道の件は、安里地区なんですけれども、そこもあるし、またこの間別の地域でもありました、2か所。生活道路で使っているところの里道が整備されていないと。部落内であって、そういう箇所も何か所かあります。そういう箇所も今、村長がまた担当課と調整しながら、できるのかどうなのかということですね。また今までどおり、モデル事業と一緒に単費でできる工事はぜひ単費でも、生活道路で使っているところは、里道の少し拡張をしながら、モデル事業と一緒に幅員はそんなに求めなくてできるんじゃないかと思うんですけれども、そういう考えもぜひしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時18分）

~~~~~

再開（14時30分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

続きまして、新垣貞則議員の一般質問を許します。

○5番 新垣貞則議員 議長の許可を得ましたので、5番、新垣貞則、一般質問を行います。

大枠1番、久場地区の施設整備。

①国道329号線下、中城モールから町田機工側は排水路が整備されていないと、区民の住宅建設の妨げになっているが、排水路整備は。

②児童公園で小・中・高校生が野球をしているが、簡易ネットは劣化して危険、ボールがネ

ット後ろに転がり困っている。子供たちからバックネット要請があるが、設置の取組は。

③久場1881番地に、11月頃住宅を完成予定しているが、高潮、高波の影響で海岸ごみ、砂、石が飛んでくるが、防砂ネット設置の要請は。

④東海産業、熱田までに陥没箇所があり、新たに不二宮工業周辺の護岸に陥没した危険箇所があるが、対策は。

大枠2番です。中城小区及び中城南小校区の施設整備。

①台風6号の影響で、泊地区の護岸に海岸ごみや拓南製作所ハブ看板設置箇所は木や枝が散乱し、道路に海岸ごみなどが放置され、景観を悪化しているが撤去の取組は。

②8月台風6号の影響で、中城モール周辺護岸は砂、石「が」を「を」に直してください、砂、石を久場ボランティアの皆さんが整備したが、今後の護岸の維持管理は。

③登又児童公園遊具の滑り台、ブランコなどの部分に劣化が見られ危険である。村内児童の遊具危険箇所の修繕の取組について説明をお願いします。

大枠3番です。自治公民館に書記を配置して、地域活性化を図る。

①村の各種団体、子ども会、青年会、婦人会、老人クラブ、自主防災組織の現状と課題の説明をお願いします。

②中城村、北中城村、西原町、北谷町、嘉手納町、読谷村、6町村自治公民館に書記の配置の現状を説明をお願いします。

③人生100年時代に向けて、公民館を活用して生涯学習教育を強化してリーダー育成をする必要があります。自治公民館に書記を配置して地域活性化を図る取組についてお伺いします。

以上、簡潔な答弁をお願いします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、新垣貞則議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番は都市建設課、大枠2番は住民生活課と都市建設課、大枠3番は総務課と教育委員会のほうでお答えをいたします。

私のほうではお尋ねの大枠3番の公民館での書記配置についてでございますが、以前にも少し答弁させていただいたと思うんですけども、議員がおっしゃっていますほかの市町村にはあるのではないかとということでございますが、そういうことでの判断はすべきではないと思っております。

ほかの市町村にあるものがうちにないから、うちはそれに倣うということではなくて、必要なかどうか、それが一番でございますので、それをしっかりと担当課に上げていただいて、こういうことだから必要なんだということであれば、もちろんやぶさかではございませんので、そこら辺の議論をしていただきたいなと思っております。

詳しいことはまた担当課のほうでお答えいたします。

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠3の①の各種団体については、比嘉 護議員の質問にも答弁しましたが、教育委員会では先月の教育委員会会議でもこの件についての話し合いを行いました。

どうか再結成できないか、活性化の方法、手立てがないか検討を行っているところですが、現状は難しい状況です。

詳細については生涯学習課長が答えます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 それでは、新垣貞則議員の大枠1番の①から④、大枠2番の②、③についてお答えいたします。

①排水路設置の要望箇所は、沖縄県の所有地があるため中部土木事務所へ占用可能かどうか確認いたします。占用可能な場合におきましても、道路ではなく、それぞれの所有地間の排水

処理になるため、基本的に個人負担での整備になると考えております。

②グラウンドの利用状況を検証し、今年度行う遊具等の点検を踏まえて、設置するか検討いたします。

③沖縄県海岸防災課と協議を行うことになっており、現状確認、中城村との意見交換を行いながら、設置の可否について検討していくとの回答を得ております。

④沖縄県海岸防災課へ現状については報告しており、復旧など対策については予算の確保などを含め、応急対策の手法を検討しているとのことであります。

大枠2番②護岸は沖縄県の管理になるため、清掃などの維持管理について中部土木事務所へ依頼をしております。

大枠2番③村内公園の遊具については、今年度点検を行う予定であります。点検で状況を確認後、危険箇所の対策について検討を行ってまいります。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 それでは、御質問の大枠2の①についてお答えいたします。

護岸につきましては沖縄県の管理になっておりますが、ボランティアの皆様が回収して下さったごみにつきましては、村で回収を実施しております。

また、木の枝などについても、状況を確認しながら対応していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 大枠3の①、③についてお答えいたします。

まず、大枠3の①についてですが、現在、中城村子ども会育成連絡協議会は、1本部、1支部で構成されており、福智町との交流事業を中心にジャガイモ植付け、収穫体験等の活動を行っています。

中城村青年連合会については、これまでに

「食フェス」や海岸清掃の実施、「はたちの集い」への協力などの活動を行ってまいりましたが、令和5年度の総会後は活動を休止しております。

婦人連合会についても、平成30年度に活動を休止しております。

各自治会の状況としましては、子ども会が19自治会、青年会は2自治会、婦人会とあと婦人部も含めて3自治会で活動が行われております。

老人クラブに関しましては、村内の老人クラブは18地区の単位クラブとなり、老人クラブ連合会の会員総数は1,165人となっており、会員数が増加傾向にあり、老人クラブの各種活動は活発になっております。

各団体の課題につきましては、老人クラブ以外の各団体とも共通して会員数の減少が挙げられます。社会情勢の変化、共働きの増加や核家族化、生活の多様化などにより地域活動への参加が減少しているものと考えられます。

また、青年連合会や婦人連合会などは役員の成り手がおらず、活動休止となってしまいました。しかしながら、各自治会の子ども会の活動については、各自治会とも活発であり、それぞれ伝統芸能やPTA活動、自治会行事等において、自治会活動の一環として継続して活動している状況でもあります。

老人会の課題としましては、現在、70代後半の会員が中心となっており、60代の会員加入の伸び悩みが挙げられます。

最後に、村の自主防災組織についてですが、令和4年度末時点において6団体あり、今年度も1団体、泊のほうですが、増設される予定となっております。今後の課題としましては、自主防災組織を全自治会に設置することと、その組織内の人材育成、訓練実施の継続等が課題となってきます。

続きまして、③です。③についてお答えいたします。

自治会公民館は、社会教育施設である公民館とは性格が違い、地域住民の生活の拠点として地域住民が管理運営する施設となっております。自治公民館では、地域住民の生活全般の活動を対象としており、ここへの書記等の配置が社会教育や生涯学習の充実、リーダー育成に必ずしも直結するものではないものと考えております。

生涯学習課としては、自治公民館での生涯学習講座の開催や講師の紹介など、自治会からの要望に対して社会教育の充実を図ってまいりたいと思っております。

以上です。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、新垣貞則議員、大枠3、②についてお答えをいたします。

本村を除く近隣5町村の公費による書記配置状況は、3団体の実績がございます。西原町、嘉手納町、北谷町でございます。

そのほかに書記配置についての予算ではございませんが、自治会運営補助金を活用して配置している読谷村、北中城村がございます。

現状につきましては、ほぼ本村と同様な公民館の利用形態であると考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それでは、大枠1番の久場地区の施設整備の①について再質問します。

久場地区は国道329号線東側、中城モールから町田機工側に排水溝がないために、住宅建設の妨げになっている。国道329号線側中城モールから町田機工側に排水溝が整備されていません。なぜ排水溝が整備されていない、その理由の説明をお願いします。

また、若い世代から、国道329号線側中城モールから町田機工側に排水溝整備を国道事務所へ要請してほしいとの意見があるが、国道事務所へ要請する考えはないでしょうか、伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

国道329号線の側溝がなぜ整備されていないということだと思われませんが、基本的に道路の側溝は路面の排水を処理するために両側に設置されるのが基本であります。新垣貞則議員の御指摘の国道329号線の該当する箇所は、カーブの形状となっており、道路形状が片勾配となっているため、東側に側溝が設置されていないものと考えられます。

国道の側溝設置の基本的考え方から、国道事務所への要請は考えておりません。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 若い人たちから建物を造りたいけど、国道側に排水溝がないために住宅もできないという課題があるということで、ぜひ要請をしてくれということがありましたのでちょっと聞きました。

それで、若い人たちから国道329号線東側、中城モール周辺に住宅建設して子育てをしたいと中城村役場に行ったら、県の所有地だから県の許可が必要と言われ、県に行ったら中城村役場の排水路整備計画が必要と言われたそうです。

中城村は排水路整備計画を策定していますか、伺います。また、排水路整備計画を策定していなかったら、今後の取組として説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

今の御質問の土地についても先ほどの箇所だと思われるのですが、今の質問の土地については上が国道になっていて、その土地の下側に県の土地があつて、こちらに排水を排出したいということだと思われま。

この排水を通すためには、県に対して占用協議を行って、占用許可等が得られれば接続は可能であると考えております。

また、排水路整備計画というものは村内の道路や水路など全体を視野に入れて計画するものであると考えております。該当箇所は中城村の

道路や水路に接している部分ではないため、新たに整備することは難しい状況だと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 若い人たちから建物を造りたいけど造れないというのを踏まえ、なぜ造れないかということと言われたそうで、それで、役場へ行ったら排水路整備がない、それで県に行ったら排水路整備計画がないと建物が造れないということで、なぜ造れないのかということと言われたものですから、そういった課題を排水路整備計画があったら建物もスムーズにできるんじゃないかなと言われたものですから、それをもうちょっと具体的に教えてください。

それで、国道329号線側、大花組の泊地区向けフェンスまで縦の排水路の整備をされています。フェンス下の県の所有地に縦の排水路を整備したら、海側に水が流れ住宅建設がスムーズにいきますが、そういった県と縦の排水路、そういった要請とか、この若い人たちが建物を造れるように、県に縦の排水路の整備を要請とかできないのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 今、新垣貞則議員からおっしゃられている箇所については、住宅建築ができないということはございません。接道要件とかいろいろ排水がどこに接続されるのかとか、そういうものを満たせば建築は可能だと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 若い人たちから建物を造りたいということで、なぜ造れないのかということと言われたものだから、久場に家を造って子育てをしたいという要請がある、その要請をかなえてあげたい。排水路が課題ですので、若い人たちと一緒に、連携を取りながら排水路のそういった指導もよろしくお願いします。

次、②について質問します。

平成30年3月議会で、前課長はバックネット設置は一般財源での設置になることから、利用状況を検証して必要かどうか判断しますと答弁しています。

児童公園は児童福祉法第40条に、児童の健康や情操を豊かにし、児童に安全かつ健全な場所を提供するとあります。久場自治会長、子供たち、久場の民生児童委員からバックネットの設置要請がある。バックネットを設置することについての課題の説明をお願いいたします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

今年度、村内の公園の遊具点検を実施する予定なんですけど、その結果を基に遊具の修繕計画を作成すれば、遊具に関する補助メニューを活用できます。

しかし、バックネットに関しては該当する可能性は低いものと考えられるのですが、今後、県と協議していく中でも可能な限りこれができるように協議していきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今のバックネットの前課長は必要性ということ点を点検しながら設置するかということを考えていくということがありました。

今回、子供たちからの要請、それから自治会長から前の要請していて、今回新たに久場民生委員からも子供たちが、小学生、中学生、高校生が野球をやっています。それで、野球をやっているとボールが道路に出たりとか、そういう安全面の対策はどうなっていますかということで、民生児童委員から。ボールが道路に出た場合に、もし交通事故でもあった場合に、大変なことになる、民生児童委員からぜひバックネットの設置をしてくださいという要請がありましたので質問しましたので、そういうことでぜひバックネットは必要ですので、ぜひ設置に向けて検討をお願いします。

それでは、次③の久場1881番地に、11月、住宅建設を予定しているが、高潮、高波の影響で海岸ごみ、砂、石が飛んでくるが、防砂ネットの設置要請について質問します。

今回の台風6号の影響は、勢力も強く、大潮の満潮時ということで住宅地まで高潮でごみや石が住宅地へと流れてくる。防砂ネットを設置されてなくて困っている。この方から6月に防砂ネットの設置の要請したが、いつ頃から県は設置する予定ですか、説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（14時54分）

~~~~~

再 開（14時55分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 現在、県のほうで所管の位置が不明であり、整備については所管が決まってからの設置検討になると伺っております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 この方はもう11月頃に建物が完成する予定ですがけれども、今回の台風6号の影響、この建設予定地に砂や石が飛んで、もう非常に心配ということですね。建物が大丈夫かなということで、ぜひ防砂ネットの設置を要請、お願いしますと言われましたので、県と調整をしながら、若い人たちが久場に住みたいという要請がありますので、壁が、東海産業はここの高波とか密集地ですので、大潮とかそこに全部砂とか来ますので、防砂ネットが必要と言っていますので、県と調整をしながら、早期に設置をお願いします。

次、④ですね。東海産業から熱田まで、陥没箇所があり、新たに不二宮工業の周辺の護岸に陥没した危険箇所があるが対策について質問します。

東海産業、熱田までは現地は琉球政府時代に

整備された護岸であります。高潮の場合には波が集中して、高潮高波で住宅、畑に塩害が発生しています。

資料1を御覧ください。

今回、また海ぶどうの工場と不二宮工業の護岸の下、倒壊してこんな状態になっています。それで、熱田の護岸です。これも今、破損状態であります。こういう状況ですので、ちょっと確認です。先ほど都市建設課長は、沖縄県海岸防災課は、復旧などの対策は予算の確保などを含めた応急対策で検討するとありますが、この熱田の近くの護岸も整備しますか、伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

熱田向けの護岸整備については、先ほども答弁したとおり、県の所管が決まってからの検討になると思われま。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 久場の人たちが、上は畑ですので、久場の比嘉さんという方から、これ護岸が倒壊した場合には、畑が流されるという心配があると、毎回これは言っていますので、四、五年前からこんな感じですよということで、対策を取っているということ、なかなか前に進まないものだから、そういったこともぜひ一緒にここも北中と調整をしながら、この護岸整備を。そうしないと、久場の方の畑が、倒壊した場合には畑が流されるおそれがあります。そういったこと要請をお願いします。

それじゃ、次、大梓2番について質問します。

泊地区から拓南製作の海岸の道路は、砂、石、木、石や枝が散乱し、道路は交互通行をしにくい状況でしたが、道路はきれいに整備され、車の往来もスムーズになっている。どのようにして道路を整備しましたか、伺います。

また、拓南製作所のハブ看板設置所への護岸の状況の説明と、護岸は県の管轄ですが、中部土木事務所に護岸の清掃や復興作業などの要請

文は提出していますか、伺います。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

泊側から拓南製作所の道路につきましては、私道になりますので、多分管理者が自ら整備、片づけ等を行ったと思います。

それから、中部土木事務所への要請につきましては、要請文としては提出してありませんが、担当のほうから電話で現状の状況報告を行っております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 資料2を御覧ください。

泊地区と拓南製作所の護岸の状況です。台風6号の影響で道路、護岸に海岸ごみや木や枝が放置され、環境悪化。木の枝が折れて危険である。泊地区の洋上の発電所のところに、護岸に海岸ごみが積もっている状況です。

②のほうは、拓南製作所のハブ看板設置場所がありますが、ここは今言ったように枝、木が散乱して、環境悪化している。

③の拓南製作所、この丸をつけているところ、これも枝が折れて、大きい枝が折れて木にかかっていますが、これが落ちたら、車が壊れるおそれがあります。そういう状況です。

それで、台風6号の影響で拓南製作所ハブ看板設置箇所周辺の護岸は、木の枝が折れているところが何か所かあり、枝が落ちそうです。枝が落ちたら、ウオーキングしている村民のけがや車の事故につながるおそれがある。

次年度以降も台風が発生したら、木や枝が折れて、拓南製作所の建物など被害が発生するおそれやウオーキングしている村民の健康に支障をきたします。

中部土木事務所に拓南製作所の木や枝が伸びているところを伐採したら、景観もよくなります。そういう取組をしますか。説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 現場をまず確認しまして、緊急性があるようであれば、村のほうで早急に対応していきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 それで、拓南製作所の職員の皆さんが、ここの道路とか、これも木のあれも伐採しています。護岸道路はショベルカーなどで砂、石、海岸から撤去、きれいにしてありますが、拓南製作所のハブ看板設置場所周辺の護岸は、木や枝が散乱しています。

拓南製作所の皆さんに、護岸の整備の協力をしたら、協力すると思います。行政と企業の連携をしながら、さっき言いましたけれども、撤去する考えはないでしょうか。伺います。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

周辺の片づけ等は協力していただいておりますので、撤去についてはまた村のほうで対応していきたいと考えます。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今、課長がおっしゃったように、拓南製作所の皆さんは協力的ですので、護岸の整備とかやるということで。行政が言ったら必ず協力すると思います。もし、その護岸整備をやるときには、私もボランティアの方に声かけして一緒にやろうと思っていますので、もしそういう整備とかある場合には声かけしてください。

次、②について質問します。東海産業から屋宜地区まで約5キロの護岸整備、村民の健康づくりを図るために草刈り作業をしてきれいに整備しています。

資料3のこんな感じになっています。中城モールから久場公民館下、護岸整備は8月13から21日にやると。①モール周辺の護岸、ここも上の現状です。台風の影響で護岸に海岸ごみや砂が散らかっています。

一番言いたいのは②です。中城モールからこ

こまで、約800メートル、護岸に砂、石が散乱している。大体80センチぐらいたまっています。

③久場公民館下周辺の護岸です。ここも砂、石とか散乱している。下のほうで久場のボランティアの皆さんが整備しています。大体18名の人たちがここをきれいにしましたので。

そういうことで、台風6号の影響で東海産業から久場公民館下の護岸まで、砂、石、海岸ごみが散乱して、村民がウォーキングなどして健康づくりを凶っているのに支障を来している。

区民からは護岸に砂、石がたまって、歩きにくいので砂、石を取ってほしいとの要請があります。久場のボランティアの皆さんがユンボ、ショベルカーなどで砂、石、海岸ごみを拾って護岸をきれいにしている。

今回、7月、資料4のほうも7月1日から7月31日、久場から屋宜まで護岸整備をしました。

②は拓南製作所のところは、職員の皆さんがきれいにしております。

中城モールから久場公民館下の護岸は、久場のボランティアで整備をしている。

こういう形できれいにしまして、それで、この時に整備費、飲食代、大体7月30日まで約20日間ですね、午前中、整備費と飲食代、草刈りの刃など消耗品、燃料代約8万円をボランティアの皆さんが負担している。

また、8月、さきの台風で中城モール周辺の護岸の砂、石が散乱したので、3万円ボランティアの予算で整備をしています。

中部土木事務所から中城村役場に海岸海浜浄化業務補助金90万円があります。この補助金で草刈り作業など整備する考えはないでしょうか。また、ボランティアの皆さんが維持管理、飲食代、消耗品、燃料代を割いています。中部土木事務所にボランティアの皆さんの支援要請はどのように考えますか。今後の取組として説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 住民生活課長 仲村盛和。

○住民生活課長 仲村盛和 お答えします。

中部土木事務所からの委託金があるんですが、それは海岸漂着物の処分にほとんど利用してまして、ほかの経費として充てるのはちょっと厳しいのかなと思います。

これまでどおり、またボランティアの力を借りながら、そういった処分をやっていきたいと考えます。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 この整備の目的は、村民の健康づくりと中城の観光振興を図るために整備をしていますので。

ボランティアの人たちが好きでやっているという考え方はやめてもらいたいなと思っています。私たちは早くやめたいけれども、もしやめた場合に、村民の健康づくりに支障がある、来たすんじゃないかなということで整備をやっていきますので、今そうした支援がないものだから、困っているような状況です。

ぜひ中部土木事務所にそういった維持管理の要請とか、お願いをし、もしできるのだったら中部土木事務所がやってもらって、県の管轄でするので、県の管轄で中部土木事務所がやるべきだと思っていますので、それをお願いします。

次、③です。児童公園、登又児童公園の遊具設置について質問します。

登又児童民生委員から、児童公園に設置されている滑り台の枕の鉄骨が腐食していると。現在は砂を埋めて応急処置をしている。また滑り台に上がる木材やブランコをつり下げる部分は資材などの劣化が見られる。

子供たちが安全に遊べるように、早めに対策をしてほしいという要請があるが、修繕の維持管理費で整備できないでしょうか。もし維持管理費がなかったら、12月補正で整備できないでしょうか、伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

今年度、遊具の点検を行いますので、遊具ごとの損傷具合を確認して、優先順位を決めて対応していきたいと考えております。場合によっては、維持管理費の範囲内でできるものがあれば対応していきたいとは考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今、課長がおっしゃったように現場をちょっと確認して、ブランコのところ腐食やっているのもそうで、もしブランコのところとか滑り台が腐食やっている危険箇所がある。子供たちの安全を守るために遊具を設置していますので、そういった危険性があるものは早めに現場へチェックして行って対策を取ってください。

それで、今、都市建設課の職員の皆さん、それから呉屋課長を先頭に対策をしてもらっている。それから、他の課の職員の皆さんも台風6号の被害対策として頑張っておられる。

村民の福祉向上に努めたおかげで、災害の軽減が図られています。お疲れさまでした。ありがとうございます。

それで、次、③の自治公民館の書記を配置して活性化を図るについて質問します。

原因は、村の各種団体、子ども会、青年会、婦人会、団体が少ない原因は、最大の原因は何ですか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

先ほども言いましたように、核家族化とか、あと生活の多様性とかいろいろな要因があると思います。そういったことで、比較的若い世代の人たちがそういう地域の行事への参加などから離れつつあるのかなというふうに考えております。そういったものが原因かと思えます。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 各種団体の会長と副会

長は今、たくさんいますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

各種団体の役員の成り手は、昨日の護議員の答弁とかでもお答えしていますが、なかなか役員の成り手がないというのが現状です。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 まず原因を把握しないと前に進まないと思いますので、青年会とか婦人会なぜ低迷している、なぜ老人クラブは活発か。それは原因は会長、副会長の役員の成り手がない現状です。そういった現状で組織が活動できない現状です。生涯学習課を充実させ、リーダー育成をする必要があります。これまで各種団体リーダー育成を図る事業の説明と、生涯学習課として各種団体のリーダー育成を図るためにどういう取組を考えるのでしょうか、お伺いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 一応、各種団体リーダー育成なんですけど、なかなか成り手がないので、まずは人材発掘しまして、その人たちとも意見交換しながら進めていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今、老人クラブでも役員の成り手がなくて、会長を10年とか7年やっている方々がおられます。それで、辞めたくても辞められないような、それは役員がない現状です。そこに手を差し伸べないと、次、老人クラブのほうはあと5年後、10年後は停滞になる。だから、今、生涯学習課が非常に重要視されているんです。

それで、私もリーダー育成の件について質問しましたので、それで、今、村長が言ったように書記の配置の必要というのを訴えていきますので、6町村の中でいないという、そういうの

はやめます。

それじゃ、③ですね。人生100年時代に向けて、公民館活用して生涯学習教育を強化し、リーダー育成を図る必要がある。自治公民館に書記を配置して地域活性化を図る取組について質問します。

これ、総務課長に質問します。本村は、老人クラブは会員が増えている理由は福祉課、社会福祉協議会で各地域で公民館を活用している。高齢者の健康づくり事業、ふれあい事業などが行われている。老人クラブは事務局職員を書記を配置して、高齢者の健康づくりを図っているので、会員が増えている。

人生100年時代に向けて、健康でいるか、寝たきりでいるか、これから先も健康で充実した生活を送っていくには、社会と関わっていく必要がある。

自治公民館に書記を配置して地域づくり、健康福祉づくり、子供の貧困対策、歴史文化事業ができ、地域事業の強化が図れます。

それでは、質問します。自治公民館に書記が常駐することで、地域活性につながると思えますか、伺います。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、お答えをいたします。

書記等を配置することによりまして、公民館を開放することによって、公民館の活用が広がることにつきましては、新垣貞則議員と同じ考えでございます。

しかし、書記等の配置に伴う費用面に関するもので、全て村からの補助金で賄うというのはかなり難しいものでありますので、財政的な部分で各種補助金等の見直し等を考えながら検討はできるものだと考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 今、総務課長がおっしゃったように、令和3年6月議会でも当時の総

務課長は、公民館に書記が常駐することで公民館の活動及び地域活性化につながると答弁しています。

それで、次、生涯学習課長に質問しますので、各種団体は青年会、婦人会、子ども会など各種団体が低迷している。地域で主体的に各種団体の子ども会、青年会、婦人会、壮年会、老人クラブの役員や会員を対象に、リーダー育成を図る事業で、例えば各種団体ボーリング交流会、グラウンドゴルフ交流会、パークボール交流会、それから、体操、大正琴教室、公民館祭りなどを実施し、各地区の公民館に書記を配置して、各種団体の事業や地域に合った生涯学習事業を実施して、リーダー育成を図る。社会教育をはじめ生涯学習振興に寄与し、リーダー育成が図られます。

自治公民館に書記を配置して生涯学習の強化になり地域活性化につながると思えますか、伺います。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。

生涯学習課としては、そういったいろいろな提案をしていただき、そういったものの取組もなるほどなと思いつつ、今後考えていきたいと思うんですが、ただ、書記配置に関しましてはちょっと生涯学習課の範疇でもございませんし、自治公民館に関しましては各自治会で書記配置を考えていったほうがいいのかというふうに考えております。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 僕が言いたいのは、今、各種団体の青年会と婦人会とか、役員がいないですよ。それで、地域が活性化することで村も活性化しますので、だから、今、公民館にこういった形で、必要性の話をしていますので、僕はね。活性化しますか、しませんかという話です。

それでは、教育長にお伺いします。

教育長は議会で、「人は人がつくれる」と言っています。各種団体は役員が成り手がなくて、組織が低迷しているということは、地域の活性化の停滞につながる。これからの時代は、各地区の公民館を活用した生涯学習を充実させ、地域のリーダー育成の強化を図る必要があります。

本村は、今、地域のリーダーが少ない状況です。公民館を活用して、地域の集まりに参加したり、趣味の活動に打ち込んだり、会話を楽しんだり、体を動かす、一連の行動が健康づくりにつながります。

新しい事業をやるには、モデル地区を指定して学ぶ。学んだものを各地区で学ぶ。山びこが山びこを呼び、地域の活性化につながる。村の全体は財政的に厳しいと思います。教育長はモデル地区を指定して、中城小学校、津覇小学校、少人数学級を取り入れて、全国的に広げて地域活性化を取り入れました。

これからの時代は各地区の公民館を活用した、中城村のリーダー育成を図るために、久場地区をモデル地区に指定して、書記を配置して、生涯学習強化を図る考えはないでしょうか、お伺いします。

○議長 伊佐則勝 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 教育委員会の取組として、リーダー育成という取組としては、福智町、旭市との児童の交流、それからE S Lキャンプ、海外短期留学等、行事であったりとかいろんな活動を通して、生徒会、児童会の活動を通して、リーダー育成をやっているところです。

自治会に関しては、自分の経験上、あげな中学校が校区の全ての自治会に書記が配置されていました。ですから、いつ行っても公民館に、自治会長がいらっしやなくてもいて、学校の学校便りであったりとか、自治会の便りだったりとかを交換して、いろんな取組ができました。確かに非常に素晴らしいことではあるというふ

うに考えています。

直接、書記を配置したらリーダー育成できるかどうかというのはちょっと疑問ではあるんですが、確かに地域の活性化の面からは書記を配置するというのは大事なことだというふうに思っています。

これは教育委員会だけの問題ではなくて、関係課ですね、予算面もありますし、そういったところをやっぱり考えてやらないといけない部分がありますので、こちらとしては、私としては非常に地域活性化をするためには大事だと、今までの経験上そういうふうに思っていますけれども、全体でまたこれは検討しないといけない事項ですので、そういうふうに思います。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。時間近くなっています。まとめてください。

○5番 新垣貞則議員 最後に、村長に。

私は毎年のように自治公民館に書記を配置要請をしています。地域のコミュニティーが薄くなり、地域活性化の停滞になります。こうした課題を解決を図るために、ぜひ公民館に書記が必要です。各地区の公民館を活用して、地域の人たちが地域の行事をつくる。石原昌雄議員が言ったように、当間の綱引きを見て私も感動しました。子供からお年寄りが協働した素晴らしい事業です。

こうした事業を各地区の公民館を活用してやれば、リーダーが育つ。リーダーはイベント事業をしながら育ちます。自治会長だけではこうした事業はできないと思っています。地域活性化を図るために、久場自治会長からも公民館に書記を配置してくれとの要請があります。

公民館に書記を配置して、地域づくり、福祉健康づくり、教育づくり、子供の貧困を取り、歴史文化事業をし、様々な事業の強化が図れると思っています。

村長の目指す住みよい町、住み続けたい町になると思います。村全体で予算的に厳しかった

ら、久場地区をモデル地区に指定して、書記を配置することを考えられないでしょうか。今後の書記配置とか、村長の考え方をお聞かせください。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

冒頭でお話ししたことが主な答弁にはなりませんけれども、今、教育長がお話をした、書記が必要な部分も当然あるということですから、これは私もそうだとは思っております。

そこには、先ほどまた総務課長からの話もありました。多少の見直しとなれば財政が伴ってきますから、その財政の見直しも含めて議論はすべきであって、ただ単純に書記を増やす、その分、財政的な部分が出てきます。地域の活性化にはつながる。必ず、そこにはいろんな形の、じゃ、今言ったように、あちらを立てればこちらが立たないみたいなのところもあるかもしれませんので、これはこれからみんなの意見を集約しながらやればよいとは思いますが、いい形があれば、また議員、いろいろ御提案していただければと思います。

○議長 伊佐則勝 新垣貞則議員。まとめてください。

○5番 新垣貞則議員 今、村長が言ったように、その予算的な課題があると思いますので、それをまずモデル地区に指定して、そこから広げたほうがいいかなと思っています。

それで、私はぜひ書記を配置してもらいたいなと思っています。行政の皆さんは、新しい事業をやる場合にはチャレンジすると言います。私たち議員にも公民館に書記を配置して地域活性化を図るためにチャレンジをさせてください。

チャレンジなくして成功なし。チャレンジすることが地域活性化を図るにつながると思います。久場地区をモデル地区に指定して、書記配置を支援をお願いします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長 伊佐則勝 以上で新垣貞則議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

散 会（15時25分）

令和5年第5回中城村議会定例会（第7日目）

招 集 年 月 日	令和5年9月8日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和5年9月14日（午前10時00分）		
	散 会	令和5年9月14日（午後2時14分）		
応 招 議 員 （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	小橋川 恵 美	9 番	大 城 常 良
	2 番	玉那覇 登	10 番	比 嘉 麻 乃
	3 番	比 嘉 護	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	桃 原 清	12 番	金 城 章
	5 番	新 垣 貞 則	13 番	新 垣 博 正
	6 番	安 里 清 市	14 番	新 垣 善 功
	7 番	新 垣 修	15 番	石 原 昌 雄
8 番	屋 良 照 枝	16 番	伊 佐 則 勝	
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	15 番	石 原 昌 雄	1 番	小橋川 恵 美
職務のため本会議 に出席した者	議会事務局長	比 嘉 保	議 事 係 長	辰 さおり
地方自治法第121 条の規定による 本会議出席者	村 長	浜 田 京 介	こども課長	比 嘉 昌 子
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	まちづくり推進課長	金 城 勉
	総 務 課 長	大 湾 朝 也	都 市 建 設 課 長	呉 屋 克 行
	住 民 生 活 課 長	仲 村 盛 和	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 松 範 三
	会 計 管 理 者	新 垣 忍	上 下 水 道 課 長	仲 村 武 宏
	税 務 課 長	比 嘉 聡	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	福 祉 課 長	照 屋 淳	生 涯 学 習 課 長	渡 久 地 真
	健 康 保 険 課 長	島 袋 かおり	教 育 総 務 課 主 幹	森 本 雅 人

議 事 日 程 第 5 号

日 程	件 名
第 1	一般質問
第 2	認定第 1 号 令和 4 年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について
第 3	認定第 2 号 令和 4 年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
第 4	認定第 3 号 令和 4 年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
第 5	認定第 4 号 令和 4 年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 6	認定第 5 号 令和 4 年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 7	認定第 6 号 令和 4 年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について
第 8	認定第 7 号 令和 4 年度中城村水道事業会計決算認定について

○議長 伊佐則勝 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、桃原 清議員の一般質問を許します。

○4番 桃原 清議員 皆さん、おはようございます。議席番号4番、桃原 清。

議長の許可を得ましたので、これから一般質問を始めます。通告書に従いまして、読み上げて質問を進めていきます。

まずは、大枠1番、新川1号橋工事の件。

①2級村道新川線に架かる新川1号橋長寿命化工事について、当初の工期及び変更後の工期について、いつからいつまでか伺います。

②工期が変更になった原因は何か、伺います。大枠2、災害について。

①先般の台風により、村道新川線が崩壊し、通行できなくなるほどの被害を受けました。

緊急の対応で、2日ほどで水道も復旧、車両の通行も可能となったが、今度、再度復旧工事をする必要があると思うが、今後の予定について伺います。

②今年度8月の台風、大雨の影響で、奥間地内の民家の庭が、崩壊する災害が起きたが、災害対策の進捗について伺います。

③上記民家の近くの歴史の道のすぐそばでも崩壊が起きており、どのように対応するのか伺います。

④以前、宇安里の西側で県道35号線を越えての大規模な土砂崩れの災害があったが、今般、そのすぐ近くの当間地内で、のり面から県道35号線に土砂が寄せてくる兆候が見られる。どのような対策を進めていくのか伺う。

⑤4年ほど前に、北上原地内で土砂崩れにより、数基の墓と人道が埋まる災害があった。

今年の8月に第3回の工事に関する説明会が

行われたが、説明会に参加したか。また、工事の内容を把握しているか伺います。

以上、答弁よろしく願いいたします。

○議長 伊佐則勝 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、桃原 清議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、2番ともに、都市建設課のほうでお答えいたしますが、私のほうで、議会冒頭でも申し上げました、たくさんの議員が御質問がある台風6号の被害状況、あるいは、今後の対策について、少し所見を述べさせていただきませんが、想定を超えたという表現を使いませけれども、ただ、大きな混乱がなく、事なきを得たということもございました。

ただ、今後につきましては、やはり職員の負担軽減も含めて、二次災害につながるような危険性もはらんでおりましたので、暴風時に作業をして、そういうことなどもありましたので、いろいろなそういう経験を基に、次回からはしっかり準備をして、そして、もちろん村民の皆様にも御迷惑もかからないように、迅速な対応をしていきたいなと思っております。

詳細につきましては、また、担当課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 おはようございます。桃原 清議員の大枠1番、大枠2番についてお答えいたします。

大枠1番、新川線1号橋について。

①当初工期は、令和4年10月14日から令和5年2月28日となっております。

工期を令和5年12月末まで変更する予定であります。

②設計と異なった線形での施工を行ったことが原因となります。

大枠2番、災害について。

①新川線は、現在、橋梁掛け替え工事も行っており、崩壊場所の復旧工事を実施すると、迂

回路がなくなり、再度孤立してしまうこととなります。まずは、橋梁の工事を完了させ、その後、本復旧工事を行う予定であります。

②当該箇所は、南部林業事務所のほうで、地滑り防止区域へ指定予定の箇所となっております。防止区域指定後に対策工事が行われると思われれます。

③の箇所につきましても、南部林業事務所のほうで、地滑り防止区域へ指定予定の箇所となっております。防止区域指定後に対策工事が行われると思われていますが、村の管理道路である歴史の道については、道路崩壊を事前に防ぐため、のり面に応急対策を実施する予定であります。

④中部土木事務所へ確認したところ、地滑り防止区域の構造物であり、現場確認を行った上で、必要に応じた対応を検討するとの回答を得ております。

⑤工事説明会には参加しておりません。

中部土木事務所に確認しましたところ、今回の説明会には、墓地参道に関することが中心になるため、村への案内は行っていないとのことでした。

説明会の内容につきましては、今年度の施工方法、手順の説明、御遺骨の回収から引渡しに関する説明、現場への立入りに関する注意事項の説明、墓地参道の復旧に関しては、土砂で埋没している参道は、県の事業では復旧することはできないことを説明したと確認しております。以上です。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 今回の一般質問は、橋の工事の現場と台風6号の災害の現場だけについてなので、都市建設課だけに質問ということになりました。課長、頑張ってください。

まずは、大枠1の①について。

この橋梁は、今年に入りまして、長いこと工事が止まっていたということがあり、それで、地域住民のほうも一箇所は通行止めになってい

るわけですから、割と不安がっているような話が出てきたりしたものですから。

それで、工期変更については、地域住民に紙のお知らせ等をよく工事で使っていますが、そういうものを使って、周知をしてあるかどうか伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

書面による通知は行っておりませんが、周辺の方には、口頭での説明は行っております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 長いこと通行止めということで、地域住民に迷惑をかけているわけですから、今後の予定については、十分に周知をしてくださるようお願いいたします。

次は、大枠1の②について。

設計と違った線形というのは、設置ポイントが違うということですよ。

では、現在、その原因でちょっと施工が違ったということですから、どのような対応をして進めていくのか伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

現在、設計事務所も含めて、この線形の違いというものに対して、対策をどういうふうにやっていくかというのは、ほぼ確定しつつあります。それに向かって復旧工事を今後実施していく予定であります。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 土木工事とか建築工事、工事現場では、様々な問題が起こることというのはよくあることではあるんですよ、よく起っても困るんですけども。要は、そのときにどのように対応したかが一番肝腎だと思います。

工事の担当者は、工事が進捗する場合のポイントにおいては、常に立会いをして進めていくように、今回の工事だけに限らず、工事の担当者というのは、常に立会いというのを重視する

意識を持って、進めていっていただきたいと思います。

大枠1については以上です。

次、大枠2、①について。

新川線は2級村道であり、そばを普天間川が流れてはいますが、以前からもう土地はしっかりした場所ではあります。

しかし、今回、台風6号のときに、道幅の端から端まで全部が崩壊しておりまして、そこからまた20メートルぐらい離れたところに、そこでもまた、道の3分の1ぐらい崩壊した箇所があります。今後も崩れるおそれがないか、懸念される場所ではあります。

こういう村道の崩壊というのは、原因としては、どういうものが考えられると思いますか、伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

新川線につきましては、桃原議員もおっしゃったとおり、そばに普天間川が流れております。

今回、台風で倒木とかそういうのがあって、普天間川に倒木が多く流れてきて、普天間川の水流を阻害して、そちらから道路が浸食されたのではないかと思います。

そういうものが、今回は要因になったのではないかと考えております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 今、普天間川の影響かということがありましたけれども、実際には、現場は、川が少しだけ蛇行している。内側になっていますから、水が強く当たるといことは少なかつたのではないかとは思いますが、原因は誰も本当は分からないので。

ただ、よく道路が崩壊する原因として、一番よく知られていることが、安里の上の崩落のときもそうでしたけれども、舗装面に亀裂が生じて、そこから水が浸透して、崩壊が起きるというのが一番多い事例ではないかと思えます。

新川線は2級村道で、重要な生活道路ではありますが、舗装が剥げてなくなった場所も多く、相当に凸凹がひどい状態ではあります。

以前、これも私、議員になったときに質問したときに、村長からちょっと話があったんですが、新川線がひどいということで、一回改良工事をしようという計画もあったらしいんですが、もろもろの状況で、それは取りやめになったという話を聞いたことがあります。ただ、改良工事をしようとするぐらいですから、相当にひどい状態というのは、皆さん御存じだと思います。

北上原は、この凸凹の道というのがたくさんあるんですよ。それでも、この新川線の場合は、2級村道でありながら、凸凹が多い。アスファルトも剥けているほうが多い。ちゃんとした舗装ではないような状態ではあります。

以前、改良工事をやろうとして、駄目になったということなんで、今回は、改良工事をしてくださいという要求するものではありませんけれども、切削をして、アスファルト舗装を計画していただきたい。

これは、舗装工事でしたら、補助金で何とかできますよね。改良工事になると、土地の問題とかいろいろな問題が出てくると思うんですが、まずは、北上原、道の悪いところたくさんありますから、一つ一つ、ここは2級村道でもありますから、まずは舗装工事、計画を進めていただきたい。

舗装工事というのは、補助金対象ではありませんよね。それをちょっと伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 舗装工事というものではなく、現在、村内にある村道の中で、何十年前に、今の舗装構成の基準を満たしていない道路というのが、かなり村内でもあります。

それに対して、現在の基準に合った舗装構成でやり直すという舗装構成改良事業というもの

がありますので、それを活用して、今、南伸線とか、次年度から新垣中央線とか、そういうものを活用して、本来の基準に合った舗装構成に改良していくという事業がございます。

今の新川線につきましても、もしかしたらその一部だけ舗装構成が全然足りていなかったかもしれないというのも、陥没の原因になることも考えられますので、この舗装構成改良事業を充てて、やっていくというものは、交通量とか、そういうのも勘案しながら、今後検討していくものではあると思われまます。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 こういう時代ですから、なかなか道路の改良工事というのは、着手も難しいかと思うんですが、まずは、2級の村道ですから、普通のアスファルトの道路にしてください。

大枠2の①は以上です。

次、大枠2、②、再質問を行います。

この②の箇所というのは、今回、ある民家、奥間なんですけど、北上と奥間の境目になっていまして、地番は奥間なんですけど、家があって、庭がありまして、庭の端のほうが大体3メートル、4メートルぐらい広いところで、高さが2メートルぐらい落ち込んでいるんですよ、これが二、三十メートルぐらいの長さで。滑ってすぐ落ちたような感じになっているんですけども、大変危険で。

この場所、奥間は中部土木がやっているところ多いんで、災害対策を。中部土木へ行きましたら、こちら、南部林業事務所が担当しますということで、南部林業事務所に行きました。

話聞いたところでは、北部林業事務所というのは、ヤンバルのほうで、よく治山ダムとか砂防ダムの工事はよくやっているみたいではあるんですけど、南部林業事務所は、実は初めてなんですよみたいなことを、担当、言っていたんですよ。これを災害区域に指定して、対策工事を

するという経験はあまりないですと。

それで、私のほうには、これを急ぎ危険区域に指定をして、そこからではないと今度予算も下りないんで、早めに進めていきますとは言ってはいましたけれども、まず、村にも十分に話を通してくださいと言われてました。

奥間では、中部土木と南部林業事務所と一緒に説明会をやったんですかね。それは、課長、御存じですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 桃原 清議員のおっしゃるとおり、奥間については、中部土木事務所と南部林業事務所によって、2か所による地滑り防止区域の指定箇所がございます。

9月5日に、奥間地区について、中部土木事務所のほうで、地滑り防止区域指定の説明会を行いました。その際に、南部林業事務所も同席して、同じように説明を行ってはいました。以上です。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 南部林業事務所の担当は、正直なことを言いますと、あまり経験はないですよみたいなことを言っていたんで、ぜひ中城村も、中部土木事務所に依頼しながらいろいろ進めていくわけですから、その知識はもしかしたら南部林業よりあるかもしれない。一緒に進めていきたいということでしたので、十分に対応していただけますか、課長。どうですか、南部林業に対して。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 中部土木事務所も交えながら、中城村も南部林業事務所と調整しながら、進めてまいりたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 今の箇所については、課長、よろしく願います。

続きまして、大枠2の③。

大枠2の③は、この場所は村道坂田線、消防

学校の近くの道なんです、そこから歴史の道に入りまして、新垣側に向かっていくのではなく、南上原側に向かって入っていくんですが、歴史の道を。100メートルぐらいですか、それがあるか、ないかぐらいの距離で、歴史の道のすぐ近くまで崩落しているんですよ。その崖が、歴史の道と1メートルあるかないかぐらいの近くまで迫っているものですから、大変危ないんじゃないかと。

相当なる危険が危惧されますので、ここで質問したいのは、歴史の道の現在使われている歴史の道の位置というのは、本当のハンタ道だったのか、もともとの里道なのかを伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 現在の桃原議員のおっしゃられる箇所につきましては、もともとの里道を使って、歴史の道として整備している道でございます。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 もし、そういう場所であれば、よく家を建てるときにセットバックみたいに、崖から後ろのほうにバックして造れないかということもちょっと考えたものですから。

ただ、今のままでは、大変危険な状況にならないかということもあるもので、臨時で、都市建設課のほうで対策をしようとしているのは、どういうことをやろうとしているんですか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 現在まだ、南部林業事務所のほうは、地滑り防止の指定も行っておりませんので、今からのものになると思われれます。工事までには、数年かかるのが予想されますので、これ以上浸食されないように、のり面が裸地となっている部分を保護する措置を講じようと思っております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 今のままでは、また、

危険な状況にならないかという危惧はされますが、あと、そういう場所では、村長、歴史の道なんです、ちょっと危険かなと思ったときには、通行禁止などもできるんですかね。どこからどこまで通行禁止、歴史の道。だんだん崖が寄ってきた場合は、危ないんじゃないかということもあるわけですから。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 歴史の道に関しましては、以前も浸食され、階段が壊れていたりとか、ゴルフ場の近くでそういうのがあって、通行止めにしたことはあります。

今回も危険であると感じられる場合は、通行止めの処置も考えていきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 今のこの崖崩れのほうから一番近いところの歴史の道、そういうところは、もともとはその場所だったということであるにしても、だんだん危険な状況になれば、崖から少し離れたところの位置に、歴史の道を造り直すということも考えられるのでしょうか。お願いします。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 崩壊などにより、道が今後存続不可能であると考えられた場合、それからの検討になると思われれます。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 分かりました。③は以上です。

続きまして、大枠2の④。

これは、以前、安里の上のほうで、何年ぐらい前ですか、十七、八年前ですか、大きく崩れたのは。その場所のここから向かって稜線1本挟んですぐ右側です。そこは、当間地番になっておりますが、その件が、ちょっと土砂が押し寄せているということで、その件についての質問であります。

この場所は、金網のフェンスのようなもので

大体1メートルぐらいの四角、円柱みたいに作った籠の中に、石をたくさん詰めたもの、これを「ふとんかご」というんですが、これを4段ぐらい積み重ねて、今、養生されているんですが、一番下のふとんかごが、ちょうど90度回転したように真ん中から、のり面側からの土砂に押し寄せられて、回転したような状態になっています。

土砂がふとんかごを越えて、今、車道側に大きく寄せてきておりまして、その土砂を止めるために造られた構造物が、今壊れています。

これは、今回の台風のせいということではなくて、もう時間がたっているゆえに、押し寄せたものだと思いますが、これが今回台風で皆さん御存じのように、あちこち災害が発生したということで、そこも見に行ったんですけども、これは危険な兆候ではないかと思ひまして、中部土木事務所に行ったわけですが、維持管理班では、今の状況を確認し、今後変化があればすぐに対応できるよう、パトロール時には常に注意していきますと。中城村の役場とも連絡が取れるようにしていきたいので、役場にも話をしてください。

中部土木がそういうふうと言っているわけですから、執行部のほうでも現場を注視して、また、その上の坂田線の亀裂、安里の上が崩壊したときというのは、崩壊して途中途中が、坂田線ほうで亀裂が入って、それでそこから崩れていくという、崩れた範囲というのはそれで広がっていったというのがあるものですから、今回も村のほうでは、県は村道までは見に来ませんから、この箇所の上の坂田線のほう、実際、亀裂はありますよね、あの辺は。それを注意してほしいというのがあります。

その点については、継続して、都市建設課、注意していけるかどうか、それをちょっと伺います。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 桃原 清議員のおっしゃられますとおり、引き続き坂田線のほう、亀裂等のパトロールを行い、注視してまいります。

○議長 伊佐則勝 桃原 清議員。

○4番 桃原 清議員 これまでの話の中で、南部林業の件でもそうですが、中部土木に対しても、執行部のほうでは一緒に進めてくださいということは何回も言いましたが、これが実は今週、奥間のほうはいろいろな工事がありますよね。今週、奥間地滑り対策工事でしたか、R5-1、今年度の一発目の工事なんですけど、今週それが入札予定で、発注されたんですけども、2日前でしたか、実際には辞退者が多くて、応札者は会社1者だけで、入札が流れてしまいました。復旧工事というのは、こういう感じでよくあるんですよ。

昨日も、貞則議員からの久場崎の海岸線の砂防工事の話もありましたけれども、防災、砂は何と言うんですか。砂防ネットですか、砂防ネットの工事の件がありましたけれども、その件も、中部土木が発注したときに、よく工事が流れるということがあるんですよ。

ですから、県が発注するときは、市町村も一緒になって、頑張ったほうが、地元業者が取ったりとか、前に進む確率も少しは上がるんじゃないかなど。

今週の奥間のあの地滑り対策工事、これが1件、今年度一発目が流れてしまったものですから、ですから村もできるだけ県に協力しながら、やっていただきたいというのがあります。

④については以上です。

次、大枠2の⑤。

これは、北上原の土砂崩れで墓が4基埋まってしまったという件なんですけど、何回か説明会を持って工事をして、説明会を持って工事をしてということをやったんですけど、大きな工事が終わりました、今残っているのが、墓4基埋ま

っていたうちの3基は、遺骨なども出しましたけれども、1基はまだ掘り出していないのがあります。

それと、そのすぐ近くに、6基から7、8基ぐらいですか、墓があるんですが、そこに登っていく参道がまだ埋もれていまして、これを掘り出さないといけないということが残っています。

ただ、この埋まった墓地の参道に関しましては、県では、予算は出ないということ、説明会での結果で、さっき課長が話ししましたけれども、参道復旧に対しての予算は、県からは出ないんですよ、あれは個人のものだったということで。

ただ、中部土木の担当班には、そういうことは言っても、道が通れなかったら意味ないですから、掘り出して参道を出すときには、受注業者と一緒に、県も一緒に、参道用の予算は出なくても、整備する予算ということでごまかして、何とかきれいにちゃんと通れるようにしてくれないかという話は、中部土木のほうにはしたんですが、その件については分かりましたと。ちゃんと道として通れるように業者と一緒に進めていきますという返事はもらっているんで、ちゃんとやってくれるのではないかという事は思っています。

今回、台風6号というのはありまして、全部、都市建設課 呉屋課長に質問を投げかけましたけれども、今日の質問はこれで終わります。以上です。

○議長 伊佐則勝 以上で桃原 清議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時37分）

~~~~~

再開（10時50分）

**○議長 伊佐則勝** 再開します。

日程第2 認定第1号 令和4年度中城村一

般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、9月8日に説明済みですので、これから質疑を行います。

まず、歳入について一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

15番 石原昌雄議員。

**○15番 石原昌雄議員** それでは、歳入のほうで質疑を二、三点させていただきます。

11ページ、歳入の村税のところですけども、村税の特に村民税、個人分が大分伸びています。法人分も伸びていますけれども、収入未済額も大分今年度はあるようで、収入未済額についても、今後どのような形で徴収していきたいのかというところもお願いしたいと思います。

次に、18ページの下の方のゴルフ利用税の交付金です。近年は2,700万程度で推移していますけれども、このゴルフ利用税についても市町村が頑張れば、もっと利用税が入る税だと思うんですけども、村としてこのゴルフ利用税をアップさせることも検討していくのか、しているのかをお願いします。

3点目に、22ページの14款の使用料等々についてですけども、保育所使用料の中で、収入未済額が出てきます。かつては保育所使用料は、ほとんど公立保育所の保育所使用料だったと思うんですけども、近年は、認定こども園等々も合わせてだと思えるんですけども、この未収入が出た原因とか、どこの施設なのかも教えてもらえたらと思います。

以上3点お願いします。

**○議長 伊佐則勝** 税務課長 比嘉 聡。

**○税務課長 比嘉 聡** お答えいたします。

収入未済額の徴収についてということで、これまで徴収の担当のほうで、臨戸訪問とか督促とかということで、アクションを起こして、その反応によって相談等につなげて、分納とかそういった形を進めてきていますので、今年度

につきましても、こういう徴収に関しましては、県税の併任業務と合わせて、県税と一緒にやって、臨戸を訪問したり、そこから相談につながりということも継続して進めながら、また、これまで取り組めていなかった預金調査とか、そういった部分も含めて、徴収率の向上に向けて取り組んでいきたいと思いますが、やはり大事なのは、また、納税ができるかどうかという部分も含めて、相談を確実に進めながら、徴収率向上に努めていきたいと考えております。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは決算認定のページ18、ゴルフ利用税交付金についてお答えします。

取組については、現在、特別に何か実施しているということはありませんが、中城村においては、オーシャンキャッスルゴルフクラブがありまして、そこで利用される方に対して課税される利用料の一部が、村に交付されるということですので、利用者がやはり多く利用されると、交付額も多くなってくると思います。

現在、オーシャンのほうも利用者も多いということもありますが、今後については、この取組が、利用が増えるかどうか分からないんですが、ふるさと納税の部分で利用できるように、現在調整していますので、そういう取組も含めて検討はしていきたいと考えています。以上です。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 収入未済額の件ですが、村内の公立保育所1か所と私立の保育所2か所の収入未済額がありますので、今後また、保育料の未納の分の徴収の通知等をして、徴収が向上するように努めてまいりたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 15番 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 村税についても、ちょっと資料を読ませてもらったんですけども、

11月から徴収月間とかいうふうな形で、取り組んできましたということなんですけれども、ぜひ三役も含めて、税の徴収には、キャンペーンとか、やってほしいと思います。

県とか那覇市なども、トップも合わせて、月間の初めには、ぜひ納めてくださいよみたいなアクションを起こしていますので、担当課としても、そこら辺まで併せて取組をやってほしいと。

ここは一般会計ですけども、国保税についても、ある意味では同じことだと思うんで、国保税の徴収等々についても、そういう月間とかそういうのを一緒になって、今言った保育料の徴収についても全く同じです。そういう年度の後半に向けて、取りあえず現年度分を頑張らんと、未納になってしまいますから、そういうところは頑張ってほしいと。

幸いに、税込総額は、毎年村は伸びているんで、一般財源は確保はできると思うんですけども、でも、徴収率と税源が上がるというのは別の話だから、頑張ってほしいと思います。

あと、ゴルフ利用税についても、いろいろな形で取組を始めていってほしいと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、歳入の24ページ、公園使用料の糸蒲公園の使用料。この内訳、少し教えてください。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

糸蒲公園使用料に関しては、パークゴルフの使用料となっております。

○議長 伊佐則勝 12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 パークゴルフ場の収入だと思うんですけども、今、水道管のタンクを造り換えして、また復旧するんですよね。年間、この利用だけで、また復旧するのかどうか

か、これから考えなければいけないなと思って、今質問しました。

ぜひ検討してください。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

次に、歳出について質疑を行います。

歳出1款に対する質疑はありませんか。1款については、総務常任委員会は質疑できません。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出第2款に対する質疑はありませんか。2款については、総務常任委員会は質疑できません。

12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは、2款1項1目12節、66ページ、行政事務委託料、その内訳をお願いいたします。

それと、2款1項4目の11節委託料、庁舎清掃委託料、その業者名とかお願いします。

一番下の公共施設草刈り業務委託料、その委託先。

以上です。お願いします。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それでは、ただいま金城 章議員からの御質問でございましたことにつきまして、お答えをいたします。

まず、66ページ、行政事務委託料につきましては、事務委託者に対するものでございます。こちら、毎月の委託料と6月、12月の期末部分のものでございます。内訳につきましては、これは、字ごとにということでしょうか。

(「全部もらえますか、後で」と言う声あり)

○総務課長 大湾朝也 後で御提供したいと思います。その分になっております。

続きまして、72ページでございますけれども、庁舎清掃委託料、こちらにつきましては、この本庁舎の清掃委託になっております。業者につきましては、申し訳ございません。今、ちょっと業者名を持ち合わせておりませんので、こち

らも後で御提供をしたいと思います。

公共施設草刈り業務委託料につきましては、シルバー人材センターのほうに委託をしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 12番 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 そうしたら、もう一度だけ。

庁舎は、本庁舎だけは予算に載っています。周辺整備の予算が分からないものですから、それで、周辺整備、外構の、その予算がちょっと分からないものですから質問しました。そこも教えていただけますか、予算。

○議長 伊佐則勝 総務課長 大湾朝也。

○総務課長 大湾朝也 それではお答えをいたします。

先ほど公共施設草刈りにつきましては、駐車場のほうになっております。庁舎の外構ということでもありますけれども、こちらにつきましては、都市建設課にいる清掃作業員を活用して行っております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

「質疑なし」と認め、これで質疑を終わります。

歳出3款に対する質疑はありませんか。3款2項児童福祉費、1目から2目、児童福祉総務費、児童措置費については、文教社会常任委員会は質疑できません。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、3款について質疑をいたします。

まず、110ページです。これの備考の一番下のほうです。学童保育巡回指導員、158万5,331円あるんですけども、その中で不用額が43万9,229円あるんですけども、これは県の学童を巡ってという話で、前回伺っているんですけども、これの成果説明書を見ても、その中にもないものですから、一つ一つを回り、指導した結果、報告書とかそういうものが存在するの

かどうか、ちょっと伺いたいと思います。

それから2点目、120ページです。これの中頃にあります子育て世帯の臨時特別給付金830万円のものがあるんですけども、その中でも、これは申請支給ということで、1世帯当たり10万円、83世帯分ということを狙っているんですけども、これが不用額が1,620万あるものですから、この中で対象世帯ではあるんですけども、申請がなくて1,620万円不用になったのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

3点目、主要施策の成果説明書なんですけれども、これの43ページの中に、子供の貧困緊急対策事業というのがありますけれども、これは成果のほうは、令和4年度支援世帯数ということで、14世帯の36名を支援したということなんですけれども、ちょっと私が気になったのが、その横の課題と改善等の中に、読み上げますけれども、教育委員会配置の子供支援員とこども課の子供支援員との横のつながりが希薄であると。お互いの業務に関する相互理解を得なければならないということですね、得るということは。

平成28年度から立ち上げた子どもの未来支援会議が十分できていないということで、これの運営状況の把握が難しく、近況報告は遅れており、連携が十分ではないということで、大分これ読んだ時点では、相当心配するものですから、これも平成28年から立ち上がって、相当の年数がたつんですけども、そのちょっと内訳、窮屈になっているのかどうか、そういうのも含めて、以上3点、伺いたいと思います。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 歳出110ページの右下のほう、学童保育巡回指導員の158万5,331円につきましては、特に報告書というものは作成しておりません。会計年度任用職員を雇用しまして、学童クラブを巡回しまして、補助金が適正に執行されているか、例えば、支援員とかス

タッフの出勤簿を確認したり、そういう会計処理などの指導を行っておりました。

こちら単年度1年、令和4年度のみ実施しておりますので、特に成果報告書は作成しておりませんが、この1年間をかけて、会計処理などの指導を実施しておりました。

続きまして、120ページ、子育て世帯臨時特別給付金830万円で、不用額が1,600万近くありましたけれども、こちら案内を忘れたとかではありませんで、予算の当初の令和3年度の見込みの誤りによって不用が出たということで、必要な家庭には、全て給付はいたしております。

続きまして、成果報告書43ページの教育委員会とこども課の子供支援員との定期的な密な会議等がなかったというのがありますし、コロナ禍でここ3年ぐらい、未来支援会議も令和4年度のも、年度末にやっと1回開催できたということがありますので、今後、この課題を改善できるように努めてまいりたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 では、1点目、110ページのほうからです。

これも支援員の予算、会計処理だけということなんですけれども、やはりこれは、中身のほうが重要でして、学童保育を回って、この任用職員になると思いますけれども、その方の話を聞いてどうでしたかということも、担当課としてはぜひお聞きしてほしいなど。

予算を処理したから、このままこれで終わりですよというのではなくて、しっかり対応したと思うんですね、各学童クラブ回って。その中で何か違ったこと、あるいは、課題とかそういうのもありましたかというのは、ぜひもう一回問い直してほしいなということあるんで、それちょっとできるのか、もう一回伺いたいと思います。

120ページです。

そこは見込みがあったということで、100名

ぐらいまで、対象の方々も全てできたということなので、取りあえずほっとはしております。

あと、成果説明書の中で、コロナ禍で3年余り未来会議も行われていないだろうと、そういうふうに思っているの、ぜひ今後、やはり題目にもありますとおり、子供の貧困緊急対策事業ですので、そこるところもしっかりと会議を持ちながら、改善すべきは改善し、提案するところはぜひ提案してほしいというところも、行政のほうから支援会議のほうにも投げかけていただきたいというふうに思っているの、1点だけ回答をお願いします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 補助金の執行に基づく出勤簿であったり、そういうふだんの会計処理のことは見て、そして、それを報告を受けていますので、特に問題はなかったというふうに私たちは報告を受けております。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 先ほども聞いたんですよ、会計報告は分かりましたと。その方が回った結果を、ぜひ担当課でもう一回調べてほしいなど。回った結果どうでしたよと。

これはお金の問題ではなくて、各学童回って、何か違和感があったのか、それとも適正にしっかりと行われていたのか。そのあたりのことをちょっと調べてほしいなということですので、そこをぜひ点検して、任用職員の方ですか、その方にもっと聞いてほしいという要望ですので、そこはもう一回やってみてください。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 主要施策の成果説明書の中の29ページ、大城議員と大体似たところではありますが、学童クラブについて、学童クラブ運営事業の成果なんですけれども、これは、民間のアパートなども活用すると書いていますけれども、家賃補助等も含まれて支給されてい

るのか、この支給される中身についてお答えください。

そして、次の成果説明書の、先ほど未来会議について、43ページです。

これについても、今答弁はいただいておりますが、やはり十分機能させていかないと、子供の貧困対策というのをしっかりと解決に向けて取り組めないのではないかなと私は思っておりますので、その未来会議の中身とメンバーについて、どのような構成をされているのか、お答えください。

あと1つは、不用額の説明書の9ページ、ひとり親家庭学童クラブ利用料助成事業補助金13万5,000円が不用額という格好で上がっていますが、これらの補助金についても、認可外とか認可園というのは、補助の対象になる、ならないが、事細かく分けられているようでありますが、認可外については、一般的に補助の対象にならない項目がかなりあるみたいですが、やはり認可外に対しては、そういったときには手厚く単価をアップさせていくという考え方も成り立つのではないかなと思っておりますが、そういう検討はなされたことがないのか、お答えください。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 学童クラブ運営補助金の中に、家賃補助が入っているかという質問ですが、こちら家賃補助は入っておりません。

その次が、子どもの未来支援会議の構成メンバーということなんです、今ちょっとメンバーの表を持っていないので、すぐは答えられませんが、村内の保育施設と関係機関の方々がメンバーになっていますので、後ほどこの未来支援会議の名簿をお渡ししたいと思っております。

続きまして、不用額の認可外の保育園での支援の件は、今のところは単価については変更の予定はございませんが、今後検討していきたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 お答えいただきましたけれども、子ども・子育て支援事業全般についてですけれども、特に学童についてお伺いいたしますが、認可外については、運営補助金がほばないのが多くて、感染予防とひとり親家庭についてのみですか、この2つが補助対象となっているようですけれども、この運営補助がされないという法的な根拠というのは、ちゃんとあるのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 認可外の学童クラブへの支援につきましては、この学童クラブが、私たちの学童クラブの補助金に関しては、国の基準を満たしたところに支給をする、補助をするということになっております。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（11時21分）

~~~~~

再 開（11時25分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 村独自で決定しているわけではございません。国の基準に基づいて、支給をしているところでございます。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 補助メニューの中には、障害児受入れとか障害児強化とか、いろいろとメニューがあるみたいですが、この認可外学童に対しては、たまたま対象児童がおられなかったのか、もしいた場合は、そこも補助の対象になるのか、ならないのか、それもお伺いいたします。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 先ほどの認可外の学童クラブに、もし特別支援が必要なお子さんが入った場合、補助金交付するののかに関しては、こちらとしては、そういう事例がこれまでなか

ったので、今すぐは答えることはできませんので、特別な支援が必要なお子さんは、認可を受けた学童クラブのほうに申請して、そちらに通っている現状がございます。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

15番 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 私のほうから何点かお願いします。

98ページの委託料の中で、地域福祉計画策定の委託料がありまして、完成していると思うんですけれども、成果についてはどのようなふう

に配布したかどうかをお願いします。
あと108ページで、18節の負担金補助金のふれあい事業の補助金がありますけれども、このふれあい事業の補助金については、どういう基準といたしますか、単価といたしますか、それを少し説明をお願いしたいと思います。

あと、その下の扶助費の中で、食の充実支援事業がありますけれども、先日、台風災害等々については、高齢者、あれは独居老人等々についての見回りの中で、配食サービス等緊急通報システムと、あと、飲料水配布ということで、以前ヤクルトだったんですけれども、ヤクルトがあると思うんですけれども、このヤクルトのほうの決算がどこにあるか、教えてもらえたらというふうに思います。

あと1点、116ページのこれも負担金補助金ですけれども、放課後児童支援員等の処遇改善臨時特例事業、その上の保育士の幼稚園教諭処遇改善臨時特例事業というのでありますけれども、何か3%という基準があつて、そのちょっとした支援する仕組みをお願いします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

まず、98ページの311、12の委託料の中の地域福祉計画委託料419万4,100円なんですけど、こちらのほうは4月で策定が完了しまして、5月には成果物作成をしております。

議員の皆様にも1部配付はさせていただいておりますし、窓口で必要な方には配布しております。また、ホームページでも全データがダウンロードできるように公表はしております。

続きまして、108ページのふれあい事業の補助金につきましてですけれども、こちら補助基準の具体的な中身ということでしょうか。すみません、ちょっと失念しております。

(「何か所でしているかな」と言う声あり)

○福祉課長 照屋 淳 何か所であれば、今16か所のふれあい組織のほうにやっております。中身としては、基本的には均等割と活動割りという形で、基準があります。

活動割りについては、前年度の実績を基に、活動割りの補助金の金額決まるんですが、今、コロナにおいて、なかなか活動ができないという状況がありましたので、令和2年度の実績を基に、ここ3年ほどは同じ単価において、実績を今やっているところです。

3つ目です。ヤクルトの配布事業の決算の項目ということですよ。そちらは106ページの委託料の介護予防事業送迎委託料の下にあります高齢者等保健飲料給付事業63万6,314円、こちらがヤクルトの決算額になります。

○議長 伊佐則勝 こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 116ページの保育士・幼稚園教諭処遇改善臨時特例事業及び放課後児童支援員等処遇改善臨時特例事業につきましては、10分の10の国庫補助でありまして、おおむね処遇改善3%分の補助金を給付しております。

○議長 伊佐則勝 15番 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 資料については、もらった覚えがあつて、ただほかにも配布されているかなという確認をしたかったため。

あと、ふれあい事業についても、定額分と活動分というのがあるんですけれども、確かに資料見ていたら、この二、三年はずっと横ばいな

んだけれども、これは今後活動の参加する人数が増えたら増額になるのか、そこら辺を少しお願いします。

○議長 伊佐則勝 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

ふれあい事業の前年度の実績を基に、来年度であれば令和5年度の参加人数を、利用者さん、ボランティアさんの数、その数が増えればもちろん増やす形になります。

○議長 伊佐則勝 15番 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 固定されている枠を割るわけではないですよ。活動がよければ予算も増えますよという理解でよろしいですか。

はい、ありがとうございます。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

10番 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 それでは、歳出の3款2項1目の116ページです。その中に、保育士正規雇用化促進事業補助金と126万円あるんですけれども、これが令和4年度は何人の正規の保育士が増えたのか伺います。

その下の県外保育士誘致事業補助金がありますけれども、23万4,000円、前年度が8万4,000円だったと思うんですけれども、今回はちょっと増えています。何人分を補助したのかというのをお聞かせください。

2点お願いします。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩 (11時35分)

~~~~~

再 開 (11時35分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

こども課長 比嘉昌子。

○こども課長 比嘉昌子 先ほどの保育士正規雇用化促進事業補助金の126万につきましては、2施設の4人となっております。

続きまして、県外保育士誘致事業補助金ですが、こちら令和4年度には23万4,000円につき

ましては、利用者1人、こちら家族で県外から引越してまいりましたので、家族単位での単価となって、23万4,000円というふうになっております。

○議長 伊佐則勝 10番 比嘉麻乃議員。

○10番 比嘉麻乃議員 安心、安全な保育のためにも、やはり正規の保育士はどんどんこれからも増やしていただきたいと思いますが、この保育士正規雇用化なんです、県からの9割補助ということもありますので、これからもこの保育施設への支援などに努めていただければと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

これで質疑を終わります。

歳出4款に対する質疑はありませんか。所管する委員会は質疑できませんので、よろしくお願ひします。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出5款に対する質疑はありませんか。

7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、歳出5款労働費の中から、すみません、5款ではなかったです。

○議長 伊佐則勝 歳出5款に対する質疑はありませんか。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出6款に対する質疑はありませんか。

7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 すみません、6款のほうで質問させていただきます。

まず142ページの営農継続支援事業補助金88万9,000円。この事業については、202万4,000円という総事業費の中で、今回執行率が悪いように思えるんですけども、質問したいのが、まず対象18戸の何か農業支援を行ったというふうに記載ありましたけれども、対象者は18人しかいなかったのかというまず1つです。

見込みでは不用額の説明では、何か見込みが

減額となったというふうには書かれていたけれども、当初見込み世帯数をどれだけ見ていたのかという、まず1つの質問です。

今度、執行率88万9,000円を18戸の支援を行っていますけれども、この限度額があったのかどうかです。支援する内容はどのような、購入費とか資材購入費など支援の内容、業務内容というか、内容はどのようなものになっていたのか。

この3点をお伺ひいたします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 お答えします。

中城村営農継続支援事業につきましては、新型コロナウイルス感染症対応の地方創生臨時交付金を活用して、事業を行っております。

原油価格や物価高騰の影響を受けている村内の農業者を支援するための事業でありまして、補助金の交付条件が、果樹、野菜等を植付けを行っている方々に、ビニール関係の補助を行っています。補助率は購入費等3分の1以内で、花卉に関しましては、電照器具の器具類に対して2分の1の補助を行っております。以上、対象者は18名となっております。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（11時42分）

~~~~~

再 開（11時42分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 対象者については、ちょっと今把握しておりませんので、後で確認して報告したいと思います。

見込み額の限度額は、これも把握して、後で調べて報告したいと思います。

○議長 伊佐則勝 7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 調べてこいというのもちょっと酷なものですから。

今年も多分補正予算でこの予算を取ったというふうに記憶しているんです。今年もこの補助メニューがあるのかどうか。もしあるのであれば、今年さらにできるのかという点と、もう一つあわせて、この上のほうに、今回一般質問の中でも、物価高騰とか農業支援の中で、台風でビニールがやられたとかありましたよね。

この支援事業の中に、先ほど言った果樹、野菜の中にビニール、購入なのかな、マルチングとかそういったものに対する補助的なものというふうに理解しているんですけれども、今回、資材購入費というのは57万1,000円で、10%の令和5年度予算をもっていますよね。もし仮に、今回こういうふうな同様な交付金メニューがあるのであれば、合わせて3分の1補助でということは33%補助ですね、これは。そうしたら、農協さん、購入資材が10%補助、単費でできるのであれば、合わせて43%というふうに考えるんですけれども、今回要は同様のメニューがあるのかどうか。

合わせて、もしあるとしたらチャレンジして、購入資材10%と合わせて、同様に33%の補助もできるのかというのをお聞きします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 この事業は、前年度コロナ交付金の臨時創生交付金を活用して、農家の皆様方の負担を軽減するという事業であります。

今年度は、このコロナ交付金が充当できない状況でありますので、また、ほかの一括交付金とかそういうのを、来年度に向けてあれば検討して、また、ほかの出荷資材との組合せができるかどうか単費でありますので、その辺も検討していくべきかなと思います。

○議長 伊佐則勝 ほかに。

7番 新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 コロナ交付金、今回はこれはありませんので、できればいろいろなメニューを探していただいて、高額補助で、農家支援ができるように頑張ってください。以上です。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 決算書の140ページと成果説明書の65ページを参照してください。

わった一島ヤサイ生産地強化事業委託料、島ニンジンについて、生産目標が55トン、出荷量が17.7トンという開きがあるようですが、自主流通した部分もあったりすると思うんですけれども、その差というのはどう捉えているか、まずお答えください。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 令和4年度の出荷量が17トン、令和3年、2年は30トン余りありまして、50トンの目標には近づいてはいるんですけれども、特に令和4年度は、ちょっと発芽が悪くて、農家の皆さんが何回も初めは植え替えをしたと聞いていますので、落ち込んでいると思います。

今年度は、まだ植え替えしたとは聞いていないので、前年度並の出荷量がいけるかなと感じております。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 近年、本村の特産品ということで、大々的にPRもしておりますし、やはりこの島ニンジンについては、ほかの農業も大切ではありますが、これだけPRしながら、本村の自慢というような位置づけもありますので、ぜひちょっとオーバーに言えば、肩入れする、もう少し特別扱いするというぐらいの政策も、私は必要ではないかなと思っています。

そういった意味では、少し予算の措置も少な

いんではないかなと思ったりもするんですけども、そういった協議というのは、どのようになされているのか、お伺いします。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 協議は、うちの指導員が農家を回りまして、いろいろ相談はしていると思います。

島ニンジンの普及ということで、村の補助で育てた種子を確保して、新しく島ニンジンを植えたい方々にはそういう配付をして、また種まきから出荷までの取組を、また指導員が行っております。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 生産農家の推移というのは、いかななものなのか。ほかのデータからは10年前とは比較にならないくらい減っているという話も耳にはするんですけども、具体的にあまり議論とか資料で示されたことが少ないんで、お伺いしますが、課長は今何軒の農家が生産しているというのをつかんでおりますでしょうか。そして、向上しているのか、下がっていつているのか、お答えください。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 何軒というはっきりした数字は手元にないんで、後で報告したいんですけども、やはり私の地域、北浜でも島ニンジンが盛んであります。

やはり島ニンジンを作っている方々が高齢化、また、お亡くなりになっているところもありますので、島ニンジンに対して、農家数は減少している状況ではあると思います。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、6款について質疑をします。142ページです。

下から4番目の肥料価格高騰緊急支援事業補助金ということで、5万1,453円。これは、資料見てみたら21件分ということになると思うんですけども、それは、いいことだと思うんですけども、それについて、これは予算が200万以上あるんですけども、これは181万8,000円が繰越しになっているんですけども、その理由を伺いたいと思います。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 肥料価格高騰緊急支援事業補助金につきましては、令和4年度の9月補正で予算が可決されております。年度途中の事業ということもありまして、実績は少ない。

また、価格高騰に対しての補助金でありますので、もともとの値段、100ありましたら、20上がったとしましたら、20に対しての補助になりますので、農家の皆様方が、もう少ないときには農協とかそういうところの情報によりまして、面倒くさいということで事業を使わない方々が多いと。

国からの要望で、誓約書とかまた同意書を求めることになっていきますので、その辺でまた200円、100円をもらうより、申請、同意書、誓約書にサインするのが面倒くさいということで、事業を断る方がいるとは聞いております。

それに代わる新しい補助事業ということで、今年の10月から、化学肥料低減事業ということで、その事業を2分の1補助で500万、10月から開始しますので、それは国から同意書とか誓約書を求めない。もともと堆肥の値段に対して、1キロ幾らの補助、そういうもので使い勝手がいい補助がありますので、その辺をPRしていきたいと思います。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 説明いただいたんですけども、ということは、繰越しになっている

181万円余りというのは、そのまま補助金ですから、使わない場合にも返すのか、あるいはさっき言った新しい500万に振り分けられるのか、そのあたりいかがですか。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 お答えします。繰越した181万8,000円につきましては、もし不用額が出た場合は、もうお返しすることになっております。

先ほど言いました新しい事業につきましては、500万、2分の1の補助、限度額がありますので、一緒には使えない。500万が限度額です。

その分は一応取りあえず500万の交付申請は今年やっておりますので、10月からこの事業が使えます。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 国の補助金はいろいろと手続が煩雑だということも聞いていますので、できるだけ今言った500万の補助金に対しては、村民の農業をやられている方々がしっかりと受け取れるように、しっかり手当てしていただきたいと思います。以上です。

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

歳出7款に対する質疑はありませんか。

(「6款で」という声あり)

○議長 伊佐則勝 6款ですか。では、若干戻ります。

歳出6款に対する質疑をお願いします。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 144ページの16節、これ同意したと聞いたんだけど、不用が出ているんですね。どうなったかなと思って。何か耳にしたのは、地権者の同意を得られた話は聞いたんですけど、不用で出ているんだけど、どういうことになったのかなど。

○議長 伊佐則勝 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲松範三 お答えします。12節の委託料と16節の公有財産購入費につきましては、津覇の十字の所の土地改良で残した部分の道路であります。

2筆でありまして、1筆は相続が難しいということで執行残。もう1筆は、単価を提示したところ、ちょっと安いということで、同意得られず不用額となっております。

○議長 伊佐則勝 歳出7款に対する質疑はありませんか。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出8款に対する質疑はありませんか。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出9款に対する質疑はありませんか。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

歳出10款に対する質疑はありませんか。

9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 それでは、10款について質疑をいたします。

まず166ページ、扶助費19節に、上から2番目のほうです。これは、塾代助成事業ということで、614万8,000円余り計上されていますけれども、その後で不用額が215万ほどあるんですけども、これも、不用額の欄を見てみたら、当初予定人数より減になったということなんですけれども、当初予定した人数のほう、これは中学3年生全員を予定していたのか、それを伺いたいと思います。

そして、もう1点、これも不用額のほうになるんですけども、23ページの役務費のほうで、ノロウイルスの検査手数料ということで、86万1,000円ほど不用額が出ているんですけども、これは検査料を手数料として、4回が1回になっているものですから、この残額ということになるんですけども、これがどういう状況で4回から1回になったのか。

この2点をお願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

まず、決算書の166ページの塾代助成事業の不用額の件につきましてです。

予算措置としましては、お1人1万円の166名。166名につきましては、村内の中学3年生に相当する人数を166名と見込みまして、5か月分を当初予算で計上いたしました。

実績としましては、145名助成対象として支給しております。その残額として、215万程度の不用額が発生しております。

続きまして、不用額説明書の23ページ目の役務費です。ノロウイルス検査手数料の件についてお答えいたします。

今回の当初予算のノロウイルス検査手数料につきましては、お1人1万1,220円の18名分を4回、80万程度の予算を計上しております。

今回は1回の定期検査の分の支出を21名分行っております。残りの3回分につきましては、基本的には年に1回のノロウイルスの定期検査を行います。この検査において、陽性者が発生した場合については、全員が陰性になるまで検査を行うため、その費用として3回分の検査費用を措置しておりましたが、対象者が出なかったため、その検査費用が不用額となっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 9番 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 不用額200万円というのは、当初予定分125名分ということで理解してよろしいわけですね。

それで、これは恐らく補助金を使った事業になっていたと思うんですけども、私のほうにもぜひ今年も続けてくれと、非常に助かったという声が届いているんですけども。

今年、令和5年11月からこれがまたできる体制を整えているのか、あるいはまだ協議中なのか、そのあたりちょっと、今年のことになるんですけども、進行しているのであれば、伺い

たいと思います。

ノロウイルスについては、課長言われたとおり、1回検査して陽性が出た場合には、さらに追加で検査していくということで、これだけ出たんですよという話ですので、これは理解しました。

では、塾のほうだけお願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、お答えいたします。

中城村のこの学習塾の受講料助成事業につきましては、当初この事業につきましては、外出自粛等の影響によって、日常の学習環境側で、学習の遅れを取り戻そうと勉強に取り組む生徒を応援し、コロナ禍でも頑張る子育て世帯の経済的負担を軽減することを目的に、この事業を開始しております。

令和4年度までにつきましては、そのような状況がありましたので、コロナ交付金の活用をし、事業を行ってきました。

令和5年度におきましては、コロナも大分収束しておりますし、その状況においては、5年度につきましては、今のところ現状に戻ってきているということで、事業化については考えておりません。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

5番 新垣議員。

○5番 新垣貞則議員 22ページ、不用額をお願いします。6款の保健体育総務費です。その18節負担金補助金です。これの不用額が87万8,010円出ています。

その説明の中で、総合型地域スポーツクラブ活動助成金86万3,000円。中城コミュニティスポーツクラブに対するスポーツ振興くじ助成事業の助成交付額が確定通知の結果によるとありますけれども、日本スポーツ振興センターはスポーツ振興くじ助成事業で、なぜ中城コミュニティスポーツクラブは、交付決定しない

理由が分かりましたら、説明をお願いします。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 不用額22ページの保健体育費の不用額についてお答えいたします。

令和4年度から中城コミュニティースポーツクラブというのが立ち上がっておりますが、そちらの活動費に対しまして、スポーツ振興くじ助成事業を充てるということで考えていたんですが、こちらの実際の活動が、その規定に達していなかったということで、ゼロ査定ということで、そういう通知が来ております。

○議長 伊佐則勝 5番 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 ちょっと教えてもらいたいことがあるんですけども、このコミュニティースポーツクラブ、事務局の場所、それから、役員体制、事業内容です。それから、総会とか、そういった資料ありますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 ちょっと今持ち合わせていないので、お答えできないんですが、後で提供させていただいてよろしいでしょうか。

○議長 伊佐則勝 5番 新垣貞則議員。

○5番 新垣貞則議員 スポーツ振興くじ助成交付団体のほうが、交付していない理由は書類の不備とか、それで役員がいないとか、そういった形で認めない場合があるんですよね。

ただ、そういった理由が知りたいものだから、せっかく108万ぐらいの助成金出したのに、全部認められていないですよ。それで、令和5年度も出していますので。なぜスポーツ振興センターは、2度交付決定を出していないかと、その理由を知りたいものです。これぐらいにしておきます。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

15番 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 それでは、質疑します。

170ページと一番下の扶助費、要保護、準要保護の助成事業、それから176ページにも中学校の要保護、準要保護の助成事業なんですけれども、若干不用額が出ています。どのような周知をしたかをお願いします。

それから、186ページの工事請負費のところ、ハンタ道の整備工事が470万余り出ていますけれども、その内訳をお願いします。

あと、190ページもお願いします。報酬の中にスポーツ指導員の報酬がありますけれども、内訳をお願いします。

その下の報償費の部活動指導員の謝礼金がありますけれども、この2点の内訳をお願いします。

○議長 伊佐則勝 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。決算書の170ページ、176ページ目の要保護、準要保護の生徒奨励費の不用額についての周知方法について答弁いたします。

周知方法につきましては、入学説明会や学校での入学式での説明資料の中にも同封して、そこでも周知を行っております。また、本村のホームページで、広報におきましては、この申請前のほうの月の広報に掲載して、周知を行っております。以上です。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 まず、ハンタ道の186ページの繰越しに関してなんですけれども、確認なんです、内訳というのは委託とか工事費ということでしょうか。

はい、ちょっとお待ちください。

委託に関しまして、実施設計と施工監理の委託です。こちらのほうが343万5,286円で、工事に関しましては、1,224万円となっております。

失礼しました。それと、190ページのスポーツ推進委員の報酬の中身に関しましては、一応12人スポーツ推進委員おまして、年額5万円。そのうち、途中で加わった方もいらっしゃいま

して、端数が出ております。

それと、部活指導員に関しましては、年額6万円の14名となっております。

○議長 伊佐則勝 15番 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 ハンタ道についてですけれども、今回、明繰ですけれども、R5年度で完了しますか。

○議長 伊佐則勝 生涯学習課長 渡久地 真。

○生涯学習課長 渡久地 真 お答えいたします。令和4年度の繰越し分に関しましては、もう工事ほぼ終わっておりまして、後は完了検査をする段階です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

これで質疑を終わります。

歳出11款、12款、13款、14款は一括して質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号は、総務常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第1号 令和4年度中城村一般会計歳入歳出決算認定については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

引き続き進めましょう。休憩しますか。

休憩します。

休 憩 (12時17分)

~~~~~

再 開 (14時00分)

○議長 伊佐則勝 再開いたします。

日程第3 認定第2号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、9月8日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

15番 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 お疲れさまです。

健康保険特別会計で、215ページの健康保険税ですけれども、一般会計のほうも質問しましたけれども、若干やはりこういうふうに出るんですけれども、この分についての取組、滞納分も含めてですけれども、滞納分が出ないような取組についてちょっとお願いします。

○議長 伊佐則勝 健康保険課長 島袋かおり。

○健康保険課長 島袋かおり お答えいたします。

未収額については、徴収員含め、日々電話催告や訪問などをして、今頑張っているところがあります。引き続き努力して、未収がなくなるようにしたいと思っております。

○議長 伊佐則勝 15番 石原昌雄議員。

○15番 石原昌雄議員 税額総額分は結構大きくなっているようであるんですけれども、たとえそれだけ大きな金額を徴収しながら、頑張っているところと思うんですけれども、あわせて、一般会計の村民税の部分もあったんですけれども、ここもやはり協力し合いながら、対象者は村民で、ほとんど同じですよ。同じ世帯に国保が行くか、村民税が行くか、固定資産税が行くかです。そういう部分も併せて頑張ってきてほしいと。

もちろん、村長はじめ三役も、やはり国保の徴収率のアップにも、一緒にやってほしいと思います。頑張ってください。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありますか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号は、総務常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第2号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第4 認定第3号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、9月8日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第3号は、総務常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第3号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、総務常任委員会に付託することに決定しました。

日程第5 認定第4号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、9月8日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第4号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第4号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第6 認定第5号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、9月8日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 それでは、不用額の説明書の中の27ページ、仮換地処分に向けた個

別説明会を実施するための案内文書等を送付予定だったが、実施できなかったため、不用額が生じたという理由が書かれていますが、説明会が実施できなかった理由とか原因というのは何があるのでしょうか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 お答えします。

令和4年度において、換地計画の作成業務を行い、全地権者の換地に対する面積及び権利のほうを作成いたしました。その中で、権利の補正関係で修正がございまして、この換地計画の全ての地権者の面積と清算金の徴収部分の数字がまだ固まらないものがありましたので、それで、現在遅れている状況であります。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 年度当初でやはり計画したと思うんですけども、それが実施できなかった。何か計算方法の修正というのは、何か具体的にもうちょっと詳しく説明できますか。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 区画整理事業のこの仮換地指定が、大体平成7年から10年の間に行われておるのですが、そのときの換地の形から所有者が変わった、分筆を行った、そういう関係で1筆に換地されていたものが、所有者が代わって、元の地番が分筆されていたとか、そういうもので、同じように換地ができない箇所が出てきてしまいまして、そういうものの補正を行って、その地権者と調整を行いながら、もう分割の換地になるということを説明を行いながら、換地を今調整している段階であります。

○議長 伊佐則勝 13番 新垣博正議員。

○13番 新垣博正議員 区画整理ももういいよ大詰めだと思いますので、最後の仕上げというような段階に入ってきているというように報告も受けていますので、しっかりと長期にわたってこの事業が進められた経緯がありますから、やはりその間には、所有者が変わったりい

ろいろ、これはある意味では想定できるような話だと私は思うんですけども、では、この事業の執行というのは、本年度に先送りされているのか、それよりももっと先になるのか、どうなのか、お答えください。

○議長 伊佐則勝 都市建設課長 呉屋克行。

○都市建設課長 呉屋克行 現在の工程からいきますと、令和6年9月を予定しております。換地処分公告が9月を予定しております。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第5号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第5号 令和4年度中城村土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第7 認定第6号 令和4年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、9月8日に説明済みですので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第6号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第6号 令和4年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8 認定第7号 令和4年度中城村水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について、9月8日に説明済みですので、

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第7号は、建設常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、認定第7号 令和4年度中城村水道事業会計決算認定については、建設常任委員会に付託することに決定しました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 (14時14分)

## 令和5年第5回中城村議会定例会（第20日目）

|                                |                 |                     |         |         |
|--------------------------------|-----------------|---------------------|---------|---------|
| 招 集 年 月 日                      | 令和5年9月8日（金）     |                     |         |         |
| 招 集 の 場 所                      | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |         |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時       | 開 議             | 令和5年9月27日（午前10時00分） |         |         |
|                                | 閉 会             | 令和5年9月27日（午前10時53分） |         |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）          | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号 | 氏 名     |
|                                | 1 番             | 小橋川 恵 美             | 9 番     | 大 城 常 良 |
|                                | 2 番             | 玉那覇 登               | 10 番    | 比 嘉 麻 乃 |
|                                | 3 番             | 比 嘉 護               | 12 番    | 金 城 章   |
|                                | 4 番             | 桃 原 清               | 13 番    | 新 垣 博 正 |
|                                | 5 番             | 新 垣 貞 則             | 14 番    | 新 垣 善 功 |
|                                | 6 番             | 安 里 清 市             | 15 番    | 石 原 昌 雄 |
|                                | 7 番             | 新 垣 修               | 16 番    | 伊 佐 則 勝 |
| 8 番                            | 屋 良 照 枝         |                     |         |         |
| 欠 席 議 員                        | 11 番            | 仲 松 正 敏             |         |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                  | 15 番            | 石 原 昌 雄             | 1 番     | 小橋川 恵 美 |
| 職務のため本会議<br>に出席した者             | 議会事務局長          | 比 嘉 保               | 議 事 係 長 | 辰 さおり   |
| 地方自治法第121<br>条の規定による<br>本会議出席者 | 村 長             | 浜 田 京 介             |         |         |
|                                | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             |         |         |
|                                | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             |         |         |
|                                | 総 務 課 長         | 大 湾 朝 也             |         |         |
|                                | 企 画 課 長         | 比 嘉 健 治             |         |         |
|                                | 教育総務課長          | 我 謝 慎太郎             |         |         |
|                                |                 |                     |         |         |
|                                |                 |                     |         |         |

## 議 事 日 程 第 6 号

| 日 程  | 件 名                                      |
|------|------------------------------------------|
| 第 1  | 認定第1号 令和4年度中城村一般会計歳入歳出決算認定について           |
| 第 2  | 認定第2号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について     |
| 第 3  | 認定第3号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 第 4  | 認定第4号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について    |
| 第 5  | 認定第5号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について   |
| 第 6  | 認定第6号 令和4年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第 7  | 認定第7号 令和4年度中城村水道事業会計決算認定について             |
| 第 8  | 議案第44号 令和4年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について       |
| 第 9  | 陳情第9号 学童クラブが抱える課題と解決を求める要望書              |
| 第 10 | 陳情第10号 健康保険証の存続を求める陳情                    |
| 第 11 | 意見書第3号 健康保険証廃止の中止等を求める意見書                |
| 第 12 | 決議第1号 植物ごみの減量化・資源化に向けた取組みへの決議書           |

## 議 事 日 程 第 6 号 の 追 加

| 日 程 | 件 名                          |
|-----|------------------------------|
| 第 1 | 議案第45号 令和5年度中城村一般会計補正予算（第4号） |

○議長 伊佐則勝 本日、仲松正敏議員より欠席届が出ております。本日欠席でございますので、一応報告しておきます。

おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

お諮りします。中城村長から議案第45号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第4号)が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認め、議案第45号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第4号)を日程に追加し、追加日程第1を議題とします。

追加日程第1 議案第45号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第4号)を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、議案第45号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第4号)について御提案申し上げます。

議案第45号

令和5年度中城村一般会計補正予算(第4号)

令和5年度中城村一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,995,593千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月27日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

| 款      | 項       | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|--------|---------|-----------|-------|-----------|
| 19 繰入金 |         | 165,558   | 1,000 | 166,558   |
|        | 2 基金繰入金 | 165,325   | 1,000 | 166,325   |
| 歳入合計   |         | 9,994,593 | 1,000 | 9,995,593 |

(歳出)

(単位：千円)

| 款       | 項       | 補正前の額     | 補正額   | 計         |
|---------|---------|-----------|-------|-----------|
| 2 総務費   |         | 1,567,973 | 1,000 | 1,568,973 |
|         | 1 総務管理費 | 1,353,703 | 1,000 | 1,354,703 |
| 歳 出 合 計 |         | 9,994,593 | 1,000 | 9,995,593 |

以上でございます。

○議長 伊佐則勝 休憩します。

休 憩（10時02分）

~~~~~

再 開（10時03分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。
大城議員。

○9番 大城常良議員 それでは、議案第45号
について質疑をいたします。

まず、追加説明にもあったとおり、8月8日に発生した山火事については多大な人命を失い、そして2,000棟以上の建物が損壊するなど、非常に甚大な被害を被りました。ハワイと中城というのも強い絆で結ばれている状態でありまして、早期に支援金を計上し、そしてこれを提出したことは、私は評価いたします。

そこで、支援金の100万円について、先ほど近隣市町村と均衡を図った上で100万円を出したということなんですけれども、この100万円について、提出した行政側としては妥当だということであるんですけれども、我々としてはちょっと低いのではないかなと思っているものですから、そのあたり、村として独自に計上する額というのは決められなかったのかどうか。そして、近隣市町村がこれぐらいだからということで、中城もこれにしようというような判断に至ったのか、その1点、伺います。

○議長 伊佐則勝 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、お答えします。

支援する金額について、基準というのはやはり額ですね、心からの被害に対するお見舞いな

ども含めてということでありまして、県や各市町村の状況も鑑みながら、村としては内部で検討した結果でございます、近隣の状況も踏まえた内容になっております。以上です。

○議長 伊佐則勝 大城常良議員。

○9番 大城常良議員 冒頭言いましたとおり、私はこれは誠実な対応だということで評価をしているんですけれども、金額的にちょっと不足かなという概念もあるものですから、ぜひこういう、二度とあってはいけない災害だと思いますけれども、もしそういう場面に出くわした場合には、しっかりとまた金額のほうも十分協議していただきたいなということでありまして。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかに質疑ありませんか。
（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、議案第45号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。
新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、議案第45号に対しまして賛同の立場から討論いたします。

ハワイマウイ島で発生した山火事は、島の自然環境と住民に甚大な被害をもたらしました。この災害によって多くの人々が家や職場を失い、生活に大きな影響を受けていると思います。

このような状況において、ハワイマウイ島火事支援金への賛同は、被災者を支援し、島の復興を後押しするためには不可欠というふうに考えます。この支援金が被災者の生活再建や島の自然環境の回復に役立てることを願い、賛同いたします。以上です。

○議長 伊佐則勝 ほかにございませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第45号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第4号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第45号 令和5年度中城村一般会計補正予算(第4号)は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩(10時09分)

~~~~~

再開(10時09分)

○議長 伊佐則勝 再開します。

日程第1 認定第1号 令和4年度中城村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 比嘉麻乃議員。

○総務常任委員長 比嘉麻乃議員 おはようございます。

令和5年9月27日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

総務常任委員会

委員長 比 嘉 麻 乃

### 委員会審査報告書

認定第1号 令和4年度中城村一般会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和4年度中城村一般会計歳入歳出決算認定は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

なし

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

下記事項における意見を付け、令和4年度中城村一般会計歳入歳出決算認定を認定すべきものと決定した。

記

・総務課

自主防災組織の全自治会設置促進に向けての説明を積極的に行うこと。

・住民生活課

植物ごみの処理費用の削減と資源化・減量化に向けた実現的取組を行うこと。

・まちづくり推進課

①中城中学校の移転、整備にあたっては、災害発生時の避難経路の検討をし、ハードとソフトの両面で災害に強い施設整備が求められる。

②将来にわたって健全な財政運営が保たれるよう定期的な検証と改善を図ることを求める。

○議長 伊佐則勝 これまで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和4年度中城村一般

会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第1号 令和4年度中城村一般会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第2 認定第2号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。  
総務常任委員長 比嘉麻乃議員。

○総務常任委員長 比嘉麻乃議員 それでは、  
読み上げて御報告いたします。

令和5年9月27日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

総務常任委員会

委員長 比 嘉 麻 乃

委員会審査報告書

認定第2号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和4年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定は審査の結果、  
次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

- 1 違法と認める事項  
なし
- 2 不当と認める事項  
なし
- 3 特に留意すべき事項  
なし
- 4 監査委員の審査意見に対する意見  
なし
- 5 その他  
なし

○議長 伊佐則勝 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第2号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御

異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第2号 令和4年度中城村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第3 認定第3号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

総務常任委員長 比嘉麻乃議員。

○総務常任委員長 比嘉麻乃議員 それでは、読み上げて御報告いたします。

令和5年9月27日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

総務常任委員会

委員長 比 嘉 麻 乃

#### 委員会審査報告書

認定第3号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定は審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

なし

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

下記事項における意見を付け、令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を認定すべきものと決定した。

- ・後期高齢者のほり・きゅう助成を今後も継続すること。

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

休憩します。

休憩（10時20分）

~~~~~

再開（10時20分）

○議長 伊佐則勝 再開します。

質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第3号 令和4年度中城村後期

高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第3号 令和4年度中城村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第4 認定第4号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 新垣貞則議員。

○建設常任委員長 新垣貞則議員 それでは、読み上げて報告いたします。

令和5年9月27日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

建設常任委員会
委員長 新 垣 貞 則

委員会審査報告書

認定第4号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和4年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

- 1 違法と認める事項
なし
- 2 不当と認める事項
なし
- 3 特に留意すべき事項
なし
- 4 監査委員の審査意見に対する意見
なし
- 5 その他
なし

○議長 伊佐則勝 これまで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑

を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第4号 令和4年度中城村公共

下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第4号 令和4年度中城村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい

ては認定することに決定しました。

日程第5 認定第5号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 新垣貞則議員。

○建設常任委員長 新垣貞則議員 それでは、読み上げて報告いたします。

令和5年9月27日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

建設常任委員会

委員長 新 垣 貞 則

委員会審査報告書

認定第5号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定は、審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

1 違法と認める事項

なし

2 不当と認める事項

なし

3 特に留意すべき事項

なし

4 監査委員の審査意見に対する意見

なし

5 その他

なし

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第5号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。こ

の決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第5号 令和4年度中城村土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第6 認定第6号 令和4年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 新垣貞則議員。

○建設常任委員長 新垣貞則議員 それでは、読み上げて報告いたします。

令和5年9月27日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

建設常任委員会

委員長 新 垣 貞 則

委員会審査報告書

認定第6号 令和4年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定

本委員会に付託された令和4年度中城村污水处理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定は審査の結果、次の意見をつけて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いた

します。

(別紙)

- 1 違法と認める事項
なし
- 2 不当と認める事項
なし
- 3 特に留意すべき事項
なし
- 4 監査委員の審査意見に対する意見
なし
- 5 その他
なし

○議長 伊佐則勝 これまで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから認定第6号 令和4年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第6号 令和4年度中城村汚水処理施設管理事業特別会計歳入歳出決算認定については認定することに決定しました。

日程第7 認定第7号 令和4年度中城村水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本件について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 新垣貞則議員。

○建設常任委員長 新垣貞則議員 それでは、読み上げて報告いたします。

令和5年9月27日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

建設常任委員会

委員長 新 垣 貞 則

委員会審査報告書

認定第7号 令和4年度中城村水道事業会計決算認定

本委員会に付託された令和4年度中城村水道事業会計決算認定は審査の結果、次の意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

(別紙)

- 1 違法と認める事項
なし
- 2 不当と認める事項
なし
- 3 特に留意すべき事項
なし
- 4 監査委員の審査意見に対する意見
なし
- 5 その他
なし

○議長 伊佐則勝 これでは委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから認定第7号 令和4年度中城村水道事業会計決算認定についてを採決します。

この決算に対する委員長報告は認定です。この決算は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、認定第7号 令和4年度中城村水

道事業会計決算認定については認定することに決定しました。

日程第8 議案第44号 令和4年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本案について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 新垣貞則議員。

○建設常任委員長 新垣貞則議員 それでは、読み上げて報告いたします。

令和5年9月27日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

建設常任委員会
委員長 新垣 貞 則

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第44号	令和4年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分について	原案可決

○議長 伊佐則勝 これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第44号 令和4年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分についてを採決し

ます。

本案における委員長報告は原案可決です。本案は委員長報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第44号 令和4年度中城村水道事業未処分利益剰余金の処分については原案のとおり可決されました。

日程第9 陳情第9号 学童クラブが抱える課題と解決を求める要望書を議題とします。

令和5年9月27日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

文教社会常任委員会
委員長 安里 清市

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、審査中の事件について、次のとおり閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第75条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 : 学童クラブが抱える課題と解決を求める要望書
- 2 理 由 : 本定例会中での調査が進まず、閉会中での調査及び審査を必要とするため

文教社会常任委員会委員長から、お手元に配付しました別紙のとおり、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって継続審議の申出がありますので、申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第10 陳情第10号 健康保険証の存続を求める陳情及び日程第11 意見書第3号 健康保険証廃止の中止等を求める意見書については関連しますので、一括議題にしたいと思います

が、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、日程第10及び日程第11については一括議題といたします。

本件について、委員長報告及び趣旨説明を求めます。

総務常任委員長 比嘉麻乃議員。

○総務常任委員長 比嘉麻乃議員 それでは、読み上げて御報告いたします。

令和5年9月27日

中城村議会議長 伊佐 則勝 殿

総務常任委員会
委員長 比 嘉 麻 乃

委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

番 号	付 託 年月日	件 名	審査の結果
陳情第10号	9月8日	健康保険証の存続を求める陳情	採択

意見書第3号

令和5年9月27日

中城村議会
議長 伊 佐 則 勝 殿

提案者
中城村議会総務常任委員会
委員長 比 嘉 麻 乃

健康保険証廃止の中止等を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提案理由

国においては、健康保険証の廃止により健康保険証を持たず、保険診療を受けられない人が生じ

ないよう、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化について、中止を含め見直すことを強く要望するため。

健康保険証廃止の中止等を求める意見書（案）

健康保険証の廃止により健康保険証を持たず、保険診療を受けられない人が生じないよう、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化について、中止を含め見直すことを強く要望する。

理由

マイナンバーカードをめぐる問題が続出するなか、マイナンバーカードと健康保険証の一体化などを盛り込んだ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案が、令和5年6月2日の参議院本会議で可決、成立した。

マイナンバーカードの取得は任意とされてきたにもかかわらず、健康保険証と一体化させることによって、マイナンバーカードの利用を国民に強制することにつながる重大な方針転換であるが、法案の可決後も個人情報に関わる問題などが次々と明らかになっており、十分な審議が尽くされたとは到底思えない。

健康保険証の廃止に対する反対の世論が高まるなか、共同通信社が実施した全国電話世論調査によると、現在の健康保険証を廃止しマイナンバーカードに一体化する政府方針に関し、延期や撤回を求める声が計72.1%に上ったと報道されている。また、全国保険医団体連合会が行った健康保険証の廃止に伴う高齢者施設等への影響調査によると、9割以上の施設で利用者のマイナンバーカードの管理ができないと回答している。

健康保険証の廃止は、国民皆保険制度の根幹を破壊する重大問題に発展しかねず、政府の冷静な判断が求められています。

よって、国においては、健康保険証の廃止により健康保険証を持たず、保険診療を受けられない人が生じないよう、健康保険証の廃止とマイナンバーカードへの一体化について、中止を含め見直すことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月27日
沖縄県中城村議会

(あて先)

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 厚生労働大臣 デジタル大臣

○議長 伊佐則勝 これらで委員長報告及び趣旨説明を終わります。

これから陳情第10号及び意見書第3号の委員長報告及び趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから陳情第10号に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第10号 健康保険証の存続を求める陳情を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、陳情第10号 健康保険証の存続を求める陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

続きまして、ただいま議題となっております意見書第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第3号は、委員会付託を省略します。

これから意見書第3号に対する討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから意見書第3号 健康保険証廃止の中止等を求める意見書を採決いたします。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第3号 健康保険証廃止の中止等を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第12 決議第1号 植物ごみの減量化・資源化に向けた取組みへの決議書を議題とします。

本件について、提出者の趣旨説明を求めます。新垣 修議員。

○7番 新垣 修議員 それでは、読み上げて決議第1号の提案理由を述べます。

決議第1号

令和5年9月27日

中城村議会

議長 伊 佐 則 勝 殿

提出者

中城村議会議員 新 垣 修

賛成者

中城村議会議員 桃 原 清

中城村議会議員 比 嘉 麻 乃

中城村議会議員 新 垣 博 正

中城村議会議員 大 城 常 良

植物ごみの減量化・資源化に向けた取組みへの決議書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

先進的地域を見据え浦添市への広域化移行を前に、植物ごみ処理費用の削減・資源化・減量化に向けて、早期実現の取組みを行うため

植物ごみの減量化・資源化に向けた取組みへの決議書（案）

令和4年度における「ごみ焼却施設青葉苑」への総搬出量は6,515トンで、その種別の可燃ごみの量は、5,870トンで90%を占めております。その内、可燃ごみに含まれる「木・竹・わら類」いわゆる植物ごみの量は、14%を占めており、その重量は822トンになっております。焼却施設「青葉苑」は中城村と北中城村の組合施設として運営されており、搬入量割・人口割・均等割で定められた負担金額を両村の一般会計予算から運営費に充てております。

822トンに関わる処理費用金額は約2,500万円で算出され実績翌年度に本村の一般財源より組合施設に負担金として支出されます。

植物ごみの現状は、分別されずに可燃ごみとして焼却されており、年々増加の一方となって処理費用は財政負担にも大きな影響を与えており早急に実効性のある取組を図ることで「植物ごみ」の処理費用の抑制にもつながり、村財政の健全化にも大きく寄与するものと考えます。

また、植物ごみの減量化に向けた取組みを実現させるにあたっては、村の環境負荷の低減にもつながり資源循環型社会の形成に向けて有効性のある取組みの方策として期待されます。

よって本村議会では、先進的地域を見据え、浦添市への広域化移行を前に、植物ごみ処理費削減・資源化・減量化に向けて、早期実現の取組みを行うよう要望いたします。

以上決議します。

令和5年9月27日

沖縄県中城村議会

宛先

中城村長

○議長 伊佐則勝 これでは提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 伊佐則勝 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

ただいま議題となっております決議第1号は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、決議第1号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから決議第1号 植物ごみの減量化・資源化に向けた取組みへの決議書を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、決議第1号 植物ごみの減量化・資源化に向けた取組みへの決議書は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 伊佐則勝 「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これで本定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

閉 会 (10時53分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 伊 佐 則 勝

中城村議会議員 石 原 昌 雄

中城村議会議員 小橋川 恵 美